

JILPT 資料シリーズ

No.101 2012年3月

# 職業分類の改訂記録

## —厚生労働省編職業分類の2011年改訂—



独立行政法人 労働政策研究・研修機構  
The Japan Institute for Labour Policy and Training

## 職業分類の改訂記録

－厚生労働省編職業分類の2011年改訂－

## まえがき

2011年6月、厚生労働省は職業紹介業務に使用する職業分類の改訂版を公表した。今回の改訂は、1953年に当時の労働省が職業辞典の形で職業分類を初めて作成してから4回目に当たる。本機構は、厚生労働省から職業分類の改訂に関する研究要請を受けて、2007年度から研究会や委員会を設置して改訂案の作成作業に携わってきた。これらの研究会・委員会に委員として参加していただいた方々に改めてお礼を申し上げる。

本書は今回の改訂作業の記録である。目次を見ると、厚生労働省編職業分類の改訂に関する記述だけではなく、日本標準職業分類と国際標準職業分類のそれぞれの改訂にも1章ずつ割かれ、奇異に感じられるかもしれないが、この構成は厚生労働省編職業分類の特徴を端的に表している。

厚生労働省の職業分類は、職業紹介業務だけではなく、職業安定業務統計においても職業の基準として使用されることから、分類体系の上位段階（大・中分類）の項目は日本標準職業分類に準拠して設定されている。その日本標準職業分類は、職業別統計を作成するときの国際基準である国際標準職業分類との整合性に配慮して改訂が行われている。

つまり、国際標準職業分類が職業分類の国際基準を定め、それを考慮して日本標準職業分類が改訂され、更に日本標準職業分類の改訂結果に準拠して厚生労働省編職業分類の改訂が行われるというサイクルが成立している。三者は密接に関連しており、ひとり厚生労働省編職業分類の改訂記録だけでは改訂の全体像を明らかにすることはできない。そのため本書では日本標準職業分類と国際標準職業分類のそれぞれの改訂過程についても詳しく記述している。

本書が職業分類に関心のある方々の参考になることがあれば望外の喜びである。

2012年3月

独立行政法人 労働政策研究・研修機構  
理事長 山口 浩一 郎

執筆担当者

にし ざわ ひろし  
西 澤 弘

労働政策研究・研修機構主任研究員

# 目 次

## 序 章

1. 職業分類とは何か	1
2. 職業分類の相互関係	2
3. 改訂記録の意義	5
4. 本書の構成	5

## 第1章 国際標準職業分類の2008年改訂

はじめに	7
1. 改訂の過程	10
(1)改訂の体制	10
(2)改訂の範囲と課題	12
2. 改訂の内容	15
(1)一般原則の見直し	15
(2)分類項目の見直し	18
(3)分類項目の増減	24
3. 改訂案の採択	26

## 第2章 日本標準職業分類の2009年改訂

はじめに	27
1. 日本標準職業分類の位置づけ	32
(1)行政と職業分類	32
(2)統計基準としての設定	33
2. 改訂の基本方針	34
(1)改訂の体制	34
(2)改訂の課題	34
(3)改訂の基本的方向	37
3. 検討の過程及び改訂の内容	38
(1)一般原則の見直し	39
(2)分類項目の見直し	42
(3)分類体系全体に関する事項	69
(4)統計委員会の答申	71

## 第3章 厚生労働省編職業分類の2011年改訂

はじめに	72
1. 労働行政における職業分類の使用	75
2. 職業安定法と職業分類	77

(1)職業安定法の改正	77
(2)官民間の職種分類の違い	79
(3)職業分類の共有化に関する議論	80
3. 改訂の課題	81
(1)日本標準職業分類との整合性から生じる問題	81
(2)厚生労働省の職業分類に固有な問題	83
4. 改訂の工程と基本方針	85
(1)改訂作業の工程	85
(2)改訂の基本方針	87
(3)改訂作業で使用した資料	99
5. 検討の過程及び改訂の結果	100
(1)凡例の見直し	100
(2)細分類項目の見直し	104
(3)大・中・小分類項目の見直し	114
(4)新職業分類表の公表	120
終章	
1. 改訂の焦点	121
2. 今後の課題	124
参考文献	127
付表及び資料	
付表1 職業分類の主要概念及び一般原則	129
付表2 職業分類の国際基準と我が国の職業分類	139
付表3 国際標準職業分類（ISCO-08）のスキルレベル	144
付表4 細分類項目改訂素案総括表	145
付表5 分類項目新旧対照表	155
付表6 厚生労働省編職業分類（2011年改訂）と日本標準職業分類（2009年改訂）との 分類項目比較表	231
資料 改訂作業関係者	242

## 序 章

### 1. 職業分類とは何か

職業分類とは、一定の標識を有する職務を集めて職業を構成し、それに名前を付け、それらの職業を一定の順序で配列したものである。この定義を分かりやすく言い換えると、類似している職務を集めて職業のカテゴリーを作成し、それに名前を付け、更にそれらを束ねて体系化・階層化したものが職業分類であると言える。まず、職業分類に関する主要概念を簡単に説明しよう（付表1参照）。

#### 1. 分類の単位

分類の適用単位は、一般的には職務(job)である。職務とは、一人の人に割り当てられた、ひとまとまりの仕事とそれに伴う責任を指している。職務は現在の仕事だけではなく、過去の仕事（職務経歴など）や将来の仕事（求人仕事など）にも適用される。職業分類は職務を分類するものであるが、個人に対してはその仕事を通じて適用することから、雇用者であるか、あるいは自営業者であるかなどの個人の従業上の地位やその職務が遂行される産業分野は職務に関係しない。

#### 2. 分類項目

職業分類上の分類項目（=職業）と現実の職務とは一対一に対応しているわけではない。現実の職務のうち類似しているものを束ねてひとつの分類項目が作成される。したがって分類項目は複数の職務をグループ化したものであり、職業のカテゴリーである。通常、各カテゴリーに含まれる職務の共通性を反映した名称を項目名にすることが多い。

#### 3. 分類基準

職業分類上の職業とは、職務の内容である仕事や課せられた責任を遂行するために求められる知識、技術、技能などの類似している職務を束ねたものである。職務が類似しているかどうかを判断するための基準を類似性基準あるいは分類基準という。類似性基準は、最小単位の分類項目を決定する際の指針として用いられるだけでなく、最小単位の分類項目をより大きな職業カテゴリーである上位分類の項目に集約する際の指針としても用いられる。更に分類の枠組みや分類項目の配列に用いられることもある。このように類似性基準は分類の性格を決定し、分類項目の構成、位置づけ、配列を決める役割を負っていることから、類似性を判断する基準として何を採用するかは職業分類の作成や改訂にあたって極めて重要な課題である。代表的な類似性基準には、職務の遂行に必要な知識、スキル、生産される財・サービスの種類、使用する道具・機械器具・設備などがある。

#### 4. 職業の決定原則

一人の人が複数の職務に従事している場合、通常、職業分類上の複数の分類項目に該当するが、ひとつの職務だけに従事している場合であっても複数の分類項目に該当することがある。人と職業との一対一の対応を原則としている場合には、ひとつの職業に決定するための原則が必要である。この場合の原則は、通常、従事する時間の長いもの、あるいは報酬の多いものによる。

職業分類の歴史はせいぜい150年程度に過ぎない。意外に短い。その理由はふたつある。ひとつは歴史的な背景である。職業が未分化な状況では職業分類を作成する動機がそもそも生じにくい。社会的分業による生産活動が発展して職業の分化が顕著に見られるようになったのは、16世紀半ば以降のことである。職業はまず農業と工業との分離に始まり、続いて工

業では作業場内分業に対応した職業の分化（労働の専門化）へと発展している。もうひとつの理由は職業分類の作成目的である。当初、職業分類は統計調査結果を職業別に表示するための職業の基準として用いられた。社会的分業の範囲が拡大し、それを職業の面から把握するための調査が各国で実施され、そのために職業分類が必要とされた。そのような調査が行われるようになったのは1800年代中頃以降のことである。

初期の職業分類は、職業と産業の概念が未分化であったため、1893年の第4回国際統計協会会で受理されたベルティオンの職業分類案<sup>1</sup>においても、また、1920年の我が国の第1回国勢調査用職業分類においても、大分類は産業分類的な項目で構成されていた。これらの職業分類は産業を単位にして職業を束ね、産業分類的職業分類という性格を持っていた。職業分類と産業分類を明確に区分する考え方が共有されるようになったのは、1923年の第1回国際労働統計家会議以降のことである。同様に、職業と従業上の地位も明確に区分すべきであるとの考え方が次第に浸透し、職業は産業や従業上の地位とは異なるものとして取り扱われるようになった。その結果、職業分類は産業分類的な視点や従業上の地位分類的な要素を排除して、職業の純化を求める方向に進んできている。

## 2. 職業分類の相互関係

職業分類をその利用目的によって分けると、統計目的の職業分類と実務利用の職業分類に大別できる。統計調査の結果を職業別に表示する際の職業の基準として用いられるのは前者であり、職業紹介や職業ガイダンスなどで使用されるのは後者である。利用目的が異なることから、それぞれ別個の職業分類が作成されている<sup>2</sup>。

総務省の作成している日本標準職業分類は、統計目的のための職業分類である。この分類は、我が国における標準的な統計基準のひとつとして、統計の正確性と客観性を保持し、統計の相互比較性と利用度の向上を図る目的で1960年に設定されて以降、これまで4回改訂が行われている。他方、厚生労働省の職業分類は、公共職業安定所の職業紹介業務だけでなく、業務統計の職業別表示、雇用対策業務などの実務と統計の両方に使用されている。1953年に初めて作成され、これまでに3回改訂されている。

各国がそれぞれ独自に職業分類を作成する一方、国際労働機関（以下ILOという。）は各

---

1 ベルティオン（Jacques Bertillon）は国際標準職業分類の先覚的提唱者のひとりである。彼はヨーロッパ各国間の職業統計を容易に国際比較できるようにするため、1872年の第8回万国統計会議で職業分類の試案を提示した。その後、1893年の第4回国際統計協会では職業分類草案が受理されている。この分類草案は、原料の生産、原料の変形と利用、行政・自由業、その他の職業の4大綱の下に、それぞれに対応する、土地表面・水面の開拓（農林漁業）、工業（製造業）、公権力（陸海軍、警察）、家事労働（妻、門番、馬丁など）などの12の大分類で構成されていた。更に、ベルティオンは1895年の第5回国際統計協会会で職業分類草案の4大綱を再編した産業分類を提案している。これを契機に職業分類と産業分類は経済活動の相異なる2つの面であるとの認識が次第に広まった。

2 欧米の主要国では1990年代以降、利用目的に応じてそれぞれ別個に作成されていた職業分類に代わって、統計利用・実務利用のいずれにも使用する共通の職業分類を作成する方向に政策転換している。



国の職業別統計を国際比較する際の職業に関する国際基準として国際標準職業分類（International Standard Classification of Occupations、以下ISCOという。）を1958年に設定し、これまで2回改訂を行っている。

これら3つの職業分類は、それぞれ独自性を有しながらも、相互に密接な関連をもって発展してきた。その接点は以下の通りである。

### **(1)厚生労働省の職業分類<sup>1</sup>と日本標準職業分類**

厚生労働省の職業分類は大・中・小・細分類の4段階分類であるが、そのうち上位分類（大・中分類）は日本標準職業分類の大・中分類に準拠して設定されている。小分類についても原則として日本標準職業分類の小分類に対応している。このような対応関係を保持しているのは、厚生労働省の職業分類が業務統計の職業別集計にも使用されていることによる。国勢調査を始めとする公的統計の職業別表章には日本標準職業分類が用いられており、これらの統計と職業安定行政の業務統計との相互比較・照合を行うためには日本標準職業分類に準拠して上位分類を設定する必要があったからである。このため大・中分類項目は、項目内容、項目数、項目の配列順の点で日本標準職業分類に完全に一致している。しかし、小分類項目は、日本標準職業分類に設定されていなくても職業紹介業務で取扱件数の多い職業を小分類に設定している関係で、原則として分類項目の対応を確保することに止まっている。日本標準職業分類の大・中・小分類に準拠する方針は第1回改訂で採用され、以後、その方針が堅持されている。

### **(2)日本標準職業分類と国際標準職業分類**

ISCOは統計目的の職業分類であるが、各国の同種の職業分類とは明らかに異なる観点から作成されている。職業分類は、通常、帰納的手法を用いて作成される。この方法では、まず、最小単位の分類項目を設定し、それを束ねて上位項目を設定し、更にそれを集約する作業を繰り返して最終的に階層を持った分類体系が構築される。これに対してISCOは演繹的手法で作成されている。この方法では、まず最初に大分類項目を設定する。次に加盟国の報告などを考慮して、大分類の下位に配置されるべき中分類、更にその下位に配置されるべき小分類が順に決定され、最終的に階層を持った分類体系が作成される。

各国の職業分類にはその国の経済発展の状況を反映した特徴的な職業が設定されている。他方、ISCOに設定されているのは、各国に広く見られる職業や多くの国に共通して見られる職業である。このためISCO体系をそのままの形で各国の特有な状況に適用することは容易ではない。また、ILOは各国に対してそれぞれの職業分類とISCO体系との高次の整合性を求めているわけでもない。ISCO体系は職業分類のひとつの考え方であり、その分類概念や分類項目を各国が受け入れることができれば、各国の職業別データの国際比較が容易にな

---

1 本書では、2001年の中央省庁の再編統合前に旧労働省が作成・改訂した職業分類を「労働省編職業分類」、その2011年改訂版を「厚生労働省編職業分類」と表記する。

るという意味での国際モデルである。

日本標準職業分類は、1979年改訂版まで、ISCOの1958年版/1968年改訂版との大分類における項目の対応を確保していたが、1988年にISCOが分類基準にスキル概念を導入したことからISCOの大分類項目との対応を確保することが難しくなった。このため1986年以降の改訂では1968年版ISCOに準じた大分類項目を維持しながらも、国際比較性の向上の観点からISCOの考え方のうち採用できるものがないかどうかの検討が行われている。

### (3)改訂のサイクル

三者の改訂時期は以下の3回の周期に分けることができる（付表2参照）。

#### ①第1次周期

1958年ISCO設定 → 1960年日本標準職業分類の設定（大分類はISCOに対応） → 1965年労働省編職業分類の改訂（1960年改訂版日本標準職業分類の大・中分類に準拠）

ISCOにおける分類の対象は個人の従事する仕事の種類である。日本標準職業分類はこの考え方をそのまま導入している。労働省編職業分類は1965年の改訂において、それまで分類の枠組みとしていた米国労働省の職業分類に代わって日本標準職業分類の大・中分類に準拠する方針を採用した。

#### ②第2次周期

1968年ISCO改訂 → 1970/1979/1986年日本標準職業分類の改訂（大分類はISCOに対応） → 1986年労働省編職業分類の改訂（1986年改訂版日本標準職業分類の大・中分類に準拠）

ISCOの1968年改訂は分類の概念・枠組みを変えずに職業の実態に合わせた部分改訂であった。そのため日本標準職業分類の改訂は、社会経済情勢の変化に伴う職業の変化に適合させるための分類項目の見直しに止まった。労働省編職業分類は大・中分類を日本標準職業分類に準拠して設定するという方針のもとに改訂が行われた。

#### ③第3次周期

1988年ISCO改訂 → 1997年日本標準職業分類の改訂（1988年版ISCOの新分類概念（スキル）を採用せず） → 1999年労働省編職業分類の改訂（1997年改訂版日本標準職業分類の大・中分類に準拠）

ISCOは職務の類似性を判断する基準として新たにスキル概念（スキルレベル、スキル分野）を導入した。大分類の配列にはスキルレベルの基準が適用され、新大分類「テクニシャン、準専門的職業従事者」が設定された。このスキルレベルの概念とその適用は我が国の職業の実態にそぐわないことから日本標準職業分類の改訂ではスキルレベルを採用せず、従来の分類基準を踏襲して分類項目の見直し作業が行われた。労働省編職業分類は日本標準職業

分類に準拠して大・中分類を設定するという方針を引き続き採用して改訂が行われた。

### 3. 改訂記録の意義

2008年にISCOの改訂が行われ、第4次の周期が始まった。ISCOの改訂に続いて、2009年に日本標準職業分類の5回目の改訂が、2011年には厚生労働省編職業分類の第4回改訂がそれぞれ行われた（図表1）。

本書は厚生労働省編職業分類の2011年改訂の記録である。改訂作業の記録を残すことにはふたつの意味合いがある。それらは改訂記録の役割とも言える。第一は職業分類の利用者に対する役割である。改訂版職業分類表には改訂内容の解説が掲載されているが、解説は主な改訂点を対象とし、その記述は極めて簡単である。解説の対象になっていない改訂箇所については改訂理由が明らかにされておらず、改訂理由が明記されているものについても十分な解説が行われているわけではない。改訂版職業分類表の利用者が今回の改訂結果を正しく理解するためには、結果に至った過程の議論を明らかにする必要がある。

第二は職業分類の作成者に対する役割である。厚生労働省編職業分類は日本標準職業分類の上位分類に準拠して分類項目が設定されている関係で、日本標準職業分類の改訂時期に合わせて、10年程度の間隔で改訂が行われている。本書に記述された、職業分類の主な概念、これまでの改訂の要旨、今次改訂の詳細な内容の3点は、職業分類を理解するための、言わば足場であり、次回改訂はこの足場の上に立って作業を進めることができる。

### 4. 本書の構成

上述したように、国際標準職業分類、日本標準職業分類、厚生労働省編職業分類の三者間には密接な相互関連があり、厚生労働省編職業分類の改訂内容を理解するためには日本標準職業分類の改訂内容を理解する必要がある。また、日本標準職業分類の改訂では国際比較性の向上が掲げられているので、国際標準職業分類の改訂内容を理解することが欠かせない。つまり、厚生労働省編職業分類の改訂過程を記述するためには、日本標準職業分類と国際標準職業分類のそれぞれの改訂過程も明らかにする必要がある。

本書は厚生労働省編職業分類の2011年改訂の記録であるが、以上の理由から、日本標準職業分類と国際標準職業分類のそれぞれについても改訂過程を明らかにした。記述に統一性を持たせるため、それぞれの改訂に関する記述は、以下の3点を中心にしている。

- ①改訂の課題として取り上げられた問題は何か。
- ②改訂作業はどのような方針のもとで行われたのか。
- ③見直しはどのような観点から行われ、どのような結果になったのか。

以下の章では、国際標準職業分類、日本標準職業分類、厚生労働省編職業分類の順に改訂過程を記述する。

図表1 職業分類の改訂の流れ

	国際標準職業分類	日本標準職業分類	厚生労働省編職業分類
2003年 (12月)	国際労働統計家会議決議案 (ISCO-88の改訂を2007年末までに終了することをILOに求める)		
2004年度  2005年度	↓	日本標準職業分類に関する調査研究(総務省)  ↓	公共職業安定所における職業分類の運用に関する調査
2007年度 (12月)	ILO労働統計専門家会議 (ISCO-08の採択)	職業分類検討委員会 (改訂諮問原案の検討・作成)	職業分類研究会 (職業分類の共有化に関する検討)
(2008年 3月)	ILO理事会：労働統計専門家会議報告の承認	↓	↓
2008年度  (2009年 3月)		改訂諮問案	職業分類改訂委員会 (細分類項目の見直し)
(4月)		↓	↓
2009年度  (8月) (12月)		〔統計委員会への諮問〕 統計委員会統計基準部会における審議(改訂諮問案の検討)  ↓ 〔統計委員会の答申〕 総務省：日本標準職業分類の統計基準としての設定・公示	職業分類改訂委員会 (大・中・小分類項目の見直し、細分類の記述)  ↓ 分類項目改訂案
2010年度  (2011年 3月)			(細分類の記述)  ↓ 改訂案 厚生労働省：労働政策審議会における改訂案の報告
2011年度(6月)			新職業分類の公表

## 第1章 国際標準職業分類の2008年改訂

### はじめに

国際標準職業分類は、国際労働機関が次の目的を掲げて作成している職業分類の国際基準である。

- ①各国の職業に関する統計データを国際比較できるように、統計調査結果を職業別に表示する際の職業の枠組みを提供する。
- ②自国の職業分類をまだ作成していない国だけでなく、現在使用している職業分類を改訂しようとしている国に対して職業分類のモデルを提供する。
- ③政策の立案や調査研究などの各種の目的のために必要な職業データを収集する際の職業の枠組みを提供する。

ISCOは1958年に設定され、これまで2回改訂が行われている。ここでは、まず今回の改訂に至るまでの道筋を簡単に振り返ってみよう。

#### (1)国際標準職業分類の設定（1958年）

ISCOの起源は1923年に遡る。この年、ILOの後援で第1回国際労働統計会議（International Conference of Labour Statisticians、以下ICLSという。）が開催され、国際職業分類の問題がILOで初めて取り上げられた。この会議では、就業者は先ずその雇用されている産業によって、次に各産業における職業によって、それぞれ分類されるべきであり、そのための産業分類と職業分類を別々に作成する必要があるとの点で意見が一致した<sup>1</sup>。しかし、当時は具体的な職業分類を提案するところまでには至らなかった。

ICLSで具体的な措置がとられたのは1947年以降のことである。この年に開催された第6回ICLSは、ILO理事会に対して、国際標準職業分類の設定に関する問題を研究するように求める決議案を採択した。この決議案を受けて1948年にILO理事会は第7回ICLSで国際標準職業分類を議題にすることを決定した。

1949年の第7回ICLSには国際職業分類草案（大・中分類）が提出され、このうち大分類項目だけが採択された。また、この会議では、分類項目の設定に関する次の基本原則が採択された。

1. 職業の分類基準は、経済活動の種類や従業上の地位には関係せず、個人の遂行する手職trade、専門的業務 profession、又は仕事の種類 type of work performed とする<sup>2</sup>。

1 2ページの脚注1参照

2 同じ考え方は既に第6回ICLSで表明されている（職業とは、個人の従事する手職 Trade、専門的業務 profession 又は仕事の種類 type of work performed であって、所属している経済活動部門には関係しない）。更に、第9回ICLSでも同じ考え方が再度表明されている（職業分類は、個人の所属している経済活動又は個人の従業上の地位には関係せず、その人の従事する手職 trade、専門的業務 profession又は仕事の種類 type of work にもとづかなければならない）。

2. 熟練度や訓練の程度によって職業を細分化することは小分類の段階で行う。
3. 無給の家族従業者は従業上の地位の区分であり、分類基準には用いない。
4. 自営業者は、その経営する事業所の従業員が遂行する仕事と同じ仕事に従事する場合、その従業員の分類される職業と同じ職業に分類する。

1954年の第8回ICLSには大・中分類案が提出され、大分類案は修正のうえ採択されたが、中分類案は国による意見の違いが大きかったため、仮採択に止まった。中分類の一番大きな対立点は、項目の設定にあたって産業分類的な視点を採り入れることの是非であった。会議後、ILO事務局は加盟各国に意見照会を行い、その回答にもとづいて国際標準職業分類の最終草案が1955年に作成された。

1957年の第9回ICLSでは最終草案について討議が行われた。総論としては、職業分類をまだ作成していない国や現在使用している職業分類の改訂を考えている国にとって職業分類のモデルになると評価されたが、職業分類の原則や分類項目については合意された点のみ必要な修正が行われ、それ以上の修正は困難だった。最終的には実際の運用によって改善を進めることで合意に達し、大・中・小分類項目が正式に採択された。

分類項目ごとの定義や内容例示については、ILO事務局が各国から意見を聴取して作成し、1958年に国際標準職業分類が刊行された。これがISCO-58<sup>1</sup>である。分類体系は、大分類（10項目）、中分類（73項目）、小分類（201項目）の3段階構成であるが、小分類の下位には当該項目に含まれる職業が細分類（1,345職業）として設定され、実質的には4段階分類になっていた。

## (2) 1968年の改訂

ISCO-58の分類項目案を採択した第9回ICLSの決議案には、ISCOを速やかに改訂すべき旨の文言が盛り込まれていた。これを受けてILO事務局は、各国政府や他の国際機関から提出されたISCOに対する意見を取りまとめて1965年にISCO-58の暫定的な改訂案を作成した。この暫定改訂案はILOの設置したISCO検討委員会で修正され、この修正改訂案が1966年の第11回ICLSに提出された。会議では同改訂案を更に修正して、大・中・小分類の分類項目改訂案が採択され、この改訂案は翌1967年3月のILO理事会で承認された。これがISCO-68である。ISCO-68は、ISCO-58の考え方を踏襲して、職業の実態に合わせて分類項目の新設・分割・廃止等の一部修正を行ったものである。分類体系は、大分類（8項目）、中分類（83項目）、小分類（284項目）の3段階構成である。小分類の下位には、ISCO-58と同様に、当該項目に含まれる職業が細分類（1,506職業）として設定されている。

ISCO-68では、ISCO-58と同様に、仕事の種類 *type of work performed* の類似性にもとづいて職業を区分することが分類の基本原則になっている。各職業は、軍人を除いて大分類0～9のいずれかの項目に分類されるが、次の職業については特殊な取り扱いをしている。

---

1 国際標準職業分類は末尾に作成年又は改訂年を添えた表記が慣用的に使用されている。

1. スーパーバイザー（生産部門以外の分野における、他の労働者の指導等の仕事）は、事務、販売、サービスの各大分類に設定されているスーパーバイザーの項目に分類する。
2. 生産現場のフォアマン（職長など）のうち一般従事者と同じ仕事に従事しながら仕事の割り当てや調整等の責任を負っているものは、一般従事者と同じ項目に分類するが、現場を統括する任務を負っているものは生産関連職業の中の生産スーパーバイザーの項目に分類する。
3. 見習は従事している仕事ではなく、訓練を受けている職業に分類する。
4. 補助者は従事している仕事に即して分類する。
5. 作業現場で仕事の仕方などを指導しているインストラクター（OJTの指導員）は、その技能分野にもとづいて分類する。

### (3) 1988年の改訂

1982年に開催された第13回ICLSはISCOの改訂に関する勧告を採択した。その基本的考え方は、ISCO-68の分類体系にもとづく改訂でなければならないということであった。これは、ISCO-68の細分類に設定されている1,506個の職業をそのまま維持して、必要がある場合にのみ分類体系を改訂すべきであるということの意味していた。この勧告を受けて、翌1983年にILO理事会はISCOの改訂に着手することを決定した。同年11月には加盟各国に対して実情照会（職業分類の現状、ISCO改訂に関する意見など）を実施した。その結果や分類の原則などに関する検討を経てISCOの暫定的な改訂案が作成され、1986年の専門家会合等で討議された。1987年の第14回ICLSはISCOの改訂案を採択し、同案は翌1988年のILO理事会で承認された。これがISCO-88である。分類体系は、大分類（10項目）、亜大分類（28項目）、中分類（116項目）、小分類（390項目）の4段階構成である。

ISCO-88の特徴は、第一に1968年版に比べて分類概念を明確にしたこと、第二に大分類の区分と配列にあたって新たな概念（スキルレベル）を採用したこと、第三に分類段階を変更したことである。

ISCO-88の中心的な概念は、職務（job）とスキル（skill）である。職務とは、一人の人が遂行する課業（tasks）と責任（duties）の集まりであり、ISCO-08における分類の単位になっている。このように定義された職務のうち主な課業と責任が類似しているものの集合体が職業（occupation）である。したがってISCO-88における職業とは、類似した職務によって構成される職務の集合体を指している。

他方、スキルとはある職務に含まれる課業と責任を遂行する能力であると定義されている。スキルにはスキルレベルとスキルの専門分野のふたつの面がある。前者は職務の困難さに、後者は仕事の内容にそれぞれ関係した概念である。スキルレベルの区分は、ISCOの国際的性格を考慮して必要最小限（4段階）に抑えられている。スキルレベルの4区分はUNESCOの国際標準教育分類（ISCED）の教育段階に対応して設定されている。したがって、ある特定の職業のスキルレベルは、その職業を遂行するために必要な能力がどの段階の教育によ

て獲得されるかによって決まる。

ISCO-88の分類項目は、職務の類似性を考慮して設定されているが、その類似性を判断する基準はスキルの専門分野である。具体的には、必要とされる知識の分野、使用する道具・機械、取り扱う原材料、生産する財や提供するサービスの種類の4つが類似性の基準として用いられている。スキルの専門分野は小分類項目の設定だけではなく、それを集約して上位段階の分類項目を設定するときにも適用される。このようにして小分類・中分類・亜大分類・大分類の項目がそれぞれ設定され、大分類はスキルレベルの高い順に配列されている。

第二の特徴は大分類に「テクニシャン、準専門的職業従事者」という新たな項目を設定したことである。この項目には、スキルレベル3（ISCEDのレベル5：17/18歳から始まる4年程度の、大学以外の教育機関における教育）に該当する職業が分類される。我が国では、学歴と職業の結びつきが緩やかであること、職業の呼称に依拠して技術者かテクニシャンか（あるいは専門職か準専門職か）の判断を行うことが難しいことなどの社会・職業の実態に鑑みて、日本標準職業分類にスキルレベルの概念を導入することは見送られている。

3番目の特徴については、次の2点を指摘できる。ひとつは新たな分類段階が導入されたことである。大分類（major groups）と中分類（minor groups）の中間の区分として亜大分類（sub-major groups）が設けられた。ISCO-68では大分類の8項目に対して、次の分類段階である中分類には83個もの項目が設定され、統計表を作成する際には、大分類では項目数が少なすぎ、中分類では多すぎると指摘されていた。これを改善するために導入されたのが亜大分類である。

もうひとつは細分類が廃止されたことである。ISCO-68には1,506個の細分類レベルの職業について職務内容が記述されていたが、すべての国に適用可能な細分類を作成することは難しいという理由で廃止された。このため分類の最小単位である小分類であっても、項目の数は390個に止まっている。

## 1. 改訂の過程

### (1)改訂の体制

ISCO-88の改訂の端緒を開いたのは、2003年3月に開催された第34回国連統計委員会である。同委員会は2010年世界人口・住宅センサス前にISCOの改訂を行うことを求めた。これに歩調を合わせるように、同年開催された第17回ICLSでは国際標準職業分類に関する決議案が採択され、この決議案は翌2004年3月のILO理事会で承認された。また、同月に開かれた第35回国連統計委員会で、ILOはISCO-88の改訂を2007年末までに完了させることを表明した。

ILO事務局はISCO-88を改訂する理由として次の4点を挙げている。第一は、前回の改訂から長期間が経過していることである。ISCO-88が作成されてから20年近く経過し、その間の技術変化、職業構造の変化によってISCO-88と現実の職業との乖離が大きくなっていった。第二は、ISCO-88で新たに採用されたスキルレベルの適用にあたって問題が鮮明になってきた



ことである。第三は、2003年の第17回ICLSにおいてISCO-88の改訂を求める決議案が採択されたことである。第四は、2010年の世界人口・住宅センサスに向けて国際標準産業分類の改訂作業が進行していたことである。第34回国連統計委員会では国際標準産業分類の改訂作業に合わせてISCOの改訂を行うことを求めていた。

第17回ICLSで採択された決議案には、以下の通り、改訂作業の期限とその範囲が明記されている。

1. 国際労働事務局（ILO）に対してISCO-88の改訂作業を2007年末までに完了させるように求める。
2. ISCO-88の基本原則と主要構造は維持すべきであるが、ISCO-88をモデルにした職業分類を使用している国の経験や1988年以降の労働の世界の変化を考慮すると、ISCOを職業分類のモデルとして、また職業別統計を国際比較する際の枠組みとして使用するためには現状に適合的な分類にする必要がある。

この決議案は、ISCO-88の分類原則と分類体系（即ち、分類の単位としての職務、その内容である従事する仕事の種類、分類基準であるスキルレベルとスキルの専門分野、大分類・亜大分類・中分類・小分類によって構成される4段階の分類構造）を維持しつつ、下位分類の項目の改訂を求めたものである。

この決議案を受けてILO事務局は、ISCO-88の改訂案を作成するための情報収集を行うとともに、技術専門家委員会(Technical Expert Group for updating ISCO)を設置して改訂作業に対する助言を求めた。前者については改訂作業の着手前と改訂案の作成途上の2度にわたって意見照会を行っている。改訂作業の開始前の2004年には、ILO加盟国及び労使団体を対象にしてISCO-88の改訂に関する質問紙調査が実施された。調査は職業分類の原則に関する項目と個別職業分野に関する項目に分かれているが、主な調査項目は以下の通りである。

1. スキルレベルの適用状況  
独自の職業分類を作成している国におけるISCO-88のスキルレベル基準の適用状況
2. 複合的職務を設定することの必要性  
複数の分類項目に該当する職務を含んだ職業を設定することは必要か。ISCO-88では、そのような職業の分類原則を定めている。すなわち、最もスキルレベルの高い仕事に該当する分類項目に分類する。複数の仕事と同じスキルレベルの場合には、就業時間の長い仕事に該当する分類項目に分類する。
3. 雑分類項目の適正な取り扱い方法  
雑分類項目は、ひとつの職業分野の中で分類項目として設定した職務を除き、それ以外の職務であって、どの分類項目にも該当しないものを分類するために設定されている。この原則を変更して、仕事内容の不明確な職務や複数の分類項目に該当する職務などを雑分類項目に分類するようにすべきであるか。
4. 分類項目名の修正  
異なって解釈されるおそれのある項目名はあるか。
5. 管理的職業の明確化

法人の管理職員と個人事業の管理職はどのように見分けるのか。スーパーバイザー（supervisors）の項目を設けることは適切か。

6. 情報通信関連の職業の拡充

web関連の職業やコールセンターオペレーターなどの情報通信関連の職業を拡充することは必要か。

7. 女性の多い職業の明確化

秘書など女性就業者の多い分野の職業を細分化する必要があるか。

8. 調理人

調理人とファーストフード調理員を区分することは適切か。

9. 農業従事者

農業法人の管理的職業、販売目的で生産する農業従事者、農業の労務作業員を区分することは適切か。自家消費を目的にして生産する農業従事者を細分化することは必要か。

10. 単純作業の細分化

女性が多数を占める家庭の仕事、路上での仕事などの単純作業を細分化することは適切か。再生資源の収集・分別の仕事に従事するものを新たな分類項目として設定することは必要か。

11. 軍人

軍隊に特有な職業だけに限定し、対応する職業が民間部門にある場合にはそれぞれの職業に対応する分類項目に分類することは適切か。

加盟国と労使団体を対象にして行われた2回目の意見照会では、分類構造・項目の改訂案、その他の主要課題に関する事項が主な内容であった。

これらの調査から得られた情報は、各国の職業分類の専門家と他の国連専門機関の専門家を委員とする技術専門家委員会で検討された。同委員会は、改訂作業中に4回、作業の節目ごとに開かれた。

改訂作業は、おおよそ次の順序で進行した。

1. ILO加盟国等を対象にした1回目の質問紙調査の実施
2. 技術専門家委員会における1の結果の検討
3. 2の結論にもとづく分類項目案（試案）の作成
4. 技術専門家委員会における3の検討
5. ILO加盟国等を対象にした2回目の質問紙調査の実施
6. 5の結果を参考にして分類項目案（試案）の修正
7. 技術専門家委員会における6の検討
8. 7の結論にもとづく分類項目案（素案）の作成
9. ILOのwebサイトにおける8に対する意見受付
10. 技術専門家委員会における8の検討
11. 5、9、10を参考にして最終的な分類項目案の作成

## (2)改訂の範囲と課題

ISCO-88の改訂にあたって、その範囲や課題は当初から決まっていたわけではなく、現実には改訂作業の進行とともに確定した。改訂作業では、先ず分類の考え方について意見を整

理した。したがって、この段階では分類の理論的な側面から作業範囲と改訂課題について議論が行われた。次に、具体的な分類項目、すなわち大分類、亜大分類、中分類、小分類の改訂の範囲とその課題について議論が行われた。このようにISCOの改訂は、個別の職業を積み上げて帰納的に分類体系を見直すという帰納的方法ではなく、分類の理論的枠組みを決定したうえで大分類から下位分類に向かって見直しを進める演繹的手法を採っていることが特徴である。

ILOは2004年に加盟国等を対象にISCOの分類枠組みに関する意見・要望を調査した。その結果は同年11月の第1回技術専門家委員会で検討され、改訂課題として次の3点を取り上げることになった。

1. スキルレベルの定義とそれを国際的な状況のもとで操作的に測定する方法を明確にすること
2. 管理職、教員、ファーストフードの調理人、街頭でのサービス従事者など、これまで問題視されていた職業を分類体系の中に適切に位置づけること
3. スキルレベルの考え方とは別に、主に生産する財や提供するサービスにもとづいて職業分野別グループを設定する方法を検討すること

2003年の第17回ICLSで採択された決議案は、上述したように、ISCO-88の基本原則と主要構造を維持しつつ、職業の現状に適合させることを求めている。技術専門委員会は改訂の範囲について検討し、分類項目の改訂は以下の範囲に止めることで意見が一致した。

1. 各国の国内事情が大きく異なっていることを考慮すると、各レベル（大分類・亜大分類・中分類・小分類）に設定する項目の数について厳密な方針を設けることは適切ではない。
2. 大分類の統合・廃止・修正は、特殊な事情がある場合にのみ行う。
3. 亜大分類（又は中分類）の統合・分割は、就業者が顕著に増加・減少している場合、あるいは小分類を分割・統合した場合に限定する。亜大分類は、中分類を集約して意味のある統計を作成するために設定されているので、ある程度の数が必要である。項目数の大幅な増減は行わない。
4. 小分類の改訂（分割・統合・新設）には職業の変化を反映させる。
5. 就業者の少ない職業あるいは少数の国にのみ存在する職業は小分類に設定しない。そのような職業は、類似の仕事が位置づけられている小分類項目、あるいは雑分類項目に分類する。
6. 雑分類項目はその内容を精査する。雑分類項目の設定が避けられない場合には、そこに分類される主な職業を小分類の定義の一部として記述し、それらの職業は職業名索引に掲載する。

また、ISCO-88の適用にあたって従来から問題視されていた点（即ち、同一の職務内容であっても教育要件の異なる職業を分類するために、スキルレベル4の大分類2（専門的職業従事者）とスキルレベル3の大分類3（テクニシャン、準専門的職業従事者）にそれぞれ同一の分類項目が設定されていること）については、以下の原則にもとづいて取り扱うことになった。この原則を適用すれば、異なる大分類に同一の項目を設けることは不要になる。

仕事内容の同じ職務に従事する者は、教育要件が異っていても、職務内容に着目して同一の項目に分類する。

なお、今後、各スキルレベルの具体的な要件など新分類の特徴を解説した総合的な手引きを作成して、ISCOの導入を検討している国やISCO-08をモデルにした改訂を検討している国を支援することでも合意している。

以上は、分類体系あるいは分類レベルごとの大枠の改訂範囲・課題である。個別職業に関する具体的な改訂課題やその他の事項に関する課題は、改訂作業の進行とともに次第に明らかになり、それに対応する形で改訂案が作成されている。そのような個別課題のうち主なものは以下の通りである。

1. 管理職の項目の構成を見直すこと
2. 情報通信技術の発展に対応した分類項目を設定すること
3. 保健医療分野の職業を拡充すること
4. 事務やサービス分野の亜大分類・中分類を細分化し、その従事者（その多くは女性）の分類上の位置づけを明確にすること
5. 農林漁業関連の職業を細分化すること
6. 労務作業の分類項目を細分化すること
7. 全項目とも職業定義を見直し、最新の職務内容に修正すること
8. 職業名索引を見直すこと

上記7は、次の理由によって定義の見直しが必要になった。第一は分類項目の改訂である。旧小分類項目の中には、その上位の中分類や亜大分類の分割・統合・移設などに伴って分割・統合されたものがある。また、今回の改訂で新たに小分類として設定された職業もある。このため既存の分類項目については職業定義や職務内容の見直しが、新設の分類項目については定義の作成が必要であった。第二は定義の陳腐化である。分類項目に変更のない職業であっても、その職業定義は20年前のものである。1988年以降の技術変化や職務構成の変化を反映した職務内容に修正する必要がある。2007年4月の技術専門家委員会は、ILO事務局に対して、職業定義を新規に作成する場合や最新の職務内容に書き換える場合、可能な限り、職業分類を最近改訂した国の職業定義・職務内容の記述を参考にするように求めた。上記8の対象はISCO-88の3種類の職業名索引（ISCO-88分類番号順職業名索引、ISCO-68分類番号順職業名索引、アルファベット順職業名索引）である。職業名索引は、小分類項目に掲載されている例示職業名を分類番号順、アルファベット順に配列したものである。例示職業名は、小分類に含まれる個別具体的な仕事を明らかにするとともに、小分類の職務範囲を示すものでもある。したがって例示職業名を分類番号順、アルファベット順に配列した索引は、現実の職業がISCO上のどの項目に該当するのを探る際の判断基準になっている。また、同じ職業が新旧の分類間で位置づけが異なる場合、新分類項目の位置づけを理解するのに役立つ。更に、ISCOに準拠して職業分類を新たに作成しようとしている国や、既存の職業分類をISCOの体系に合わせて改訂しようとしている国にとって、その第一歩はISCOに設定されている職業とそれぞれの国の職業との対応関係を明らかにすることである。それにはISCOの

職業名索引が必要である。索引の見直しは、その利用方法を考慮して行うことになった。

## 2. 改訂の内容

### (1) 一般原則の見直し

#### ア. 分類の枠組み

ISCO-08における分類の基本的考え方は、ISCO-88と同じく、職務（job）とスキル（skill）の2つの概念によって構成されている。職務とは一人の人が遂行する一連の課業と責任を言う。即ち職務とは仕事の種類を指す言葉である。ISCOにおける分類の単位は職務であり、主な課業と責任が類似している、ひとまとまりの職務が職業である。分類の対象には雇用者だけではなく、使用者や自営業者も含まれる。

職業分類では類似した職務を束ねてひとつの分類項目として設定しているが、職務間の類似性の判断、分類項目の上位段階への集約、分類項目の配列はスキルにもとづいて行われる。ここにいうスキルとは特定の職務に含まれる課業と責任を遂行する能力を指す概念である。スキルにはレベルと専門分野のふたつの面がある。

#### （ア）スキルレベル

スキルレベルは、課業や責任がどの程度複雑なものか、どの範囲までの課業・責任を含むのかといった職務自体の困難さや職務範囲の広さに関係した概念である。ISCO-08のスキルレベルは4つに区分されている。ISCO-88では国際標準教育分類（1976年ISCED）の教育レベルとスキルレベルを対応させているが、ISCO-08でもISCED（1997年版）とスキルレベルを対応させていることに変わりはない（図表2）。今回の改訂の特徴は、スキルレベルの判断基準として複数の要件が列挙され、教育訓練の要件はその一部にすぎなくなったことである。スキルレベルの判断基準は以下の4項目である（付表3参照）。

- ① 主な課業
- ② 職務の遂行に必要なスキル
- ③ 職務の遂行に必要な知識・スキルの習得方法（学校教育、OJTの期間、十分な職務遂行を行うために必要とされる関連職業における経験）
- ④ 例示職業名

スキルレベルを決定する際に最も重視されるのは、教育訓練の要件（上記3）ではなく、従事する仕事の性質（上記1）である。したがって教育訓練レベルの異なる人が同じ仕事に従事している場合、それぞれの教育訓練レベルに対応する分類項目に分類するのではなく、仕事の性質に着目して同じ分類項目に分類することになる。ISCO-88とISCO-08はスキルレベルという同じ概念を用いていても、その判断基準、判定方法は大きく異なっている。

小分類の職業はスキルレベルの尺度上でそれぞれの格付けが行われ、その格付けにもとづいて分類上の位置づけと配列が決まる。分類項目はスキルレベルの高い順に配列されている（図表3）。大分類に設定された10項目のうち8項目はひとつのスキルレベルに対応し、他の2

項目（大分類1「管理的職業従事者」と大分類0「軍人」）は、大分類ではなく亜大分類にスキルレベルが適用されている<sup>1</sup>。

図表2 ISCOスキルレベルと国際標準教育分類

ISCO-08スキルレベル	ISCED-97
4	6 大学院教育
3	5a 中期の大学教育（学士レベル）
	5b 短・中期の大学教育
2	4 高卒後の教育（大学以外の教育機関）
	3 後期中等教育
1	2 前期中等教育
	1 初等教育

図表3 ISCO-08におけるスキルレベルの適用

大分類	スキルレベル
1 管理的職業従事者	3、4
2 専門的職業従事者	4
3 テクニシャン、準専門的職業従事者	3
4 事務補助従事者	2
5 サービス・販売職業従事者	2
6 農林漁業の熟練従事者	2
7 技能工及び関連職業従事者	2
8 機関・機械運転従事者、組立工	2
9 単純作業従事者	1
0 軍人	1、2、4

ISCO-08の適用の単位は人であるが、分類の単位は職務である。したがってスキルレベルを適用する対象は職務であって、人ではない。スキルレベルという言葉は、職業Aに従事している人と職業Bに従事している人のスキルの高低（熟練・非熟練、腕の良し悪しなど）を表すもの、あるいは特定の職業における個人Aと個人Bのスキルの高低等を表すものとして用いることもあるが、ISCOにいうスキルレベルはそのような意味ではない。いかなる職業であろうとも、その職業における初期段階の仕事を十分に遂行するために必要な能力という意味でこの言葉を使用している。

#### (イ)スキルの専門分野

類似した職務を束ねて職業（＝小分類）を設定し、それを中分類に、中分類を亜大分類に、

1 大分類1のうち亜大分類14（宿泊・販売・関連サービスの管理的職業従事者）はスキルレベル3、それ以外の亜大分類はスキルレベル4である。大分類0の亜大分類に設定された3項目はいずれも階級別の項目であり、それぞれのスキルレベルは階級の高い項目順に4、2、1である。なお、ISCOの分類符号は、大分類が数字1桁、亜大分類が数字2桁、中分類が数字3桁、小分類が数字4桁である。

亜大分類を大分類にまとめるときに適用する基準がスキルの専門分野である。専門分野を判定するための基準はISCO-88と同様に次の4項目である。

- ①職務の遂行に必要な知識
- ②使用する道具・機械器具
- ③取り扱う原材料
- ④製品・サービスの種類

個々の分類項目と上記の基準は一対一に対応しているわけではない。適用される基準は分類項目ごとに異なっている。それは、各職務に含まれる仕事の性質を最も適切に表すことのできる基準を適用しているからである。また、適用されるのはひとつの基準とは限らず、複数の基準が適用されていると見られるものもある。

### イ. スキル概念の適用

ISCO-08はISCO-88の概念モデルをそのまま使用しているわけではない。ISCO-88の弱点であると指摘されていたスキル概念の適用については、その適用の指針が示された。その中でも特筆すべきことは、同一分類項目の二重設定に関する運用上の問題を解決するための原則が導入されたことである。

同一分類項目の二重設定とは、同じ職業であっても、その職業に従事するための教育要件が国によって異なっていることを考慮して、異なる大分類にそれぞれ同一の分類項目を設定していることを指している。既に指摘したように、その代表的なものは看護師と小学校教員である。看護師と小学校教員は、大学レベルの教育機関で養成している国とそれ以外の教育機関で養成している国がある。このためISCO-88では大分類2「専門的職業従事者」と大分類3「テクニシャン、準専門的職業従事者」にそれぞれ看護師と小学校教員の項目を設定している。当初、看護師と小学校教員は、国ごとに大分類2あるいは3のどちらか一方に統一して分類されるものとILO事務局では考えていた。しかし、その後の各国における実際の運用を見ると、看護師と小学校教員の職業に従事している人は、その教育レベルに対応する分類項目に分類されていることが明らかになった。看護師（又は小学校教員）の職業に従事しているもののうち大学卒のものは専門職に、それ以外のは準専門職にそれぞれ位置づけられていた。

この問題についてISCO-08で導入された新たな適用原則は次の通りである。即ち、仕事内容の同じ職務は、その職務に従事するために必要な教育要件が国によって異なっても、同一の分類項目に分類する。つまり、スキルレベルの適用にあたり、教育訓練の要件よりも職務内容を優先することになったわけである。教育要件で見ると、国によって（あるいは同一国内で）スキルレベルが違っていても、同じ仕事は常にひとつの分類項目に分類しなければならないことから、国際比較性の向上につながる事が期待される。なお、看護師については、依然として必要な教育要件が国によって異なる状況に変わりがないので、大分類2と3にそれぞれ看護師、看護師準専門職の項目を残すことになった。

教育訓練要件が国によって異なっている場合、スキルレベルの決定原則とその適用指針は以下の通りである。

1. 当該職業の職務内容とスキルレベルごとの主な仕事とを比較して判断する。
2. 上記1の適用が困難な場合、大半の国が採用している学校教育の要件にもとづいて決定する。
3. 上記1と2を適用してもスキルレベル1と2のどちらであるかを判断できない場合、初等教育の修了を要件とする職業はスキルレベル1に分類する。
4. 上記1～3を考慮してもスキルレベルを判断できない場合、工業国に一般的に見られる要件を考慮して決定する。ただし、大半の工業国が共通の要件として採用している場合に限る。

## (2)分類項目の見直し

### ア. 旧・大分類1 議会議員、管理的公務員、管理職員

旧・亜大分類には、法人の管理職員（亜大分類12）と個人事業の管理職（亜大分類13）の2つの項目が設定されているが、同じ管理職でも法人と個人事業という所属先によって分類上の位置づけが異なるのは不合理であるとの指摘があった。そのため、これら2つの亜大分類のものの小分類を組み替えて、機能別の管理職員（1項目）と分野別の管理職員（2項目）の合計3つの亜大分類に再編された。前者には、産業や企業規模にかかわらず、管理機能に特化した小分類項目（財務、人事、企画、販売、広報など）が設けられた。他方、後者は、生産分野管理職員と宿泊・販売・関連サービス管理職の2つの亜大分類に分かれている。生産分野管理職員は、専門的職業に従事するための経験と資格を必要とするのでスキルレベルは4であるが、宿泊・販売・関連サービス管理職は専門的職業に従事するために必要な教育レベルを通常求められないのでスキルレベルは3と判断された。

なお、大分類1に含まれる職業は管理に関係する仕事を共通項とすることから、項目名称は「管理的職業従事者 managers」に修正された。

### イ. 旧・大分類2 専門的職業従事者

#### (7)保健医療専門職業従事者

保健医療分野の専門的職業は、旧・亜大分類22「生命科学研究者、保健医療専門職業従事者」に位置づけられているが、生命科学研究者と抱き合わせで設定されているので分類体系上やや分かりにくい。そのため、この項目を分割して新・亜大分類22「保健医療専門職業従事者」が設定された。大分類3でも同様に、亜大分類32「生命科学・保健医療準専門職業従事者」を分割して、新・亜大分類32「保健医療準専門職業従事者」が設定された。

今回の改訂では、保健医療関係の2つの亜大分類を新設して、その下位の小分類には旧・小分類の分割や移設などによって関係職業を包括的に設定している。主な改訂点は以下の通りである。



1. 専門医と一般医を別々の小分類に設定（旧分類の医師の分割）
2. 看護師と助産師を別々の小分類に設定（旧分類の看護師・助産師の分割）
3. 獣医師の中分類への格上げ
4. 獣医療技術者・補助の中分類への格上げ
5. 新・亜大分類22（保健医療専門職業従事者）に小分類「パラメディカル従事者」を新設（旧3221医療補助者）のうち病気の診断・治療等の一次処置に従事するものを移設
6. 救急車乗務員を大分類5（サービス・販売職業従事者）から新・亜大分類32（保健医療準専門職業従事者）に移設。この項目には救急パラメディカル（救急救命士に該当）も含まれる。
7. 義肢装具・歯科技工の技師を大分類7（技能工及び関連職業従事者）から新・亜大分類32（保健医療準専門職業従事者）に移設

保健医療に関連して介護について付言すると、ISCO-88では大分類5の中分類513に「個人世話従事者、関連職業従事者」が設定され、その小分類に保健施設補助員と居宅介護員が位置づけられている。今回の改訂では、この中分類を分割して新・中分類532「保健サービスの個人世話従事者」を設定し、この中分類に保健施設補助員と居宅介護員を移設した。

職業分野別グループとして保健医療分野の職業を設定する場合には、次の小分類項目が含まれる。

亜大分類22と32のもとに設定されている小分類、中分類532のものと小分類、保健医療サービス管理職（1342）、高齢者介護サービス管理者（1343）、医療秘書（3344）

#### **(イ)小学校教員、幼稚園教員**

ISCO-88では、国による教育制度の違いを考慮して、小学校教員と幼稚園教員の項目を大分類2と大分類3にそれぞれ設定して、国ごとにどちらか一方の項目に分類することになっていた。この同一分類項目の二重設定の問題は先述（(1)のイ）した通りである。多くの国では、小学校教員と幼稚園教員に中等教育の教員と同程度の教育・訓練要件を求めているわけではないが、仕事の性質と一般的に必要なとされる教育要件を考慮すると、大学卒以上を要件とすることが適当であることから、小学校教員と幼稚園教員の項目は大分類2（新・亜大分類23「教員」）の小分類に設定された。なお、旧・大分類3の亜大分類33（教育にかかる準専門職業従事者）は廃止された。

新・亜大分類23には、中分類232（職業教育教員）が新設されるとともに、中分類235（その他の教員）の小分類には学校教育以外の教育機関における語学・音楽・芸術・情報技術のそれぞれの教師が新たに位置づけられた。

#### **(ウ)情報通信技術専門職業従事者**

情報通信技術関連の職業は近年変化が著しく、その変化を分類表に反映させる必要があることから、この分野の職業は全面的に改訂された。新・大分類2と3には亜大分類項目が設定された。それ以外の大分類では、管理的職業（大分類1）に中分類項目（133情報通信技術サービスマネージャ）が、技能工（大分類7）に小分類項目（7422情報通信技術組立工・サー

ビス員)がそれぞれ設定された。職業分野別グループとして情報通信技術関連職業を設定する場合には、これらの亜大分類・中分類のもとに設定された小分類が該当することになる。

日本標準職業分類の改訂作業でも情報通信技術関連の職業が全面的に見直されているので、その結果と対比する意味でISCO-08の大分類2と3に設定された亜大分類、中分類、小分類の各項目を以下に列挙する。

#### 25 情報通信技術者

251 ソフトウェア開発者、アナリスト

2511 システムアナリスト

2512 ソフトウェア開発者

2513 ウェブ・マルチメディア開発者

2514 プログラマー

2519 他に分類されないソフトウェア開発者、アナリスト

252 データベース・ネットワーク技術者

2521 データベースデザイナー、アドミニストレーター

2522 システムアドミニストレーター

2523 コンピュータネットワーク技術者

2529 他に分類されないデータベース・ネットワーク技術者

#### 35 情報通信テクニシャン

351 情報通信技術運用・ユーザーサポートテクニシャン

3511 情報通信技術運用テクニシャン

3512 情報通信技術ユーザーサポートテクニシャン

3513 コンピュータネットワーク・システムテクニシャン

3514 Webテクニシャン

352 通信テクニシャン

3521 放送・音響テクニシャン

3522 通信技術テクニシャン

### ウ. 旧・大分類3 テクニシャン、準専門的職業従事者

ISCO-88では、スーパーバイザーの仕事に従事するものは原則として一般従事者と同じ分類項目に位置づけられている。この位置づけはスーパーバイザーが一般従事者と同じ仕事をしていない場合には不適切であり、スーパーバイザーを分類するための項目を新たに設定すべきであるとの指摘があった。このためスーパーバイザーの仕事に必要なスキルレベルの要件を考慮して、製造・建設・採掘・事務のスーパーバイザーは新・大分類3に、清掃・販売のスーパーバイザーは新・大分類5にそれぞれ小分類項目として設定された。

### エ. 旧・大分類4 事務従事者

#### (7)事務所事務員

旧・大分類4は41(事務所事務員)と42(顧客サービス事務員)の2つの亜大分類で構成されている。今回の改訂では、亜大分類41が3つの新・亜大分類に再編された。新たに設定さ

れた亜大分類は、41（一般事務員・事務用機器操作員）、43（会計・記録事務員）、44（その他の事務従事者）である。事務の職業には女性の就業者が多く、それに配慮して分類項目を設定する必要があったこと、事務における情報通信機器の使用を反映した分類項目を設定する必要があったことなどが、新・亜大分類を設定した背景にある。

小分類における主な改訂点は以下の通りである。

1. 一般事務員の項目を新設
2. 一般秘書の項目を新設（医療秘書、弁護士秘書など高度なスキルを必要とする秘書の仕事は大分類3）
3. 事務機器操作員の小分類を、タイピスト・ワードプロセッサ操作員とデータ入力係の2項目に整理
4. 図書館事務員の項目を新設
5. 人事事務員の項目を新設

#### **(イ)顧客サービス事務員**

旧・大分類4のもうひとつの亜大分類42（顧客サービス事務員）は、小分類が細分化され、3項目から8項目に増加した。新小分類項目のうち「旅行相談員・事務員」は、旧・小分類3414「旅行相談員・旅行企画係」と旧・小分類4221「旅行代理店・関連事務員」を統合して設定している。その職務範囲は、旅行・宿泊の予約、乗車券・航空券等の発券、現地の観光・宿泊施設などに関する助言・情報の提供などである。パッケージツアー・団体旅行の企画、航空機・客船の座席枠の確保、宿泊施設の客室枠の確保などの仕事は、この項目には含まれず、大分類3の亜大分類33（ビジネス・行政の準専門職業従事者）のものと小分類（ビジネスサービス代理人）に位置づけられている。

#### **(ウ)レジ係**

旧・亜大分類42（顧客サービス事務員）の小分類4211（キャッシャー・前売り券等販売事務員）は、販売員の職務との類似性を考慮して販売員の項目（大分類5の新・亜大分類52「販売員」）に移設された。新項目は中分類に位置づけられているので、統計を中分類の職業で作成する場合にも項目が残り、位置づけが明確になった。

#### **オ.旧・大分類5 サービス・販売従事者**

##### **(ア)対個人サービス、保安サービス職業従事者**

旧・亜大分類51（個人サービス、保安サービス職業従事者）は、51（対個人サービス職業従事者）、53（個人世話従事者）、54（保安サービス職業従事者）の3つの亜大分類に分割された。新・亜大分類53は、旧・中分類513（個人世話従事者、関連職業従事者）を分割して、亜大分類に格上げしたものである。

新・亜大分類53には中分類532（保健サービスの個人世話従事者）が設定され、その小分類には、保健施設補助員、居宅介護員、その他の個人世話従事者の3項目が位置づけられて

いる。中・小分類がこのように設定されたのは、各国がこの分野の就業者統計をWHO（世界保健機関）に報告するときにISCO-08で集計したデータを利用できるようにするためである。

#### **(イ)コック長、料理人、調理補助**

ISCO-88は調理の仕事とその補助者の仕事を別々の項目に位置づけている。旧・大分類5の小分類5122（料理人）には、コック長、料理人、ファーストフード調理人など食事の準備に関わるさまざまな職業が該当し、調理補助の仕事は旧・大分類9の小分類9131「家政婦・掃除人」と9132「事務所・ホテル・その他事業所の補助・掃除人」に該当する。ISCO-08ではこの区分を維持するとともに、項目を中分類に格上げして、新・大分類5の中分類512に「コック長、料理人」（小分類は、コック長と料理人の2項目）、新・大分類9の中分類941に「調理補助者」（小分類は、ファーストフード調理人と厨房補助の2項目）をそれぞれ設定している。

#### **(ウ)販売員**

旧・亜大分類52（モデル・販売員・実演販売員）は全面的に改訂された。項目名称は「販売員」に変わり、中分類は1項目増えて4項目になった。新設の中分類は、旧・大分類4から移設した「キャッシャー・前売り券等販売員」である。小分類は9個増えて12項目になった。小分類に新たに追加された項目の中には、旧・大分類9から移設した「街頭飲食物販売員」と「訪問・電話販売員」がある。それ以外の小分類項目は、小売店スーパーバイザー、小売店販売補助、実演販売員、通信販売係（インターネット通販を含む）、顧客サービス係、飲食物カウンター販売員などである。

#### **カ. 旧・大分類6 農業・林業・漁業の熟練従事者**

旧・亜大分類61（販売目的で生産する農業・漁業従事者）は、新・亜大分類61（販売目的で生産する熟練農業従事者）と62（販売目的で生産する林業・漁業・狩猟従事者）に分割され、それぞれの亜大分類に含まれる職業の範囲が明確になった。また、旧・亜大分類62（自家消費の目的で生産する農業・漁業従事者）は中分類、小分類ともに細分化されていなかったが、中分類は農業、畜産、漁業等の分野別の4項目に細分化された。

#### **キ. 旧・大分類7 技能工及び関連職業従事者**

##### **(ア)電気・電子機器関連の技能工**

旧・中分類724（電気・電子装置組立工・修理工）は亜大分類に格上げされた（新74電気・電子関連技能工）。格上げ後の新項目に旧・小分類7137（建物関連電気工）を移設している関係で、新項目の職務範囲は旧・中分類724に比べて広がっている。新・亜大分類74の中分類には、「電気機械組立工・修理工」と「電子・通信機器組立工・修理工」の2つの項目が設定されているが、これらの項目は旧・中分類724の小分類を再編して設定したものである。新・亜大分類74の小分類を見ると、情報通信技術組立工・サービス員（7422）が新設の項目である。この項目は、コンピュータと電気通信技術との融合が進む一方、弱電機器

と強電機器を扱うそれぞれの職業を明確に区分する必要があることから、旧・小分類の中から通信関係の職業だけを抜き出して設定したものである。

#### (イ)印刷工

印刷関連の分類項目は、旧・大分類7と8に分けて位置づけられている。印刷の技能工が前者に、印刷・製本機械の操作員が後者にそれぞれ設定されている。過去20年の間に印刷技術は長足の進歩を遂げており、このように分けて設定することの意味が薄れているため両者を統合することになった。旧・中分類734（印刷及び関連職業従事者）と旧・中分類825（印刷・製本・製紙機械運転員）を統合して新・中分類732（印刷作業員）が誕生した。その小分類には、プリプレス作業員、印刷作業員、製本作業員の3項目が設定されている。

#### ク.旧・大分類8 設備・機械運転従事者、組立工

旧・大分類8の亜大分類81（定置設備運転員）と亜大分類82（機械運転員、組立工）は、項目が細分化され過ぎているので大幅に集約する必要があると指摘されていた。しかし、旧項目の集約・再編にあたって問題が2つあった。第一は定置機関の運転員と機械の運転員とを明確に区分することが難しいこと、第二は職業分野としては該当するが、スキルレベルで見ると上位レベルに該当する職業が含まれていることである。後者の代表的なものは、中央制御監視室や制御盤で製造工程を制御する仕事に従事するオペレーターである。この仕事はテクニシャン（大分類3）に該当する。これらの問題については以下の通り対応することになった。

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1. 旧・亜大分類81と82を統合して、新・亜大分類81（定置設備・機械運転員）と亜大分類82（組立工）の2項目に再編する。</li><li>2. 製造工程を機械で制御するオペレーターの仕事は、上位のスキルレベルに位置づける必要があるため、新・大分類3の中分類313に「工程制御テクニシャン」の項目を設定し、その小分類に旧・亜大分類81の小分類（又はその一部）を移設する。</li></ol> |
|--|

なお、旧・大分類7と8は、技能工と定置設備・機械運転従事者との職務の違いを前提にして項目が設定されているが、そのような区分が適切とは考えられない職業については、上述の印刷工のように関係項目を統合している。

#### ケ.旧・大分類9 単純作業従事者

旧・大分類9の亜大分類には、91（販売・サービスの単純作業従事者）、92（農業・漁業の単純作業従事者）、93（鉱業・建設・製造・運輸の単純作業従事者）の3項目が設定されている。各国政府に対する意見照会で、単純作業を細分化すべきであるとの指摘を受けて、旧・亜大分類91の小分類から関連職業を抜き出して新・亜大分類91（清掃員、補助者）、94（食事準備補助者）、96（ごみ収集・分別人、その他の単純作業従事者）の3項目が新たに設定された。旧・亜大分類91は項目名と分類番号が変わり（新95（街頭等の販売・サービス従事者））、旧92と93はそのまま維持されているので、新・亜大分類は6項目になった。

中分類を見ると、旧・中分類914（建物管理員、窓等の掃除人）は廃止され、その小分類のうち「建物管理員」は大分類5の新・中分類515（建物・住宅管理スーパーバイザー）に、「窓等の掃除人」は大分類9の新・中分類912（自動車・窓・その他の清掃人）にそれぞれ移設された。

旧・中分類915（メッセンジャー・ポーター・ドアキーパー、その他の関連作業員）も廃止され、その小分類のうち9152（ドアキーパー、監視員、その他の職務従事者）は、警備の職業に該当することから、大分類5の亜大分類54（保安サービス従事者）に新設された小分類5414（警備員）に移設された。旧・中分類915の他の2つの小分類項目は新・中分類962（他に分類されない単純作業従事者）に移設された。

旧・中分類916（ごみ収集員、関連作業員）は「ごみ作業員」に改称され、新・亜大分類96に移設された。また、旧・小分類9161（ごみ収集員）は新・小分類9611（ごみ・再生資源収集員）と9612（ごみ分別員）に分割された。

### (3)分類項目の増減

ISCO-88の採用している4段階分類（大分類、亜大分類、中分類、小分類）はISCO-08に引き継がれている。大分類の項目数は同じであるが、大分類1と5ではそれぞれに含まれる職業がいつそう分かりやすくなるように項目名を変更している。亜大分類、中分類、小分類の項目数は、いずれもISCO-88に比べて増加している(図表4)。

図表4 新旧分類項目数対照表

大分類	亜大分類		中分類		小分類	
	新	旧	新	旧	新	旧
1 管理的職業従事者 (議会議員、管理的公務員、管理職員)	4	3	11	8	30	33
2 専門的職業従事者	6	4	27	18	92	55
3 テクニシャン、準専門的職業従事者	5	4	21	21	84	73
4 事務補助従事者 (事務従事者)	4	2	8	7	29	23
5 サービス・販売従事者 (サービス従事者、小売店・市場販売従事者)	4	2	13	9	40	23
6 農林漁業の熟練従事者 (農業・漁業の熟練従事者)	2	2	6	6	15	17
7 技能工及び関連職業従事者	5	4	14	16	66	70
8 設備・機械運転従事者、組立工	3	3	14	20	44	70
9 単純作業従事者	6	3	11	10	33	25
0 軍人	3	1	3	1	3	1
(計)	42	28	128	116	436	390

(注)「新」、「旧」はそれぞれISCO-08、ISCO-88を表す。括弧内はISCO-88の大分類項目名である。

大分類には10個の項目が設定されている。そのうち大分類1と0を除く他の8項目は、それぞれひとつのスキルレベルに対応している。亜大分類には全体で42個の項目が設定され、それぞれの項目はいずれもひとつのスキルレベルに対応している。これは、小分類を中分類に、中分類を亜大分類に、亜大分類を大分類に集約するとき、スキルレベルを分類基準に使用していることを示している。この点はISCO-88と大きく異なっている。ISCO-88では、大分類に設定された10項目のうち大分類1と大分類0にはスキルレベルが適用されていなかったため、小分類を中分類に、中分類を亜大分類に、亜大分類を大分類に集約する際には、スキルレベルを分類基準に用いることができず、スキルの専門分野を唯一の分類基準としていた。

小分類は最下段の分類段階であるが、現実の職務と一対一に対応しているわけではない。通常、いくつかの職務を束ねて小分類項目が設定されている。職務を束ねる際には、スキルレベルとスキルの専門分野の両者における類似性が基準になる。小分類を中分類に、中分類を亜大分類に、亜大分類を大分類に集約する際にはスキルレベルとスキルの専門分野の両者を適用して上位段階の項目を設定している。

小分類の項目数は、ISCO-88の390からISCO-08の436に46個増加している。項目数の増減を分野別に見ると、大幅に増加した分野は大分類2（専門的職業従事者）と大分類5（サービス・販売職業従事者）である。反対に、項目数が大幅に減少した分野は大分類8（設備・機械運転従事者、組立工）である。

小分類項目の増減には、主に2つの要因が関係している。ひとつは職業・技術の変化である。ISCO-88は20年前の労働の世界にもとづいて分類項目が設定されており、その後の技術変化や職業構造の変化によって現在では当時と比べて大きく変化した分野がある。これらの分野では新たな分類項目が設定された。もうひとつの要因は分類項目の細分化の程度である。職業分野によっては、ひとつの亜大分類のもとに設定された中分類の数や、ひとつの中分類のもとに設定された小分類の数が極端に少ないものがあり、これはISCO-88の分類構造上の問題として指摘されていた。そのような分野では分類項目が細分化され、項目数が増加した。それとは逆に、分類項目が過度に細分化されているために、現実の職業との間に齟齬の生じている分野もある。そのような分野では項目の集約化が行われている。

ISCOは職務の類似性にもとづいて職業が設定されているため、同じ分野・領域の職業であっても職務内容が違えば、当然のことながら異なる分類項目に分類される。特定の分野や領域に属する職業のデータを一括して把握したいときなどには、既存の大分類、亜大分類、中分類、小分類という単位では不便である。そこで今回の改訂ではISCO-08の4段階分類とは別に、職業分野別グループが提案された。職業分野別グループはISCO-08体系の枠内で特定分野別に（即ち、大分類横断的に）職業グループを設定するものではない。分類体系内の職業にはスキルレベルが適用されているので、異なるスキルレベルに該当する職業を集めて職業グループを設定することはできない。今回提案された職業分野別グループとは、ISCO-08の分類体系とは別に、分野別に小分類の職業を集めて、それをひとつの職業グルー

プとして設定するものである。グループ化の対象分野としては、情報・通信技術、教育、医療・保健、観光、農業が候補に挙がっている。

### 3. 改訂案の採択

従来、ISCOの改訂はICLSで改訂案に関する決議案を採択し、それをILO理事会が承認する形がとられてきた。今回の改訂では、ICLSが2008年以前には開催されないこと、改訂の期限が2007年末であることから、政労使の三者で構成されるILO労働統計専門家委員会を設置して、2007年12月に同委員会でISCO-88の分類項目改訂案を採択する形をとった。労働統計専門家委員会報告書は2008年3月のILO理事会で承認されている。

その後、2009年7月に各分類項目に職務内容・例示職業名などの記載された職業分類表が公表されているが、同委員会報告書に掲載された分類項目改訂案の中には最終的な調整過程で項目名の修正されたものがある。たとえば、大分類1の「管理的職業従事者、管理的公務員、議会議員 (Managers, Senior Officials and Legislators)」は「管理的職業従事者 (Managers)」に、大分類4の「事務従事者 (Clerks)」は「事務補助従事者 (Clerical Support Workers)」にそれぞれ修正されている。



## 第2章 日本標準職業分類の2009年改訂

### はじめに

日本標準職業分類は、各種の公的統計調査の結果を職業別に表示する際の基準となる分類として1960年に設定され、以後、今回を含めて5回改訂されている。ここでは、まず今回の改訂に至るまでの歴史を簡単に振り返ってみよう<sup>1</sup>。

#### (1)日本標準職業分類の前史

我が国の近代的な職業分類の原型は、1920年（大正9年）の第1回国勢調査用職業分類に遡る。この分類は、大分類（10項目）、中分類（41項目）、小分類（252項目）の3段階で構成され、大分類が産業単位になっている点でベルティオン分類にきわめて類似した体系であった。産業分類的色彩は大分類だけではなく、中・小分類にも及び、それぞれの項目名は「～業」になっていた。職業分類が産業分類と職業分類の混合形態になっていたのは、「職業」がほとんどそのまま特定の「産業」に属していたからであり、その意味で当時の社会経済の実体を反映していたとも言える。

1930年（昭和5年）の国勢調査用職業分類は、職業分類から産業分類的色彩を排除する初めての試みであった。この背景には1923年（大正12年）の第1回国際労働統計家会議（ICLS）における結論がある。この会議では、労働者の属する産業とその産業内で遂行される個人の職業は別々のものであり、一緒に取り扱うことはできないとする点で意見が一致した。1930年国勢調査用職業分類の大分類項目は第1回国勢調査用職業分類とほとんど同じであるが、中・小分類の項目名に職業を表す名称を使用している点で、第1回国勢調査用職業分類とは分類原理が根本的に異なっていた。

#### (2)日本標準職業分類の設定（1960年）

第二次大戦後、連合国軍総司令部は1947年の覚書の中で、1950年の世界センサスの一環として1950年国勢調査を実施すること、従来我が国の公的統計の国際比較性や統一性の欠如を改善することなどを指摘した。これを受けて1948年に統計委員会に1950年センサス中央計画委員会が設置され、そのもとで統計に用いる各種の分類基準を作成する作業が進められた。その後、1949年に総司令部の経済科学局は職業分類及び産業分類体系に関する覚書の中で、職業分類は産業と明確に異なる概念である職業にもとづいて作成することを指摘した。

1950年国勢調査用職業分類は、1940年アメリカ人口調査用職業分類、1949年の第7回ICLSで採択された国際標準職業分類の大分類項目などにもとづいて作成された。その特徴は、次の3点にまとめることができる。第一に、大分類の項目設定については国際標準職業分類の考え方が採り入れられている。第二に、従来、国勢調査用職業分類の大分類に設定されてい

---

1 今回の改訂対象は1997年版の日本標準職業分類である。本章では、この分類を「現行分類」または「旧分類」と表記する。

た「無職業者」は、ICLSの採択した大分類に設定されていないことから、項目が設定されなかった。第三に、ICLSの考え方に沿って「仕事の種類」を分類の基準としながらも、分類の一部に産業別の区分が導入されている（大分類8の「特殊技能工、生産工程従事者及び単純労働者（他に分類されない）」の中分類には、金属及び金属製品関係職業、紡織関係職業、木材及び木製品関係職業のように産業別の項目が設定されていた。）。

この国勢調査用職業分類を基礎にして、日本標準職業分類の作成作業が進められ、1953年に草案がまとまった。その概要は以下の通りである。

#### 1. 分類体系

- ①職業分類の体系は、大分類（11項目）、中分類（61項目）、小分類（541項目）の3段階構成である。上位分類は1949年の第7回ICLSで採択された大分類、下位分類は1950年国勢調査用職業分類と労働省職業安定局の職業分類をそれぞれ参考にして項目が設定された。
- ②分類符号にはアルファベットと数字が用いられた。大分類は10項目を超えているため数字ではなく、アルファベット大文字で表されている。他方、中・小分類項目の分類符号には数字が用いられ、それぞれ2桁数字、3桁数字で表されている。
- ③十進分類が適用されていないため、大分類によっては10項目以上の中分類が設定されているものがある。中分類にも10項目以上の小分類が設定されているものがあり、その場合の中分類符号には連続した2桁数字が用いられた。

#### 2. 職業分類の対象

職業分類は、個人の従事する職業の種類を対象とし、その所属する事業所の経済活動の如何を問わない。この考え方は国際標準職業分類の職業定義の中心概念である「仕事の種類」type of work performed をそのまま導入したものである。

#### 3. 分類基準

仕事の種類を判断する基準として用いられたものは、使用する材料、作業の過程、使用する道具・機械、仕事の条件（屋内、屋外、地下、安全度、衛生状態、雇用条件等）、精神的条件（教育、専門的知識、創意、賦性、責任等）、身体的条件（体力、視力、敏捷性など）、経験・訓練・熟練等の仕事の各要素、その他の対個人また対社会的機能である。

#### 4. 分類項目

職業の特質や産業の発達に伴う職業分化の程度を考慮して、特有の分類項目を設定している。たとえば、同じ職業に従事している親方と見習は社会的地位の点では異なるが、職業分類上はおしなべて同じ項目に位置づけられている。製造・修理関係の職業は、材料別・工程別に項目が設定されている。

#### 5. 職業の決定方法

複数の分類項目に該当するものは、次の原則にもとづいて職業を決定する。

第一に、一定の期間において従事した時間のもっとも長い仕事を選ぶ。時間の長短を決定しがたい場合には収入のもっとも多い仕事を選ぶ。時間も収入も判定しがたい場合には調査時点の直近の職業を選ぶ。

第二に、上記の原則にかかわらず次の優先順を決め、優先度の高い仕事をもってその人の職業とする。

製造修理（運輸通信を含む）

販売（サービスを含む）

事務

日本標準職業分類草案の作成後、総理府統計局は1955年国勢調査用職業分類を作成している。この職業分類は、1954年の第8回ICLSで採択された大分類項目にもとづいて大分類項目が設定され、国際標準職業分類との整合性が一段と向上している。1958年には国際標準職業分類（ISCO-58）が正式に設定された。これらの職業分類を考慮して日本標準職業分類草案の改訂作業が進められ、1960年3月に日本標準職業分類が正式に設定された。草案との主な違いは以下の通りである。

### 1. 分類体系

職業分類は就業者を分類するものであるが、職業統計の目的によっては職業に就いていない者を分類する項目が設定されている体系が必要な場合もあることから、草案には設定されていなかった「無職」が大分類Nに設定された（大分類Mは分類不能の職業である。）。大分類MとNを除き、それ以外の大分類の項目とその配列はISCO-58に準拠して設定され、中・小分類は草案と同じく、国勢調査用職業分類と労働省職業安定局の職業分類を参考にして項目が設定された。項目数を見ると、大分類では単純労働者と保安職業従事者が新設された一方、技能・生産従事者が統合されたことによって、草案よりも1項目増えて12項目になったが、中分類（51項目）と小分類（375項目）はいずれも草案の項目数よりも減少した。

### 2. 分類基準

草案で採用された基準に代わって外形的な判断が可能な以下の5項目が分類基準に採用された。

- ①必要とされる知識や技能の程度（即ち、学歴、修得に要する訓練・経験の程度、資格、才能など）
- ②生産し又は提供される物又はサービスの種類
- ③従事する環境又は使用する原材料・道具・設備の種類
- ④事業所又はその他の組織の中で果たす機能
- ⑤個々の職業に従事する人数の大きさ

### 3. 職業の決定方法

考え方自体は草案と同じであるが、2つ以上の勤務先で複数の分類項目に該当する職業に従事している場合と、1つの勤務先で複数の分類項目に該当する仕事に従事している場合とに分けて、それぞれ職業の決定方法を明示している。

#### ①2つ以上の勤務先で複数の分類項目に該当する仕事に従事している場合

優先順位は、第一が就業時間の長い仕事、第二が収入の多い仕事、第三が調査時直近の仕事である。

#### ②1つの勤務先で複数の分類項目に該当する仕事に従事している場合

優先順位は、第一が就業時間の長い仕事、第二が優先度の高い大分類項目に該当する仕事、第三が主要工程又は最終工程の仕事である。

我が国の近代的な職業分類の発展史は、職業分類が産業分類、従業上の地位分類からはっきりと分離独立していく過程であるとともに、国際比較性の向上を図りつつも、我が国特有の職業分化を反映させる方向に進んでゆく過程であると言える。

### (3) 1970年の改訂

我が国の経済は1950年台半ばから高度成長期に入り、それに伴って職業にもかなりの変化が見られるようになってきたこと、国際標準職業分類が改訂されたこと（ISCO-68）などから、1970年に1回目の改訂が行われた。改訂の基本方針は以下の通りである。

1. 現行分類の一般原則、分類項目の説明、分類項目名、内容例示などのうち現状に適合しない部分について改訂を行う。
2. 改訂作業にあたっては、できるだけ分類適用の容易性、時系列比較、国際比較(ISCOとの対応)などについても考慮する。

この改訂では、旧分類の体系を維持したままで、小分類の項目の新設・廃止・統合・分割・移動が中心になった。また、大分類J「単純労働者」、大分類N「無職」はISCO-68に設定されていないため廃止された。項目数を見ると、大分類（11項目）は1項目減少、中分類（52項目）は同数、小分類（392項目）は16項目増加した。

### (4) 1979年の改訂

第1回改訂以降の我が国の社会経済情勢の変化に伴う職業の変化に適合させるため、1979年に当面の問題を中心にして2回目の改訂が行われた。職業分類の全般に関する見直しは行われなかった。改訂の基本方針は以下の通りである。

1. 基本的にはできるだけ現行分類体系を尊重しながら、分類体系、分類項目名等を、我が国の社会・経済の実情に適合させる。
2. 職業に関する各種統計の作成及び利用に際して、従来より一層標準的なものとして利・活用されることを目的に、分類項目の新設・廃止・統合・分割・分類替え・改称などのほか、分類項目の説明及び内容例示の変更を行う。

改訂後の項目数は、大分類が10、中分類が56、小分類が370である。大分類では、就業者の減少している農林業作業者と漁業作業を統合して農林漁業作業者を設定している。また、旧・大分類Hの運輸・通信従事者の中から運搬労務関係の職業を新・大分類Hに移動した関係で、新・大分類Hの項目名は「技能工、生産工程作業員及び労務作業員」に修正された。中分類は、新設項目が廃止・統合項目を上回り、全体では4項目増加した。小分類では新設が7項目にとどまり、他方、多くの項目が廃止・統合の対象になったため全体では22項目減少した。

この改訂では、仕事の類似性を判断する基準に「個人が従事する仕事の形態」が追加された。これは仕事の特徴を3つの面（主として知的能力を必要とする仕事、主としてサービスを提供する仕事、主として身体的能力を必要とする仕事）からとらえたものである。従来、分類基準は小分類項目を設定し、それを集約して中分類、大分類にするための判断基準として用いられてきた。しかし、いずれの分類基準も大分類項目の配列順を説明するものではな

かった。この改訂で新たに導入された分類基準は、これまで説明なされてこなかった大分類項目の配列順を説明するものである。

### (5) 1986年の改訂

1979年の第2回改訂以降の社会経済情勢の変化に伴う職業の変化に適合させるために、1986年に当面の問題を中心にして分類の一部改訂が行われた。改訂にあたっては、従来の分類体系を尊重しながら、社会・経済の実情に適合させるように分類項目の新設・廃止・統合・分割・分類替え・改称などが行われた。

改訂後の項目数は、大分類が9、中分類が76、小分類が375である。大分類では、就業者の減少している旧・大分類F採掘作業者が廃止された。旧・大分類I（保安職業従事者）とJ（サービス職業従事者）の2項目は、国際標準職業分類との比較性を考慮して配列が変更になり、新・大分類D販売従事者の次に位置づけられた（新・大分類Eサービス職業従事者、F保安職業従事者）。中分類は廃止項目と新設項目を相殺すると、20項目の純増になった。

この改訂の特徴は次の2点である。

第一は新たな分類レベルの導入である。大分類と中分類との中間の区分である亜大分類が新・大分類Iに導入された。新・大分類Iには広範な分野の職業が含まれ、設定されている分類項目の数が多いため、統計結果を表示する際の利便性を考慮する必要があった。大分類Iには、技能工、生産工程作業員、建設作業員、定置機関・建設機械運転作業員、電気作業員、労務作業員などの項目が従来から設定されていたが、今回の改訂では、大分類から中分類に格下げになった採掘作業員が追加されたことによって、大分類としての統一性がやや不明確になっていた。

第二は十進分類の導入に伴う中分類項目の大幅な増加である。日本標準職業分類には、設定当初から10項目以上の小分類が設定されている中分類があり、それらは2つ以上の連続する2桁番号を使って1個の中分類として扱われてきた。十進分類を導入した結果、各中分類項目に設定できる小分類の数は9個以下に抑えられ、10項目以上の小分類が設定されている中分類は分割されることになった。そのため中分類項目が増えたものである。

### (6) 1997年の改訂

1997年に行われた第4回改訂の基本方針は以下の通りである。

1. 1986年の第3回改訂以降の社会経済情勢の変化に伴う職業構造の変化を的確に把握する観点から分類の一部改訂を行う。改訂にあたっては、できる限り現行分類体系を尊重しながら、就業者の増減、国際比較性の向上等を考慮して分類項目の新設・廃止等を行う。
2. 男女共同参画社会の実現を推進する観点から、原則として性別を表す語の使用を避けること、性別を表す語を使用せずに表示することが困難で、当該職業名が一般的な呼称として社会的に認知されている場合に限り両性の呼称を並記することとして、分類項目名や例示職業名の改称等を行う。

改訂後の項目数は、大分類が9、中分類が80、小分類が363である。大分類の項目数に変更はないが、大分類Iに7項目あった亜大分類は3項目に集約され、それを受けて大分類項目名は「生産工程・労務作業」に修正された。中分類は、情報処理技術者の新設、鉱工業技術者、保健医療従事者、建設作業者の分割によって4項目増加した。小分類は、大分類I（生産工程・労務作業）を中心にして就業者の少ない項目の廃止や統合によって1986年改訂版よりも12項目減少した。

## 1. 日本標準職業分類の位置づけ

### (1) 行政と職業分類

日本標準職業分類は、統計調査の結果を職業別に表示するための標準的な基準として設定されているが、法律にもとづいて作成されているわけではなく、また、その使用を法律で規定しているわけでもない。このため国の機関の実施する統計調査や業務等では、日本標準職業分類とともに各府省の独自の職業分類も使われている。

#### ア. 統計業務における職業分類の使用

2008年2月現在、国の機関の実施する統計調査のうち10府省等の42件の統計調査では、調査結果を職業別に集計している（図表5）。そのうち職業の区分に日本標準職業分類の分類項目をそのまま使用している調査は21件である。それ以外の21件では独自の職業区分を用いている。

図表5 公的統計調査等における日本標準職業分類の使用件数

	日本標準職業分類の使用	それ以外の職業分類の使用
指定統計調査	3	11 (5)
承認統計調査	16	5
届出統計調査	1	2
業務統計	1	3
計	21	21

(注) 括弧内の数値は国勢調査用職業分類（又はそれに準拠した職業分類）を使用している調査件数の内数である。

総務省は国勢調査結果の職業別集計にあたって国勢調査用職業分類を使用しているが、この分類は日本標準職業分類の一部の分類項目を統合したものであり、基本的に日本標準職業分類に準拠した分類である。この国勢調査用職業分類（及びそれに準拠した分類）を使用している統計調査が5件ある。したがって国の機関の実施している42統計調査のうち26件は日本標準職業分類に準拠した分類項目を使用している。

他の16件では、その目的に応じて職業の区分を行っている。たとえば、人事院の職種別民間給与実態調査では、初任給関係職種、事務関係職種、技術関係職種、技能・労務関係職種などの8つの職種区分のもとに合計78職種が設定された職業分類を用いている。国土交通省

の建設労働需給調査では、建設業法上の8業種（土木工事業、建築工事業、大工工事業など）を調査対象職種としている。

#### イ. 統計以外の業務における職業分類の使用

2008年2月現在、5府省の14業務等（施策の企画・立案が4件、業務等の実施が10件）で職業分類が使われている。そのうち次の7件は厚生労働省の業務等である。

- ①雇用対策法施行規則第1条の3第1項第3号のロに掲げられている要件への当てはめに係る業務
- ②民間職業紹介事業報告（労働省編職業分類の大・中分類別の求職申込件数・求人数・手数料収入）
- ③労働者派遣事業報告（政令26業務別の派遣労働者数・派遣労働者賃金・派遣料金）
- ④しごと情報ネットの運営（一般求人との区分は13職種、派遣求人の区分は6職種、労働者供給の区分は5職種）
- ⑤外国人雇用状況届出制度（職種区分は労働省編職業分類による）
- ⑥公共職業安定所における職業紹介業務（職種区分は労働省編職業分類による）
- ⑦ハローワークインターネットサービスの運営（職種区分は労働省編職業分類による）

これ以外の業務で職業分類が使用されているのは、内閣府の世論調査、国政モニター、外務省の領事業務などである。いずれの業務においても独自の職業分類が使われている。

#### (2) 統計基準としての設定

日本標準職業分類は、統計調査結果の職業別表示にあたり統計の正確性と客観性を保持し、統計の相互比較性を向上させるための標準的な基準として1960年に設定され、その後4回にわたり、社会経済情勢の変化に伴う職業構造の変化に対応し、国際標準職業分類との対応を向上させるための改訂が行われてきた。この間、日本標準職業分類は国の機関の実施する各種統計調査の職業別表示に広く使われるようになってきただけでなく、職業紹介業務に用いる職業分類の枠組みとしても用いられている。

2009年3月13日には、職業別表示を行う統計の比較可能性を更に向上させることが必要であるとの観点から、「公的統計の整備に関する基本的な計画」が閣議決定された。この計画では、日本標準職業分類を2009年度前半までに新たな統計基準として設定し、公示するとされている。

統計基準とは、公的統計の作成に際し、その統一性又は総合性を確保するための技術的な基準を指している（統計法第2条第9項）。日本標準職業分類が統計基準に設定されると、国の機関の実施する統計調査はその結果の職業別表示にあたって日本標準職業分類を使用することが求められる<sup>1</sup>。これまでに統計基準として設定されている分類は、日本標準産業分類（1948年に統計基準の設定）と疾病、傷害及び死因の統計分類（1951年に統計基準の設定）である。

---

1 統計調査にもとづいて統計を作成する場合には統計基準の分類を使用しなければならないが、業務統計や行政上の実務などに職業分類を使用する場合には統計基準と異なる分類を用いることができる。前者の場合であっても、公示分類表の分類項目をそのまますべて使用しなければならないわけではなく、一定の範囲で項目の集約や細分化が認められている。

今回の日本標準職業分類の改訂では、統計委員会に対して日本標準職業分類を統計基準として設定することが適切かどうかを合わせて諮問された。

## 2. 改訂の基本方針

### (1)改訂の体制

改訂作業の流れは次の通り二段階になっている。まず、総務省に設置された職業分類検討委員会が旧分類の見直し作業を行い、改訂諮問案を作成する。次に、改訂諮問案は統計委員会に諮問され、その統計基準部会が改訂諮問案を検討して、必要な修正を行い最終的な改訂案を作成する。改訂案は答申の形で総務省に報告され、公示される。

職業分類検討委員会は、改訂の基本方針を確定し、改訂諮問案を作成するために設置された組織である。委員は、関係各省（総務省、厚生労働省、文部科学省、経済産業省）の担当者と学識経験者等で構成されている。後者の中には求人広告事業関係者なども含まれ、民間の視点を踏まえた職業分類の作成を当初から構想していたことをうかがわせる。同委員会は2007年12月から2009年3月までに24回開かれた。このうち2008年3月までは、改訂方向の検討、改訂課題の整理、基本方針の作成などに充てられ、分類項目・一般原則の見直し作業は同年4月から2009年3月までの1年をかけて行われた。

職業分類検討委員会の作成した改訂諮問案は、統計委員会に諮問され、統計委員会ではこれを統計基準部会において検討した。統計委員会委員と、学識経験者の専門委員によって構成される同部会では、2009年4月から同年8月までに8回の会合を開いて改訂諮問案を検討し、最終的な改訂案を作成した。

改訂案は2009年8月に統計委員会から総務大臣に対する答申の形で報告され、同年12月に統計基準として日本標準職業分類が公示された。

### (2)改訂の課題

改訂で取り組むべき課題を整理するため、総務省は有識者と日本標準職業分類の利用者にそれぞれ意見を求めている。有識者の意見は日本標準職業分類に関する調査研究で表明され、分類の利用者に対しては改訂意見・要望に関する調査が行われた。

#### ア. 調査研究報告における意見

総務省は、2004年度と2005年度の2年にわたって日本標準職業分類の改訂にあたって必要な基礎情報を収集するための調査研究を実施し、その報告書の中で改訂課題を次の通り整理している。

#### 1. 分類基準・分類体系・概念定義の見直し

- ①一般原則は1960年の設定以来見直しが行われていない。職業、職種、作業、地位等の基本的概念を見直す必要がある。
- ②日本標準職業分類は「仕事の種類」に純化する方向で改訂が行われてきた結果、階層的な色彩が排除されているが、職業分類の有用性を増すためにも、改めてこの点について検討する必要



がある。職業の区分に際しては、報酬で評価される技能（スキル）のレベルも考慮すべきである。

- ③職業分類の利用方法は多様である。このため利用目的に応じて大分類の組み替えが可能な分類にし、利用者の利便性を向上させることが重要である。
- ④生産工程作業者の職業は製造品目によって細分化されているが、事務等のホワイトカラーの職種は生産工程作業者ほどには細分化されていない。
- ⑤分類符号の見直し(分類段階によって異なる分類符号の統一、十進法による符号付けの見直し)
- ⑥複数の分類項目に該当する仕事に従事している場合の職業の決定方法のあり方を見直す必要がある。

## 2. 社会経済情勢の変化に対応した職業分類の見直し

- ①現行の職業分類は、産業構造、就業構造、社会環境の変化に十分対応していない。就業者の減少している分野（生産工程作業者）では集約化・簡素化が、逆に増大している分野（専門的・技術的職業従事者、サービス職業従事者）では職業の細分化が必要である。
- ②ホワイトカラー職業はその仕事内容に応じて、専門職・準専門職・一般・補助のような粗い区分にすることが望ましい。
- ③補助者、助手の分類上の位置づけを明確にする。

## 3. 個別分類項目の見直し

- ①IT化に対応して職種を充実させる必要がある。
- ②技術者/研究開発職の分類は粗すぎるため、技術分野に対応した職種を設定すべきである。
- ③金融系の専門職を設定する必要がある。
- ④事務系職種のうち、法務等の位置づけを検討する
- ⑤サービス経済化に対応するため、営業職を独立した分類項目として設定するなど、適切な対応が必要である。
- ⑥ファッション関係、ゲーム関係の専門職を充実させる必要がある。
- ⑦介護の専門職を体系化する必要がある。
- ⑧デザイナー、一般事務員、調理人については、実態に即した細分化が必要である。

## 4. 職業分類の雇用政策・労働政策への活用

- ①地方の雇用・職業を考えるうえで職業分類にもとづく統計は重要な指標となる。職業構造の分析や職業ごとの特化係数等は地域振興や雇用対策を考える上で不可欠のデータである。
- ②労働政策に関して、今後、職業別のデータを充実させる必要があり、その要請に応えられる職業分類にすることが重要である。
- ③非雇用の請負、委任（準委任）等の形で働く自営業やSOHOが増えている。このため職業の観点から改めて政策対象を把握し直す必要が生じている。
- ④職業分類は仕事の種類を中心にするのではなく、労働市場における評価に即した区分(社会的階層性が反映される区分)とすべきである。
- ⑤困難さを増している若年者の雇用問題との関連では、キャリアカウンセラー、キャリアコンサルタント、進路就職担当者、人材ビジネス関係者の視点・要望に応えられる職業分類にすることが重要である。

## 5. 国際標準職業分類との比較可能性の向上

- ①管理的職業は国際標準職業分類の管理職の概念と合っていない。見直しが必要である。
- ②専門職、準専門職、一般、補助等の階層性、スキルレベルの概念を導入しないと国際標準職業分類との比較性の確保は難しい。

(出所)『日本標準職業分類に関する調査研究報告書』 pp.30-41.

## イ. 日本標準職業分類の利用者の意見・要望

総務省では、各府省庁・地方自治体に対して、日本標準職業分類の一般原則・分類項目についての意見及び同分類を統計基準として位置づけることについての意見を求めている。改正すべき点や問題点などさまざまな指摘があったが、その主なものは以下の通りである。

### 1. 一般原則について

- ①一般原則の中の「継続的に行い」という表現は削除すべきである。日雇い派遣など日々仕事が変わる場合もあるので、雇用関係の実態に合わせる必要がある。
- ②職業の定義の中の「社会的に有用な」は、無用な仕事があるかのような印象を与えるので削除する。
- ③職業の定義の中の「現に従事している仕事を引き続きそのまま行う意志と可能性がある」は、個人の内面のことであり、分類基準としてはなじみがたいので削除する。
- ④一般原則に従業上の地位に関する項目を設けるべきである。各種統計調査において従業上の地位は定義なしに、あるいは調査ごとに異なる定義が用いられているため、共通の定義・区分を設ける必要がある。

### 2. 分類項目について

- ①職業紹介業務における求人・求職のマッチングに役立つ内容となるようにする。  
[専門的・技術的職業従事者]
- ②機械技術者の中から自動車技術者を分離して、小分類項目として新設する。
- ③電気技術者の項目名を電気・電子技術者に変更する。
- ④中分類「情報処理技術者」は実態に合った見直しを行う。
- ⑤福祉施設寮母・寮父を大分類E（サービス職業従事者）に移設する。  
[事務従事者]
- ⑥テレフォンオペレーター、テレフォンセールス員、コールセンターオペレーターなどの位置づけについて検討する。
- ⑦小分類「速記者、タイピスト、ワードプロセッサ操作員」を廃止する。  
[販売従事者]
- ⑧飲食店主を大分類E「サービス職業従事者」に移設する。  
[サービス職業従事者]
- ⑨「その他のサービス職業従事者」に小分類「介護職員（治療施設、福祉施設）」を新設する。  
[農林漁業作業員]
- ⑩農耕・養蚕作業員の項目名を農耕作業員に変更する。
- ⑪伐木・造材作業員と集材・運材作業員を統合し、伐木・造材・集材作業員とする。  
[運輸・通信従事者]
- ⑫大分類H（運輸・通信従事者）の見直しを行う。
- ⑬航空機関士を廃止する。
- ⑭「他に分類されない運輸従事者」の中から「フォークリフト運転者」を分離して、小分類項目として新設する。  
[生産工程・労務作業員]
- ⑮漂白・精練作業員と染色・仕上作業員を統合し、「精練・漂白・仕上作業員」とする。
- ⑯竹細工作業員と草・つる製品製造作業員を統合し、「竹・草・つる製品製造作業員」とする。
- ⑰ちょうちん・うちわ製造作業員、ほうき・ブラシ製造作業員を廃止する。

⑱採鉱員を廃止する。

⑲清掃員をビル・建物清掃員、廃棄物処理作業員、その他の清掃員に分割する。

3. 統計基準として位置づけることについて

①統計基準とする場合、一般原則については調査ごとの弾力的な運用を認めるべきである。

②統計基準として位置づける場合であっても、一定の例外を認めるべきである。

### (3)改訂の基本的方向

以上の課題を踏まえて、改訂作業は次の方向で進めることになった。

#### ア. 改訂の必要性

第一は社会経済情勢の変化である。前回の改訂（1997年）から10年あまりが経過し、経済のサービス化の進展や製造部門における作業工程の自動化によって仕事内容は大きく変化している。このため1997年版日本標準職業分類では社会経済情勢の変化に伴う職業構造の変化や就業実態を正確に把握することが困難なことも多く、また、日本標準職業分類が広く利用されているとは言い難い状況にある。一方、職業紹介事業者は現実に即応した職業分類を作成して、それを事業活動に使用している。こうした社会の実態に対応するため、国の統計業務だけではなく、それ以外の業務においても広範に利用される職業分類を作成する必要がある。

第二は国際標準職業分類との対応である。統計データはいずれの分野においても国際的な比較可能性を向上させることが求められている。職業については、ISCOが国際的な基準であり、そのISCOは2007年末を目標に改訂作業が進行している。このため国際比較可能性を向上させる観点から日本標準職業分類の改訂を行う必要がある。

#### イ. 改訂の基本的方向

改訂作業の全般的な方向は以下の通りとすることになった。

1. 統計の継続性に十分配慮しつつ、統計の利用可能性を高めるため、分類体系の抜本的な見直しを行う。また、これと合わせて一般原則の見直しを行う。
2. 急速な変貌を遂げている社会経済情勢に対応するため、分類項目を的確に設定し、その定義を明確にする。特に、技術進歩や産業構造の変化の影響が著しい、生産工程関連の職業、事務の職業、販売の職業、サービスの職業、情報関連の職業に重点を置いて、分類項目の統合、拡充などの見直しを図る。
3. さまざまな用途に使用できるように、分類項目の説明・内容例示を充実させるとともに、補助情報などを付加することも検討する。
4. 分類項目の新設・廃止のための量的基準は、前回の改訂時に用いた以下の基準を使用する。

〔分類項目の新設、廃止等に関する量的基準〕

具体的な新設、廃止等の決定は、量的基準とともに職業構造の変化、統計上の必要性、国際標準職業分類との比較性等を総合的に勘案して行う。

①中・小分類項目の新設

（中分類の新設）新設しようとする項目に分類される就業者が5万人以上、又はそ

の属する大分類項目の就業者の1%以上であること  
(小分類の新設) 新設しようとする項目に分類される就業者が2千人以上、又はその属する中分類項目の就業者の1%以上であること

②中・小分類の廃止

(中分類の廃止) 数業者が1万人を下回る中分類項目は廃止する。

(小分類の廃止) 就業者が1千人を下回る小分類は廃止する。

③小分類「その他」の分割

「その他」項目が、その属する中分類項目に占める構成比の50%を超える場合には分割する。

5. 国際標準職業分類との整合性を向上させ、国際比較の視点を強化する。

6. 日本標準職業分類を統計基準として位置づけることについて検討する。

### ウ. 大分類項目の改訂の方向

改訂作業の全般的な方向のもとで大分類の改訂については、以下の方向で進めることになった。

1. 我が国は教育と職業との間に明確な関連が認められる状況になく、また準専門職・テクニシャンの概念そのものが一般に浸透しているとは言い難い状況にある。そのため分類基準としてスキルレベルを採用し、準専門職・テクニシャンの項目を設定することは困難である。
2. 大分類G（農林漁業作業）は就業者構成比が5%程度で推移している。作業の遂行に必要な知識や技能が特殊であること、地域振興や農林水産政策において就業者を把握する必要があること、ISCOの大分類にも類似の項目が設定されていることなどから、大分類として残すことを検討する。
3. 大分類H（運輸・通信従事者）は事業活動の視点から設定されており、職業の視点から見ると異なる仕事が含まれている。就業者は全体の3.4%（2005年国勢調査）である。廃止した場合、大半の小分類は大分類Iに移設し、それ以外のもは大分類BとCに移設することになる。
4. 大分類I（生産工程・労務作業）に該当する就業者は全体の27%（2005年国勢調査）を占め、項目数に至っては全体の47%を占めている。分割することが適当である。
5. ISCOの大分類9（単純作業従事者、elementary occupations）に対応した分類項目の設定を検討する。単純作業とは「道具や自分の身体を使って行う、単純定型的作業」を言う。ISCOでは、街頭での物品販売、清掃作業、荷物の配達、手荷物の運搬、自動販売機への商品補充、ごみ収集、農林漁業の単純作業、採掘・建設・製造・輸送における単純作業などの職業を含んでいる。この大分類に対応する分類項目を設定する場合、職業の機能、スキル、国際比較性、市場の構成を考慮する必要がある。

### 3. 検討の過程及び改訂の内容

改訂作業は、先に述べたように、まず職業分類検討委員会において改訂諮問案を作成するための作業が行われ、次に、作成された改訂諮問案を統計基準部会で検討して最終的に改訂案を作成するという過程をとっている。このため本節においても改訂作業の順序と同様に、まず職業分類検討委員会の議論、次に統計基準部会の議論を紹介する。

両方の会合では、分類項目、一般原則の順に検討を行っているが、一般原則は分類の枠組みと構造を決める考え方を記述したものであり、これに沿って分類項目が設定されていることから、以下では、その順序を逆にして、先に一般原則に関する議論を紹介する。

## **(1)一般原則の見直し**

### **ア. 職業分類検討委員会における検討**

#### **(7)職業の定義**

職業の定義（「職業とは、個人が継続的に行い、かつ、収入を伴う仕事をいう」）に対して以下の修正が行われた。

- ①日雇派遣労働者の増加など就業実態の変化に対応するため、「個人が継続的に行い」という文言は削除された。ISCOの職業の定義にも「継続的」という言葉は使われていない。
- ②仕事の対価としての収入の意味を強調するため、「収入を伴う仕事」は「報酬を伴う仕事」に修正された。これによってギャンブル収入や年金収入が除外される。
- ③「収入を伴う仕事とは・・・社会的に有用な仕事をいう」のうち「社会的に有用な」は社会的に無用な仕事があるような誤解を与える可能性があるため、削除された。また、第1項文末に「公序良俗に反する行為」が追加された。

#### **(4)分類の適用単位と基準**

分類基準のうち「必要とされる知識又は技能」はその対象が不明確なので、「仕事の遂行に必要とされる知識又は技能」に修正された。

#### **(9)分類符号**

小分類には十進分類が適用されているため、小分類符号のうち上から三桁目の数字は1から9までの数字による十進法に準じた表記である旨の文言が追加された。

#### **(1)職業の決定方法**

旧分類では、ひとつの勤務先で異なる分類項目に該当する仕事に従事している場合、就業時間を基準にして職業を決めることが難しいとき大分類項目の順位によるとしている。その順位は現場作業・技能的職業を優先している。この考え方の根底には、産業分類の場合と同様に、生産重視という考え方があると見られる。これまでは知識よりもモノを作り出す能力の方が社会に必要とされ、その能力があれば、同じ職業での勤め先の移動が比較的容易であったことなどから、この順序が決められたものと考えられる。

### **イ. 統計基準部会における議論**

#### **(7)職業の概念**

##### **(a)職業の定義**

仕事には「報酬を伴う仕事」と「報酬を目的とする仕事」があり、両者は同一ではないものの極めて近似しているとする意見と、前者は必要以上に限定的であり、ある一定期間をとると収入のない人もいることから、「報酬や利益を目的とした仕事」とすべきであるとの意

見があったが、最終的には「報酬を伴うか又は報酬を目的とする」ことで合意した。

### **(b)分類の基準**

- ①スキルレベルの概念は採用しないことになった。学歴などで測定される個人のスキルレベルと職業とが比較的对応しているヨーロッパ社会と比べて、我が国では学歴と職業の対応が希薄なこと、専門的技術的職業従事者と労務作業者の2つを除く中間領域のスキルは連続的に分布していることなど、個人が従事している仕事のスキルレベルを測定することは困難であるとの理由による。
- ②これまで分類基準として掲げられていた「個人が従事する仕事の形態」は削除された。分類基準としての「仕事の形態」とは、仕事のタイプ（「主として知的能力が求められる仕事」、「主としてサービスの仕事」、「主として身体を使って行う仕事」）を指している。この基準は大分類項目の配列順を説明するために1979年改訂で導入されたものであるが、これを削除したことによって大分類項目の配列順を説明するための拠り所が失われた。

### **(c)分類の対象、適用の対象**

- ①分類の適用単位に関する従来の記述「職業分類を適用する単位は個人である」は、職業を区分する単位は仕事であること、人に対して適用する場合にはその従事する仕事を通じて適用する旨に修正された。
- ②項目名のあり方については視点が分かれた。職業分類は仕事の分類であるが、人に適用することから人を表す表現を用いるべきであるとの意見と、仕事を分類することから職業を表す表現のほうが適切であるとの意見があった。改訂諮問案の大分類名称を見ると、大分類G、H、J、Kの4項目では「作業員」、それ以外の項目は「従事者」を使用している。名称は統一することが望ましいが、作業員に統一することはできないので、従事者を統一名称とすることになった。
- ③職業の定義において継続性の条件が削除されたが、登録型派遣労働者のように短期で勤め先や職種を変える雇用者が増加していることを考慮すると、実際の調査において仕事の具体的な期間、時点、継続性を指定する必要があるという注記を付けるべきであるとする意見と、継続性の文言が削除されたので、仕事の期間等は個々の統計調査の設計に委ねるべきであるとの意見があった。最終的には、後者の意見で一致した。

### **(1)職業の決定方法**

#### **(a)従事する仕事は2つ以上の分類項目に該当する場合**

##### **(i)複数の勤務先で、異なる分類項目に該当する2つ以上の仕事をしている場合**

職業を決定するための基準は調査目的によって異なる。生産を重視する調査であれば労働時間が、生活の主たるよりどこを尋ねる調査であれば所得が、人的資本量を把握する調査であればスキルレベルがそれぞれ適切な基準と言える。これらの中で、どのような仕事に従事してどの程度の報酬を得ているかという観点から考えると、報酬はスキルレベルの代替指

標となり、スキルの概念を導入しなくても、スキルを考慮したことになるので、職業の決定にあたって所得を基準にすることが最も適当であるとの点で合意した。

#### (ii)ひとつの勤務先で、異なる分類項目に該当する2つ以上の仕事をしている場合

就業時間の長さでは職業を決定できない場合の大分類の順序は、いくつかの基準が混在している。上位の農林漁業、生産工程・労務、運輸・通信、保安、サービスの仕事を行うものは、下位の専門的・技術的職業、販売、管理、事務の仕事を多少とも行うことが多い。このとき優先すべき仕事は「より一般的な」後者の仕事ではなく、対象者の特徴をよく示していて特殊性があると思われる前者の仕事である。したがって現行の大分類の優先順位の考え方は理にかなっているとの点で意見が一致した。

#### (b)見習、補助者

見習、補助者・助手は、本務者と同じ分類項目に位置づけるのか、あるいは本務者と異なる分類項目に分類するのかは、これまで明確にされてこなかった。見習はインターン等の制度的枠組みのあるところに存在する仕事の形態であり、訓練を受けている職業に就くための訓練過程にある人を指している。このため本務者と同一の項目に分類するのが基本である。一方、補助者・助手は本務者の仕事の一部に従事するものであり、その仕事内容によっては本務者と同一の項目に分類することが適切なこともあるが、従事する仕事にもとづいて本務者とは異なる項目に位置づけるのが基本である。

今回の改訂では、資格との関連で両者の位置づけが検討された。ここにいう資格とは、個人が保有する職業に関する資格・免許の意味ではなく、分類項目を構成する要件としての資格である。これには次の2種類の資格が該当する。第一に、法令にもとづいた業務独占資格（弁護士、医師など）又は名称独占資格（中小企業診断士、理学療法士など）、第二に、国務大臣や都道府県知事など公的機関の長の任命が必要な職業（医療監視員、薬事監視員など）である。これらの資格のみで構成される分類項目は、その職業定義に資格を要件とする旨が明示されている（「～の免許を有し、～」）。

見習、補助・助手の仕事は資格の有無によって次のように分類することになった。

##### 1. 本務者を分類する項目が資格を要件とする場合

本務者の見習、補助・助手は、有資格者であれば、本務者と同一の項目に分類するが、資格を有しないものは、実際に従事する仕事内容に即して、本務者とは別の分類項目に分類する。

##### 2. 本務者を分類する項目が資格を要件としない場合

見習は見習う職業の分類項目に分類し、補助・助手は実際に従事する仕事内容にもとづいて分類する。

## (2)分類項目の見直し

### ア. 大分類項目別の検討<sup>1</sup>

#### (7)旧・大分類A 専門的・技術的職業従事者

旧・大分類Aは研究機関などにおいて研究に従事する研究者、製品製造・建築・情報処理などに従事する技術者、保健医療・法律・経営・教育・宗教などの専門職で構成されている。この大分類はISCO-08の大分類2（専門的職業従事者）と大分類3（テクニシャン、準専門的職業従事者）に対応する。

#### (a)職業分類検討委員会における検討

職業分類検討委員会における大分類Aの改訂作業では、まず問題意識を共有するため、改訂の方向に関する一般的な討議が行われ、次にそれを踏まえて作成された事務局改訂案について検討が行われた。

#### (i)改訂の方向

さまざまな問題点が指摘されたが、その主なものは以下の通りである。

- ①大分類Aは、研究者、技術者、資格の必要な専門職、その他の専門職の4分野に大別できる。このうち中分類01（研究者）はISCOに比べて項目の設定が粗いが、技術者の中分類である02～07はISCOに比べて項目が細かすぎる。ISCOとの比較可能性を向上させるという今回の改訂方向を考慮すると全体的な項目の見直しが必要である。
- ②ISCOは大分類で専門的職業とテクニシャン・準専門的職業に区分しているが、我が国では同一分野の職業をスキルにもとづいて区分しようとしても明確な指標がない。このため、ISCOにおいてテクニシャン・準専門的職業として設定されている職業は、我が国の場合、専門的・技術的職業に分類されるものもあるが、一般従事者と同じ大分類に分類されるものもある。パラメディカル（あるいはコメディカル）が準専門職に該当するのであれば、医療分野での準専門職の範囲は明確である。法務の分野では、今後広がる可能性があるパラリーガル（弁護士の監督の下にその補助業務（定型的、限定的な法律業務）を行うリーガルアシスタント）が準専門職に該当することになると思われる。ISCOとの対応を考えると、準専門職の大分類を設定すべきなのか、あるいはISCOの準専門職に対応する大分類を設定せず、対応する職業を小分類に設定すればいいのかなど、さまざまな選択肢とその適用について検討する必要がある。
- ③研究開発の仕事に従事するものは、研究者に分類するのか、あるいは技術者に分類するのか不明である。現実にその仕事があり、人が従事していることを考えると、研究開発職業従事者を設定することの適否を検討するとともに、設定する場合には研究者、技術者、研究開発職を定義上どのように区分するのか検討する必要がある。

---

<sup>1</sup> 今回の改訂では大分類項目が大幅に変わったため、新旧どちらの分類項目を指しているのか紛れのない表現になるように、原則として、職業分類検討委員会の記述は旧・分類で、統計基準部会の記述は新・分類でそれぞれ表記する。



- ④金融の専門職など、新たに専門的・技術的職業に設定する職業については、事務や販売の職業と明確に区分できるように仕事の内容やその範囲、他の分類項目との関係などを整理する必要がある。

## (ii)分類項目別の検討

職業分類検討委員会において旧・大分類Aの見直し作業は4回にわたり行われた。その中で特に重点的に検討された項目は、機械・電気などの技術者、情報処理技術者である。大分類Aのうち改訂の対象になった中分類と改訂の理由は次の通りである。

### ①旧・中分類01 科学研究者

学際的な研究分野が増加し、理系/文系を区別する必要性は少なくなっていると考えられるため、旧・小分類011（自然科学系研究者）と012（人文・社会科学系研究者）を統合して、新小分類「研究者」が設定された。

### ②旧・中分類02 農林水産業・食品技術者

- ・中分類02の小分類は産業別に項目が設定されている。就業者を見ると、農業技術者の約3万人に対して、畜産・林業・水産の各技術者はそれぞれ5千人以下（2000年国勢調査）である。このためこれらの項目を統合して新小分類「農林水産技術者」が設定された。
- ・小分類025（食品技術者）の仕事は農林水産技術者よりも製造技術者の仕事との共通性が高いと考えられるので、新・中分類03と04に対応する仕事に分けてそれぞれの中分類に移設された。この取り扱いは、日本標準産業分類で食品製造が製造業に分類されていることと整合性をとるためでもあった。

### ③旧・中分類03 機械・電気技術者、旧・中分類04 鉦工業技術者（機械・電気技術者を除く）

- ・当初、小分類031（機械技術者）を機械技術者と自動車技術者に、小分類034（電気技術者）を電気技術者と電子技術者にそれぞれ分割することが提案されたが、その案では、技術分野別の項目設定に変わりがなく、仕事別に再編成された旧・大分類Iと平仄を合わせるためには技術者の項目も仕事別に設定することが求められた。その結果、中分類03には製品の製造に関する技術者のうち、研究者の行った研究の成果を応用して、設計等の具体的な製品の開発を行う「開発・設計技術者」を、中分類04には製品の製造に関する技術者のうち、製品を効率的に製造するため、工程設計・工程管理・品質管理などを行うほか、必要に応じて現場の指導を行う「生産工程技術者」をそれぞれ設定する案が示された。なお、ここにいう開発とは、実際に生産を開始する以前の段階におけるすべての仕事を指している。
- ・旧中分類03と04に設定されている各小分類は、新・中分類03と04に対応する仕事に2分割された。しかし、新・中分類03と04の項目名からこの点を読み取ることは難しいので、仕事別に項目を設定していることと、旧項目を仕事に応じて2分割していることが明確に分かるように、新・中分類03は「製造技術者（開発・設計）」に、新・中分類04は「製

造技術者（開発・設計を除く）」にそれぞれ改称された。更に、項目名のうち「設計」は「開発」に含まれることから、「(開発・設計)」は「(開発)」に再修正された。

- ・新小分類032（電気・電子、電気通信技術者（開発・設計））は、新・中分類06に電気通信の概念を含めることになったため、「電気・電子、電気通信技術者（ネットワーク技術者を除く）（開発）」に改称された。新小分類042（電気・電子、電気通信技術者（開発・設計を除く））も同様に、「電気・電子、電気通信技術者（ネットワーク技術者を除く）（開発を除く）」に改称された。

#### ④旧・中分類06 情報処理技術者

- ・この分野の職業は、ITスキル標準が整備され、検定試験による技術の認証が普及しているとは言え、仕事自体が発展途上にあるため、その範囲について必ずしも共通認識が形成されているわけではない。また仕事に対応する職業名についても一般的に流通する名称が必ずしも確立されているとは言い難い状況にある。このことが分類項目として設定する仕事の種類とその名称を決めることを難しくしていた。
- ・当初、設計・開発・運用に対応する職業を設定するという考え方にもとづいて、旧・小分類061（システムエンジニア）を、システムアナリスト、システム設計者、ウェブ設計者、システム管理者、ネットワーク技術者に分割する案が出された。その後、ITスキル標準やITキャリア・スキルフレームワークに準拠したさまざまな項目案が提出され、更に電気通信の概念を含めることになった関係で、中分類の項目名は「情報処理・通信技術者」に修正され、小分類に電気通信の仕事に対応する項目が設定されることになった。
- ・各種の項目案が検討され、職業分類検討委員会で最終的に合意された項目は、システムコンサルタント、システム企画者、ソフトウェア開発者、システム運用管理者、通信ネットワーク技術者の5項目である。

#### ⑤旧・中分類10 医療技術者、旧・中分類11 その他の保健医療従事者

- ・医療技術者のうち主な資格職業は既に小分類に設定されている。今回の改訂では、それらに加えて臨床工学技士を新設することになった。
- ・小分類102（臨床検査技師、衛生検査技師）のうち衛生検査技師は、資格試験が廃止になっているため、項目名から削除された。
- ・小分類103（理学療法士・作業療法士・視能訓練士）と、小分類119（他に分類されない保健医療従事者）に含まれる言語聴覚士とを統合して、「理学療法士、作業療法士」と「視能訓練士、言語聴覚士」の2つの小分類を設定することになった。後者の就業者は言語聴覚士が約6,000人、視能訓練士が約2,700人である。両者とも小分類の新設基準を満たしている。
- ・小分類119に該当する職業は、資格又は都道府県知事の任命が必要であるもののみとし、資格の不要な看護助手や歯科助手などの補助的な職業は大分類Eのサービスの職業に

移設することになった。

#### ⑥旧・中分類12 社会福祉専門職業従事者

社会福祉施設で介護の仕事に従事するもの（小分類124福祉施設寮母・寮父）は、訪問介護員との職務の類似性が高いので、大分類E（サービス職業従事者）の新設中分類（介護サービス職業従事者）に移設することになった。

#### ⑦旧・中分類13 法務従事者

小分類131（裁判官、検察官、弁護士）を分割して、それぞれの職業を小分類項目として独立させることになった。小分類132（弁理士、司法書士）も同様に、それぞれの職業を小分類項目として独立させることになった。

#### ⑧旧・中分類14 経営専門職業従事者

- ・小分類149（その他の経営専門職業従事者）から経営コンサルタントを分離して、小分類として独立させる案が出されたが、経営コンサルタントが他の項目に移設されると、小分類149に例示すべき職業がほとんどなくなってしまうため、経営コンサルタントの項目を設定することは見送られた。
- ・金融機関において、金融及び数学の知識を応用して資産運用や取引、リスクヘッジ、リスクマネジメント、投資に関する意思決定などに関わる仕事に従事する金融・保険の専門職を分類するための中分類を新設する案が出されたが、中分類の新設基準を満たす就業者がいるかどうか必ずしも明確ではないため、今回の改訂では小分類の項目として設定することになった。この関係で新中分類の項目名は、「経営、金融・保険専門職業従事者」に修正された。

#### ⑨旧・中分類17 文芸家、記者、編集者

文芸家は著述家の中に含まれることから、小分類171（文芸家、著述家）の項目名は「著述家」に修正された。この関係で中分類の項目名は「著述家、記者、編集者」になった。

#### ⑩旧・中分類18 美術家、写真家、デザイナー

小分類185（写真家）には、静止画の撮影を行う写真家と、映画・テレビジョン用撮影機を操作する映像カメラマンが含まれる。このため項目名は、「写真家・カメラマン」に修正された。この関係で中分類の項目名は「美術家、写真家・カメラマン、デザイナー」になった。

#### ⑪旧・中分類20 その他の専門的職業従事者

- ・学芸員と図書館司書をそれぞれ新設することになった。両者とも小分類の新設基準を満たしている。就業者は学芸員が3,251人、司書が6,957人である（文部科学省の2005年調査）。学芸員補は学芸員の項目に、司書補は図書館司書の項目にそれぞれ分類することになった。
- ・旧大分類Hの小分類501（無線通信技術従事者）、小分類502（有線通信員）、小分類509（その他の通信従事者）の3項目を統合して、新小分類「無線通信技術従事者」を設定

し、専門的・技術的職業に移設することになった。

- ・小分類202（職業・教育カウンセラー）は主に心理学の専門知識にもとづいてカウンセリングを行うものを分類する項目である。このため項目名は「心理カウンセラー（保健医療を除く）」に修正された。しかし、カウンセリングは必ずしも心理学の専門知識だけでもとづいて行われるわけではないので、項目名から「心理」が削除された。

## ⑫大分類の配列順

大分類項目の配列はISCOの大分類の配列に準じることになった。大分類AはISCO大分類2に対応するため大分類符号はAからBに変更になった。

### (b)統計基準部会における検討

職業分類検討委員会の作成した改訂諮問案のうち統計基準部会で修正・指摘された主な点は、次の通りである。

#### (i)新・中分類05 科学研究者

- ①旧・小分類011（自然科学系研究者）と012（人文・社会科学系研究者）を統合し、新・小分類「研究者」の項目が設定されたが、ISCOでは研究者の項目を研究領域別に設けているので、両者を統合すると国際比較が難しくなるとの指摘があった。このため旧分類の通り2区分に戻すことになった。
- ②学際的領域の取り扱いについては、研究者の雑分類項目を設け、そこに分類することも可能であるが、その場合、雑分類項目に分類される研究者の数は他の2区分に比べて少なく、また、学際領域の定義が明確でないことから、自然科学系か人文・社会科学系かの判断に迷うときには、安易に雑分類項目に分類されやすいことなどが予想されるため、雑分類項目は設定しないことになった。それに代わり、学際的研究は2つの小分類のうち、より類似する方に分類するという考え方が示され、了承された。
- ③家政、教育、芸術などの研究者は「人文・社会科学系研究者」に位置づけられることになったため、項目名は「人文・社会科学系等研究者」に修正された。

#### (ii)新・中分類07 製造技術者（開発）、新・中分類08 製造技術者（開発を除く）

- ①旧・中分類03と04は、産業分類や商品分類的な視点ではなく、産業横断的に仕事の種類にもとづいて職業を区分する視点から見直しが行われた。改訂諮問案では製造技術者の仕事を開発関係の仕事とそれ以外の仕事に分割して、それぞれに対応する新中分類が設定された。この考え方は事業所を対象とした調査であれば問題は少ないと考えられるが、世帯・個人を対象とした調査では回答の分類が困難になる可能性があるとの指摘があった。
- ②新・小分類072（電気・電子技術者（開発））は、旧・小分類034（電気技術者）の一部と旧035（電気通信技術者）の一部を統合したものであるが、072の項目名から判断する限り、電気通信技術者がこの項目に該当するのかがわかりにくいとの指摘があった。このため項目名は「電気・電子・電気通信技術者（通信ネットワーク技術者を除く）」

(開発)」に修正された。

- ③製造技術者のうち部品の開発・製造に係る技術者の位置づけを明確にするため、次のような工夫をすることになった。
- ・新中分類07の総説に「部品の開発・設計に係る技術者は、その部品の材質、製法、機能により小分類〔071～079〕のそれぞれに分類される」を追加する。新中分類08の総説にも同様の文言を追加して、部品の製造関係の技術者は新中分類07又は08に含まれることを明示する。
  - ・個々の機械ごとに部品関係の技術者も含まれていることがわかるように説明文を次のように修正する。新小分類072の説明文は「～電気・電子機械器具及び同機械器具の部品の開発・設計～」に修正する。073～075、082～085も同様の修正を行う。
  - ・各種機械に組み込まれる汎用的な機械部品を開発（製造）する技術者については、新小分類073（機械技術者(開発)）、新小分類083（機械技術者（開発を除く））に分類することがわかるように説明文に次の文言を追加する。「汎用的に各種機械に組み込まれ、あるいは取り付けをすることで用いられる機械器具及び同部品に関する開発・設計の技術的な仕事に従事するものも含まれる。」新083の説明文にも同様の文言を追加する。

#### (iii)新・中分類10 情報処理・通信技術者

- ①情報処理／通信の分野は高度化・専門化を深めているが、旧・中分類06には小分類が2項目しかなく、ほとんどの職種はシステムエンジニアの項目に位置づけられている。そのため現状に即した職種を設定する必要があるものの、システムエンジニアを細分化した項目を設定しても実査においては調査票に適切な職業名が記載されず、かえって分類が困難になる可能性があるとの指摘があった。
- ②システム開発を総合的に管理するプロジェクトマネージャーについては、1994年から情報処理技術者試験（プロジェクトマネージャ試験）が実施されていること、プロジェクトマネージャーなどの高度な人材が大幅に不足していることなどから、新・小分類102（システム設計者）からプロジェクトマネージャーを分離して、新・小分類103（情報処理プロジェクトマネージャー）が新設された。

#### (iv)新・中分類18 経営・金融・保険専門職業従事者

金融派生商品の開発など、高度な金融・保険の知識を必要とする仕事が社会的に確立してきたことから、小分類に「金融・保険専門職業従事者」が新設された。金融関係の職業のうち、この項目に該当する職業は内容例示で明確にすべきであるとの指摘があった。

#### (v)新・小分類243 カウンセラー（医療、福祉を除く）

小分類243の説明文は仕事の範囲が明確ではないとの指摘があったため、「カウンセリングに関する専門的な知識を有し、・・・専門的な援助を行う仕事」に修正された。また、保健医療施設や社会福祉施設において類似の仕事に従事するものは243に含まれないことを明確にするため、項目名は「カウンセラー（医療・福祉施設を除く）」に修正された。

#### **(4)旧・大分類B 管理的職業従事者**

旧・大分類Bには、生産や販売の現場ではなく、事務所において専ら経営体の全般又は課（課相当を含む）以上の内部組織の経営・管理に従事するものが分類される。この大分類はISCO-08の大分類1（管理的職業従事者）に対応する。

職業分類検討委員会における主な指摘事項と改訂内容は、次の通りである。

##### **(a)職業分類検討委員会における検討**

管理的職業従事者の中分類は、組織別に公務員、法人、個人事業の3つの項目に分かれ、そのうち法人管理職は役職別に役員と管理職員の2つの中分類が設定されている。このような項目設定は、ISCO-88の法人管理職員と個人事業管理職という2つの重大分類項目に対応している。しかし、ISCO-08では、同じ管理職でも法人と個人事業という所属先によって分類上の位置づけが異なるのは不適切であるとの理由で、これらの2つの重大分類項目を組み替えて機能別管理職員と分野別管理職員に再編している。このため、旧・大分類Bの中分類項目とISCO-08の管理職の重大分類項目との対応をとることが難しくなった。

管理的職業従事者の中・小分類項目が仕事の機能や分野による区分ではなく、組織別の区分になっているのは、統計調査における実査を考慮していることが大きな要因であるとの指摘があった。たとえば、国勢調査の回答には課長、部長等の役職名だけを記入したものも多く、管理対象の分野を特定することが難しい。また、管理対象の名称が記入されていても、抽象的な組織名だと、業務内容を把握することが難しいという問題がある。この問題については、調査の設計において勤務先の産業区分を合わせて質問すればISCO-08と同等の情報が得られるとの指摘もあった。

検討の結果、旧項目の構成を維持することになり、職業分類検討委員会における大分類Bの修正は、旧・小分類222と232の「特殊法人」を「独立行政法人」に変更すること、ISCO-08の大分類の配列に合わせて、旧・大分類AとBの順序を逆にすることの2点に止まった（図表6）。

##### **(b)統計基準部会における検討**

統計基準部会では、大分類Bの説明文の中の「専ら経営体の全般又は課（課相当を含む）以上の内部組織の経営管理に従事するもの」のうち「専ら」を削除することが提案された。その理由としては、我が国の管理職はいわゆるプレーイングマネージャが多く、「専ら」があることによって管理職の役職に就いていながら、管理職に分類されないことがあるという問題が指摘された。管理職の就業者数を国際比較すると、我が国の管理職は相対的に少ない。職業分類上の管理職の範囲と実際の管理職との乖離を小さくするためには、「専ら」の削除が必要であった。また、他の大分類の説明文には「専ら」の文言は使用されていないので、大分類Bにのみ「専ら」をつけるのはバランスを欠くとの指摘もあった。これらの指摘を考慮して「専ら」は削除された。他の仕事にも従事している管理職には、職業の決定原則が適用され、就業時間の長いほうの仕事をその職業とすることになる。

図表6 日本標準職業分類と国際標準職業分類（ISCO-08）との大分類項目対比表

日本標準職業分類（2009年改訂）		国際標準職業分類（ISCO-08）
A 管理的職業従事者	----->	1 管理的職業従事者
B 専門的・技術的職業従事者	----->	2 専門的職業従事者
	----->	3 テクニシャン、準専門的職業従事者
C 事務従事者	----->	4 事務補助従事者
D 販売従事者	----->	5 サービス・販売従事者
E サービス職業従事者	----->	
F 保安職業従事者	----->	
G 農林漁業作業者	----->	6 農林漁業の熟練従事者
H 生産工程従事者	----->	7 技能工及び関連職業従事者
I 輸送・機械運転従事者	----->	8 設備・機械運転従事者、組立工
J 建設・採掘従事者	----->	
K 運搬・清掃・包装等従事者	----->	9 単純作業従事者

(注) 矢印はおおよその対応先を示しているだけであり、必ずしも中・小分類での一対一の対応を表しているわけではない。

### (ウ)旧・大分類C 事務従事者

日本標準職業分類にいう事務とは、企業など経済活動を行う組織において財貨・サービスの生産が円滑に行われるように生産活動を支援するための、人事・経理・企画・受付・記録・集金等の仕事を指す。事業として他人のためにこれらの生産活動の支援を行う場合、それに従事するものも本分類に含まれる。旧・大分類CはISCO-08の大分類4（事務補助従事者）に対応する。

職業分類検討委員会における主な指摘事項と改訂内容は、次の通りである。

#### (a)職業分類検討委員会における検討

##### (i)旧・中分類25 一般事務従事者

①旧・小分類251（総務事務員）には庶務・人事・福利厚生・労務などの仕事に従事するものが含まれる。庶務の仕事と人事・福利厚生・労務の仕事とでは必要とされる知識に違いがあると考えられることから、251は新・小分類「庶務事務員」と「人事事務員」に分割された。前者に含まれる職業のうち用度係事務員と伝票整理事務員の仕事内容は会計事務に類似しているため、新・中分類26（会計事務従事者）に移設された（用度係事務員は269の雑分類項目に、伝票整理事務員は新設の経理事務員にそれぞれ例示職業として掲載される。）。

②受付の仕事のうち企業やホテルのフロント業務は旧・小分類253（受付・案内事務員）に分類し、ゴルフ場等の娯楽施設のフロント業務は大分類Eのサービスの職業に分類するという考え方は維持されたが、その点を明確に示すため、253の例示職業名を「フロント（企業・ホテル等窓口）」に変更するとともに、非該当職業の例示に「娯楽施設フ

ロント」を追加することになった。

- ③旧・小分類289（その他の営業・事務販売従事者）から電話を使って行う仕事（テレフォンアポインター、電話による通信販売の受付事務、コールセンターオペレーターなど）を分離し、旧・大分類Hの小分類503（電話交換手）と統合して中分類25の小分類に「電話応接事務員」が新設された。この項目に分類される職業は電話を使用するものに限定され、電話以外の通信手段を使って行う仕事は259の雑分類項目に分類される。これには、コンピュータを使用した通信販売の注文受付や苦情の受付事務などが該当する。これらの職業が電話応接事務員に間違っ て分類されないように、259の例示職業名には「（電話以外によるもの）」という文言が追加された。電話応接事務員と259の通信販売受付事務員（電話以外によるもの）との違いは、言語によるやりとりか、文書によるやりとりかの違いである。仕事の遂行に必要な知識・技能が異なるために分類上の位置づけが異なっている。
- ④小規模事業所などでは、同一人が特定の事務だけでなく複数の小分類にまたがる事務全般を遂行する例が少なくないと思われること、更にこのような仕事に従事している就業者が相当数見込まれることから、このような仕事を分類する項目である「一般事務員」を新たに設定することになった。しかし、この名称は中分類の項目名と重複するため、中分類の項目名は「総務事務従事者」に修正された。

#### (ii)旧・中分類26 会計事務従事者

- ①小売店のレジ係のうち精算のみを行うものは旧・小分類261（現金出納事務員）に、レジカウンターにおける商品の精算と販売の仕事に従事するものは旧・小分類324（販売店員）にそれぞれ該当する。今回の改訂では精算のみを行うレジ係の仕事内容も販売に該当するとみなされ、レジ係は販売店員に移設された。
- ②経理の仕事に従事する就業者は相当数見込まれるため、「経理事務員」の小分類項目が新たに設定された。

#### (iii)旧・中分類29 外勤事務従事者

訪問調査の仕事に従事する就業者は相当数見込まれるため、「調査員」の小分類項目が新たに設定された。

#### (iv)旧・中分類31 事務用機器操作員

- ①旧・小分類311（速記者、タイピスト、ワードプロセッサ操作員）は廃止された。速記者は仕事内容が専門的であるとみなされ、旧・大分類Aに移設された。タイピストは就業者が少ないので（1,300人、2000年国勢調査）、雑分類項目（小分類319その他の事務用機器操作員）に例示職業名として記載されることになった。パーソナルコンピュータの普及によってワープロ専用機を操作する業務に従事するものは極めて少ないと思われることから、ワードプロセッサ操作員は廃止された。
- ②ワープロ専用機に代わってパーソナルコンピュータを操作する業務に従事するものは相



当数見込まれることから、新たに「パーソナルコンピュータ操作員」の小分類項目が設定された。

③旧・小分類312（キーパンチャー）は、その仕事内容を表す名称である、「データ・エントリー装置操作員」に修正された。

④旧・小分類313（電子計算機オペレーター）は、「パーソナルコンピュータ操作員」の小分類項目を新設した関係で両者の区分を明確にする必要があり、「電子計算機（パーソナルコンピュータを除く）オペレーター」に修正された。

#### **(b)統計基準部会における検討**

##### **(i)新・中分類25 総務事務従事者、新・小分類257 一般事務員**

旧・中分類25に対する修正案のうち一番大きな問題は、事務全般に従事するものや複数の異なる事務を兼務しているものを一般事務員として設定し、それを中分類「総務事務従事者」の小分類に位置づけていることである。この問題は、次のように処理された。第一は中分類名称の変更である。中分類「総務事務従事者」は、旧・中分類「一般事務従事者」に対応した区分であって、特定の事務を分類するための項目ではない。一般事務従事者は、1960年の日本標準職業分類の設定当時から雑分類项目的な位置づけにあり、改訂諮問案で名称が総務事務従事者に変更されたが、雑分類项目的な位置づけにあることに変わりはない。仕事の範囲について誤解が生じないように中分類名称は一般事務従事者に戻すことになった。第二は小分類名称の変更である。中分類「一般事務従事者」の小分類に「一般事務員」という名称で項目を設定することはできない（この中分類のもとには複数の小分類項目が設定されているので、小分類名称には中分類名称を使用できない。）。このため、小分類「一般事務員」は「総合事務員」に修正され、この項目には各種の事務の仕事が含まれているので、小分類の最後尾に配置された。

##### **(ii)新・小分類257 総合事務員**

①新・小分類「総合事務員」の特徴は、複数の分類項目にまたがる事務全般の仕事に従事することである。「複数の分類項目」とは、同一中分類内の複数の小分類項目の場合もあれば、大分類Cの中の複数の中分類項目の場合もあるので、総合事務員の定義は、「大分類C〔事務従事者〕に該当する仕事全般について、特に行うべき仕事の内容が限定されず各種の事務の仕事に従事するものをいう」に修正された。

②複数の分類項目にまたがる事務であっても、限られた分野の事務に従事するのであれば、一般原則にしたがって就業時間の最も長い仕事に分類することになる。このため、定義には、「複数の仕事に従事していても、行うべき仕事の内容が限定されている場合は、行う仕事の内容により、「総合事務員」以外の小分類に分類される」との文言が追記された。

##### **(イ)旧・大分類D 販売従事者**

旧・大分類Dには次の仕事に従事するものが分類される。

- ①有体的商品の仕入・販売の仕事
- ②他人を訪問し、商品の売買・製造などに関する取引上の勧誘・交渉・受注を行う仕事
- ③不動産・有価証券などの売買の仕事、売買の中立・取次・代理などの販売類似の仕事
- ④他人を訪問し、広告や印刷などのサービスに関する受注・勧誘を行う仕事

この大分類はISCO-08の大分類5（サービス・販売従事者）と大分類9（単純作業従事者）に対応する。

職業分類検討委員会における主な指摘事項と改訂内容は、次の通りである。

#### **(a)職業分類検討委員会における検討**

##### **(i)旧・中分類32 商品販売従事者**

- ①旧・小分類321（小売店主）には、店舗の所有者である店主と店舗の経営責任者である店長（支配人、マネージャー）の両方が含まれるので、項目名は「小売店主・店長」に改称された。
- ②旧・小分類322（卸売店主）には、店舗の所有者である店主と店舗の経営責任者である店長（支配人、マネージャー）の両方が含まれるので、項目名は「卸売店主・店長」に改称された。
- ③飲食に関わる仕事に従事するものは大分類Eに集約されているので、それとの整合性をとるため旧・小分類323（飲食店主）は大分類Eに移設された。
- ④精算のみを行うレジスター係、キャッシャーは、旧・小分類261（現金出納事務員）に該当するが、その仕事内容は事務よりも販売の職業との類似性が高いので旧・小分類324（販売店員）に移設された。
- ⑤旧・小分類325（商品訪問・移動販売員）は、仕事内容を明確にするため、説明文に「商品を携行して」との文言が追加された。
- ⑥旧・小分類326（再生資源卸売・回収従事者）は、仕事の流れに対応した項目名にするため「再生資源回収・卸売従事者」に修正された。この項目に該当するのは回収品を卸売まで行うものであって、回収のみを行うものは含まれない。この点を明確にするため例示職業名の末尾に「(卸売まで行うもの)」が追加された。
- ⑦旧・小分類327（商品仕入・販売外交員）から商品仕入外交員を分離して、新・小分類326（商品仕入外交員）が設定された。旧327の商品販売外交員は、新・中分類34（営業職業従事者）に設定された営業対象商品別の小分類（341～345、349）のうち該当する項目にそれぞれ移設された。この結果、旧327は廃止された。

##### **(ii)旧・中分類33 販売類似職業従事者**

- ①旧・中分類33の説明文のうち「金融・保険の勧誘・募集の仕事」は、新・中分類34の設定に伴い削除された。
- ②1996年に改正された保険業法によって保険仲立人制度が創設された。この職業は旧・小分類332（保険代理人・外交員）に該当するが、それを明示するため項目名は「保険代

理人・仲立人（ブローカー）」に修正された。

- ③旧・小分類333（有価証券売買仲立人）には金融の仲立に関わる職業も分類される。これを明示するため、項目名は「有価証券売買・仲立人、金融仲立人」に修正された。
- ④旧・小分類355（外交・勧誘員（商品、不動産、保険、有価証券を除く））は廃止され、この項目に含まれる職業は新・中分類34の小分類346（金融・保険営業職業従事者）と349（その他の営業職業従事者）に移設された。

### (iii)新・中分類34（営業職業従事者）の新設

- ①旧・大分類Dの一番大きな改訂点は、営業職の中分類を新設したことである（中分類34営業職業従事者）。ここにいう営業とは、他人を訪問して、商品の売買、製造、サービス、不動産、有価証券などに関する取引上の勧誘・交渉・受注・契約締結の仕事、保険の代理・募集などの仕事を指している。訪問販売や呼売販売など実際に商品を引き渡す行為が含まれる仕事は営業には該当せず、旧分類と同様に旧・中分類32の有体的商品の販売の仕事に分類する。
- ②旧・大分類Dは販売する商品別に項目が設定されているため、営業職の仕事は営業の品目に対応した分類項目に位置づけられている。たとえば、MR（医薬情報担当者）は旧・小分類327（商品仕入・販売外交員）に、不動産営業員は旧・小分類331（不動産仲介・売買人）にそれぞれ該当する。営業職の就業者は相当数見込まれると考えられるので、営業職を含むこれらの小分類から営業職だけを分離して中分類の職業として設定することになった。
- ③営業職の代表的な区分法には、営業対象の顧客別区分（法人／個人、新規／固定）と営業内容別区分（商品、サービス）がある。統計調査の結果を分類する場合には後者のほうがわかりやすく、かつ適切に行えることが判明している<sup>1</sup>、商品・サービス別に小分類項目を設定することになった。営業の対象商品・サービスとして取り上げられたものは、食料品、化学品、医薬品、機械器具、金融・保険、不動産、通信・システムである。
- ④新・小分類341（食料品営業職業従事者）、342（化学品営業職業従事者）、343（医薬品営業職業従事者）、344（機械器具営業職業従事者（通信機械器具を除く））の4項目は、旧・小分類327（商品仕入・販売外交員）に含まれている食料品、化学品、医薬品、機械器具のそれぞれの営業の仕事を分離したものである。
- ⑤新・小分類345（金融・保険営業職業従事者）は、旧・小分類332（保険代理人・外交員）に含まれている保険営業の仕事、旧・小分類333（有価証券売買仲立人）に含まれている証券営業の仕事、旧・小分類335（外交・勧誘員（商品、不動産、保険、有価証券を除く））に含まれている銀行等の営業の仕事をそれぞれ分離したものである。

---

1 『日本標準職業分類に関する調査研究報告書』の「第7章 営業職の分類についての検討」を参照

⑥新・小分類346（不動産営業職業従事者）は、旧・小分類331（不動産仲介・売買人）に含まれている営業の仕事を分離したものである。

⑦新・小分類347（通信・システム営業職業従事者）は、旧・小分類327（商品仕入・販売外交員）に含まれている通信機械器具の営業の仕事、旧・小分類335（外交・勧誘員（商品、不動産、保険、有価証券を除く））に含まれている情報処理システムなどの営業の仕事をそれぞれ分離したものである。

#### **(b)統計基準部会における検討**

飲食店、特にファーストフード店の仕事の中には販売の仕事なのか、サービスの仕事なのか紛らわしいものがある。両者の違いは次のように整理された。ファーストフード店のカウンターで客と対応するものは、販売形態に即して職業分類上の位置づけを決める。レジで注文を受け、注文品をその場で渡す形態の店舗では、客は購入した食べ物を自分で席まで運び、自分で片付けるので、店員の仕事は販売の職業（新・小分類323（販売店員））に分類する。他方、客の注文を受け、注文品を運び・片付ける形態の店舗では、店員が配膳と片付けを行うので、その仕事はサービスの職業（新・小分類403（飲食物給仕従事者））に分類する。両者を混同しないように新323の例示職業にはカウンター・パーソン（販売）、新403の例示職業にはカウンター・パーソン（給仕）がそれぞれ追加された。

#### **(4)旧・大分類E サービス職業従事者**

日本標準職業分類におけるサービスの職業とは、個人又は世帯を対象としたサービスの提供を指し、企業等を対象とした生産活動の支援業務はサービスの職業に該当しない。旧・大分類Eには建物管理サービスの仕事が含まれているが、この仕事も対個人サービスとみなされている。この大分類はISCO-08の大分類5（サービス・販売従事者）に対応する。

職業分類検討委員会における主な指摘事項と改訂内容は、次の通りである。

#### **(a)職業分類検討委員会における検討**

##### **(i)旧・中分類34 家庭生活支援サービス職業従事者**

旧・小分類341（家政婦（夫）、家事手伝い）に該当するハウスクリーニングの仕事は、一定数以上の就業者が見込まれることから小分類として独立させることになった。仕事の内容は、世帯やマンション所有者等からの依頼による清掃である。この仕事は必ずしも家事支援だけとは言えないので、新・大分類K（労務作業）に移設することになった。

##### **(ii)新・中分類36（介護サービス職業従事者）の新設**

①旧分類では、仕事内容が類似していると考えられるにもかかわらず、医療施設・社会福祉施設で介護の仕事に従事するものは大分類Aに、訪問介護の仕事に従事するものは大分類Eにそれぞれ分類される。このためサービスの職業に介護職の中分類を新設して、両者をここに位置づけることになった。

②この中分類の下位には、新・小分類361（介護職員（医療施設、福祉施設等））と新・小分類362（訪問介護従事者）の2項目が設定された。新362は旧・小分類342（ホームへ

ルパー)の名称を改称して、項目名から仕事内容を容易に判断できるようにしたものである。

- ③旧・小分類124(福祉施設寮母・寮父)は、仕事の内容が入所者及び通所者に対する入浴、排せつ、食事等の介護など介護職員の仕事と類似性が高いことから新・小分類361に移設された。ただし、母子生活支援施設の寮母・寮父は、介護の仕事は行っておらず、更生の仕事のみに従事していると考えられることから新・小分類162(福祉施設指導専門員)に移設された。

#### **(iii)新・中分類37(保健医療サービス職業従事者)の新設**

- ①旧・大分類Aの小分類119(他に分類されない保健医療従事者)に該当する看護助手、歯科助手などの保健医療関係の助手・補助者の仕事は、資格等を要せず、医師・看護師・歯科医師など資格を有するものの指示を受けて補助的な仕事に従事することから、サービスの職業に保健医療サービスの中分類を新設し、そこに移設することになった。
- ②この中分類の下位には、新・小分類371(看護助手)、372(歯科助手)、379(その他の保健医療サービス職業従事者)の3項目が設定された。動物病院助手は相当数の就業者が見込まれることから新379に例示職業として記載されることになった。

#### **(iv)旧・中分類35 生活衛生サービス職業従事者**

旧・小分類352(美容師)の説明文のうち「美顔術・マニキュア・染毛術」は、美容師の免許が不要であるため削除され、新・小分類383(美容サービス従事者(美容師を除く))の説明文に追加された。これに伴って旧352の例示職業のうち美容師、管理美容師以外のものはすべて新383に移設された。また、新383の例示職業にネイリストが新たに追加された。

#### **(v)旧・中分類37 接客・給仕職業従事者**

- ①旧・小分類323(飲食店主)は有体的商品の販売というよりもサービスの提供の面が重視され、大分類Dから大分類Eに移設された(新・小分類401)。また、店長の名称が一般的に広く使用されているので項目名は「飲食店主・店長」に修正された。
- ②旧・小分類375(娯楽場等接客員)と新・小分類254(受付・案内事務員)はいずれも受付の仕事を含んでいるが、両者の違いを明確にするため、前者の例示職業に娯楽施設フロント、除外例示にフロント(企業・ホテル等窓口)が追加された。
- ③旧・小分類376(旅館主・支配人)は、経営管理と接客の両方の仕事に従事するという点で新・小分類401(飲食店主・店長)の仕事と類似しているため、飲食店主・店長の次に配置することになった(新・小分類402)。

#### **(vi)旧・中分類38 居住施設・ビル等管理人**

旧・小分類383(ビル管理人)はビルの総合的な管理の仕事であることを明示するため、説明文に「設備管理、清掃、警備、苦情受付など各種」という文言が追加された。

#### **(vii)旧・小分類39 その他のサービス職業従事者**

- ①旧・小分類394(広告宣伝員)の例示職業にポスティング人が追加された。

②旧・小分類399（他に分類されないサービス職業従事者）に例示されているヘッドハンターは仕事内容が専門的かつ高度であると考えられることから、新・大分類Bの小分類249（その他の専門的職業従事者）に移設された。

#### **(b)統計基準部会における検討**

飲食店主・店長を販売の仕事からサービスの仕事に変更したのは、産業分類における飲食店の位置づけとの整合性をとるためである。飲食店は、産業分類上、大分類「卸売・小売業・飲食店」に分類され、販売に類似した活動を行う事業所として卸売・小売業と同じカテゴリーに位置づけられていた。このため、1997年の改訂では、産業分類上の位置づけを受けて、経営者である飲食店主は販売を行うものとされた。しかし、2002年の産業分類の第11回改訂では、経済社会のサービス化の進展を考慮して、飲食店は「卸売・小売業」から分離され、新たに「飲食店、宿泊業」として位置づけられた。これを受けて、今回の改訂では「飲食店主・店長」を大分類Dから大分類Eに移設することになったものである。

#### **(カ)旧・大分類F 保安職業従事者**

保安の職業は、ISCO-08ではサービスの職業（大分類5サービス・販売従事者）に分類されているが、日本標準職業分類では独立した大分類項目として設定されている。旧・大分類Fには、警察官、消防員、自衛隊員、看守、警備員など官民を問わず人の生命・財産の保全に関係する職業が分類される。

職業分類検討委員会における主な指摘事項と改訂内容は、次の通りである。

#### **(a)職業分類検討委員会における検討**

##### **旧・中分類42 その他の保安職業従事者**

- ①刑務所内業務の一部の民間委託（刑事施設の警備、被収容者の監視）に伴い、民間の警備員が配置されたことから、看守と警備員を明確に区分するため、旧・小分類421（看守）の除外例示に「刑事施設警備員」、旧・小分類423（警備員）の例示職業に「刑事施設警備員」がそれぞれ追加された。
- ②警備員の業務は施設の警備だけではなく人の身辺警護の業務（ボディガード）も含まれることから、その旨が旧・小分類423（警備員）の内容説明に追加され、また、例示職業には「ボディガード（身辺警護員）」が追加された。

#### **(b)統計基準部会における検討**

- ①日本標準職業分類では、階級を問わず、警察官・海上保安官・消防員であれば大分類Fに位置づけている。外国の職業分類における、この分野の管理職・現業従事者の区分法はさまざまである。たとえば、警察官の分類を見ると、区分法は必ずしも共通しているわけではない。ISCO-88では管理職についての明確な記述がないが、ISCO-08では4段階（上級幹部、中級幹部、刑事、一般警察官）に区分している。英国・カナダの職業分類では幹部とそれ以外の2区分に、ニュージーランド・豪州の職業分類では3段階（上級幹部、中級幹部、一般警察官）に区分している。

- ②日本標準職業分類は、設定当時から、職業の決定方法において「警察官・消防官・自衛官の身分を持つ者は、それぞれ警察官・消防官・自衛官の職業をとる」と明記し、その後の改訂でもその考え方を維持している。日本標準職業分類が管理職と現業とを区分していないのは、ISCO-58・68・88に明確な記述がなかったこと、仕事内容が一般公務員と大きく異なること、実際の調査で階級の記入を求めることが適切だとは考えられなかったことなどによると思われる。
- ③警察官については、ISCO-08、各国事例とも幹部・一般を区別しているのので、国際比較の観点から対応を検討する必要がある。また、自衛官もその階級を問わず保安職業従事者に位置づけられているが、ISCO-08の大分類0（軍人）では幹部と一般とが区別され、日本標準職業分類の区分法と異なっている。この点についても検討が必要である。
- ④警察官・海上保安官・消防員・自衛官のそれぞれの区分法と位置づけについては次回改訂までの課題となった。

#### **(\*)旧・大分類G 農林漁業作業者**

農林水産業の経営体は比較的小規模なものが多く、仕事の分業化が進んでいない。そのため個人が生産過程の全般を担うことが多い。旧・大分類Gは産業分類的な視点を残しつつも、農林水産業に従事するものを分類対象にしている。この大分類はISCO-08の大分類6（農林漁業の熟練作業者）と大分類9（単純作業従事者）に対応する。

職業分類検討委員会における主な指摘事項と改訂内容は、次の通りである。

#### **(a)職業分類検討委員会における検討**

##### **(i)旧・中分類43 農業作業者**

- ①旧・小分類431（農耕・養蚕作業者）のうち蚕の飼育等を行う養蚕作業者は、家畜の飼育等を行う養畜作業者に作業が類似していると考えられることから、新・小分類462（養畜作業者）に移設された。この変更は、日本標準産業分類における養蚕業の位置づけ（畜産業の中に位置づけられている）と日本標準職業分類における養蚕作業者の位置づけとの整合性をとるためでもある。
- ②日本標準産業分類は工場でのもやし栽培を農業に分類しているのので、新・小分類461（農耕作業者）の例示職業に「もやし製造者（工場生産）」が追加された。
- ③ゴルフ場芝手入作業員は旧・大分類Iの小分類809（他に分類されない労務作業者）に例示されている職業であるが、芝の手入れには技術を必要とするため、新・小分類463（植木職、造園師）に移設された。

##### **(ii)旧・中分類44 林業作業者**

- ①旧・小分類442（伐木・造材作業者）と旧・小分類443（集材・運材作業者）を統合して、新・小分類472（伐木・造材・集材作業者）が設定された。集材・運材作業の就業者は少なく（3,100人、2000年国勢調査）、伐木から集材までが一連の作業なので、両者を統合することになった。一般的には原木を山元土場から木材市場などに輸送することを

運材と言うが、伐採された木材を山元土場まで搬出する仕事は広義には集材に含まれるので、「運材」という言葉を分類項目・例示職業名から削除することになった。

②旧・小分類444（製炭・製薪作業）は就業者が少ないため（2,000人、2000年国勢調査）廃止され、雑分類項目（新・小分類479その他の林業従事者）に例示職業として残すことになった。

### (iii)旧・中分類45 漁業作業

漢字表記が2カ所修正された。第一に、中分類の説明文の中の「収穫」は「収獲」に修正された。農林水産関係では農作物の生産に関する語には「収穫」、水産動植物の生産に関する語には「収獲」を使用するのが一般的である。第二に、旧・小分類453（海草・貝採取業者）の「海草」は「海藻」に修正された。海草は海域に生育する種子植物を指し、海藻は海産藻類の総称である。食品・工業原料に用いられるのは海藻である。

### (b)統計基準部会における検討

ISCO-08では、農業・漁業に従事する熟練作業員を大分類6に、農業・漁業の単純作業に従事するものを大分類9にそれぞれ分類しているが、これは途上国などで単純作業員を分類する必要があることに対応したものであり、我が国では両者を区分して把握することは難しいと思われるとの指摘があった。

### (7)旧・大分類H 運輸・通信従事者、旧・大分類I 生産工程・労務作業

職業分類検討委員会において、大分類Hは産業分類的視点から鉄道・自動車・船舶・航空機別に中分類が設定されており、職業の区分法としては適切さを欠き、項目を廃止すべきであるとの点で意見が一致した。一方、大分類Iには、生産工程の技能工の仕事に加えて、機関・機械の運転、電気作業、採掘作業、建設作業、土木作業、労務作業に該当するさまざまな仕事が含まれているため同質性を保つことが難しく、項目を分割すべきであるとの点で意見が一致した。

大分類HとIを廃止して、次の4つの新大分類項目が設定された。

新・大分類H 製造・機械組立作業
旧・大分類Iの亜大分類I-1（製造・制作作業）を大分類に格上げして設定
新・大分類I 採掘・建設作業
旧・大分類Iの亜大分類I-2のうち電気作業と、旧・亜大分類I-3のうち建設作業、土木作業、採掘作業とを統合して大分類として設定
新・大分類J 輸送・定置・建設機械運転作業
旧・大分類Hの中分類（鉄道運転、自動車運転、船舶・航空機運転、その他の運輸従事者）と、旧・大分類Iの亜大分類I-2のうち定置機関・建設機械運転作業とを統合して大分類として設定
新・大分類K 労務作業
旧・大分類Iの亜大分類I-3のうち労務作業を大分類に格上げして設定

就業者は、新・大分類Hが1,076万人、新・大分類Iが346万人、新・大分類Jが252万人、



新・大分類Kが319万人である（2000年国勢調査）。

この4つの新・大分類の中でIとJについては、両者の区分が不明確なところがあると指摘された。たとえば、建設機械を運転して作業を行う土木・掘削作業者を分類する方法は大別すると3つある。第一に、機械操作を重視して分類すると、機械の運転者とそれ以外の作業者は別々の項目に分類される。第二に、仕事の目的を重視して分類すると、機械操作の土木作業員とそれ以外の土木作業員は同じ項目に分類される。第三に、操作・使用する機械の大小にもとづいて分類すると、仕事の中心が機械操作の場合は大分類Jに、手持ち機械・道具類を使用する作業の場合は大分類Iに分類される。

区分が不明確であるという問題は、新・大分類IとJの間だけに起こるのではなく、そもそも機械操作によって行う作業と作業員自身が行う作業とをどのように分類するのかという問題に関係している。

従来、日本標準職業分類では、機械の区分に応じた分類法を前提にして項目を設定している。産業分野を問わず使用される汎用的な建設機械の運転操作に従事するものは建設機械運転作業員に、産業特種的な機械の運転操作に従事するものは、その機械を使用して行う仕事に対応する項目にそれぞれ分類することを原則としている。この原則にもとづいて汎用的な機械を重視した分類法が随所に見られる。たとえば、フォークリフトを運転して倉庫で貨物の搬入・搬出などを行う作業員は、倉庫作業員ではなく、フォークリフト運転員に、自動車エンジンの組立作業に従事するものは、自動車組立工ではなく、一般機械器具組立作業員にそれぞれ分類される。

旧・大分類Iの亜大分類I-1は、上記の第二の方法と同じく、生産するものが同じであれば機械操作の仕事に従事するものとそれ以外のものを同一の項目に分類することを前提にして項目が設定されている。しかし、第一の方法を採用して機械操作の仕事を重視すれば、機械の操作員とそれ以外のものは別々の項目に分類されることになるので、何を重視して項目を設定するのが重要な問題である。

このように新・大分類H、I、J、Kの4項目では、機械の操作作業とそれ以外の作業を分類上どのように扱うのが課題になった。

#### **(7)新・大分類H 製造・機械組立作業員**

新・大分類Hは、旧・大分類Iの亜大分類I-1（製造・制作作業員）を大分類に格上げしたものである。旧・亜大分類I-1には各種製品の製造・制作工程の仕事と、各種機械器具の組立・修理の仕事が設定されている。この大分類は、ISCO-08の大分類7（技能工及び関連職業従事者）と大分類8（設備・機械運転従事者、組立工）に対応する。

職業分類検討委員会における主な指摘事項と改訂内容は、次の通りである。

#### **(a)職業分類検討委員会における検討**

①旧・大分類Iの亜大分類I-1（製造・制作作業員）の中・小分類には、主に生産活動の結果作り出される製品の種類別に職業が設定されている。項目数が多く、集約することを

求められていた。問題は何を分類基準に用いて項目を設定するかであった。

- ②旧分類では、製品を製造するために必要な技術・知識の種類を唯一の基準にして生産工程の職業を区分している。まず、旧分類体系をベースにして、以下のような新分類体系が提案された。

新・亜大分類H-1 製造・制作作業者

旧・亜大分類I-1のうち組立・修理作業者以外の項目を移設して設定する。中分類は旧分類の18項目が12項目に減少する。

新・亜大分類H-2 機械組立・修理作業者

旧・亜大分類I-1のうち組立・修理作業者の項目を移設して設定する。中分類は旧項目をそのまま移設する。

- ③この再編では項目数の大幅な削減は難しく（中分類は22項目から16項目に減少）、一層の集約化が求められた。そこで仕事の種類にもとづいて製造作業、機械組立、機械修理、検査の4工程に分け、それぞれに対応した項目を設定する修正案が提出された。分類項目が仕事別に設定された関係で大分類の項目名は「生産工程作業者」に修正された。この修正案の中分類には、以下の通り仕事別の10項目が設定された。

製造作業者（生産設備操作・監視作業者） — 製造品目別の2区分

製造作業者（生産設備操作・監視作業者を除く） — 製造品目別の2区分

機械組立作業者

機械整備・修理作業者

製品検査作業者 — 検査の対象品目別の2区分

機械検査作業者

その他の生産工程作業者

- ④この修正案の特徴は次の通りである。

- ・ 第一は、従来の分類基準を変更したことである。生産工程の自動化が進む一方、熟練を必要とする職務と必ずしも高度の技能を必要としない職務とに分化するなど、生産工程における職業は仕事の違いが明確になってきた。このため製品を製造するための技術・知識だけで職業を区分したのでは、職業としての等質性が失われるおそれがあると考えられた。
- ・ 第二は、産業分類・商品分類的な視点を排除したことである。今回の改訂では製造する製品で職業を区分するのではなく、生産工程の仕事のうち各種の製品の製造に共通して見られるものを基準にして中分類が設定された。その基準となった仕事は、「製品製造」、「機械組立」、「機械整備・修理」、「検査」である。このうち製品製造の仕事は、企業規模、業種によって生産工程の機械化・自動化の程度が異なり、それに伴って仕事内容

も異なっている。そのため、これらの仕事に従事するときの作業形態に着目して、生産設備の監視作業と製品製造・加工処理に直接従事する仕事の2つに区分している。

- ⑤この仕事別の枠組みを維持したままで、わかりやすい項目名に修正し、機械組立の仕事に生産設備制御・監視作業の中分類を新設したものが以下の再修正案である。

中分類49	生産設備制御・監視作業(金属材料、金属加工、金属溶接・溶断)
中分類50	生産設備制御・監視作業(金属材料、金属加工、金属溶接・溶断を除く)
中分類51	生産設備制御・監視作業(機械組立)
中分類52	金属材料、金属加工、金属溶接・溶断作業(生産設備制御・監視作業を除く)
中分類53	その他の製造作業(生産設備制御・監視作業を除く)
中分類54	機械組立作業
中分類55	機械整備・修理作業
中分類56	製品検査作業(金属材料、金属加工、金属溶接・溶断)
中分類57	製品検査作業(金属材料、金属加工、金属溶接・溶断を除く)
中分類58	機械検査作業
中分類59	生産関連、生産類似職業従事者

- ⑥この分類体系において生産設備制御・監視作業とは、「材料には直接触れず、自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作して、製品製造・加工処理を行う生産設備の制御・監視の仕事に従事するもの」を指している。つまり、原材料には触れずに、自動化された生産設備の稼働状況を監視したり、運転状況を調整したりして製品の製造・処理を行う仕事である。

- ⑦生産設備制御・監視作業の作業形態は、おおよそ次の3つの類型に分けられる。

- ・完全自動化工程における作業

自動化された生産設備の制御・監視作業に専ら従事する。

- ・自動化工程における作業

当該工程の作業を行う技能を持っている作業員が、自動化された生産設備の制御・監視作業を行う。制御・監視作業だけではなく、加工材料の準備などの直接作業にも従事する。

- ・自動化工程における作業

自動化された製造設備を制御・監視する専任の作業員が配置されているわけではなく、他の仕事に従事するものが監視作業も担当する。

- ⑧製造作業には、道具や機械器具などを用いて、原材料処理、製品製造、加工処理の作業に直接従事するものが分類される。

- ⑨中分類は仕事別に設定され、項目数は旧分類の半分(11項目)になった。小分類は旧分類と同様に生産される製品の種類別に項目が設定された。これは、旧・中分類を新・小分類として設定しているからである。中分類の項目名だけを見ると新旧項目間の違いは大

きいが、新項目は旧項目の区分の仕方を変えて再編しているだけなので、両者の対応関係は明確である。即ち、旧・亜大分類I-1の機械組立・修理関係の中分類の下位の小分類をそれぞれ4分割（生産設備制御・監視、機械組立、機械整備・修理、機械検査）したものが新・中分類51、54、55、58に設定されている小分類である。旧分類の金属材料、金属加工、金属溶接・溶断の3つの中分類の下位の小分類をそれぞれ3分割（生産設備制御・監視、製造、検査）したものが新・中分類49、52、56に設定されている小分類である。旧分類のうち金属材料、金属加工、金属溶接・溶断の3つの中分類を除く、それ以外の中分類の下位の小分類をそれぞれ3分割（生産設備制御・監視、製造、検査）したものが新・中分類50、53、57に設定されている小分類である。

⑩この修正案に対して次のような問題点が指摘された。

- ・製造工程の作業者を生産設備制御・監視作業に従事するものと製造・加工に直接従事するものとに分けて把握することは難しい。製造工程の技能工に関する調査では、職業名としての記入は〇〇製造、操作員、オペレーターが大半を占め、これらの名称にもとづいて生産設備制御・監視作業者であるか、あるいは製造に直接従事する作業者であるかを判断することは困難である。
- ・新中分類59（生産関連・生産類似職業従事者）に設定された2つの小分類（生産関連職業従事者、生産類似職業従事者）は区分が明確ではない。旧・中分類72（その他の製造・制作作業者）に該当する職業は、直接、生産工程に係わるものではないので、新59の生産関連職業従事者、生産類似職業従事者のいずれかの小分類に分類されることになる。旧・小分類729に該当する職業もいずれかの小分類に分類されるが、旧729は雑分類項目なので明確に2分割することは困難である。

#### (b)統計基準部会における検討

①中分類の項目名称は一瞥して仕事内容を把握できるように、以下の通り修正された。

中分類49	生産設備制御・監視作業者（金属製品）
中分類50	生産設備制御・監視作業者（金属製品を除く）
中分類52	製品製造・加工処理作業者（金属製品）
中分類53	製品製造・加工処理作業者（金属製品を除く）

②この修正によって中分類49と52、50と53が一对の関係にあることを示せるようになった。作業対象とする製品を「金属製品」と「金属製品を除く」に分けたのは、設定すべき小分類の数が多く、十進分類に収めることが困難だったからである。金属製品の製造に従事する就業者（1,631,700人）は、製品製造に従事する全就業者（5,439,500人、組立を除く）の30%を占め（2005年国勢調査抽出速報集計）、金属製品とそれ以外に区分することは妥当だと考えられた。また、両者は小分類の設定についても違いがある。金属製品では製銑、製鋼、鋳造、鍛造、金属プレス、金属工作、板金、表面処理、溶接などの作

業別に小分類項目が設定されている。他方、金属製品以外では化学製品、食料品、繊維製品、紙製品、プラスチック製品など製品別に小分類項目が設定されている。

③中分類体系についてはさまざまな問題点が指摘されているが、その中で特に重要な点は次の3つである。

- ・第一は、分類項目に「一般」という言葉を使ったときの問題である。中分類51、54、55の最初の小分類には「一般」という言葉が使用されている（一般機械器具組立設備制御・監視作業員、一般機械器具組立作業員、一般機械器具整備・修理作業員）。「一般」は「その他」を表すこともあり、ここで使っている「一般」機械器具が何を指しているのか明確ではないと考えられることから、「はん用・生産用・業務用機械器具」に修正された。なお、ここで使用している「一般」は、他の分類項目に収まらないものを分類するための雑分類項目の名称としての位置づけではない。それ故に、それぞれの中分類の中で小分類の配列の最初にこの項目が置かれている。
- ・第二は、現場の指導にあたる監督者（スーパーバイザー）に相当する区分を設けることについての問題である。スーパーバイザーや、職長・班長などの職場のリーダーであっても、一般の従事者と同じ仕事を行うことが多いこと、生産工程で複数の作業に従事する場合には、一般原則にもとづいて、その主要工程又は最終工程によって職業を決定することなどの理由から、スーパーバイザーの区分は設けないことになった。
- ・第三は、分類項目間の相互排他性の問題である。たとえば、プレス機械を使って精密板金製品を製造する仕事を分類するとき、プレス機械を重視して分類する場合（新・小分類524金属プレス作業員）と板金作業を重視して分類する場合（新・小分類526板金作業員）とでは、分類先が異なることになる。これは小分類524と526が相互排他的になっていないからである。このため、524と526の説明文に次のただし書きを追記して、板金作業を重視することになった。

524 金属プレス作業員

板金作業に従事する一過程においてプレス機械を使用するものは小分類〔526〕に分類される。

526 板金作業員

板金作業に従事する一過程においてプレス機械を使用するものも含まれる。

④相互排他性の例をもうひとつ挙げる。金属製の工作物・缶を製造する仕事を分類する場合、仕事に溶接作業が含まれていると、新・小分類525（鉄工、製缶作業員）に分類するのか、新・小分類528（金属溶接・溶断作業員）に分類するのかなど問題が起こる。この場合は、鉄工・製缶作業を重視して分類するので、小分類525と528に上例と同様なただし書きが追記された。

**(コ)新・大分類I 採掘・建設作業、新・大分類J 輸送・定置・建設機械運転従事者**

新・大分類I（採掘・建設作業）はISCO-08の大分類7（技能工及び関連職業従事者）と

9（単純作業従事者）に該当し、新・大分類J（輸送・定置・建設機械運転従事者）はISCO-08の大分類8（設備・機械運転従事者、組立工）に該当する。このためISCO-08の大分類項目の配列に準じて両者の配列順を逆転し、輸送・定置・建設機械運転が大分類I、採掘・建設作業が大分類Jになった。以下、新・大分類IとJについて新たな配列順で改訂内容を紹介する。

#### **(\*)新・大分類I 輸送・定置・建設機械運転作業**

新・大分類Iは、旧・大分類Hから中分類46（鉄道運転従事者）、中分類47（自動車運転者）、中分類48（船舶・航空機運転従事者）、中分類49（その他の運輸従事者）の4項目、旧・大分類Iの亜大分類I-2（定置機関運転・建設機械運転・電気作業）から中分類73（定置機関・機械及び建設機械運転作業）と小分類741（発電員、変電員）の2項目をそれぞれ分離して、大分類として設定したものである。この大分類はISCO-08の大分類8（設備・機械運転従事者、組立工）に対応する。

職業分類検討委員会における主な指摘事項と改訂内容は、次の通りである。

#### **(a)職業分類検討委員会における検討**

##### **(i)新・中分類60 鉄道運転従事者**

①旧・小分類462（電車・気動車運転士）から電車運転士が分離され、単独の項目として設定された。

②旧・小分類461（電気・ディーゼル機関士）と、旧・小分類462（電車・気動車運転士）のうち気動車運転士を統合し、統合後の項目は雑分類項目として設定された（新・小分類659その他の鉄道運転従事者）。2000年の国勢調査特別集計結果によると、電車運転士の就業者（36,900人）に対して、電気・ディーゼル機関士の就業者（1,200人）は減少傾向にあり、小分類の廃止基準（就業者1,000人未満）に該当すると見られる。そのため就業者の多い電車運転士を小分類として設定し、気動車運転士と電気・ディーゼル機関士を統合して雑分類項目にしたものである。

##### **(ii)新・中分類62 船舶・航空機運転従事者**

旧・小分類484（航空機操縦士）と485（航空機関士）を統合して、新・小分類624（航空機操縦士）が設定された。航空機関士の就業者は300人であり（2000年国勢調査特別集計結果）、小分類の廃止基準（1,000人未満）に既に該当している。航空機の自動制御が進み、航空機関士を必要とする航空機自体が減少していることもあり、航空機関士を項目名として残さないことになった。

##### **(iii)新・中分類64 定置・建設機械運転従事者**

①採掘現場において道具・機器を用いて掘削等の仕事に従事するものは、新・小分類691（採鉱員）に分類される旨のただし書きがこの中分類の説明文に追記された。

②旧・中分類74（電気作業）の小分類741（発電員、変電員）の仕事は、定置機械の運転の仕事に類似していると考えられるので新・中分類64に移設された。

③さく井作業は主に機械の運転・操作であり、建設機械の運転作業に類似していると考えられることから、旧・小分類734（建設機械運転作業）と、旧・小分類755（さく井・採油・天然ガス採取作業）のさく井作業者とを統合して、新・小分類645（建設・さく井機械運転作業）が設定された。

④採油や天然ガス採取の作業は機械の運転・操作が主であると考えられることから、旧・小分類755（さく井・採油・天然ガス採取作業）から採油・天然ガス採取作業を分離して、新項目は新・中分類64に設定された（新・小分類646採油・天然ガス採取機械運転作業）。

#### **(b)統計基準部会における検討**

大分類項目の名称は、当該項目に含まれる職業の共通項を簡潔に表現したものであるべきであるとの視点から、「輸送・機械運転従事者」に修正された。

#### **(イ)新・大分類J 採掘・建設作業**

新・大分類Jは、旧・大分類Iの亜大分類I-2（定置機関運転・建設機械運転・電気作業）から中分類74（電気作業）、旧・亜大分類I-3（採掘・建設・労務作業）から中分類75（採掘作業）、中分類76（建設躯体工事作業）、中分類77（建設作業（建設躯体工事作業を除く））、中分類78（土木作業）の4項目をそれぞれ分離して、大分類として設定したものである。この大分類はISCO-08の大分類7（技能工及び関連職業従事者）と大分類9（単純作業従事者）に対応する。

職業分類検討委員会における主な指摘事項と改訂内容は、次の通りである。

#### **(a)職業分類検討委員会における検討**

##### **(i)大分類の項目名及び中分類の配列**

採掘作業の就業者は26,000人（2005年国勢調査）と少ないので、項目の名称は採掘と建設を逆にして、「建設・採掘作業」に修正された。この変更に伴い中分類の配列は、建設作業、電気工事、土木作業、採掘作業の順になった。

##### **(ii) 新・中分類67 電気工事作業**

旧・大分類Iの亜大分類I-2の下位の電気工事作業（旧・中分類74）は、定置機関・建設機械の運転よりも建設工事との関連が重視されて建設作業と同一の大分類に位置づけられた。

##### **(iii)新・中分類68 土木作業従事者**

旧・中分類75（採掘作業）の小分類754（ダム・トンネル掘削作業）は、採掘作業よりも土木作業との類似性が重視されて新・中分類68に移設された（新・小分類683ダム・トンネル掘削作業）。

##### **(iv)新・中分類69 採掘作業**

①この中分類には、手持ちの機械や工具を使用して各種の鉱物を採掘・採取する仕事に従事するものが該当するため、その旨の文言が説明文に追記された。

②旧・小分類755（さく井・採油・天然ガス採取作業）は、機械を操作・運転することが主な仕事と考えられるので、新・中分類64（定置・建設機械運転作業）に移設された。

### **(X)新・大分類K 労務作業**

新・大分類Kは、旧・大分類Iの亜大分類I-1（製造・制作作業）から小分類728（包装作業）、亜大分類I-3（採掘・建設・労務作業）から中分類79（運搬労務作業）と中分類80（その他の労務作業）の2項目をそれぞれ分離して、大分類として設定したものである。この大分類は、ISCO-08の大分類9（単純作業従事者）に対応する。

職業分類検討委員会における主な指摘事項と改訂内容は、次の通りである。

#### **(a)職業分類検討委員会における検討**

##### **(i)大分類の性格及び項目名**

この大分類をISCO-08の大分類9（単純作業従事者）に相当する区分として設定することを目指して作業を進めた関係で、項目名は「労務作業」に修正された（以下の(3)参照）。

##### **(ii)新・中分類70 運搬労務作業**

旧・大分類Hの小分類504（郵便・電報外務員）の仕事は運搬作業であるため、新・大分類Kに移設された（新・小分類701郵便・電報外務員）。

##### **(iii)新・中分類71 清掃作業**

①清掃員の就業者は873,600人である（2000年国勢調査特別集計結果）。中分類の新設基準（5万人以上）を満たしていることから、旧・小分類801（清掃員）を中分類に格上げして、清掃員の中分類が新設された。その小分類には以下の項目が設定された（括弧内は就業者数）。

ビル・建物清掃員	(638,300人)
道路・公園清掃員	(16,800人)
一般廃棄物処理作業	(81,900人)
産業廃棄物処理作業	(18,800人)

②ハウスクリーニングの仕事は、旧・大分類Eの小分類341（家政婦（夫）、家事手伝い）に該当するが、一定数以上の就業者が見込まれることから小分類として設定されることになった。その仕事は、世帯やマンション所有者等からの依頼による請負での清掃作業であり、家事とは考えにくいので、新・大分類Kに移設することになった（新・小分類712ハウスクリーニング職）。ハウスクリーニングの就業者は約79,600人である（2007年、社団法人ハウスクリーニング協会調査）。

##### **(iv)新・中分類72 その他の労務作業**

旧・大分類Iの小分類728（包装作業）は、仕事内容が労務作業と考えられることから本大分類に移設された（新・小分類721包装作業）。



## (b)統計基準部会における検討

### (i)大分類の性格

新・大分類KとISCO大分類9（単純作業従事者）は以下の点において性格を異にしている。

第一に、ISCOでは農業や漁業の熟練作業（大分類6）と定型的作業（大分類9）をそれぞれ異なる大分類に分類しているが、この区分は途上国などで定型的作業を分類する必要があることに対応したものである。我が国では、農林漁業の専業者と労務的作業との区別が困難であることから、日本標準職業分類では労務的作業も専業者の項目に位置づけている<sup>1</sup>。また、ISCO大分類9には露天販売などの対面販売の仕事も設定されているが、日本標準職業分類ではこれらの販売の仕事、この大分類ではなく大分類Dの販売従事者に位置づけている。

第二に、大分類Kは旧・大分類Iの亜大分類I-3に設定されている労務作業を中心に、荷物の運搬、清掃、包装など定型的に行われる作業を位置づけるために設定されている。広く補助的な業務を分類するための項目ではなく、仕事範囲が限定された項目である。その特徴は以下の通りである。

1. 主に肉体を使って行う作業であること
2. 就業に際して学歴・資格・知識・技能・経験が問われることが少ないこと
3. キャリアパスの始点に位置づけられる仕事ではないこと
4. 多くの場合、長期間の就労は期待されていないこと
5. 仕事の形態など外形的な判断が比較的容易であること

### (ii)大分類の項目名

項目名は、「運搬・清掃・包装等従事者」に修正された。職業分類検討委員会では大分類KをISCO-08大分類9に相当する区分とすべく検討が行われ、改訂諮問案が作成されたが、以下の理由によりISCO大分類9に相当する区分として設定することは適当でないと判断された。そのため、項目を区分する基準にはスキルレベルではなく、仕事の内容が採用され、項目名はその仕事内容を的確に表すものに変更された。

1. ISCOは、学歴などで測定される個人のスキルレベルと職業とが対応していることを前提としている。
2. 我が国では学歴と職業の対応が希薄であるため、個人が従事している仕事のスキルレベルを学歴によって測定することは困難である。
3. ISCOは熟練者と単純作業従事者を区別して設定しているが、我が国では上記2の理由により両者を区分することは困難である。

<sup>1</sup> 我が国の兼業農家の中には、収穫時期などに集中的に農業に従事して、その後は別の職業に従事する者が多くみられるが、このような定型的作業に従事するものをISCO大分類9と同じ扱いにすることは適当ではないと考えられている。

### (iii)大分類の職業定義

新・大分類Kの職業定義は、分類対象の仕事が定型的な作業であること、その定型的作業の範囲が限定的であることの2点を強調した以下の表現に修正された。

主に身体を使った定型的な作業のうち、運搬・配達・梱包・清掃・包装に従事するものをいう。

### (iv)身体的な動作による仕事と機械操作による仕事

大分類の職業定義に「身体を使った」という文言を入れることによって、定型的作業であっても機械運転の仕事は大分類Iに分類されることになる。船内・沿岸荷役作業、陸上荷役作業、運搬作業、倉庫作業などで作業用機械（クレーン、フォークリフトなど）の運転操作に従事するものは、大分類Kではなく、大分類Iに分類される。しかし、包装作業のうち包装機械の運転作業者は定置・建設機械運転作業者に該当しないため、新・小分類721（包装従事者）に分類される。

### (v)新・小分類712 ハウスクリーニング職

掃除の範囲を明確にするため、定義は以下の通り修正された。

他人の求めに応じて、住宅内の水回り設備・家庭用器具などの清掃の仕事に従事するものをいう。

### (vi)新・小分類714 一般廃棄物処理作業員

項目名から具体的な仕事内容を把握できるようにするため、項目名は主な仕事を表す表現（ごみ処理・し尿処理作業員）に修正された。

### (vii)新・小分類721 包装作業員

大分類Kに含まれる職業は「主に身体を使った定型的な作業」である。しかし、包装の仕事には、旧・大分類Iの小分類728（包装工）を移設した関係で、専ら包装機械の操作に従事するものも含まれる。手作業による包装作業だけではなく、包装機械の操作もこの項目に含まれることが分かるよう、例示職業に「包装機械操作員」が追加された。

## イ. 分類項目の増減

分類項目の改訂結果は図表7の通りである。大分類では旧・大分類HとIが廃止され、新・大分類H、I、J、Kの4項目が新たに設定された結果、全体としては2項目増加した。中分類を見ると、新・大分類DとEに合わせて3個の中分類（営業職業従事者、介護サービス職業従事者、保健医療サービス職業従事者）が新設されたが、旧・大分類HとIの中分類（合計35項目）は新・大分類H、I、J、Kの中分類（合計25項目）に再編され、10個減少した。この結果、全体として見ると中分類は7項目の減少になった。特に項目数が大幅に減った分野は、旧・大分類Iの亜大分類I-1である。旧・亜大分類I-1は新・大分類Hに再編される過程で、中分類の項目数が22から11に半減している。

図表7 分類項目数新旧対照表

大分類		中分類		小分類	
新（2009年改訂）	旧（1997年改訂）	新	旧	新	旧
A 管理的職業従事者	B 管理的職業従事者	4	4	10	10
B 専門的・技術的職業従事者	A 専門的・技術的職業従事者	20	20	91	75
C 事務従事者	C 事務従事者	7	7	26	21
D 販売従事者	D 販売従事者	3	2	19	13
E サービス職業従事者	E サービス職業従事者	8	6	32	27
F 保安職業従事者	F 保安職業従事者	3	3	11	11
G 農林漁業従事者	G 農林漁業作業者	3	3	12	14
H 生産工程従事者		11		69	
I 輸送・機械運転従事者		5		22	
J 建設・採掘従事者		5		22	
K 運搬・清掃・包装等従事者		4		14	
	H 運輸・通信従事者		5		21
	I 生産工程・労務作業者		30		171
(計) 11	9	73	80	328	363

小分類を見ると、新・大分類B、C、D、Eでそれぞれ項目数が増えている。このうち新・大分類C、D、Eにおける小分類の増加は、主に中分類の新設や新たな小分類の設定によるものである。他方、新・大分類Bにおける小分類の増加要因は主に次の3つである。

- ①旧・中分類03（機械・電気技術者）と04（鉱工業技術者）の統合に伴い、旧・小分類を2分割して、それぞれを新・中分類07（製造技術者（開発））と08（製造技術者（開発を除く））の小分類として設定したこと
- ②旧・中分類06（情報処理技術者）の小分類を全面的に見直して、項目を増やしたこと
- ③複数の職業名が並記された旧・小分類を分割して、個々の独立した小分類として設定したこと

### (3)分類体系全体に関する事項

#### ア.分類項目名の統一

##### (7)大・中・小分類項目の名称

改訂諮問案の大分類項目名には「従事者」と「作業者」が混在しているが<sup>1</sup>、名称を統一する観点から「従事者」とすることになった。ただし、「従事者」だけでは意味が通じにくい場合には「～職業従事者」としている。中分類及び小分類の項目名称についても基本的に「従事者」（又は「作業従事者」）とすることになったが、職業を表す呼称として一般的に広く使われている名称がある場合には、それを使用することとした。

##### (1)雑分類項目の名称

中分類の雑分類項目名は、大分類項目の名称に「その他の～」という文言を付けるのが原則である。この原則に沿って項目名が修正された。小分類の雑分類項目名は、中分類項目が

1 日本標準職業分類は1960年の設定以降、身体を使った作業に従事するものを分類する項目には「作業者」、それ以外のものを分類する項目には「従事者」の表現を用いている。

雑分類項目ではない場合、中分類項目の名称に「その他の～」という文言を付けるのが原則である。この原則に照らして、項目名が修正された。中分類項目が雑分類項目の場合は、中分類項目の名称に「他に分類されない～」という文言を付けるのが原則である。

#### (ウ)1中分類1小分類の場合の項目名称

ひとつの中分類のもとに小分類が1項目しか設定されていないときの小分類項目名は、中分類項目名と同じにするのが原則である。この原則は中分類項目が雑分類項目であっても適用される。この原則にしたがって項目名が修正された。

#### イ. 単純作業従事者の問題

職業分類検討委員会では、ISCOの大分類9（単純作業従事者）に相当する項目として大分類「単純作業従事者」を設定することについて検討が行われた。

1960年の日本標準職業分類には大分類J（単純労働者）が設けられ、その小分類には選別、包装、荷造、倉庫、仲仕、土工、道路工夫、配達人など11項目が設定されている。単純労働者のうち農林漁業、採鉱、採石の単純作業に従事するものは大分類Jではなく、それぞれの大分類に設定された本務者と同じ項目に分類することとしていた。大分類Jは1970年の第1回改訂で廃止されたが、1979年の第2回改訂では、荷役・運搬作業、倉庫作業、配達、荷造作業、清掃などの労務作業を分類するために中分類に労務作業者の項目が新設された。労務作業者の中分類はその後の改訂でも引き続き維持され、今回の改訂に至っている。

今回設定しようとしていた単純作業従事者とは、主に身体を使って行う単純かつ定型的・反復的な作業に従事するものを指している。その作業には次のような特徴がある。

- ①作業を遂行するために特別な資格・知識・技能・経験を必要としないこと
- ②就労当日のうちに当該作業を支障なく遂行することが可能であること
- ③通常、監督者の指示のもとに行う定型的な作業であって、判断を要する非定型的な事態への対処は行わないこと

単純作業従事者の範囲については、範囲を広くとらえる見方と、その逆に範囲を限定的にとらえる見方がある。前者は、初歩的で作業内容の平易な仕事をすべて単純作業と考える見方である。これには荷物の運搬、清掃・ごみ収集などの特別の判断を必要としない作業や指示を受けて行う補助的な作業が該当する。この考え方に立って職業を区分すれば、ISCOの大分類9（単純作業従事者）<sup>1</sup>との整合性を図ることができるという長所があるが、その一方、補助的作業従事者の把握が困難、当該職業の固有の名称がない、外見では補助的作業か否かの区別ができないなどの調査上の問題が生じる可能性が高いと考えられた。

他方、単純作業従事者の範囲を狭くとらえる見方では、荷物の運搬、清掃など判断を要しない単純かつ定型的な反復作業に従事するものに限定することになる。そのような作業は、

---

1 大分類9（単純作業従事者、elementary occupations）には、次の亜大分類項目が設定されている。清掃員・ヘルパー、農林漁業作業員、鉱業・建設・製造・運輸作業員、調理補助者、街頭における販売・サービス従事者、ごみ収集作業員・その他の単純作業従事者。

主に身体を使って行う作業であること、簡単な訓練を受けるだけですぐに従事できること、就業にあたって資格・知識・技能・経験が不問であることなどの特徴がある。これらの職業はISCO大分類9のうち補助的職業、対面接客を伴う職業（露店商）を除外したものに相当することから、この視点に立って職業を区分した場合、ISCOとの整合性を図ることは困難であるが、ある程度外形で判断することができるので、職業の把握が比較的容易であるという長所がある。

職業分類検討委員会では、単純作業従事者に関する上述の2つの考え方のうち、対象範囲を限定的にとらえる見方をとることとし、それに対応した項目が新・大分類Kであるとの解釈のもとに、新・大分類Kの検討が行われた。しかし、統計基準部会では、上述の通り、大分類KをISCO大分類9に相当する区分として設定することは適当でないと判断して検討が行われたため、両者の関係は項目の対応に止まることになった。

#### **(4)統計委員会の答申**

統計委員会は、2009年8月に、日本標準職業分類改訂諮問案の一般原則と分類項目に上述した種々の修正を加えたうえで、統計基準として設定することが適当である旨の答申を行っている。これを受けて総務省は、同年12月に日本標準職業分類を統計基準として設定し、公示した。

### 第3章 厚生労働省編職業分類の2011年改訂

#### はじめに

厚生労働省の職業分類は、業務上の必要性から生まれた実務資料である。公共職業安定所における求人・求職の受理、職業指導・相談、職業紹介業務統計の作成などの業務を全国規模で統一的行うためには、職業の区分や使用する職業名について基準を共有する必要がある。その基準を提供するのが職業紹介業務用の職業分類である。

職業分類は1953年に当時の労働省によって初めて作成され、以後、労働省のもとで3回改訂が行われている<sup>1</sup>。ここでは、まず今回の改訂に至るまでの職業分類の歩みを簡単に辿ってみよう。

#### (1)職業分類の設定（1953年）

1953年に当時の労働省が職業分類を作成する端緒となったのは、1948年に始まった職務調査である。調査結果は100冊を超える職務解説書としてまとめられたが、量が多いため公共職業安定所の窓口業務で使用するには不便であり、全体を1冊にとりまとめて取り扱いの便利なものを作成することが求められた。これを受けて労働省は、公共職業安定所に共通して使用されるべき標準職業名を定め、それに解説を付け、それらを体系的に配列した職業分類表を職業辞典の形で編集した。この職業辞典が労働省の作成した最初の職業分類であった。

1953年の職業分類は米国労働省の職業分類の体系に準拠して作成されたため<sup>2</sup>、職業の概念についてもその考え方を採り入れている。即ち、労働省編職業分類では、一人の人に割り当てられた仕事と責任の全体を地位（position）、地位のうち目的を持ったひとまとまりの仕事を課業（task）、主要な課業と責任が同じである一群の地位を職務（job）、課業と責任を遂行するために必要な技能、知識、能力などの共通性によってまとめられた一群の職務を職業（occupation）とそれぞれ定義している。このうち職務が職業分類の最小単位である。職業に関するこの考え方は現在でも変わっていない。

職業分類表の構成は、大分類（7項目）、中分類（23項目）、小分類（566項目）、細分類（1,801項目）、代表職業名（4,603項目）の5段階である。設定すべき職業が詳細にわたる分野では中分類と小分類との間に中間分類（69項目）が、細分類と代表職業名の間に細細分類（87項目）がそれぞれ設けられ、中間分類は小分類の、細細分類は代表職業名のそれぞれ中締め役割を果たしている。代表職業名は、職業紹介業務の実務に使用される項目であり、職業安定法第15条にいう、職業安定行政において共通に使用すべき標準職業名として扱われることを意図して設定されている。

---

1 今回の改訂は厚生労働省のもとで行われている。改訂の対象は1999年版の労働省編職業分類である。本章では、この職業分類を「旧分類」あるいは「現行の職業分類」と表記する。

2 準拠枠として採用されたのは、1949年の職業辞典（Dictionary of Occupational Titles）第2版である。

この職業分類では、職務内容に関する3つの基準（①類似性・近親さ、②責任、③技能度）を分類基準に採用し、この基準にもとづいて具体的な職業が分類項目として設定されている。大分類の項目は7個である。このうち技能関係の3個の大分類（技能職業、半技能職業、単純技能職業）は、いずれも職務遂行に求められる技能度を基準にして項目が設定されており、それぞれ熟練技能を要する仕事、半熟練技能を要する仕事、単純反復作業の仕事が分類される。分類基準として技能度を採用した点は、この分類の大きな特徴である。

## (2) 1965年の改訂

1965年に1回目の改訂が行われた。その主な理由は次の3点である。

第一は職業辞典の特徴であった点が短所として意識されるようになってきたことである。技能度の考え方を導入した点はこの職業分類の大きな特色であった。しかし、ひとつの職業を技能、半技能、単純技能に分割して、それぞれを異なる大分類に設定していることから、分類体系が複雑になり、職業紹介業務を担当する職員にとってわかりにくく、また使いにくい面があった。

第二は日本標準職業分類の普及である。行政管理庁は、1958年に設定されたILOの国際標準職業分類（ISCO-58）や1955年の国勢調査用職業分類などを参考にして、1960年に日本標準職業分類を設定した。それ以降、中央政府・地方自治体の実施する統計調査では、職業別集計に日本標準職業分類を利用することが一般化してきた。

第三は職業別統計の比較性の問題である。公共職業安定所の職業別業務統計は労働省編職業分類にもとづいて集計され、一方、国勢調査をはじめとする政府の統計調査では職業別集計に日本標準職業分類を用いることが一般的であった。しかし、労働省編職業分類と日本標準職業分類とは大分類を始めとして分類項目の違いが大きく、両者の統計を容易に比較・照合することが困難であった。

労働省は、日本標準職業分類の体系に準拠することを基本方針に掲げて1953年版職業分類の改訂を行った。改訂版職業分類表の構成は、大分類（12項目）、中分類（53項目）、小分類（425項目）、代表職業名（3,785項目）の4段階である。このうち大・中分類については、日本標準職業分類の大・中分類に設定されている項目と同じ項目が設定された。小分類は、日本標準職業分類の小分類項目に準拠することを基本にしているが、職業紹介業務の必要性を加味して項目を補正している。小分類の下位には細分類の項目である代表職業名が設定された。細分類の分類項目は、職業安定法第15条第2項の、職業安定行政において共通して使用されるべき標準職業名に準ずるものとして扱われた。

改訂版職業分類は日本標準職業分類に準拠して分類項目を設定している関係で、分類項目の体系的配列にあたって用いた基準、分類符号、職業の決定方法についても日本標準職業分類の採用している原則を共有することになった。

## (3) 1986年の改訂

1986年に2回目の改訂が行われた。この改訂を促した直接の契機は次の3点である。

第一は職業構造の変化である。サービス経済化や技術革新の進展に伴って広範な分野で仕事の種類・内容に変化が見られるようになり、この変化に対応することが求められた。第二は日本標準職業分類の改訂に伴う整合性の低下である。日本標準職業分類は国際標準職業分類の改訂（1968年）を受けて1970年に1回目の改訂が行われ、その後、職業構造の変化を職業分類に反映させるために2回目の改訂が1979年に実施された。その結果、1965年版職業分類の大・中分類の中には、1979年版日本標準職業分類の大・中分類と直接対応をとることが難しいものもあった。第三は業務処理のコンピュータ化である。公共職業安定所における求人・求職のデータ処理にコンピュータが導入され、それに伴って職業分類には分類項目の符号づけが容易にできること、効果的に検索できる構造であることなどが求められた。

職業分類表の改訂作業は、次の基本方針に沿って進められた。①分類構造は大・中・小・細分類の4段階とする。②大・中分類は日本標準職業分類との整合性を確保する。③小分類についても原則として日本標準職業分類の項目に対応させるものとするが、職業紹介分類としての特殊性を考慮して設定する。④細分類項目は職業指導・紹介にふさわしいものに編成し、かつ検索の便宜、コンピュータの容量等を考慮して設定する。

改訂作業では、始めに代表職業名を細分類として設定し直すための整理が行われた。代表職業名の中には職務範囲の広いものと狭いものが混在し、かつ両者が包摂関係にあるものもあった。そのため作業では代表職業名の包摂関係に着目して、上下2段の構造を持った細分類が設定された。細分類を2段階に構造化したことは、この改訂の最大の特徴である。この作業の完了後、1979年版日本標準職業分類の大・中・小分類の枠組みに沿って旧分類のそれぞれ対応する分類項目の見直しが行われた。分類項目の設定及びその体系的配列の基準として採用されたのは、第1回改訂時に用いられた5項目の分類基準である。この基準は日本標準職業分類との整合性を確保している大・中・小分類だけではなく、細分類を2段階に構造化する際にも適用された。改訂版職業分類表の構成は、大分類（9項目）、中分類（76項目）、小分類（395項目）、細分類（2,709項目）の4段階である。

#### **(4) 1999年の改訂**

1999年に3回目の改訂が行われた。この改訂を促した主な要因は次の3点である。

第一は社会経済情勢の変化に伴う職業構造の変化である。1986年の改訂以降、特に職業の専門分化やサービスの多様化に伴って職業分類表の項目に的確に位置づけることの難しい求人職種が増えていた。第二は日本標準職業分類との整合性の確保である。労働省では1965年の改訂以降、日本標準職業分類に準拠する方針をとっているが、日本標準職業分類の4回目の改訂作業が1995年に開始されたことから、日本標準職業分類との整合性を確保するためには改訂が必要であった。第三は業務システムの改修である。全国の公共職業安定所をオンラインで結ぶ総合的雇用情報システムの改修プログラムが2000年4月から導入される予定であった。

この改訂の主な課題は、1965年・1986年の改訂と同じく、日本標準職業分類の体系を分類



の枠組みとし、細分類には職業紹介の実務に使用する職業を設定することであった。改訂作業では、まず、1986年版職業分類の小・細分類項目の見直し作業が行われ、この作業の完了後、日本標準職業分類の分類項目に合わせて大・中・小分類の項目が設定され、最後に全体の調整が行われた。改訂版職業分類表は、大分類（9項目）、中分類（80項目）、小分類（379項目）、細分類（2,167項目）の4段階構成である。

この改訂の特徴は、細分類の項目を大幅に削減したことである。中でも特掲項目（上下2段階の細分類のうち下段の項目）の減少幅が大きく、項目数は1986年版の1/3になった。これは専門的・技術的職業などにおいては職業の専門分化の広がりによって求人数が伸びている反面、生産・技能関係の職業ではいずれもおしなべて求人数が逡減傾向にあることを分類表に反映した結果である。

## 1. 労働行政における職業分類の使用

厚生労働省の職業分類は、元来、全国の公共職業安定所の職業紹介業務における職業の基準として作成されたものであるが、現在ではそれ以外に、職業安定業務統計の職業別表示の基準、厚生労働省の各種業務（職業紹介業務を除く）における職業の基準として用いられている。これらの中で中心となるのは職業紹介業務における使用である。以下に、職業紹介業務における職業分類の役割を簡単に描写してみよう。

職業紹介業務の中で職業分類が使用されるのは、主に次の場面である。

### (1) 求人・求職の受理

事業所が公共職業安定所に提出する求人申込書には、求人職種の記入欄がある。同様に、求職者の提出する求職申込書には、希望する仕事を記入する欄がある。公共職業安定所の職員は、これらの欄に記入された求人職種（希望する仕事）に対応する職業を職業分類表の細分類から選んで、その職業分類番号を求人申込書（求職申込書）の所定の欄に記入することが求められる。求人申込書（求職申込書）はOCRで読み取られ、その情報は求人票（求職票）として出力されるとともに、システムに入力される。

求人職種に対して職業分類番号を付与するとき、職員は職種名を唯一の手がかりにして対応する細分類項目を決めているわけではなく、求人申込書の「仕事の内容」の欄に記入された具体的な仕事内容、必要な経験・免許・資格などの情報も考慮して、職業分類番号を確定している。他方、求職申込書には「経験した主な仕事」の欄が設けられている。求職者はこれまで経験した具体的な仕事をこの欄に記入することが求められる。この欄に記入された情報は、マッチングの補助情報として活用される。

求人者（求職者）の記入した求人職種（希望する仕事）と職業分類の細分類項目とを的確に対応させるためには、職業分類表に設定された細分類項目が現実に流通する職種名と適切に対応していることが重要である。それに加えて、職業の決定方法や職業分類の運用等についても適切な対応が求められる。たとえば、求人の仕事内容が複数の分類項目に該当する場

合や、補助・助手など分類先の判断に迷う場合の職業の決定方法、希望する仕事が決まっていない求職者や、軽作業など希望する仕事が漠然としている求職者の扱いなどである。

## (2) 求人の検索

求人の検索は、相談窓口で職員が行う場合と、求職者が公共職業安定所に設置されている求人自己検索装置を用いる場合とがある。前者の場合、職業相談部門の職員が求職者と相談しながら、その希望条件等にもとづいて求人を検索し、該当求人を求職者に提示する。後者の場合は、求職者が自ら検索装置を操作して希望条件にあう求人を探すことになる。検索条件として設定されている項目は、職業、事業所の産業分野、事業所の場所（都道府県・市町村）である。更に、免許・資格、休日・賃金等の労働条件で求人を絞り込むことができる。

求人申込書を受理する段階で適切な職業分類番号が入力されていないと、当該求人が本来分類されるべき項目を選択しても、その求人は検索結果に表示されないことになる。このため求人職種に対して適切な分類番号を付与することが極めて重要である。

以上の通り、職業分類は主に求人・求職の受理時と求人検索時に使用されている。ここから職業紹介業務に使用される職業分類が具備すべき条件が見えてくる。その中でも職業分類の利用者である公共職業安定所職員と求職者との関係では、次の条件が特に重要である。

### 1. 職業分類に関する知識に左右されないこと

仕事内容の類似した求人に対しては、誰が分類番号を付けても同一の分類番号になるよに分類体系が容易に理解でき、分類項目が分かりやすいものであることが求められる。

### 2. 求職者の職業理解と職業分類の考え方との間の溝を埋めること

職業分類に設定されている項目（特に検索条件として利用される大・中分類項目）に対する求職者の認識と、分類項目自体の考え方が異なる場合には、両者の溝を埋める工夫が必要である。たとえば、求職者が事務の仕事だと考えている職業が、職業分類上では事務ではなく、他の項目に位置づけられていることがある。

### 3. 労働市場の変化にあわせた改訂

社会経済情勢の変化が速い時代には産業構造・就業構造の変化も速く、それに伴って労働市場に出現する求人・求職者の職種も変わる。このような職種の変化に対応して適宜職業分類を改訂することが必要である。

職業相談の場面では、希望する仕事が決まっていない求職者、軽作業など希望する仕事が漠然としている求職者、職種転換の必要な求職者など、希望する職業分野が明確になっていない求職者に助言する際に職業分類の知識が役に立つ。しかし、職業分類は仕事の遂行に必要なスキルやその難易度にもとづいて分類項目が設定・配列されているわけではないので、職業の類似性、職種転換の可能性などの判断基準に使用することはできない。

厚生労働省の職業分類は、職業紹介業務統計における職業別表示の基準としても使われている。職業紹介業務統計は、国と地方のそれぞれで作成されている。国の作成している統計のうち職業別表示をしているものは、職業別常用職業紹介状況（新規求職申込件数、新規求

人数、就職件数など)と職業大分類別常用新規求人倍率・充足率である。都道府県労働局、公共職業安定所では、それぞれの管内のデータにもとづいて職業別統計資料(職種別求人数・求職者数、職種別賃金など)を作成している。

## 2. 職業安定法と職業分類

### (1) 職業安定法の改正

1953年の職業辞典を始めとして、その後の3回にわたる改訂版労働省編職業分類は、いずれも以下の職業安定法第15条第2項の規定にもとづいて作成された。

職業安定主管局長は、公共職業安定所に共通して使用されるべき標準職業名を定め、職業解説及び職業分類表を作成しなければならない。

この条文は、国に対して、職業紹介業務に使用する標準職業名を定め、職業分類を作成することを求めている。職業分類は公共職業安定所の職業紹介業務に使用されることから、実務に使用する細分類の項目が設定され、その改訂にあたっては公共職業安定所における求人・求職の取り扱い件数などが主に考慮されている。細分類の項目名は、類似した職務を束ねるときの包括的な名称であり、代表職業名と呼ばれる。代表職業名は、職業安定法第15条にいう標準職業名に準じるものと解釈されている。

これまで労働省が独自の職業分類を作成する根拠にしていた職業安定法は1999年に改正され、職業分類をめぐる環境は大きく変化することになった。

法改正の契機になったのは、ILOの第181号条約の批准に向けた動きである<sup>1</sup>。1999年に中央職業安定審議会は国に対して「職業紹介事業等に関する法制度の整備について」と題する建議書を提出し、その中で、以下の通り職業分類の共通化を推進する必要性を法令上明確にすることを求めている。

#### II 公共及び民間の職業紹介事業等に関する共通するルールのあり方

1 職業安定法の改正は、1997年のILO第85回総会で採択された第181号条約(民間職業仲介事業所に関する条約)を批准するために国内法を整備する必要性から行われたものである。第181号条約の第2条第2項ではすべての種類の労働者及びすべての部門の経済活動に本条約を適用すると規定している。しかし、当時の職業安定法は第32条で有料職業紹介事業における取扱職業の範囲を規制していた。この第32条の規定をILO第181号条約の水準に引き上げることが法改正の主な目的であった。

有料職業紹介事業における取扱職業は、1997年3月まで29職種に規制されていたが、その後2度にわたる規制緩和を経て自由化が達成された。まず、1997年4月の職業安定法施行規則の改正では取扱職業をネガティブリストによって規制することに変更し、取扱職業の範囲が大幅に緩和された。次に1999年6月の職業安定法の改正では、取扱職業のネガティブリストが2項目に縮小され、取扱職業は原則自由化された(第32条の11)。この職業安定法の改正を受けて1999年7月にILO第181号条約が批准された。なお、第181号条約のいう「民間職業仲介事業所」には民営の職業紹介事業だけでなく労働者派遣事業も含まれることから、いわゆる労働者派遣法もILOの基準を満たすように1999年に改正されている。

## 2 労働力需給調整の円滑化のためのルール

### (1)職業分類や労働力需給調整に関する専門用語の共通化等

円滑、的確な労働力需給調整を実現する観点から、労働市場における情報を求人者、求職者等が正確かつ効果的に入手、活用できるようにするため、公共及び民間の職業紹介事業者等に共通して使用されるべき標準職業名を定めるとともに、労働力需給調整に関する専門用語の共通使用を進めることが必要であり、この旨を法令上明確化することが適当である。

この建議に沿って1999年に職業安定法が改正され、第15条の規定は以下のように改められた。

職業安定主管局長は、職業に関する調査研究の成果等に基づき、職業紹介事業、労働者の募集及び労働者供給事業に共通して使用されるべき標準職業名を定め、職業解説及び職業分類表を作成し、並びにそれらの普及に努めなければならない。

改正法では、国に対して、公共職業安定所だけでなく、民間の事業者（民間職業紹介事業、求人広告事業、労働者供給事業のそれぞれの事業者）も共通して使用する標準職業名を定め、職業分類を作成することを求めている。更に、同法の施行規第11条では以下の通り職業分類は官民の共通基盤となりうるように作成しなければならないことが明確に示された。

標準職業名、職業解説及び職業分類表は、職業安定局長が、雇用主、労働者及び職業につき学識、経験ある者の中から意見を聞き、あらゆる職業にわたり、かつ、公共職業安定所、各種施設並びに職業紹介事業者、労働者の募集を行う者及び労働者供給事業者に共通して広く使用できるようにこれを作成するものとする。

労働省編職業分類は職業安定法第15条の改正によって新たな役割を担うことになった。ここで労働省編職業分類が負っている主な役割を整理しておこう。

第一は労働省編職業分類の固有の役割である。労働省編職業分類は職業紹介業務用の職業分類として作成され、公共職業安定所における求人・求職者の職業別区分や求人検索時の職業別区分などに用いられている。

第二は職業別統計における共通言語としての役割である。労働省編職業分類は1953年の作成時にはアメリカ労働省の職業分類に準拠して技能度にもとづく分類枠組みを採用していたが、1965年以後の改訂では、職業安定業務統計と日本標準職業分類に準拠した各種統計調査の職業別結果との照合や比較を容易にするため、日本標準職業分類との整合性の度合いを次第に高め、1999年の改訂では日本標準職業分類に設定されている項目をすべて労働省編職業分類にも設定して、大・中・小分類における両者の完全な整合性にまで進んでいる。

第三は労働市場における共通言語としての役割である。1999年の改正職業安定法で新たに

付け加えられたのがこの役割である<sup>1</sup>。改正職業安定法第15条は労働省編職業分類を官民共通の職業分類の基盤にすることを謳っているわけではないが、少なくとも官民間の共通基盤を形成するための出発点になっていると考えられる<sup>2</sup>。

## (2)官民間の職種分類の違い

労働省編職業分類は、統計利用のための分類体系と業務利用のための項目設定という独自の構造を持っている。大・中・小・細分類の4段階構造のうち上位3段階の項目は、統計利用の観点から日本標準職業分類の大・中・小分類に準拠して設定され、最下段（細分類）の項目には職業紹介業務に使用するための詳細な職業が設定されている。他方、民間事業者はおしなべて実務に即した職業分類を作成している。その特徴は、次の3点に集約することができる。第一は取扱量の多寡にあわせた項目の設定・細分化、第二はマッチングに配慮した項目の設定、第三は求職者の職業理解に配慮した項目名の使用である。両者は、分類の考え方を始めとして体系、項目、配列、分類基準などの点で違いが大きい。

民間事業者の職業分類に対する取り組みは、以下の通り同一事業の中でも事業者によって違いが見られるだけでなく、事業間での違いも大きい。

### ア. 民営職業紹介事業者

民営の職業紹介事業者は、有料職業紹介事業者と無料職業紹介事業者に大別できる。前者は、対象とする取扱職種を労働省編職業分類で見ると、①全職種あるいはホワイトカラー職種など大分類の項目を中心に職業紹介事業を行う事業者（いわゆる「人材紹介会社」と、②家政婦やマネキンなど細分類の項目に特化して職業紹介事業を行う事業者（「伝統的職業紹介事業者」と呼ばれる。）に分けられる。更に、人材紹介会社は取扱職種によって2つのタイプに分けることができる。幅広い職種を取り扱う、いわば百貨店型の職業紹介事業者と取扱職種がやや限定的な、いわば専門店型の職業紹介事業者である。両者の職業分類は、設定された職種の広がりや項目数の点で違いが見られる。他方、伝統的職業紹介事業者は、職業紹介職種の自由化後も総じて特定分野における職業紹介を事業の中心にしているものが多く、無料職業紹介事業所の中には労働省編職業分類を利用しているものもある。同じ職業紹介事業であっても使用している職種分類の違いは大きい。

---

1 職業分類に関する官民間の接点は限られている。そのひとつは有料職業紹介事業者に事業報告書の提出を義務づけていることである。1999年の改正職業安定法は、有料職業紹介事業者における取扱職業を原則として自由化するとともに（第32条の11）、事業者に対して事業報告書の提出を求める規定を新たに追加している（第32条の16）。その中で「事業報告書には、・・・当該事業に係る求職者の数、・・・その他職業紹介に関する事項を記載しなければならない」としている。報告の求められている事項には、職業別の求職申込件数・求人数・就職件数が含まれている。この職業別の区分に用いられているのが労働省編職業分類である。

2 労働市場における労働力の需給状況を全体的に把握するためには、事業者に対して同一の尺度を適用する必要がある。公共職業安定所の業務報告では職業別の求職者数・求人数・就職件数を労働省編職業分類にもとづいて集計しており、有料職業紹介事業者にも同一尺度での事業報告を求めることになったものと考えられる。したがって官民共通の職業分類の基盤を考える出発点に労働省編職業分類を位置づけていたものとみられる。

## イ. 求人情報提供事業者

求人情報の提供事業者が使用している職種分類には、主にメディアの編集方針や媒体の種類によって職種構成の広狭や分類項目の精粗などが見られる。たとえば媒体としてインターネットを利用する場合、情報検索に優れた点を生かして項目数の多い職種分類を使用することができる。一方、紙媒体（求人情報誌、折込広告、フリーペーパーなど）で情報提供を行っている事業者の中には職種ではなく地域や雇用形態などを求人探索の指標として提供しているものもある。

## ウ. 労働者供給事業者

労働者供給事業を運営する労働組合は、特定の職業分野で事業を行うことが一般的であり、事業申請にあたってそれぞれの分野で用いられる一般的な職種名を供給職種として登録している。

官民の職業分類を比較すると、その違いは次の6点にまとめることができる。

<p>1. 事業対象の相違 民間事業者は、対象としている求人・求職者層に対応した独自の職種分類を作成している。</p> <p>2. 分類の作成目的の相違 民間事業者はそれぞれの事業に適した職種分類を作成している。一方、厚生労働省は職業紹介業務だけではなく業務統計にも職業分類を使用している。</p> <p>3. 枠組みの相違 厚生労働省の職業分類は日本標準職業分類に準拠しているが、民間事業者は自社の求人・求職者に合わせて分類項目を設定している。</p> <p>4. 労働市場の動向に対する対応の相違 厚生労働省の職業分類は日本標準職業分類に準拠しているため、改訂間隔が長く、時間の経過とともに現実の職業と分類項目との間に乖離が生じやすい。一方、民間事業者は労働市場との対応性を重視して小規模・大規模な改訂ともその間隔が短い。</p> <p>5. 項目設定の考え方の相違 厚生労働省の職業分類は全国で統一的な職業紹介事業を行うために網羅的な体系・項目になっている。一方、民間事業者は対象とする求人・求職者に合わせて分野を限定する形で職種分類を作成している。</p> <p>6. 分類基準の相違 厚生労働省の職業分類は日本標準職業分類に準拠しているため、職務の類似性を分類基準にするとともに、産業や従業上の地位など職業分類の純化を阻害すると考えられる要素をできるだけ排除している。これに対して民間事業者は、分類の使い勝手を重視して職種と業種を混合した形の職種分類を作成しているものが多い。</p>
---

### (3) 職業分類の共有化に関する議論

上述の通り職業紹介業務に使用する職業分類は国が作成しなければならないとする職業安定法第15条の規定は、1999年に職業紹介事業の原則自由化に伴い、適用対象が公共職業安定所だけでなく民間事業者にも広がり、官民に共通する労働市場のルールを整備する観点か

ら官民共通の職業分類を作成し、その普及に努める旨に改正された。2007年度から開始された4回目の改訂作業は、この改正法が適用される最初のケースであった。労働政策研究・研修機構では、2007年に学識経験者、民間事業者、厚生労働省の担当部署の職員を委員とする職業分類研究会を設置し、官民共通の職業分類のあり方について検討を行った。この研究会でとりまとめられた主な結論は次の2点である。

第一は改訂の適用範囲についてである。民間事業者はそれぞれ独自色の強い職種分類を使用しており、それらの職種分類と厚生労働省の職業分類とでは職業分類に関する考え方がそもそも異なっている。このような状況下で官民共通の職業分類に向けて歩みを一気に進めることは現実的ではなく、まず職業分類の共有化意識を醸成することが先決であるとの点で官民の認識が一致した。このため第4回の改訂は、これまでの改訂と同様に、公共職業安定所の職業紹介業務に使用する職業分類をその対象とすることになった。

第二は職業分類の共有化意識を醸成するための工夫についてである。類似した仕事内容であっても求人によって職種名が異なっていることがある。他方、職業紹介等の事業者の使用する職種分類の項目は、事業者によって違いが大きい。多様な職種名、項目名が用いられていることは求人者・事業者の独自性とも言えるが、求職者にとっては混乱を招く場合もあり、必ずしも望ましいものとは言えない。職業分類の共有化意識を高めるためには、労働市場で使用される職種名とその仕事内容について共通理解を形成することが重要になる。このため職業分類表の改訂にあたっては民間事業者の使用している職種分類の項目に配慮するとともに、労働市場で広く使用されている職種名を職業名索引に積極的に取り込んで行くことになった。

### 3. 改訂の課題

厚生労働省の職業分類は、4段階構造のうち上位分類を日本標準職業分類に準拠して設定し、最下段の細分類には職業紹介業務での使用を考慮して項目が設定されている。この構図のもとでは、分類体系や分類項目などの点で日本標準職業分類が内包している問題を共有することになり、また、細分類の項目については、実務利用の観点から見ると社会経済情勢の変化等に伴う職業の変化を直接受けることになる。以下では、これら2つの点について特徴的な問題点に絞って記述する。

#### (1) 日本標準職業分類との整合性から生じる問題

ここでは5つの問題点に絞ってそれぞれの概要を述べる<sup>1</sup>。

第一は十進分類の問題である。日本標準職業分類は統計目的の分類体系であるため統計処理の便宜に配慮して十進分類を採用している。しかし職業紹介業務用の職業分類に十進分類

---

1 本項で指摘する問題点は、1999年版労働省編職業分類が1997年版日本標準職業分類に準拠していることから生じるものだけに限定している。

を採用する必要性は乏しい。十進分類を適用すると、ひとつの項目の下には最大限9項目しか設定することができない。10個以上の項目を設定するときには、項目を9個以下に減らすか、あるいは上位項目を2つに分割する必要がある。職業紹介業務では、ひとつの分野の項目が10個あるいは20個になろうとも、それらの項目はその上位項目のもとにまとめておけばいいだけであって、わざわざ9個以下に絞り込む必要は全くない。建設作業や鉦工業技術者の中分類は、十進分類が適用された結果、それぞれ2つずつ中分類が設定され、公共職業安定所の職員にとって分類体系がわかりにくいものになっている。職業紹介業務で使用する職業分類は、あくまでも実務用具である。職業分類表は一瞥しただけで体系が理解できるものでないと仕事の効率を妨げることにもなりかねない。この意味で十進分類の採用については見直しが必要である。

第二は産業分類的視点の問題である。職業分類は職務の類似性に着目した職業の区分であるが、大分類H（運輸・通信の職業）は、鉄道、自動車、船舶、航空機という輸送手段別に中分類が設定され、産業分類的色彩の濃い分類項目である。これらの項目は、求人の受付業務において職業決定の問題を引き起こしがちである。

たとえば、フォークリフトを使った倉庫作業の仕事がある。フォークリフト運転の仕事は大分類Hにフォークリフト運転者の項目が設定されている。他方、倉庫作業の仕事は大分類I（生産工程・労務の職業）に倉庫作業員の項目が設定されている。求人職種と職業分類表上の項目との対応は対一が原則であり、公共職業安定所の求人業務担当職員は「フォークリフトを使った倉庫作業の求人」をどちらの項目に位置づけるべきか判断に迷うことになる。安定所によって、あるいは求人業務担当職員によって位置づけが異なることも起こる。位置づけの可能性は2つの項目に絞られているが、これを求職者側から見ると求人検索で求人を見落とすことにもつながりかねない。フォークリフトの運転免許を持っていて倉庫作業を希望する求職者の中には、倉庫作業員とフォークリフト運転者のどちらか一方の求人しか検索しない人がいる。その場合、検索しなかった項目にも希望する仕事の求人が位置づけられている可能性があり、その求人は全く見落とすことになる。

クレーンを運転する仕事でも同類の問題が起こる。日本標準職業分類は、クレーンの種類を基準にして、移動式のクレーン車は大分類Hに、定置式のクレーンは大分類Iにそれぞれ位置づけている。しかし、職業紹介の視点に立つと、クレーンの運転に必要な技能はクレーンの種類によって多少の違いはあるものの基本的には類似している。職務が類似しているにもかかわらず、2つの職業が異なる大分類にそれぞれ設定されている職業分類では職業紹介に使いにくい。

第三は専門的・技術的職業の範囲の問題である。職業分類表の専門的・技術的職業の職業定義には、職務の特徴が記述されているが、他の職業との境界については明確な記述がない。そのため専門的・技術的職業に位置づけるのか、あるいは他の職業に分類するのか判断に迷う求人が出てくる。たとえば、建築現場の現場監督の求人は、建築技術者に該当するのか、



生産現場の事務員に分類するのか、あるいは作業員の位置づけなのか、求人申込書を見ただけでは判断が難しいことがある。応募要件に施工管理の資格が明記されているときには技術者に位置づけ、その記述がないものは技術者以外の項目に分類するなど、求人業務担当職員によって判断が異なることもある。

専門職か否かの判断を資格の有無に関連させて考える職員も多い。この考え方をとると、求人申込書の応募要件に資格が明記されているものは専門職に位置づけることになる。このため資格の種類を問わず、資格と呼ばれるものを要件とする求人は専門職に位置づける傾向が強く見られる。しかし、実際に具体的な資格の名称やその内容を見ると、専門職に位置づけるのが適切とは言えないものもある。

この延長線上には、資格の有無を専門職とそれ以外の仕事との境界線にすべきであるとの考え方があり。老人福祉施設等における介護の求人の中には、介護福祉士やホームヘルパーの資格を応募要件にしていないものもあるが、介護の仕事自体は専門職に位置づけられている。資格を要しない介護職の求人が専門職に位置づけられ、一方、資格を持ったホームヘルパーの仕事がサービスの職業に位置づけられているのは不合理であり、前者が専門職であれば後者も当然専門職に位置づけるべきだとの見方は公共職業安定所の職員の間で広く共有されている。

これらの問題は、直接的には職務の類似性を判断する際に適用する分類基準の問題であるが、専門的・技術的職業とそれ以外の職業との間に境界線を引くことは容易でないことを示している。

第四は管理職の区分法の問題である。日本標準職業分類では会社、団体の管理職の分類基準に役職を用いている。この考え方に準拠して厚生労働省の職業分類でも役員、部課長等の役職別に細分類項目を設定している。しかし求職者はある特定の役職を目指して求職活動をするわけではなく、あくまでも自分の希望分野、領域の中で求職活動を行うのが一般的である。そのため管理職の区分は、役職別ではなく分野別のほうが使いやすいと思われる。

第五は項目名の問題である。職業分類表に設定された分類項目の中には、現実に使われている名称と異なるものがある。たとえば、大分類D（販売の職業）の商品販売外交員である。この項目に分類されるのは、商品販売の仕事に従事する営業職である。大分類Aの社会福祉の専門的職業に設定されている福祉施設寮母・寮父は、福祉施設で介護の仕事に従事するケアワーカー・介護職・介護士などを分類するための項目である。このように一般的に広く使われ、共通認識が形成されている職業名であっても、職業分類では使用されず、古い職業名や代表的とは言えない職業名を使用している例がある。

## **(2)厚生労働省の職業分類に固有な問題**

ここでは4つの問題点に絞ってそれぞれの要点を述べる。

第一は、職務内容が複数の分類項目に該当するときの分類原則に関する問題である。先に、フォークリフトを用いた倉庫作業の求人を分類する際に起こる問題を指摘したが、そのよう

な複数の項目に該当する職務を分類するとき、公共職業安定所の求人業務担当職員が判断に迷わないように分類の原則が示されなければならない。現実には、原則があっても、それを遵守できない状況にある。それは原則自体に誤りがあるからである。

原則は3つある。優先順位の高い順に列挙すると、第一は知識・技術・技能である。職務遂行に必要なスキルが最も高いものに対応する職業に分類することになる。しかし、厚生労働省の職業分類では分類基準にスキルを用いていないので、複数の職務を比べたとき職務遂行に必要なスキルはどちらが高いかを分類表から判断することはできない。したがって原則1は適用し難いのが現実である。2番目の原則は従事する時間の長さである。最優先の原則を適用することが難しいときには、従事する時間が長い職務に対応する項目に位置づけられる。これらの原則を適用しても判断が難しいときには3番目の原則（主要工程や最終工程に対応する項目に位置づける）が適用される。職業紹介の中心が技能工であって、職業分類が技能度別の項目設定になっていた時代には、これら3つの分類原則は有効に機能していたと考えられるが、現在のように求人職種が多様化した状況下でこれらの原則を判断基準として採用することは適切さに欠けると言える。

第二は雑分類項目の整理である。職業分類表の中・小・細分類には、どの分類項目にも該当しない職業を分類するための項目として雑分類項目が設けられている。ここに分類される求人の数は少なくない。雑分類項目には多種多様な求人が位置づけられており、整理が必要である。求人件数の多いものは、基本的に小分類や細分類に独立した項目を設定すべきである。

第三は補助者・助手の位置づけの問題である。公共職業安定所にはさまざまな求人の申込みがあるが、その中で補助者・アシスタント・助手は少なくない。補助者・助手の位置づけについて現行の職業分類表には原則が定められていないので、求人申込書を受理した担当職員の判断に依存することになる。たとえば、補助者の求人の中で多いものは調理補助の求人である。仕事は、洗い場、食材の下ごしらえ、盛りつけの手伝いなどである。この仕事の位置づけについて2つの考え方がある。ひとつは、補助とは言え調理関係の仕事なので調理の仕事と同じ項目に位置づけるべきであるという考え方である。もうひとつは、仕事の類似性に着目して位置づけるべきであるという考え方である。つまり調理の仕事と補助の仕事は職務内容が異なるので、職務内容の違うものは同じ項目に位置づけるべきではないと考える。統一的な考え方が示されていないために、調理補助の求人は調理の項目だけではなくそれ以外の項目にも位置づけられている。その結果、調理補助の仕事を希望する求職者にとって求人を検索するときの項目がわかりにくくなっている。

職業分類表の中には実際に補助者が位置づけられている項目がある。それは何らかの経緯があって位置づけが決まったものと思われる。たとえば歯科助手である。この職業は看護補助者の位置づけになっており、その看護補助者は専門的職業の中に位置づけられている。歯科医師・看護師は専門職の位置づけであるが、その補助者である看護補助者・歯科助手も専

門職に位置づけられていることには疑問が残る。補助者・助手の位置づけを再検討する必要がある。

ここで注意しなければならないのは、分類基準を厳格に適用すると、職業紹介業務ではかえって使いにくい分類になってしまうおそれがあることである。職業をあくまでも仕事の類似性にもとづいて区分すると、調理師と調理補助は当然別々の項目に位置づけられることになる。しかし両者が別々の項目に位置づけられているのでは、求人検索やマッチングに不便である。仕事の類似性の判断と職業分類の業務利用という2つの視点をいかに調整するのが課題になっている。

第四は求人動向と分類項目との関係である。この点については2つの問題がある。ひとつは求人が多くても項目が細分化されていないこと、もうひとつは細分化されていても項目の設定が適切ではないことである。

求人は特定の項目に集中する傾向にある。小分類の求人件数を見ると一般事務員、商品仕入・販売外交員、販売店員の3つの項目で全体の2割以上を占めている。これらの小分類項目の下位に設定されている細分類の項目数を見ると、一般事務員は1個、商品販売外交員は集約項目が1個、特掲項目が2個である。販売店員は集約項目が7個、特掲項目が7個である。一般事務員と商品販売外交員の項目は細分化の程度が低い。このため求職者が求人情報を検索すると、該当する求人が多く、求人探索に負担がかかる。求人の多い項目についてはある程度の細分化が必要である。

細分類に設定された項目が求人動向に対応していると求人職種の位置づけが容易になる。しかし細分化されていても、それらの項目と求人動向が対応していないと業務にはあまり役立たない。その代表的な例は警備員である。現行の職業分類表では警備員は守衛、夜警員、法廷警備員、国会衛視の4項目に細分化されている。しかし、警備員の項目に該当する求人の中で特に多いものは交通誘導員と施設警備員である。警備員に限らず他の項目でも、求人が多いにもかかわらず、それに対応する項目が細分類に設定されていないことがある。細分類項目の見直しにあたっては、実際の求人・求職者の動向を把握したうえで対応をとる必要がある。

## 4. 改訂の工程と基本方針

### (1)改訂作業の工程

労働政策研究・研修機構は、厚生労働省から職業分類の改訂に関する要請を受け、2007年度から4年計画で改訂作業を行っている<sup>1</sup>。各年度の主な作業内容は以下の通りである。

---

1 厚生労働省は総合的雇用情報システムに代わる新たな業務システムを2011年度に全国の公共職業安定機関に導入する計画を立てており、その運用開始に合わせて作業が進められた。

2007年度	職業分類に関する問題の整理 ①公共職業安定所職員を対象にした職業分類の運用に関する実態調査結果のとりまとめ ②官民共通の職業分類のあり方に関する論議のとりまとめ
2008年度	細分類項目の見直し
2009年度	日本標準職業分類の体系に準拠した分類体系への変換、それに伴う小・細分類項目の調整
2010年度	細分類項目の内容説明（主な職務、例示職業名、その他の付加情報）の記述

1年目は、厚生労働省の職業分類が抱えている問題点と課題の整理に充てられた。まず、職業分類のユーザー（職業紹介業務に従事する公共職業安定所職員）を対象に実施した、職業分類の運用に関する調査結果のとりまとめが行われている。この調査は、現実の職業と職業分類上の項目との間に生じている乖離の程度を把握するために実施された。次に、官民の委員で構成される職業分類研究会を設置して、官民共通の職業分類のあり方について検討が行われた。

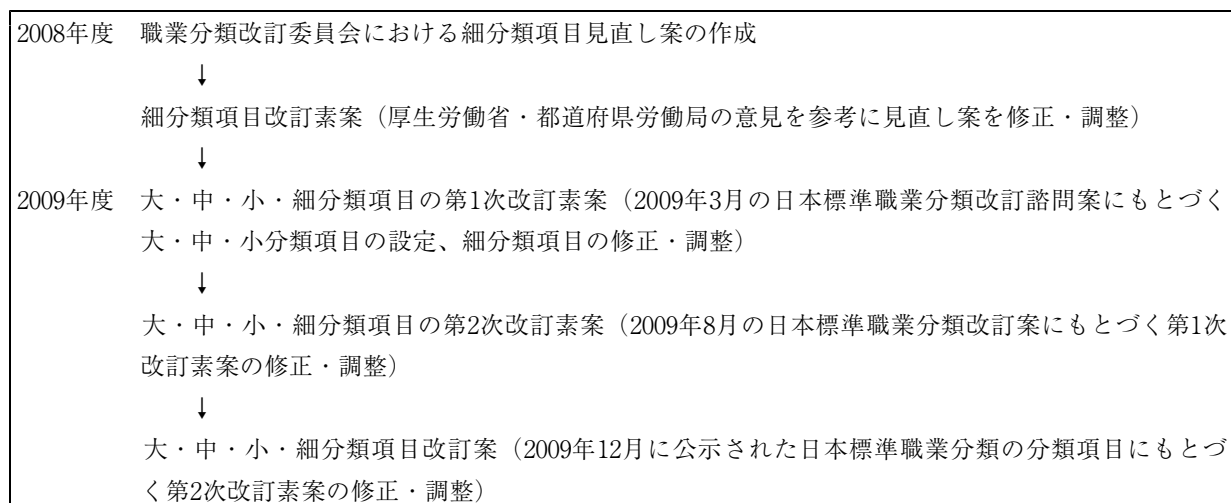
2年目には、官民の委員で構成される職業分類改訂委員会において細分類項目の見直しが行われた。細分類は、職業紹介の実務に使用する項目である。細分類に設定されている項目の数がいくら多くても、それらが職業紹介業務で使用される頻度の高い項目でないならば、実務に役立つ可能性は低い。同様に、求人・求職者の多い職業分野にもかかわらず、項目が細分化されていないならば、マッチングに不便である。これらの点を考慮して実務用の職業分類としていかにあるべきかという視点から細分類項目の見直しが行われた。

細分類の見直し作業が、大・中・小分類の見直し作業に先立って行われたのは、分類体系のうち上位分類を日本標準職業分類に準拠して設定しているからである。旧労働省は職業分類の改訂にあたり、1965年の改訂以降、大・中分類の項目を日本標準職業分類に準拠し、小分類については日本標準職業分類との対応を確保するとともに、職業紹介業務の必要に応じて項目の補正を行うという方針をとっている。その日本標準職業分類の改訂作業が2007年12月から始まり、これに並行して今回の職業分類の改訂が進められた。このため、日本標準職業分類の改訂が完了する前に自律的に大・中・小分類の見直し作業を進めることは難しい状況にあった。また、日本標準職業分類との対応に関する方針を、その改訂結果が判明する前に判断することは難しく、これまでの改訂方針を維持することを前提にして作業を進める必要があった。このような状況の中で細分類の見直し作業が進められた。

3年目には、引き続き職業分類改訂委員会において、日本標準職業分類の改訂案にもとづいて大・中・小分類の見直し作業が行われた。小分類を見直すと、必然的にその下位に設定されている細分類も見直しの検討対象に含まれることになり、その結果、既に見直し作業の終了している細分類についても再度見直しが行われた。

大・中・小・細分類の項目改訂案が最終的に確定するまでには、以下のように数次にわた

って分類項目の見直し作業が行われた。



細分類項目の見直し案は、厚生労働省・都道府県労働局の意見を参考にして必要な修正・調整が行われた。この細分類項目改訂素案は、大・中・小分類の改訂素案の作成に合わせて、そのつど見直しが行われている。

大・中・小分類項目の見直しは、それぞれ日本標準職業分類の改訂作業の進捗に合わせて行われた。日本標準職業分類の改訂作業は、まず、総務省に設置された職業分類検討委員会で審議が行われ、その審議結果が日本標準職業分類改訂諮問案である。この改訂諮問案に合わせて旧分類の大・中・小分類の項目を整理したものが分類項目第1次改訂素案である。日本標準職業分改訂諮問案は、統計委員会の統計基準部会において審議され、必要な修正が加えられて最終的な改訂案が作成された。この改訂案にもとづいて大・中・小分類項目に必要な修正を加えたものが第2次改訂素案である。日本標準職業分類は2009年12月21日に公示され、これにもとづいて第2次改訂素案の項目を調整したものが最終的な分類項目改訂案である。

4年目には細分類の各項目に内容説明が追加された。旧分類では、日本標準職業分類にならって大・中・小分類の各項目に職業定義（各分類項目に含まれる主な職務を記述したものが記述されているが、細分類は項目名だけで職業定義は付けられていない。今回の改訂では、細分類に内容説明（職務内容と職務範囲を明確にするための主な職務の記述、それぞれの分類項目に該当する職業名の例示、誤って分類されやすい職業名の例示など）を記述するとの方針に沿って作業が進められた。

## (2)改訂の基本方針

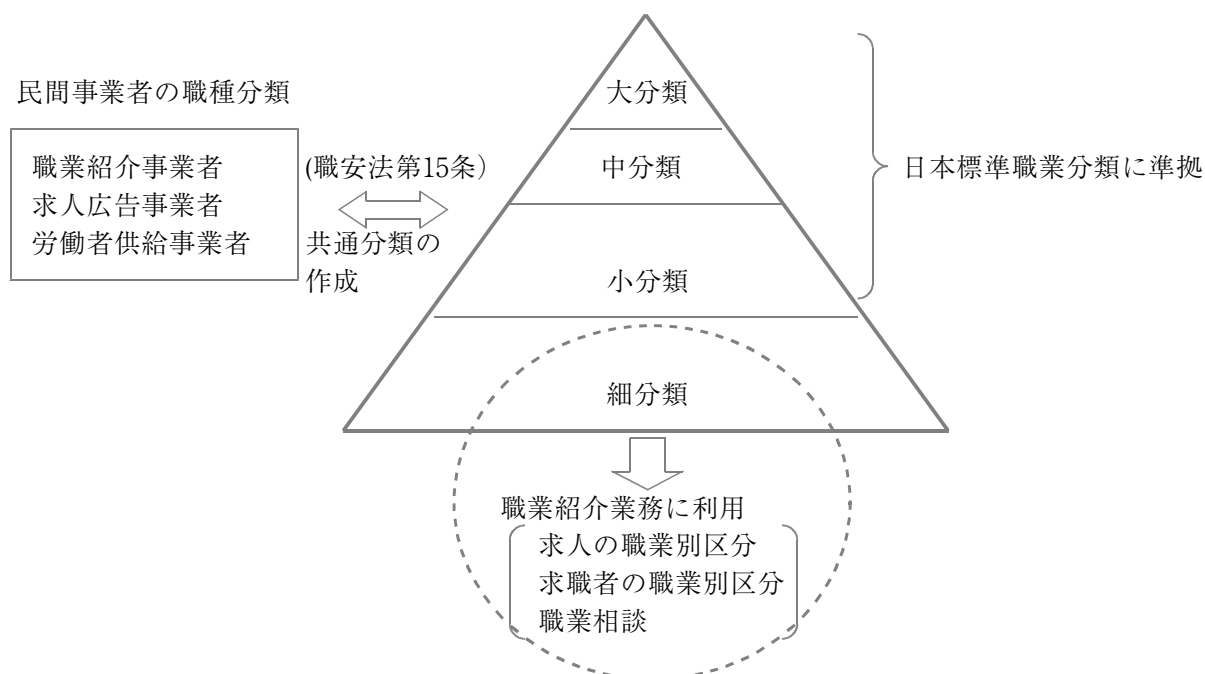
### ア.厚生労働省の職業分類を取り巻く環境

厚生労働省の職業分類は、元来、公共職業安定機関における職業紹介業務に使用する実務用具として作成されている。その後、当時の労働省は、職業紹介業務における取り扱い求

人・求職者のデータである職業安定業務統計と日本標準職業分類に準拠した職業別の調査統計データとの比較照合を容易にするために、分類体系の骨組みとも言える大・中分類の項目を日本標準職業分類に準拠する方針をとった。更に、職業紹介事業の規制緩和に伴って官民が共通して使用すべき標準的な職業名を定めることが職業安定法に盛り込まれたことから、職業分類はひとり厚生労働省の職業紹介業務だけに使用されるものではなく、職業紹介事業や労働者の募集にも共通して使用されるものとして作成しなければならないことが法律上の努力義務となった。

このため、厚生労働省の職業分類は職業紹介業務で使用することを第一義としながらも、その体系の骨組みを日本標準職業分類に依存し、民間事業者も共通して使用できるものであることが求められている。このように厚生労働省の職業分類は3つの制約条件に取り囲まれている（図表8）。第一は職業紹介業務における使いやすさ、第二は日本標準職業分類との整合性、第三は官民間での共有である。これらの3条件は、職業分類の改訂にあたっていずれもが第一に考慮されるべき事項である。とは言うものの、これまでの改訂では第二の条件が最優先に考慮されてきた。また、今回の改訂から新たに制約条件として加わった3番目の条件は法律上の努力義務規定であり、強制力を伴っているわけではない。だからといって形式的に考慮すればこと足りるという課題でないことは言うまでもない。

図表8 厚生労働省の職業分類を取り巻く環境



(出所)『職業分類の改訂に関する研究 I』 p.6の図表1を転載

これら3者の制約条件が相互に影響することがなければ、すなわち3者が同時に併存できるならば改訂作業で問題を起こすことも少ない。しかし、3者の共存は難しいのが現実である。

たとえば、第一の条件と第二の条件は時に両立し難いことがある。その一例は先にも指摘した介護職の問題である。職業紹介業務の観点から見ると、介護職は施設で働く介護職員であろうと訪問介護事業者から個人の家庭に派遣される訪問介護員であろうと仕事の類似性を重視すると同一の中分類（あるいは同一の小分類）に位置づけられるべき仕事である。しかし、1997年版日本標準職業分類では両者をそれぞれ異なる大分類のものの小分類に位置づけている。これにならって厚生労働省の1999年版職業分類でも、施設介護員を専門職に、訪問介護員をサービスの職業にそれぞれ設定している。このため施設介護、訪問介護を問わず介護の仕事を探している求職者は、介護の求人が職業分類上2箇所に分かれて位置づけられていることを知らないと、どちらか一方の項目しか検索しないことになる。

第一の条件と第三の条件も現状では共存が難しい。厚生労働省の職業分類と民間事業者の職種分類は、ともに実務利用の分類であるが、対象としている求人・求職者層が異なるため実務に使用するレベルの分類項目は違いが大きい。両者を概観すると、前者は特に製造工程に関する職業が細分化され、他方、後者は特に専門職の項目が細分化されていると言える。そのうえ前者の分類体系は日本標準職業分類に準拠しているが、後者は取り扱う求人の多寡にもとづいて分類体系の骨組みが組み立てられていることが多い。したがって官民共通の職業分類といっても両者が体系と分類項目についてそれぞれの独自性を有している現状のもとでは、共有化を推し進める前に共有化のための環境整備が不可欠である。

#### **1. 職業紹介業務と職業分類**

厚生労働省の職業分類の主たる利用者は、公共職業安定機関で職業紹介業務に従事する職員である。したがって窓口業務（求人関係業務、求職者関係業務）に従事する職員にとって使いやすいものであることが求められる。では、その「使いやすさ」とは何であろうか。それには少なくとも次の3つの条件が含まれると考えられる。

##### **(7) 求人・求職者の多寡に配慮して項目が設定されていること**

第一の条件は、求人・求職者の規模に応じて分類項目が設定されていることである。求人・求職者の多い職業が項目として設定されていない場合には、項目を設定する必要がある。たとえ項目が設定されていたとしても、マッチングを考慮して項目の細分化が行われているかどうかを検討すべきである。職業によっては項目の細分化が難しいものがあるのも事実であるが、細分化が必要であるにもかかわらず項目が細分化されていない職業も見られる。その逆に、求人・求職者の少ない職業は、職務範囲をある程度広めに設定した項目を設けても実務上の問題は少ないと考えられる。旧分類に設定された項目の中には、求人・求職者が少ないにもかかわらず項目が細分化され、実務にほとんど利用されていないものもある。

このように旧分類には必要な細分化が行われていない職業や不適切な細分化が行われている職業が設定されているが、この問題は適用されている分類基準の適切さに深く関係している。細分類項目のうち求人件数の最も多いものは、商品販売外交員（一般には営業職と呼ばれる）である。この項目は小売外交員（個人を対象にした営業職）と卸売外交員（法人を対

象にした営業職)に細分化されているが、求人の大半は商品販売外交員の項目に分類され、小売・卸売外交員の項目に分類される求人は少数にとどまっている。実務の観点から見ると、細分化の適切性に問題があると言えよう。もうひとつ例をあげよう。警備員の項目は、4項目に細分化されているが、そのうち法廷警備員や国会衛視には求人がほとんどない。その一方、求人の多い交通誘導員や催事場などでの雑踏警備員は項目が設定されていない。

この問題は、また改訂時期とも関係している。職業分類の改訂間隔は概して長い。今回の改訂は、前回の改訂(1999年)から12年ぶりであり、前回の改訂は前々回の改訂(1986年)から13年ぶりであった。改訂間隔が長いのは、日本標準職業分類の改訂作業に平行して改訂を進めているからである。職業分類の項目は、社会経済情勢や産業動向を考慮して設定されており、改訂後しばらくの間は求人動向の短期的な変化にほぼ対応できるが、長期的な変化への対応は困難である。

求人動向の変化を前提にすると、分類項目の設定は如何にあるべきかが問われている。分類項目の陳腐化に対する対応策を予め用意しておく必要がある。とは言うものの、現実にはその選択肢は極めて限られている。ひとつは、改訂の段階で現実を的確に反映する項目を設定することである。もうひとつは、改訂作業の終了後に新たな名称の求人職種が出てきたとき、それを既存の分類項目に位置づけることができるように項目の柔軟性を確保することである。

#### **(イ)分類項目が明確であること**

使いやすさに関係する第二の条件は、分類項目の内容が自明であり、利用者の判断に委ねる余地が少ないことである。職業分類は、全国の公共職業安定所職員が窓口業務で使用する実務用具である。したがって公共職業安定所によって、あるいは職員によって同じ求人職種が職業分類上の異なる項目に分類されることがあってはならない。職種が同じであれば、誰が判断しようとも職業分類上の同一の項目に位置づけるという基本が間違いなく行われるようにするためには、分類項目に含まれる職務範囲と職務内容を明確にする必要がある。しかし、現行の職業分類表では実務に使用する細分類の項目には職業定義が付けられていない。このため同じ求人であっても職員によっては異なる分類項目に位置づける可能性がある。これを避けるには細分類項目に職業定義を付け、職務範囲と職務内容を明確にすることが必須の要件になる。

#### **(ウ)マッチングに使いやすいこと**

上述の2つの条件は、求人・求職申込書を受理する際に、求人職種あるいは求職者の希望の仕事に職業分類番号を付与することに関係している。第三の条件は、マッチングでの使いやすさである。これは職業相談業務において職員が求職者の希望条件と求人をマッチングする際に職業分類に求められる条件である。また、求職者が求人情報検索機を利用して職業別の求人を探すときに求められる条件でもある。マッチングでの使いやすさにはさまざまな要因が関係する。その主なものは次の通りである。



1. 求人・求職者の多い職種は、分類項目が設定されているか  
上述の警備員の例のように求人の多い交通誘導の仕事が設定されていないと、その上位の分類項目である警備員の中から交通誘導の仕事を探さねばならず不便である。
2. 求人・求職者の多い分類項目は細分化されているか  
上述の営業職の例のように細分化されていても分類基準の選定が不適切なこともある。適切な分類基準を適用して適切に細分化することが求められる。
3. 項目名には一般的に広く使われ、共通理解を得られやすい名称が使われているか  
福祉施設で介護の仕事に携わる人は、介護職員、ケアワーカー、ケアスタッフなどと呼ばれている。これに対して職業分類では、施設の介護職員に該当する項目名を福祉施設寮母・寮父としている。この名称が施設の介護職を指していることを知っている求職者は果たしてどの程度いるだろうか。また、公共職業安定所職員にとっても馴染みのあるものとは言えない。そのため施設介護の求人をこの項目以外に分類する例が多く見られる。
4. 技能関係の項目では仕事遂行に必要な技能（スキル）の種類が明確になっているか  
技能関係の項目は、日本標準職業分類に準拠して設定されているため製造・生産する品目が中心的な分類基準になっている。仕事を探す場合、どんな製品を作る仕事かという点は重要であるが、求職者の特定の技能はどのような仕事で応用が可能かという点もそれに劣らず重要である。特定職種の求人とマッチングするときには前者の考え方に立って設定された項目は使いやすいが、職種を問わず求職者のスキルを基準にしてマッチングしようとするときには製造する製品別の分類体系では使いにくい。
5. 分類体系や分類項目は理解しやすいか  
日本標準職業分類は仕事の類似性によって項目を区分し、それを体系的に配列したものであるが、仕事の類似性が高いものは、さらに取り扱う製品・サービスなどによって項目が区分されている。たとえば営業の仕事は、販売や販売類似の職業の中のさまざまな項目に含まれており、それらの項目の中から営業職だけを一括して取り出すことは難しい。このため営業対象の商品の種類などにこだわらずに営業の仕事を探している求職者が、営業職の求人を探すときさまざまな項目を検索しなければならず不便である。

## ウ. 制約条件としての日本標準職業分類

日本標準職業分類は統計目的の職業分類であり、他方、厚生労働省の職業分類は実務利用の職業分類である。目的が違ふとどのような不都合が生じるのだろうか。分類の目的と項目の設定は直接関係している。日本標準職業分類は、ある程度就業者のいる職業を把握するためのものであり、その最小単位の項目（小分類項目）は1,000人以上の就業者がいることを前提にしている。就業者と求人は異なる。就業者の多い職業であっても、労働者の移動の少ない職業では一般労働市場に出てくる求人は少ない。このため就業者がある一定以上の職業であっても職業紹介業務では求人が多いとは言えない職業がある。

目的と項目との関係で注意すべきことは、統計目的の分類では統計調査を念頭において項目の設定が考えられているという点である。調査実施上の技術的制約に配慮して項目が設定されることがある。つまり調査の難しい職業については、分類基準を変更して把握可能な職業に変更することがある。この問題は、特に、国勢調査など被調査者の自己申告に依存する

調査を想定して分類項目を考える場合に大きな影響がある。

たとえば、管理職の項目を担当分野別（総務、会計、営業、生産など）に設定しようと思っても、回答が課長、部長、所長などの役職名が多数に上ることが予想されると、項目の設定を躊躇することになる。同様なことは技術者の職業についても言える。機械・電気技術者の仕事は、製品開発、設計、生産技術、品質管理などに明確に分かれる。公共職業安定所の求人を見ると、そもそも職種名が設計など仕事の種類を明記しているものが多い。仕事の類似性に着目するのであれば、電気や機械といった技術分野別に技術者を区分するのではなく、設計や生産技術など仕事の種類別に区分すべきであると考えられる。しかし、自己申告制の調査では、仕事の名称ではなく、技術者などの回答が多数を占め、仕事別の把握が困難なことが予想される。

日本標準職業分類に準拠して項目を設定していることから生じる制約は、上述の例に止まらない。職業紹介業務における使い勝手に影響を及ぼしている例を2つあげよう。いずれも前述したものである。第一は、技能工の項目に関するものである。公共職業安定所の特徴のひとつは技能工の職業紹介に強みを持っていることである。技能工を希望する求職者の中には、特定の職種に就くことを希望する者と技能関係の職種であれば職務内容を問わない者がいる。前者が大宗を占めることは言うまでもないが、後者も少なからずいる。技能関係の職種を希望する者の絶対数が多いため、後者もかなりの人数になる。1999年版の分類体系では、技能工の項目は製造する品目別に設定されている。これでは、職種を問わず製造工程の作業に従事したいという求職者を位置づけることが難しい。日本標準職業分類が生産工程の仕事を品目別に設定しているのは、それが就業者を最も把握しやすいからである。

技能工の項目が品目別になっているのは、統計目的の分類であるという日本標準職業分類の性格によることが大きい。製品を製造する場合、その生産工程は原料処理、加工・製造、検査に大別できる。このうち原料処理と加工・製造の部門は、産業・事業所によって自動化の程度が大きく異なっている。たとえば、紙を製造する事業所には、手漉き和紙を製造するところもあれば、抄紙機で大量生産するところもある。それぞれの事業所における個人の仕事を個人調査の回答から判断する場合、「紙製造」のような回答では手漉きの仕事なのか機械操作の仕事なのかを判断することが難しい。そこで製品を製造する手段ではなく、製造するものによって包括的に職業を把握しようとしているのが日本標準職業分類の伝統的な考え方である。

第二は、営業職の項目に関するものである。公共職業安定所で受理した求人のうち最も件数の多いものは商品の外交員（営業職）である。しかし、営業の仕事は商品の外交だけではない。不動産、保険、金融、サービスの分野にも営業の仕事がある。これらの分野の営業職は、それぞれの項目の中に含まれている。不動産の営業職であれば不動産の仲介・売買の項目に、また証券の営業職は有価証券の売買仲立の項目にそれぞれ位置づけられている。このため求職者が営業職の求人を検索するとき、自分の探している営業職の求人がどの項目に位

置づけられているのかがわからないと検索に手間取ることになる。

営業職の仕事がひとつの項目ではなく、さまざまな項目に分かれて位置づけられているのは、日本標準職業分類の大分類「販売の職業」の構造に関係している。販売の職業はやや特異な考え方に立って項目が設定されている。職業分類は職務をその類似性で区分するのが基本であるが、販売の職業は、何を売買するのかによって、まず中分類で商品の販売の項目と商品以外の売買の項目に分かれる。それぞれの中分類は、更に取り扱うものや仕事の種類に応じて小分類の項目が設定されている。この区分法のもとでは、営業職を商品の営業とそれ以外のものの営業に大別せざるをえない。小分類では、商品の営業職は独立した項目として設定されているが、不動産、保険、証券等の商品以外の営業の仕事は独立した項目ではなく、売買の仕事の中に位置づけられている。

## エ. 分類項目の見直しに関する基本方針

### (ア) 細分類項目の見直し方針

分類項目の改訂にあたり最初に取り組んでいるのは細分類項目の見直しである。

細分類項目の見直しは、前述の職業分類をめぐる3つの制約条件を前提にして作業が行われている。このうち2番目の日本標準職業分類との整合性は、細分類項目の見直しに直接関係する制約条件ではないが、分類体系の枠組みや分類符号・番号に関係するので、その範囲内で考慮されている。他方、実務における使いやすさという第一の制約条件は、細分類における項目の構成、分類項目の記述様式、項目の利用度、項目名、雑分類項目の整理など多方面に関係している。見直し作業では、職業紹介業務の運営に資するかどうかという視点からこれらの点が検討されている。また、第三の制約条件に配慮して分類項目が設定されている。その際には、職業紹介事業や労働者の募集に係る事業等における広範な利用に資するかどうかという視点が重視された。

細分類項目の見直しにあたっては、まず基本方針を定めて、それにもとづいて作業が進められているが、当初の基本方針を最後まで貫いたわけではなく、作業の進行に伴って基本方針を修正したり変更したりしている。それは、先述の制約条件を見直し作業に反映させる方法はひとつではないからである。

たとえば十進分類を適用するかどうかの問題がある。日本標準職業分類では小分類に適用している。小分類に適用されている十進分類を細分類に適用するかどうかという点については考え方が分かれる。分類体系の全体像を見たとき、小分類に適用されている十進分類を細分類に適用しないのは不自然であるとの見方がある。他方、実務に利用する職業分類には設定できる項目数に制限を設けるのは適当ではなく、実務に必要な項目はすべて設定できるようにすべきであるとの考え方もある。したがって見直し作業を進めていく中でひとつの小分類項目のもとに設定される細分類項目が9項目を超えるかどうかを見てからでないと十進分類の採否を論じることができない。このようなことから当初の基本方針は必要に応じて修正されている。最終的な基本方針は以下の通りである。

## 1. 分類の枠組み

### (1)分類体系

大・中・小・細分類の4段階分類とする。

### (2)日本標準職業分類との整合性

上位分類（大・中分類）の項目は、日本標準職業分類に設定された分類項目と名称及び職務範囲の点で可能な限り整合性を確保する。

### (3)分類の独自性

下位分類（小・細分類）には職業紹介業務の実態に対応するだけでなく、職業相談等の実務に配慮した分類項目を設定する。

### (4)実務利用の重視

実務で使用する小・細分類の項目には十進分類を適用せず、必要な数の分類項目を設定できるようにする。

## 2. 分類項目

### (1)分類符合・番号

大分類 アルファベット大文字

日本標準職業分類に設定された大分類項目の分類符号との整合性を確保する。

中分類 数字2桁

01から始まる2桁数字

小分類 数字3桁

011から始まる3桁数字

細分類 数字5桁

①現行と同じく [小分類番号3桁+数字2桁] とする。

②末尾2桁は [01] から始まる連番とする（有意味コードを除く）。

③3種類の有意味コードを設ける。末尾 [97] は補助者、[98] は見習、[99] は雑分類項目とする。

### (2)細分類の項目の構成

現行の集約項目・特掲項目による2段階の構造化を廃止し、階層のない並列的な項目を設定する。

### (3)細分類項目の記述様式

職業分類の利用者の便に供し、多様な利用を可能にするため細分類項目の記述書式を統一する。記述に含まれるのは、分類番号、項目名、職業定義、例示職業名等である。

## 3. 分類基準

現行の細分類項目に適用されている分類基準は、その適否を判断したうえで必要に応じて適用上の修正や新たな基準の導入を行う。

## 4. 細分類項目の見直しに関する一般原則

### (1)項目の利用度

細分類項目の新設・統合・分割・廃止にあたっては、職業安定機関における求人件数・求職者数を参考にするが、一律の量的基準は設定しない。

#### ①判断材料としての求人件数

求人件数は、あくまでも相対的な評価を行うときに使用する。たとえば、ひとつの小分類のもとに設定された集約項目の間（あるいは集約項目と特掲項目との間）の相対的な重要性を評価するとき、同一分野（あるいは同一中分類のもと）の小分類項目の中で職業紹介業務にとっての重要性を相対的に評価するときなどである。

②利用度の低い項目（＝求人件数の少ない項目）の取り扱い

求人件数の少ない項目は、一般の労働市場を経由した就業にはそぐわない職業であったり、分類項目と現実の職業との間に乖離のある職業であったり、いくつかの理由がある。したがって個別ケースごとに取り扱いを判断することとするが、その判断にあたって基本的に現行の大分類Aでは職業の専門分化を、大分類Iでは項目の集約化を重視する。

(2)項目名

項目名の設定にあたっては公共職業安定所に求人申込みのあった具体的な職種名を確認するなど適切な手段を講じる。

(3)雑分類項目の整理

雑分類項目に位置づけられている求人職種の中で件数が特に多いものは細分類での独立を検討する。

(4)官民間での職業分類の共有化に対する配慮

細分類項目を設定する際には、職業紹介事業者や労働者の募集に係る事業者等の使用している職種分類に設定された項目を参考にする。

(5)分類の陳腐化に対する対応

①改訂の段階で現実を的確に反映する項目を設定する。

②改訂後に新たな名称の求人職種が出現した場合、それを分類体系の中に適切に位置づけることができるように体系・項目の柔軟性を確保する。

この基本方針のうち細分類の見直しに関する事項（2の(2)と(3)）は、細分類の抱えている問題に対する取り組みの方向を示したものである。細分類には大きな問題がふたつある。ひとつは同一の分類レベルにもかかわらず実質的に2段階に構造化されていること、もうひとつは項目名の情報しかないことである。

まず、第一の問題について考えてみよう。旧分類の細分類項目は、集約コードと特掲コードを用いて2段階に区分されている。小分類に該当する職業のうち特定の分類基準を適用して職務を細分化したとき、個々独立した職務と認められるものが集約レベルの職業であり、その中から特定の職務を抜き出して独立させたものが特掲レベルの職業である。たとえば、調理人という小分類の職業は、料理の種類ごとに日本料理調理人、西洋料理調理人、中華料理調理人などに分けることができる。これらが集約レベルの職業である。更に日本料理調理人の中を料理の種類によって分けるとすし職人を抜き出すことができる。これが特掲レベルの職業である。

細分類の項目を2段階に分けて設定する方法は、求職者との的確なマッチングを行うための職業分類上の工夫として1986年の改訂時に導入された。しかし、製造する製品や提供するサービスの変化に職業分類の改訂が追いつかなかったことや、職務範囲の拡大などの職場の変化に対応することが難しかったことなど、細分類の2段階区分は当初想定したような効果を必ずしももたらさなくなった。このことは求人・求職者数に端的に表れている。

集約・特掲レベルのそれぞれの項目に位置づけられた求人件数を見ると、次の3つのパターンに分かれる。

1. 集約項目に求人が集中し、特掲項目の求人件数は相対的に少ないケース  
集約項目の求人件数が多いと言うことは、特掲項目が集約項目に含まれる職務の一部を区分したものにすぎず、かつその設定が適切とは言えないことを示している。また、別の解釈としては、多くの求人企業では職務の細分化が行われていないことを意味している可能性もある。
2. 特掲項目に求人が集まり、集約項目の求人件数は相対的に少ないケース  
集約項目の設定そのものが適切ではなかったことが考えられる。
3. 集約項目と特掲項目にそれぞれ位置づけられた求人件数の量は同程度であるケース  
特掲項目には、集約項目に含まれる職務のうち代表的なものが設定されていると言える。

これら3ケースのうち圧倒的に多いのは1のパターンである。このため現行の集約項目・特掲項目の2段階の構造化を廃止して、細分類には階層を持たない並列的な項目を設定する（図表9）。項目の見直しにあたっては、3つのパターンの出現率に配慮して、1のケースでは集約項目を重視した項目の設定、2のケースでは特掲項目を重視した項目の設定を行う。また、3のケースでは求人件数の分布などを考慮して個別に判断する。

1999年版の体系・分類番号	改訂案
小分類 ○○○	小分類 ○○○
細分類 ○○○-10 (集約コード)	細分類 ○○○-01
-11 (特掲コード)	○○○-02
-12	○○○-03
○○○-20 (集約コード)	…
-21 (特掲コード)	○○○-99
-22	
…	
○○○-99	

図表9 細分類項目の再編

細分類の内包している2番目の問題は、項目名の情報しか示されていないことである。各項目に含まれる職務範囲や職務内容に関する情報が記述されていないため、職業分類の利用者に判断の余地を与えることになり、その結果、共通理解の形成を妨げることになりかねない。求人・求職者の職務を職業分類上の項目に的確に位置づけるためにも細分類には職業定義を付ける必要がある。

先に掲げた基本方針に量的基準の原則（4の(1)）が示されているのは、細分類項目の見直しにあたって求人件数・求職者数に一律の基準を設けるのは適切ではないからである。日本標準職業分類の改訂作業では、小分類項目の見直しにあたって量的基準（新設の場合、就業者2,000人以上、廃止の場合1,000人未満）を設けているが、そもそも職業紹介で扱う求人は日本標準職業分類が対象としている就業者とは異なっている。したがって求人件数・求職者

数に一律の量的基準を設けて、それに沿って項目の新設・廃止・分割・統合・格上げ・格下げ等の判断をするのは適当ではない。

求人件数・求職者数は、あくまでも職業紹介業務における相対的な重要性を評価するときのみ使用する。たとえば、ひとつの小分類項目のもとに設定された集約項目間（あるいは集約項目と特掲項目との間）の相対的な重要性を評価するとき、ひとつの中分類項目のもとに設定された小分類項目間の相対的な重要性を評価するときなどである。

基本方針の4(2)～(4)に示された原則も重要である。職業名は求人企業と求職者をつなぐ架け橋（共通言語）の役割を果たしている。細分類項目名の設定にあたっては、カテゴリー名称として適切であるかどうか、実際に用いられている職種名と大きく乖離していないかなどなどの点に配慮して検討することが重要である。

新項目の供給源のひとつは雑分類項目である。既存の項目に該当しない求人職種は、雑分類項目に分類されるが、そのような職種が増えてくると、次第に既存の項目の求人件数を凌駕するようになる。そのような新職種を把握するためには、雑分類項目に分類された求人職種を調べる必要がある。その中で特に多いものは、独立した細分類項目として設定することになる。

#### (4)大・中・小分類の見直し方針

厚生労働省の職業分類は、1965年の改訂以降、大・中分類の項目を日本標準職業分類の大・中分類体系に準拠して設定し、小分類についても原則として日本標準職業分類に準拠して設定されている。従前の改訂と同様に、今回の改訂でも大・中分類については、先に掲げた基本方針に示されているように、「上位分類（大・中分類）の項目は、日本標準職業分類に設定された分類項目と名称及び職務範囲の点で可能な限り整合性を確保する」ことになった。

この方針のもとで大・中分類の見直しを行うとき、問題となるのは十進分類の適用である。日本標準職業分類の小分類には十進分類が適用されている。このため、ひとつの職業分野に10個以上の小分類項目を設定する場合には、2つの方法がある。ひとつは、中分類を2つ設定して各中分類のもとに最大9個の小分類（2つの中分類をあわせると合計で最大18個の小分類）を設定する方法である。もうひとつは、中分類の設定をひとつにする方法である。この場合は、当該中分類のもとに小分類を9個に抑えるために最大で8個の小分類を設定し、それ以外の職業は雑分類項目に位置づけて合計で9個以内の小分類を設定するか、あるいはひとつの項目に複数の職業名を併記して、項目数のうえでは9個以内に抑える方法がとられる。

日本標準職業分類では、上述の2つの方法を用いて小分類における十進分類の適用を可能にしている。総務省の職業分類検討委員会でとりまとめられた改訂諮問案の小分類にも十進分類が適用されている。この改訂諮問案の枠組みにしたがって分類項目を見直したとき、特に問題となるのは新・大分類Hである。新・大分類Hは、現行の大分類I（生産工程・労務作業）に設定されている亜大分類I-1（製造・制作作業）を大分類に格上げしたものであ

る。しかし、亜大分類I-1がそのまま新・大分類Hになったわけではなく、体系が大きく変わっている。亜大分類I-1の中分類は、金属材料製造、機械組立・修理、化学製品など製造品目別に分類項目が設定されているが、今回、新たに設定された大分類Hの中分類は、大別すると4種類の製造工程別の項目で構成されている。すなわち製造の仕事（生産設備制御・監視作業、製品製造・加工処理作業）、機械組立の仕事、機械修理の仕事、検査の仕事である。それぞれの新中分類のもとに設定されている小分類は、項目数を9個以内に抑える必要から旧分類の中分類項目を使用している。したがって旧分類の小分類項目は廃止された。

日本標準職業分類にならって小分類に十進分類を適用した場合、新・大分類Hでは現行の中分類が小分類になり、したがって現行の小分類が細分類になる。その結果、現行の細分類項目は設定できないことになる。一方、職業紹介業務での便宜を優先して現行の小分類をそのまま新中分類のものと小分類として設定した場合、小分類の項目数が極端に増えることになる。更にそれぞれの小分類に細分類が設定されるため、中分類のものと小分類・細分類の体系が全体としてわかりにくくなり、実務では使いづらいものとなることが予想された。

職業分類改訂委員会では、主に実務での使いやすさと統計作成の2つの視点から検討が行われ、最終的には、日本標準職業分類の改訂諮問案に設定されている大分類Hの中分類と同一の項目を中分類に設定し、小分類・細分類には十進分類を適用しないことになった。

十進分類の問題に決着がつき、大・中・小・細分類の見直しの基本方針は以下の通りとすることになった。

### 1. 大分類

項目の配列、項目数、分類符号、項目名は、日本標準職業分類の大分類に準じて設定し、日本標準職業分類との一対一の対応を確保する。

（注）①日本標準職業分類の大分類に設定されている「分類不能」は設定しない。

②項目名は、これまで使用している独自の名称を用いる。分類項目は、職務が単位になっているため大分類の名称は職業を表す表現にする。

### 2. 中分類

項目の配列、項目数、分類符号、項目名は、日本標準職業分類の中分類に準じて設定し、日本標準職業分類との一対一の対応を確保する。

（注）①中分類の分類符号は2桁数字であるが、一連の通し番号にはならない。これは、中分類において日本標準職業分類との一対一の対応を確保するために、ひとつの中分類のもとに設定される小分類が10個以上になることがあるからである。たとえば、中分類01に設けた小分類が10個を超える場合、次の中分類番号は02ではなく、03になる（以下の3を参照）。

②現行の中分類は、配列・項目数・分類符号・項目名のそれぞれにおいて日本標準職業分類の中分類との一対一の対応を確保しているが、職務範囲については必ずしも同じではない。今回の改訂では、職務範囲も同一になるように必要な修正を行う。これに伴い現行の小・細分類項目のうち日本標準職業分類における位置づけと異なるものは日本標準職業分類における位置づけに合わせて変更する。

### 3. 小分類



日本標準職業分類に準じて項目を設定するが、職業紹介業務の必要に応じて項目を補正・追加する。

- (注) ①小分類には十進分類を適用しない。ひとつの中分類のもとには10個以上の小分類を設定することが可能である。小分類の分類符号は3桁数字で表記し、原則としてその上位2桁は中分類符号を表す。しかし、10個以上の小分類が設定されている中分類には、当該の2桁数字だけではなく、その次の2桁数字も割り当てるため、同一の中分類に設定された小分類であっても分類番号の上位2桁が異なることがある。
- ②小分類を表す3桁数字のうち上から3桁目に9と0は使用しない。3桁目が9の小分類は雑分類項目であることを表す。数字0を使用しないのは、中分類項目を3桁数字で表す必要があるときの便宜を考慮したものである。したがって、小分類の符号は、数字2桁の中分類符号に加えて「1」から始まる数字で書き表す。
- ③小分類の職務範囲は日本標準職業分類のそれにあわせるように努めるが、日本標準職業分類にあわせると実務利用の点で不都合が生じると考えられる項目については現行の職務範囲を維持する。

#### 4. 細分類

職業紹介業務の遂行に必要な職業を中心に項目を設定する。

- (注) ①細分類には十進分類を適用しない。ひとつの小分類のもとに10個以上の細分類を設定することが可能である。細分類の分類符号は5桁数字で表記し、その上位3桁は小分類符号を表す。4・5桁目の数字は01から始まる一連の通し番号である。
- ②4・5桁目には00の数字を使用しない。これは、小分類項目を5桁数字で表す必要があるときの便宜を考慮したものである。
- ③分類符号の4・5桁目が97、98、99は、それぞれ補助者、見習、雑分類項目であることを表す。
- ④基本的に見習は訓練を受けている職業と同一の分類項目に位置づけるが、補助者・助手は職務内容に即して分類する。

### (3)改訂作業で使用した資料

細分類項目の見直し作業で使用した主な資料は次の3点である。

#### 1. 公共職業安定所における職業分類の運用に関する調査（2005年実施）

この調査は、公共職業安定所の求人業務担当職員・求職者業務担当職員を対象にして、職業分類に対する職員の問題意識を把握するために行われた。主な調査項目は、求人職種や求職者の希望する仕事に対して分類番号を付与するときの問題点、求人職種が複数の分類項目に該当するときの分類番号を付与する方法、分類番号の確定が難しいケース（理由、分類番号の決め方）などである。調査結果は、分類項目・凡例の見直しに用いられた。

#### 2. 分類項目別求人件数・求職者数のデータ

これは、2006年8月から2007年8月までの13か月間の全国の公共職業安定所で受理した求人・求職者の月別データである。このデータは、主に小・細分類項目を新設・廃止・分割・統合するための資料として用いられた。

#### 3. 細分類の雑分類項目に分類された求人職種名のデータ

これは、2008年5月末時点で求人台帳上に存在する、細分類の雑分類項目（主に分類番号4・5桁目が99の項目）に分類された求人職種名の記述データである。このデータは、主に細分類項目を新設するための資料として用いられた。

## 5. 検討の過程及び改訂の結果

### (1) 凡例の見直し

#### ア. 名称

厚生労働省の職業分類には、職業分類表に先立って職業の定義、分類構造、分類符号、職業の決定方法など職業分類の利用者に一般的な情報を提供するための「凡例」が掲載されている。この名称は、職業分類が初めて作成されたときに職業辞典の形態をとり、その特徴、使用目的、使用方法などを記載した解説を「凡例」としたことから始まる。しかし、職業分類が辞典の形で編集されていたのは、1969年の改訂増補版までである。1986年以降の改訂では、職業分類表と職業解説は別々に作成され、辞典の形をとっていないが、職業分類表の解説部分には依然として凡例という見出しが付けられていた。

凡例の見出し項目は、職業分類の性格、職業の定義、分類構造、分類基準、分類符号、分類項目名、職務内容が複数の分類項目に対応する場合の分類原則などである。このような内容を凡例という名称で呼ぶのは適切とは言い難く、名称は「総説及び一般原則」に変更された。

#### イ. 解説の内容と範囲

##### (ア) 解説の構成

解説の構成については問題が2つある。ひとつは解説すべき事項の項目立てとその配列、もうひとつは解説の深さである。

解説は、職業分類とは何かということを利用者が理解しやすいような項目立てになっているだけでなく、それらの項目が体系的に配列されていることが望ましい。旧分類の凡例を見ると、職業分類の性格、用語の定義、分類構造、分類基準などの職業分類の理解に必要な個別事項が見出し項目として設定されている。しかし、職業分類の理解に必要な最低限の事項をすべて網羅しているとは言い難い。重要な事項にもかかわらず言及されていないものがある。また、説明が不十分なものもある。

求人職種や求職者の希望する仕事の中には職業分類上の項目と対応がとりにくいものや、判断を迷いやすいものなどがある。そのような職種・仕事については、職業分類上の考え方を明確にして全国どこの公共職業安定所であっても同じ職種、仕事は同一の項目に位置づけられるようにする必要がある。この意味において凡例の記述は不十分である。凡例に唯一記載されているのは、職務内容が複合的な場合（即ち、ひとつの職務が複数の分類項目に該当する場合）の職業の決定方法だけである。

位置づけに迷いがちな仕事は、それだけではない。補助や助手の仕事は求人・求職者が比較的多いが、分類の原則は明記されていない。また、管理職と実務者との中間に位置する現場の役付者はどこに位置づけられるのか、その原則も示されていない。原則が示されていないと、公共職業安定所の職員に個人的な判断を下す余地を残すことになり、望ましくない。同じ求人・求職の仕事であっても職員の個人的な判断が介在すると、同一の仕事は同一の項

目に分類するという職業紹介業務の基本が損なわれかねない。

説明が不十分な事項の例には、分類項目の設定がある。凡例では分類項目の設定にあたって考慮した事項が列挙されている。職業紹介業務に使用する分類項目は小・細分類の項目である。即ち、小・細分類項目の適不適によって業務効率が影響を受ける。そのような重要な分類項目であれば当然、公共職業安定所における求人・求職の取扱件数を考慮して項目を設定すべきである。しかし、小・細分類の設定にあたって既に列挙された事項の他にどのような点が考慮されているのかは記述されていない。

項目立てとともに解説すべき項目の配列も重要である。旧分類の凡例では、用語の定義、分類構造、分類基準、分類項目の配列、分類符号、分類項目名の順になっている。職業分類についてほとんど知識のない人に対して職業分類の全体像に関する情報を提供するという意味では、この配列はやや適切さに欠けていると言わざるを得ない。また、ある程度職業分類について知識を持っている人に対して特定の事項に関する詳しい情報を提供するという意味でも配列にやや問題がある。これらの点を考慮して「総説及び一般原則」では、まず始めにこの職業分類の性格を明らかにしたうえで使用する用語を定義し、次に分類項目を設定する際に考慮した事項を配置した。これらの事項を前提にして分類項目が設定されているが、その記述の順序は、分類体系、分類項目の配列、分類符号、項目名とした。記述の順序をこのようにしたのは、全体像を始めに提示したほうが、その細部である項目の配列、分類符号、項目名の解説が理解しやすいと考えられたからである。

#### **(1)解説の内容**

解説のうち次の項目については、今回の改訂内容に照らして加筆・修正が行われている。

##### **(i)分類基準**

旧分類の凡例では、分類項目の設定にあたって考慮した点が5つ列挙されている。しかし、これらの点はいずれも職務の類似性を判断するための基準である。分類項目の設定にあたって実際に考慮したのは、職務の類似性を含む次の3つの視点（職務の類似性、職業としての社会的認知の程度、公共職業安定機関における求人・求職の取り扱い）であることを指摘し、更に、細分類項目の設定にあたっては、そのうちのひとつである職業紹介業務における求人・求職の取り扱いを重視していることを明確にした。

##### **(ii)分類構造**

分類構造に関して特に説明すべき点は、日本標準職業分類との対応関係である。この対応関係について旧分類の記述は極めて簡略である。日本標準職業分類に設定されていない小分類の出所、小分類と細分類との関係など説明の必要な情報が追加された。

##### **(iii)項目の配列**

旧分類の凡例には、小・細分類の配列に関する記述が欠けている。、大・中分類だけではなく、小分類、細分類についても配列の基本的考え方が追記された。特に小分類では、日本標準職業分類の小分類に設定されていない項目の配列順について原則が明記された。

#### (iv)分類符号

分類符号は、細分類を除いて従来の表記法が踏襲されている。ただし、小分類に十進分類を適用していない関係で中分類の分類符号は、2桁数字の一連の通し番号になっていないことを明記した。細分類は、現行の集約項目と特掲項目による2段階の構造を廃止したので、分類符号の4・5桁目の数字は小分類ごとに01から始まる一連の通し番号とした。また、97、98、99は補助者・助手、見習、雑分類の項目を表す有意味コードとして使用しているが、細分類に設けられた項目の数に関係なく、原則として補助者・助手には97、見習には98、雑分類項目には99の分類符号を使用していることを明記した。

#### (v)分類項目名

分類項目は、仕事の種類を表す名称が使われていることもあれば、その仕事に従事する人を表す名称が使用されていることもある。この2つの名称は、ある程度明確な使い分けがなされているので、その点についての説明など、項目名の表記の原則が明記された。

#### ウ. 職業分類の適用にあたって留意すべき点

##### (7)職務内容が複合的な場合の分類原則

これまで公共職業安定所では、求人申し込みを受け付けるとき1求人1職業の原則に則って求人申込書に記載された職種と職業分類表の項目を一対一に対応させてきた。その際に問題となるのは、求人の職務が複数の分類項目に該当する場合の取り扱いである。凡例には、求人の職務内容が複合的な場合の分類原則が示されている。それによると、第一の判断基準は、その仕事を果たすために必要な知識・技術・技能の程度である。該当する複数の分類項目のうち知識・技術・技能の困難な仕事に対応する項目に分類するとしている。この基準は、一見すると問題がないように思われるが、適用は困難である。

凡例の冒頭に記されているように旧分類に設定されている分類項目は、職務の類似性にもとづいて区分された職業である。項目の設定にあたって知識・技術・技能の程度（いわゆるスキル）は、採り入れられていない。スキルが項目設定の基準になっていない以上、項目間のスキルの比較はできない。凡例では、製造と販売の両方の仕事を含んだ職務を挙げ、この場合には、製造をとることを原則とするとしている。製造の仕事に必要な知識・技能は、販売の仕事に必要な知識・技能とは異なっている。旧分類では両者の違いは知識・技能の種類にあるのであって、その程度にあるのではない。

求人・求職のマッチングにおいて職務遂行に必要な知識・技術・技能に関する情報は極めて重要である。だからこそ、1953年の職業辞典では職業を技能度別に分類していた。しかし、1965年の改訂では、日本標準職業分類に準拠することによって技能度別の分類から職務の類似性にもとづく分類体系に変わり、それ以降の改訂でもこの方針が維持されている。したがって、日本標準職業分類に準拠している以上、複数の分類項目を知識・技術・技能の点で比較することはできない。

今回の改訂では、日本標準職業分類が統計基準として設定されたことから大・中分類の項

目は日本標準職業分類に完全に一致させ、小分類も原則として準拠する方向で項目の設定が行われている。しかし、職業の決定方法が日本標準職業分類のそれと異なっている場合は、日本標準職業分類にもとづいて集計される他の職業別統計調査結果との比較に支障が生じるおそれがある。このため日本標準職業分類の採用している職業決定の方法を援用することになった。

凡例に記載されている分類原則の第一の判断基準は上に述べた通りであるが、第二の基準は、従事する時間の長さ、第三は主要工程又は最終工程である。従事する時間は、現行の分類原則では第二に適用すべき基準になっているが、これを日本標準職業分類に合わせて第一の基準にしたのが今回の見直しの特徴である。

職業紹介の現場で起こっている、複数の分類項目に該当する求人の取り扱いに関する問題は、日本標準職業分類の採用している職業の決定方法を採り入れることによって大方解決できると考えられる。この方法を採り入れるメリットは主に2つある。ひとつは、公共職業安定所の職員が求人の職業分類上の位置づけを決定するときに基準として用いているさまざまな方法を統一できること、もうひとつは求人の位置づけにあたり職員が恣意的な判断を行う余地を狭めることができることである。

#### (4)見習、補助、助手の位置づけ

補助や助手の求人・求職は、さまざまな分野に見られる。たとえば、専門職の分野では司書補助、デザイナー助手、マンガ家助手など、研究者や技術者の分野では開発補助、研究補助、実験助手などがある。販売・サービス関係の補助・助手には、営業アシスタント、調理補助などがある。補助・助手の職業分類上の位置づけに関する原則は、旧分類の凡例には記載されていない。このためこれらの求人・求職の申し込みを受理した職員によってそれぞれ異なる分類項目に分類される可能性がある。更に、同一の仕事であってもそれぞれ異なる分類項目に位置づけられていると、求職者が求人を検索する場合、希望する職種を見つけにくかったり、同一の項目に分類されていれば求人検索機に表示されるべき求人情報が示されなかったりする。日本標準職業分類は今回の改訂で見習・補助の位置づけに関する原則を新たに追記している。この原則を厚生労働省の職業分類も共有することになった。原則は以下の2つである。

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1. 見習、補助、助手の分類項目が設定されている場合<br/>求人申込書に記載された職種又は求職票に記載された仕事が見習、補助者、助手であって、それに対応する分類項目が設定されている場合には、その項目に分類する。</li><li>2. 見習、補助、助手の分類項目が設定されていない場合<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 公的資格又はこれに準じる資格の名称を分類項目名にしている場合には、当該資格の有資格者を対象にした仕事のみ分類し、資格を有しない見習・補助・助手の仕事は、有資格者の項目に分類せず、その仕事内容に即した分類項目に分類する。</li><li>(2) 公的資格又はこれに準じる資格を要件としない分類項目については、見習・補助・助手の仕事内容が本務者と類似している場合には本務者と同一の項目に分類し、仕事内容が本務者と</li></ol></li></ol> |
|--|

異なる場合にはその内容に即した分類項目に分類する。

### (ウ)職場のリーダーの位置づけ

職場のリーダー、スーパーバイザーなどは、管理的性質の仕事と一般従事者の従事する仕事の両方を遂行している。旧分類の体系では、これらの職業をどこに分類するのか明確ではない<sup>1</sup>。管理職に該当しないという点で管理職の項目に分類することはできず、その結果、一般従事者と同一の項目あるいは雑分類項目のいずれかに分類せざるをえない。日本標準職業分類は今回の改訂で職場のリーダー等は一般従事者と同じ職業に分類することを原則にした。厚生労働省の職業分類もこの原則を共有することになった。

### (I)経営・管理以外の職務にも直接従事する管理職の位置づけ

公共職業安定所の管理職求人の中には、経営・管理以外に他の職務にも直接従事する、いわゆるプレイングマネージャ的な職務内容のものが多く見られる。たとえば、営業所の課長職であって営業活動にも従事するもの、経理課長であって経理業務にも従事するものなどである。旧分類における管理職の範囲は狭い。専ら経営・管理の職務に従事するものだけを管理職として分類し、それ以外の職務にも直接従事するものは、管理職ではなく、それ以外に従事する仕事の内容に応じた分類項目に位置づけることを原則にしている。したがって、上述の営業課長や経理課長は、旧分類の分類原則のもとでは管理的職業ではなく、それぞれ販売の職業、事務的職業に分類されなければならない。

この原則にもとづいて分類すると、小売店・卸売店・飲食店の店長、ホテル・旅館の支配人は、専ら経営・管理に従事するものだけが管理職に該当し、それ以外の職務にも従事するものは管理職以外の分類項目に分類されることになる。

日本標準職業分類の改訂では、管理的職業従事者の定義から「専ら」が削除され、職務内容が複合的な場合の分類原則がすべてのケースに適用されることになった。厚生労働省の職業分類もこの原則を共有することになった。即ち、職業は従事する時間の長さを基準にして決定することになる。営業活動に従事する営業課長は、その時間配分によって管理職に分類されることもあれば、販売の職業に分類されることもある。同様に、接客や販売に従事する飲食店店長や小売店店長は、接客や販売に従事する時間と経営・管理に従事する時間を比較して管理職又はそれ以外の職業のいずれかに分類される。

## (2)細分類項目の見直し

細分類項目の見直し作業は、小分類を単位にして、上述の基本方針に沿って行われた。ほとんどすべての小分類で細分類の見直しが行われているが、その詳細は細分類の見直し報告

1 旧分類では大分類Iを除いて位置づけの原則が示されていない。大分類Iにおける原則は次の通りである。労働者の監督、作業順の決定、作業の割り当て、作業の仕方の指導などに従事する生産現場の役付工（職長、班長、組長など）は、一般労働者と同様に従事する仕事の種類に応じて、それぞれの分類項目に分類する。

に譲り<sup>1</sup>、ここでは、大分類を単位にして、分類体系の構造と細分類の主な問題点を紹介するだけに止める。なお、小・細分類の見直し作業は、日本標準職業分類の改訂作業に並行して2008年度に行われた。当時は日本標準職業分類の分類項目改訂案が確定していない時期だったので、旧分類を前提にしての見直しに止まっている。

## ア. 旧・大分類 A 専門的・技術的職業

### (7) 旧分類の体系

大分類Aは、研究者・技術者・専門職の3つの職業分野に区分され、このうち技術者と専門職はその専門分野に対応したやや大きくりの項目が中分類に設定されている。技術者の専門分野として設定されているのは、農林漁業、鉱工業、建築、情報処理である。他方、専門職の専門分野は、保健医療、社会福祉、法務、経営、教育などに分かれている。

専門職として設定されている職業には2つの要因が関係している。第一は社会的認識である。専門職の範囲は、欧米諸国では社会的な共通認識がほぼ形成されているため比較的明確であると言われているが、我が国ではそのような共通認識の形成に欠けるところがあり、その結果、専門職の範囲は人によって異なることがある。第二は職業の区分法である。国際標準職業分類では、専門性の高い職業と一般の職業の間に準専門職を設けて両者の中間領域の職業を区分しているが、日本標準職業分類では専門職と一般職の2区分になっているため、その中間領域の職業の区分があいまいである。これらの要因が絡み合っ国際標準職業分類の基準では準専門職に該当する職業が、日本標準職業分類では専門職として設定されていたり、一般職に区分されていたりする。

### (4) 主な問題点

大分類Aには、いくつかの大きな問題がある。第一は現実の職業と分類項目との乖離に関する問題である。中分類06（情報処理技術者）の小分類には、システムエンジニアとプログラマーの2項目しか設定されていないが、現実には調査・分析、設計、開発、運用の分野ごとにそれぞれ独自の仕事領域が確立している。日本標準職業分類の改訂作業でも情報処理技術者の項目は全面的に見直されることになっており、その改訂結果にもとづいて細分類項目を改訂することになる。

第二は専門職の範囲に関する問題である。旧分類の体系では、看護補助や歯科助手等の保健医療関係の補助者・助手の項目は中分類11（その他の保健医療の職業）の細分類に設定されているが、これらの仕事は補助的なものであり、また専門職である医師や歯科医師等の指示にもとづいて遂行される仕事でもある。したがって大分類Aの専門職に位置づけるのは適切さに欠けると思われる。日本標準職業分類の改訂結果に沿って項目の位置づけを変更するとともに求人件数に応じて項目の細分化を行う必要がある。

第三は小分類項目のあり方である。日本標準職業分類には、「103 理学療法士、作業療法

---

1 『職業分類の改訂に関する研究Ⅰ』を参照していただきたい。

士、視能訓練士」や「131 裁判官、検察官、弁護士」など複数の職業名を併記した小分類項目が多数設定されている。このような形で項目を設定した理由は、次の通り少なくとも3つある。

- ①職務の類似性あるいは職業分野の同一性に着目すると、それらの職業をそれぞれ独立した小分類項目として設定するよりもひとまとめにして提示したほうがわかりやすい。
- ②ひとつの職業だけでは項目設定に係る量的基準を満たすことが難しいとき、当該職業に類似した職業と合わせて項目を設定すれば量的基準を満たすことができる。
- ③小分類の項目には十進分類が適用されているため、ひとつの中分類項目の下位に設定できる小分類は最大9項目である。設定したい項目が9個を超えたときには、いくつかの小分類を統合すれば項目を9個以内に抑えられる。

これらの理由は、職業紹介業務で使用する職業分類にとって重要とは言えない。実務利用の職業分類に求められるのは、何よりも分類項目に含まれる職務内容が明確であることである。これは細分類項目のみならず、小分類項目についても言える。したがって複数の職業名が併記された小分類項目は、可能な限りそれぞれ独立した小分類項目として設定すべきである。

第四は、類似した仕事異なる大分類項目のもとに設定されている問題である。介護の仕事のうち施設での介護は大分類Aの中分類12（社会福祉専門の職業）に、訪問介護は大分類Eの中分類34（家庭生活支援サービスの職業）にそれぞれ設定されている。この問題については、日本標準職業分類の改訂結果にもとづいて細分類項目の移設等を行うことになる。

第五は、職業の専門分化に対応した項目の設定である。求人件数の多い職業を細分化したり、雑分類項目に分類された職業の中で求人件数の多いものを細分類に格上げしたりするなど適切な対応が求められる。

#### **(ウ)見直し案**

大分類Aの小・細分類の見直し結果は付表41の通りである。

#### **イ. 旧・大分類 B 管理的職業**

##### **(7)旧分類の体系**

日本標準職業分類では、管理的職業の区分にあたって組織の種類と役職を分類基準に採用している。その結果、中分類には管理的公務員、会社・団体の役員、会社・団体の管理職員の各項目が設定されている。管理職をこのように3分割する考え方は国際標準職業分類（ISCO-88）でも採用されている。日本標準職業分類と国際標準職業分類との一番大きな違いは、小分類における管理職員の細分化の方法である。前者は分類基準に組織の種類を適用して会社、特殊法人、その他の管理職員の項目を設けている。これに対して後者は、管理業務の対象分野を分類基準に掲げて、生産・現業部門別管理職、分野別の小規模事業所管理職の項目を設定している。日本標準職業分類の大分類Bは、管理職の就業者を統計的に集計するときには全体像を容易に把握できる体系になっているが、管理業務の対象分野別に項目を分けていないため職業紹介等の実務では使いにくい面がある。



大分類Bのもうひとつの特徴は、専ら経営管理の仕事に従事するものだけが管理職に該当することである。経営管理の仕事に従事するとともに、それ以外の実務にも従事するものは、管理職の項目ではなく実務者の項目に位置づけられる。たとえば、自ら営業活動を行う営業課長・営業所長等は、役職は管理職であっても職業分類上は会社管理職員には該当せず、大分類D（販売の職業）に位置づけられる。大分類Dに店主・支配人の項目（旧321 小売店主・支配人、旧322 卸売店主・支配人、旧323 飲食店主・支配人、旧334 質屋店主・店員）が設定されているのは、経営管理の仕事とともに、それ以外の仕事にも従事する店主・支配人を分類するためにである。

#### **(1)主な問題点**

職業紹介業務の視点に立つと大分類Bの一番大きな問題は、管理職員の細分類項目が本社・支店・工場の組織別に設定されていて、管理業務の対象分野別に設定されていないことである。求職者の求人探索行動を見ると、一般的にはそれまでの仕事経験を生かすことのできる求人を探そうとする意識が強く働いている。そのため管理職の仕事我希望する求職者にとって、管理職の項目が組織別に分かれているよりも管理業務の対象分野別に分かっていたほうが求人検索が容易になると思われる。

#### **(ウ)見直し案**

大分類Bの小・細分類の見直し結果は付表4-2の通りである。

### **ウ. 旧・大分類 C 事務的職業**

#### **(ア)旧分類の体系**

事務の職業は、一般事務、会計事務、営業・販売関連事務、事務用機器操作など仕事の分野別に7つの中分類項目が設定されている。それぞれの中分類項目の下位には特徴的な小分類項目が設定されているが、厚生労働省の職業分類には日本標準職業分類に設定されていない項目が2つある。一般事務員と経理事務員である。これらの項目は、いずれも職業紹介業務における求人・求職者の取り扱い量に配慮して設定されている。

細分類は公共職業安定所の職業紹介業務で使用される項目であるが、職業紹介や求人広告の事業者が使用する職種分類と比べると、項目の細分化が必ずしも十分とは言えない。たとえば、次の仕事は項目が設定されていない。

経営・事業企画、法務、知的財産・特許、株式公開関連業務、株主総会関連業務、IR、購買・資材、販売促進、店舗開発、財務、税務、物流、カスタマーサポート、コールセンターオペレーター、テレマーケティング、PCオペレーター

#### **(イ)主な問題点**

特に大きな問題は次の2つである。第一は現実の仕事と分類項目との乖離に関する問題である。具体的には中分類28（営業・販売関連事務の職業）と中分類31（事務用機器操作の職業）に関係する。中分類28では、求人の増えているコールセンターオペレーターを分類する項目が設定されていないという問題がある。コールセンターオペレーターが担当する電話の

受発信業務のうちどちらか一方（発信あるいは受信）に対応した項目は設定されているが、両方の業務に対応した項目は設定されていない。中分類31では、求人の多いPC操作員（PCオペレーター、パソコン操作員など呼称・表記はさまざまである。）の項目が設定されていないため、やむを得ずワードプロセッサ操作員、電子計算機オペレーターなど既存の項目に分類するという問題が起こっている。

2番目の問題は、分類上の位置づけに関する疑義である。具体的にはホテルフロント係とレジ係の位置づけに関する問題である。職業紹介業務の視点に立つと、ホテルフロント係は事務よりもサービスの職業のほうが適切であり、また、レジ係は事務よりも販売の職業のほうが適切である。ホテルのフロント業務はサービスの要素を含んでおり、レジの仕事は販売に関する仕事のうち売上の決済に関係するからである。

これ以外に考慮すべき点は、求人の量的規模である。介護保険事務や営業事務など求人が多いにもかかわらず項目の設定されていない職業がある。求人が多く、項目の設定されていない職業は、既存項目との重複などに配慮して独立した項目を設定すべきである。

#### **(ウ)見直し案**

大分類Cの小・細分類の見直し結果は付表4-3の通りである。

#### **エ. 旧・大分類 D 販売の職業**

##### **(7)旧分類の体系**

大分類Dの特徴は、中分類に適用されている分類基準と営業職（分類表では「外交員」の名称を使用している）の区分法の2点に見られる。まず、分類基準については、いくつかの異なる分類基準が重層的に適用されて小分類項目が設定されている。最初に適用されている分類基準は「売上の対象」である。この基準にもとづいて有体的商品（中分類32商品販売の職業）とそれ以外のもの（中分類33販売類似の職業）が中分類で分かれている。中分類のものと小分類を見ると、商品売上の項目では販売の形態と仕事の種類が分類基準に用いられている。販売の形態では店舗での販売とそれ以外の販売に分かれ、仕事の種類では訪問販売、移動販売、仕入れ、営業に分かれている。有体的商品以外のものの売上の仕事は、不動産、保険、証券など取り扱うものの分野ごとに小分類項目が設定されている。

次に営業職については、中分類の項目が有体的商品の売上とそれ以外のものの売上に分かれている関係で前者には商品を取り扱う営業職が、後者にはそれ以外の営業職がそれぞれ該当する。後者に含まれる不動産、保険、証券などの営業の仕事はそれぞれの分野に設定された包括的な項目に位置づけられているため、小分類のみならず細分類にも項目が設定されていない。

営業職のうち商品を取り扱うものは、細分類に小売外交員（個人を対象にした営業職）と卸売外交員（法人を対象にした営業職）の項目が設定されている。それ以外に、印刷、建設、機械などの製造受注の営業活動に従事する営業職が細分類に設定されている。また、サービスの営業職は、貯蓄、旅行、広告など提供するサービスの種類別に細分類項目が設定されて

いる。

#### **(1)主な問題点**

特に大きな問題は営業職の設定方法である。商品やサービスを取り扱う営業職は小分類あるいは細分類に項目が設定されているが、それ以外のものを取り扱う営業職は小分類にも細分類にも項目が設定されていない。このような項目設定になっているのは、現行の体系が中分類で商品販売と販売類似に二分されているからである。この体系を前提にすると、営業職の問題は商品の営業職をどのように細分化するのか、また商品以外のものを扱う営業職をどのように項目立てするのかという2点に集約される。

2番目の問題は日本標準職業分類との整合性の問題である。日本標準職業分類に準拠して設定されている項目と言えども必ずしも職務範囲が同一であるとは限らない。たとえば、小分類326（再生資源回収・卸売従事者）は日本標準職業分類にも厚生労働省の職業分類にも設定されている。しかし、その職務範囲を見ると日本標準職業分類では再生資源卸売事業者の行う回収作業だけが該当し、それ以外の事業者の行う再生資源の回収作業は大分類Iの運搬労務の職業に分類される。他方、厚生労働省の職業分類では再生資源の回収作業に従事する者はすべてこの項目に該当する。このように分類項目として設定された職業は同一であるにもかかわらず、その職務範囲の異なるものがある。これに類似した問題に、同一の職業が設定されているにもかかわらず、その位置づけが日本標準職業分類と厚生労働省の職業分類では違っているものがある。たとえば、パタンナーは日本標準職業分類では製図・写図作業（中分類72その他の製造・制作作業）に位置づけられているが、厚生労働省の職業分類ではその他の衣服・繊維製品製造の職業（中分類65衣服・繊維製品製造の職業）に位置づけられている。この問題は中分類Dだけに關係するのではなく、分類体系全体に關係する問題なので対応方向を明確に定める必要がある。

#### **(ウ)見直し案**

大分類Dの小・細分類の見直し結果は付表44の通りである。

#### **オ.旧・大分類 E サービスの職業**

##### **(7)旧分類の体系**

産業分類にいうサービス産業と職業分類のサービス職業では、同じサービスという用語を使ってもその内容は同じではない。大分類Eが分類の対象にしているサービスは対個人サービスが中心である。その主なものは、個人家庭における家事・介護サービス、理美容・浴場・クリーニング等の生活衛生サービス、飲食物の調理・給仕、接客、居住施設・ビル等の管理サービスである。この他に観光案内、物品賃貸、葬儀などのサービスもこの大分類に該当する。大分類Eの構造を見ると、まずサービスの種類ごとに中分類項目が設定され、その下位の小分類には仕事の種類にもとづいてそれぞれの項目が設定されている。

日本標準職業分類では、仕事の種類よりもサービスの種類を優先的な分類基準にしているため、仕事としてはほぼ同一であっても家庭生活の支援に該当するものは、個人家庭に対す

る家事サービスに分類される。たとえば、清掃の仕事のうちビル等の清掃は労務の仕事であるが、個人家庭の清掃はサービスの職業に該当する。また、調理人のうち食堂・レストラン等の調理人は中分類36（飲食物調理の職業）に分類されるが、個人家庭の調理人は中分類34（家庭生活支援サービスの職業）に該当する。

#### (4)主な問題点

仕事は類似していても働き方の形態が異なるホームヘルパー（訪問介護員）と施設の介護職員は、ともにサービスの職業に位置づけられるべき職業であると考えられる。しかし両者は大分類を異にしており、その位置づけは日本標準職業分類の改訂結果を待つことになる。

分類項目の設定にあたっては、職業の実態を分類表に反映させることが重要である。この点で検討すべき課題がいくつかある。第一は、求人の多い仕事や求人が増えている仕事の位置づけに関する問題である。求人の多いハウスクリーニングや簡易マッサージなどの仕事は、分類項目が設定されていないだけでなく、職業名索引にも掲載されていないので、位置づけの判断に迷う職員が多い。第二は職務内容と項目名の対応に関する問題である。ビルの設備管理の仕事は「ビル管理人」の項目に該当するが、職務内容を反映した項目名になっていないので、ボイラーオペレーターなど定置機関の運転作業員（大分類Iの中分類73）の項目に位置づける職員も多い。第三は職務範囲の問題である。日本標準職業分類では葬儀師と火葬作業員をともにサービスの職業に位置づけているが、厚生労働省の職業分類では職務内容から判断して火葬作業員を大分類Iに分類している。この問題は、職務範囲の問題であるとともに日本標準職業分類との整合性に関する問題でもある。

#### (5)見直し案

大分類Eの小・細分類の見直し結果は付表4-5の通りである。

#### カ. 旧・大分類 F 保安の職業

##### (7)旧分類の体系

保安の職業は、まず中分類で自衛官、司法警察職員、その他の保安の職業に3分割されている。その下位の小分類を見ると、自衛官には分野別に、陸上・海上・航空自衛官、防衛大学校・防衛医科大学校学生の項目が、司法警察職員には警察官、海上保安官の項目が、その他の保安の職業には刑務官、消防官、警備員の項目がそれぞれ設定されている。小分類項目の大半は、公務員の仕事である。したがって公務員の仕事に該当する項目は、その職名を項目名としている。しかし日本標準職業分類では、一般に広く認知された名称を項目名にしている関係で、刑事施設の職員に看守、消防署の職員に消防員の項目名を使用している。

#### (4)主な問題点

大分類Fの一番大きな問題は、警備員の細分類項目が求人の実態にあっていないことである。警備員の4つの細分類項目に分類される求人は、いずれも多いとは言えない。その逆に求人の多い仕事は、分類項目として設定されていない。したがって既存の細分類項目を見直すとともに、求人の多い仕事を分類項目として設定することが求められている。

#### **(ウ)見直し案**

大分類Fの小・細分類の見直し結果は付表4-6の通りである。

#### **キ.旧・大分類 G 農林漁業の職業**

##### **(7)旧分類の体系**

産業分類の大分類には農業、林業、漁業の項目がそれぞれ設定されており、大分類Gの項目名はそれらと符合するので、両者が同一であるかのように受け取られがちである。この視点は誤りである。職業分類に設定された項目は、仕事の種類の違いを反映したものであり、大分類Gには、自然あるいは生き物に働きかけて製造・生産する仕事が農業、林業、漁業に分けて設定されている。次の例は、この視点を明確に示している。

- ①養畜作業には、牛・豚・鶏の飼育作業だけでなく愛玩用動物の飼育作業や動物園の飼育係も含まれる。
- ②漁労船の船長・航海士・機関長・機関士は、大分類H（運輸・通信の職業）ではなく漁業の職業に含まれる。

##### **(1)主な問題点**

農業、林業、漁業のそれぞれの分野に設定された小分類項目は、いずれも総じて求人が多いとは言えない。求人の多寡に応じた分類項目の統合や廃止（細分類への格下げなど）を行う必要がある。

#### **(ウ)見直し案**

大分類Gの小・細分類の見直し結果は付表4-7の通りである。

#### **ク.旧・大分類 H 運輸・通信の職業**

##### **(7)旧分類の体系**

日本標準職業分類に設定された大分類H（運輸・通信従事者）は、中分類で鉄道、自動車、船舶・航空機、通信に分かれ、かねてから産業分類的色彩が濃いと指摘されていた項目である。特に中分類の運輸の3項目は大局的に見れば機械運転の職業であるにもかかわらず、大分類Iの機械運転の職業とは別の大分類項目が設定され、その中の中分類に位置づけられている。機械運転の職業を大分類に設定するのであれば、輸送用機械だけではなく、大分類Iに分類されている建設用機械や定置機関・機械も合わせて設定する必要がある。この点については、日本標準職業分類の改訂結果を待つことになる。

##### **(1)主な問題点**

職業紹介業務の視点から見ると大分類Hの一番大きな問題点は、運輸・通信関係の求人を分類する場合、大分類Hに分類するのか、あるいは他の大分類項目に位置づけるのかがわかりにくいことである。たとえば、フォークリフトの運転作業は大分類Hに設定されているが、フォークリフトを運転して倉庫作業や運搬作業を行う作業員は大分類Iの倉庫作業や運搬作業に該当するのか、あるいは大分類Hのフォークリフト運転者に該当するのか明確ではない。

この問題は日本標準職業分類の考え方に関係している。日本標準職業分類では、汎用的な機械を運転する仕事は、その機械が何に利用されようとも、その機械の使用目的に対応した項目ではなく、機械の運転の項目に分類することを原則としている。したがって、フォークリフトは貨物の運搬に広く利用される汎用的機械であることから、倉庫作業や運搬作業の仕事であってもフォークリフトを運転して作業を行う場合にはすべてフォークリフト運転者に位置づけなければならない。同様に、建設用機械を運転して作業を行う場合は、作業目的に対応した項目ではなく、建設用機械運転工の項目に分類することを原則とする。たとえば、ダムやトンネルを掘削するときに使用する大型掘削機の操作員は、ダム・トンネル掘削作業員ではなく、建設用機械運転工に分類される。

仕事の位置づけがわかりにくいという点は通信の仕事も同じである。たとえば、電話交換手は事務の仕事と考える人が大半であると思うが、大分類Hの中分類50（通信の職業）に電話交換手の項目が設定されている関係で、事務の職業ではなく大分類Hに分類される。また、郵便物を集配する仕事は、仕事の類似性だけに注目すれば運搬の仕事と考えられるが、この仕事も中分類50に設定されているため大分類Iの運搬作業員ではなく、大分類Hに分類される。

#### **(ウ)見直し案**

大分類Hの小・細分類の見直し結果は付表48の通りである。

#### **ケ. 旧・大分類 I 生産工程・労務の職業**

##### **(ア)旧分類の体系**

大分類Iに設定された小分類項目は、職業分類表の小分類（379項目）の47%（178項目）を占めている。これは、元々、技能関連の項目が多かったことに加えて、日本標準職業分類の累次の改訂作業で大分類から中分類に格下げになった項目が大分類Iに一括してとりまとめられていることによる。さまざまな職業がひとつの大分類項目のもとに位置づけられ、全体がわかりにくくなっていたので、現行の大分類Iは、大分類と中分類の中間に亜大分類を設けて、全体を製造・制作の職業、機械運転・電気作業の職業、採掘・建設・労務の職業の3つに区分している。亜大分類は、職業を集約するとき大分類と中分類の中間レベルのくくり方として考えられているが、統計調査の結果を職業別に集計する際にほとんど利用されていないのが実情である。

3個の亜大分類のうち項目数が特に多いのは製造・制作の職業である。この項目は、実質的に製造作業、加工作業、組立作業に3分割されている。製造作業の中分類には、化学、窯業、食料品、紡織、印刷、ゴム・プラスチックなど、やや大きくくりの製品別項目が設定され、それぞれの項目の下位の小分類には具体的な製品別の項目が設定されている。加工作業の中分類には金属材料を加工する仕事と金属の溶接・溶断の仕事が設定されている。組立作業の中分類には、電気機械、輸送機械など機械の種類別に項目が設定され、それぞれの小分類には具体的な製品別の項目が設けられている。

製造・制作の職業には、生産工程の仕事が製品別の小分類項目として設定されている。この背景には次の2つの考え方がある。第一に、生産工程のさまざまな種類の仕事（制御・監視作業、機械を使った製造作業、手工的製造作業など）を区分して項目を設けた場合、調査実施上の技術的な困難が予想される。第二に、製造技術を問わず製品別の項目を設定することによって製品製造の違いを仕事の違いとしてみなすことができる。

#### (1)主な問題点

公共職業安定所の職業紹介では従来から技能工の取り扱いが多く、これを反映して大分類Iの亜大分類I-1（製造・制作の職業）には求人・求職者のマッチングに配慮した細かな項目が設定されている。細分類の項目数を見ると、大分類Iは全体の6割以上を占めている。しかし、現実の求人件数を見ると大分類Iの占める比率は全体の3割程度である。求人件数の比率に比べて項目数の比率が高すぎると言える。この点を是正するためには細分類項目の大幅な見直しが必要である。

見直しの方向はふたつある。ひとつは、求人件数を基準にして利用度の低い項目（すなわち求人件数の相対的に少ない項目）を整理することである。その際、求人件数は次の3つのケースに分かれるので、それぞれに応じた項目の整理が必要である。

- ①集約項目に求人が集中し、特掲項目の求人件数は相対的に少ないケース
- ②特掲項目に求人が集まり、集約項目の求人件数は相対的に少ないケース
- ③集約項目と特掲項目のそれぞれの求人件数は、量的にはおおよそ同程度であるケース

第一のケースでは集約項目を重視した項目の設定、第二のケースでは特掲項目を重視した項目の設定を行う。また、第三のケースでは求人件数の分布などを考慮して個別に判断する。

もうひとつの見直しの方向は、現実の求人を分類表に反映させること、つまり現実の職業を分類項目の形で分類表に写し取ることである。これには、現実の職業に合致していない既存の分類項目を修正することと、分類表に設定されていない職業を分類表に設定することのふたつの面がある。前者には印刷の職業が該当する。印刷のプリプレス工程（印刷用の刷版を作成するまでの工程）は大きく変化している。従来、写植機による文字組版の作成と写真製版の組合せによって刷版を作成するのが主流であったが、現在ではDTPのソフトウェアを使用したコンピュータ上での組版作成とそのデータを刷版に焼き付ける技術が主流になっている。このプリプレス工程の変化に対応した分類項目を設ける必要がある。

後者については、求人が増加しているにもかかわらず分類項目が設定されていない職業がある。たとえば、商品注文リスト等にもとづいて該当商品を選び出す作業であるピッキングや、住宅の外壁にサイディングやALC板を取り付ける作業などが該当する。

これ以外に大きな問題としては、求職者の現実にどのように対応するのかという問題がある。製造や工場作業といった大くくりの仕事を希望する求職者が少なからずいる。大分類Iの亜大分類I-1に設定されている中・小・細分類項目は、いずれも特定の製品の製造に関係した職業である。つまり各分類項目は、明確な職務範囲と職務内容を持っていることが特徴

になっている。分類体系が、機械操作、手工的作業、単純作業などに分かれているのであれば、単純作業の下位に設定する項目次第ではこのような求職者を位置づけることも可能であると思われるが、製品の種類を問わず、また仕事の種類を問わないといった求職者を職業分類表の項目に位置づけることは現行の体系では極めて難しい。ただし、このような求職者の仕事を労務的なものに限定するのであれば、労務の職業の内容如何によっては対応は可能とも考えられる。

#### (ウ)見直し案

大分類Iの小・細分類の見直し結果は付表4-9の通りである。

### (3)大・中・小分類項目の見直し

大・中・小分類の改訂は日本標準職業分類の改訂結果にもとづいて行われた。このうち大・中分類の項目は、日本標準職業分類の項目と一対一に対応することが求められており、日本標準職業分類の大・中分類改訂案と同一になるように見直しが行われた。小分類については、原則として日本標準職業分類の小分類に準拠するが、実務利用に配慮して項目を補正することとされているので、日本標準職業分類の小分類改訂案とほぼ同一の見直しが行われている。このため、日本標準職業分類に準拠して見直しの行われた大・中・小分類の具体的な項目とその内容については第2章の記述に譲り、ここでは、実務上の必要性に応じて見直しの行われた小分類項目と、日本標準職業分類改訂案の確定に伴って再修正された細分類項目について簡単に紹介する。

#### ア.小分類項目の見直し

##### (7)職業紹介業務における必要性の観点から行われた見直し

##### (a)求人・求職の取扱件数の多寡に応じた項目の設定

##### (i)求人・求職の多い職業

日本標準職業分類に項目の設定されていない職業であっても、求人・求職の取扱件数の多いものは、小分類に項目が設定された。その主なものは以下の通りである。

(例) 医療・介護事務員、トリマー、製図工、内装工、パタンナー、フォークリフト運転 作業員、玉掛作業員、ビル設備管理員、選別作業員、軽作業員
---

##### (ii)求人・求職の少ない職業

日本標準職業分類に項目の設定されている職業であっても、求人・求職の取扱件数の少ないものは整理された。その主なものは以下の通りである。

(例) 自然科学系研究者、人文・社会科学系研究者	→ 「研究者」に集約
洗張職	→ 細分類に格下げ
「接客社交係」、「芸者、ダンサー」	→ 「接客社交係、芸者、ダンサー」に集約
石油・天然ガス採取工	→ 廃止



## (b)公務員を対象とした項目の見直し

公務員の仕事は職業紹介の対象になりにくいと思われるので、見直しが行われた。その主なものは以下の通りである。

(例) 監督的専門公務員	→ 廃止
陸上自衛官、海上自衛官、航空自衛官	→ 「自衛官」に集約

なお、細分類に設定されている公務員の項目の見直しでは、管理職や保安の職業を除いて項目の廃止されたものが多い。廃止された主な項目は以下の通りである。

(例) 医療監視員、食品衛生監視員、社会教育主事、戸籍・登記事務員、徴税係員、麻薬取締官
--

## (1)職業紹介業務における使いやすさの観点から行われた見直し

### (a)項目名の適切さ

小分類の項目名は、社会的に定着している名称であるか、わかりやすい名称を使用しているかという観点から見直しが行われた。項目名が修正された主なものは以下の通りである。

(例) 特殊法人の役員	→ 独立行政法人等の役員
キーパンチャー	→ データ入力係員
保険募集人	→ 保険営業員
身の回り世話従事者	→ 旅館・ホテル・乗物接客員

### (b)名称の統一

項目名に人を表す表現を使用しているものは、当該職業に従事する人の全体を指す名称ではなく、雇用を前提にした名称に統一された。すなわち、作業員、運転者はそれぞれ作業員、運転手に修正された。その主なものは以下の通りである。

(例) 農耕作業者	→ 農耕作業員
土木作業員	→ 土木作業員
フォークリフト運転者	→ フォークリフト運転作業員
バス運転者	→ バス運転手

### (c)職務範囲の広い項目の設定

類似している職務を同一の小分類に位置づけられるように、旧分類の項目を修正して職務範囲の広いカテゴリが設定された。その主なものは以下の通りである。

(例) 中小企業診断士 → 経営コンサルタント  
葬儀師 → 葬儀師、火葬係

#### (d)職務の違いを重視した項目の設定

1小分類1職業を原則とし、職務の異なる複数の職業で構成される項目は分割して、それぞれ独立した項目が設定された。ただし、複数の職業を併記した項目であっても求人・求職の取扱件数の少ないものは旧分類の項目名が維持された。その主なものは以下の通りである。

(例) 「理学療法士、作業療法士」 → 理学療法士と作業療法士に分割  
「郵便集配員、電報配達員」 → 現行の項目名を維持

#### (e)職務範囲の見直し

職務範囲の広い職業を小分類に設定した場合、細分類には職務の違いにもとづいて項目が設定され、必要に応じてその位置づけが修正された。その主なものは以下の通りである。

(例1) 受付事務員は、細分類で会社・団体受付係と旅館・ホテルフロント係に区分され、前者は事務の職業に、後者はサービスの職業にそれぞれ位置づけられた。  
(例2) 通信販売受付事務員は、注文を受け付ける通信手段によって職務内容が異なるので、電話による受け付けとそれ以外の通信手段（インターネットやファックス）による受け付けに分け、前者は電話応接事務員の細分類（コールセンターオペレーター）に、後者はその他の一般事務の細分類（通信販売受付事務員（電話を除く））にそれぞれ設定された。

### イ. 細分類の再修正

細分類項目は、旧・小分類を前提にして見直しが行われているが、日本標準職業分類の改訂案に準拠して大・中・小分類が改訂されたため、見直し結果の修正などが必要になった項目がある。再修正は以下の観点から行われた。

#### (7)細分化の見直し

細分化され過ぎている項目は集約し、逆に職務範囲の広い項目は細分化された。また、細分化が適切でない項目は見直しが行われた。修正の行われた主な項目は以下の通りである。

#### (a)項目を集約したもの

(例) 営業写真家、カメラマン、映画・テレビカメラマン → 写真家、映像撮影者  
事務部門管理職員、営業部門管理職員、生産関連管理職員 → 会社の管理職員  
生産管理事務員、工程管理事務員 → 生産・工程管理事務員  
金融事務員、保険事務員 → 金融・保険事務員  
運輸出改札係、旅客係 → 運輸出改札・旅客係  
再生資源回収人、再生資源仲買・卸売人 → 再生資源回収・卸売人

伐木・造材作業者、集材・運材作業者	→	伐木・造材・集材作業員
大型・中型トラック運転者、小型トラック運転者	→	トラック運転手

## (b)項目を細分化したもの

(例) 新聞・放送・雑誌記者	→	新聞・放送記者、雑誌記者
医療・介護保険事務員	→	医療事務員、介護事務員
倉庫作業員	→	倉庫作業員（冷蔵倉庫を除く）、冷蔵倉庫作業員

## (c)細分化の基準を見直したもの

(例) 管理薬剤師、調剤薬剤師	→	薬剤師（調剤）、薬剤師（医薬品販売）
生活相談員、児童指導員	→	老人福祉施設指導専門員、障害者施設指導専門員、児童福祉施設指導専門員
製品包装工、箱詰・袋詰工	→	包装作業員（機械包装を除く）、機械包装作業員

## (1)項目名の見直し

職業紹介業務に使用する名称として適切であるかどうか、日本標準職業分類の項目名との対応が図られているかどうかなどの観点から見直しが行われた。項目名が修正された主なものは以下の通りである。

### (a)職業紹介業務の視点

(例) ケースワーカー	→	福祉相談員
受入係員	→	クリーニング等受入係員
支配人	→	店長
ウエイター・ウエイトレス	→	ウエイター・ウエイトレス（飲食店ホール係）
スポーツ・クラブハウス係	→	スポーツ施設係
特用林産物採取作業員	→	山菜・うるし等採取作業員
配送員、集配員	→	荷物配達員
ルートセールス員	→	ルート集配員
選果工	→	青果選別作業員
内装工	→	内装仕上工
工場軽作業員	→	工場労務作業員

### (b)日本標準職業分類との対応

日本標準職業分類の使用している名称に修正したものは以下の通りである。

(例) 一般事務員	→	総合事務員
通信販売受付事務員、顧客相談窓口事務員	→	コールセンターオペレーター

## (ウ)項目の廃止

廃止の対象になった職業は、職業紹介の対象になりにくいもの、職務範囲が他の項目と重複しているもの、求人・求職の取扱件数が少ないものなどである。廃止された主な項目は以下の通りである。

(例) 医療・薬事・食品衛生監視員、公証人、語学教室教師、照明家、個人経営事業所の経営者・管理者、士業事務所事務員、会計監査係員、中古商品査定・買取人、航空機機関士、内燃機関運転工、選鉱員、発破員、外壁工

## (I)項目の新設

細分類の見直し過程では項目を設定しなかった職業であっても、大・中・小分類の改訂に伴って、その必要性が認められたものは新たに細分類項目を設定した。その主なものは以下の通りである。

(例) 医療ソーシャルワーカー

## (4)日本標準職業分類の大・中分類項目の改訂に伴う細分類の調整

### (a)新・大分類Hにおける細分類の調整

新・大分類Hに設けられた小分類は、旧・小分類を仕事の種類に応じて3分割（あるいは4分割）して設定されている。小分類におけるこの再編を細分類の視点から見ると、現行の細分類項目を分割することになる。しかし、実際に細分類項目を分割したわけではなく、細分類に含まれる職務を分割することによって小分類で分割された作業（生産設備の制御・監視の作業、製造・組立・修理に直接従事する作業、検査の作業）のそれぞれに対応する細分類項目を設定している。具体的には次の処理を行っている。生産設備の制御・監視の作業は旧分類には設定されていないので、項目を新設した。他方、製造・組立・修理に直接従事する作業及び検査の作業については旧・小分類の項目名をそのまま使用したものが多。求人・求職の取扱件数の多寡に即して分割、集約、新設、廃止などが行われた項目もある。

### (b)中分類の新設に伴う細分類の調整

今回の改訂では、新・大分類B、D、E、Kの中分類に、開発技術者、製造技術者、情報処理・通信技術者、営業の職業、介護サービスの職業、保健医療サービスの職業、清掃の職業、包装の職業の8項目が新たに設定された。これらの中分類のもとの細分類は、その上位の小分類にもとづいて旧・細分類を分割したり、移設したりしている。また、対応する細分類が設けられていないときには項目を新設している。

(例1) 新・中分類10 情報処理・通信技術者

101システムコンサルタント

101-01システムコンサルタント ←

(分割) 旧061-10システムエンジニア

102システム設計技術者		
102-01システム設計技術者	←	(分割) { 旧061-10システムエンジニア 旧061-11システムアナリスト
103情報処理プロジェクトマネージャ		
103-01情報処理プロジェクトマネージャ	←	(分割) 旧061-10システムエンジニア
104～109		省略
(例2) 新・中分類36 介護サービスの職業		
361施設介護員		
361-01 施設介護員	←	(改称・移設) 旧124-10福祉施設寮母・寮父
362訪問介護職		
362-01訪問介護員	←	(改称) 旧342-10ホームヘルパー
362-02訪問入浴介助員	←	(移設) 旧349-10その他の家庭生活支援サービスの職業

### (c)大分類の再編に伴う細分類の調整

旧・大分類Hは廃止され、中分類50（通信の職業）の小分類（5項目）は専門的・技術的職業（3項目）、事務的職業（1項目）、運搬・清掃・包装等の職業（1項目）に移設された。これらの小分類もとの細分類項目は、いずれも求人件数が少数に止まっているため廃止された。

### (d)日本標準職業分類の位置づけにあわせた項目の移動

大・中分類の項目は日本標準職業分類の項目との整合性を確保しているため、大分類又は中分類において日本標準職業分類の位置づけと異なる項目は、日本標準職業分類に合わせて位置づけが修正された。その主なものは以下の通りである。括弧内は旧分類での位置づけである。

(例) 学童保育指導員（社会福祉専門の職業）	→	サービスの職業に移設
土地家屋調査士（その他の専門的職業）	→	法務の職業に移設
診療情報管理士（その他の専門的職業）	→	一般事務の職業に移設
ホテル・旅館フロント係（一般事務の職業）	→	サービスの職業に移設
速記者（事務用機器操作の職業）	→	その他の専門的職業に移設
保険仲立人（その他の販売類似の職業）	→	「保険代理人、保険仲立人」に移設
個人宅掃除員（サービスの職業）	→	清掃の職業に移設
リラクゼーション療法施術人(生活衛生サービスの職業)	→	その他のサービスの職業 に移設
ビル設備管理員（サービスの職業）	→	輸送・機械運転の職業に移設
養蚕作業員（農耕・養蚕作業員）	→	養畜作業員の項目に移設

### ウ. 分類項目数の増減

分類項目の改訂結果は図表10、分類項目の新旧対照は付表5の通りである。大・中分類は日本標準職業分類に準拠して設定されているため、それぞれの項目は日本標準職業分類の項

目との一対一の関係を確保している。小分類も基本的に日本標準職業分類の項目に対応するように設定されている（付表6参照）。しかし、新・大分類Hの小分類項目数は、厚生労働省編職業分類（105項目）と日本標準職業分類（69項目）との間で違いが大きい。これは後者が十進分類を適用していることに関係している。新・大分類Hの中分類を設定する段階で、日本標準職業分類は小分類の項目数を9個以内に抑えるために、旧・大分類Iの亜大分類I-1の中分類を小分類に格下げして設定している。これに対して厚生労働省の職業分類は、実務での使用を優先して、旧・中分類ではなく、旧・小分類をそのまま設定している。その結果、日本標準職業分類に比べて多数の小分類項目が設定されることになった。細分類は、職業紹介業務での利用を最優勢に考慮して見直しが行われた結果、項目数は旧分類に比べて大幅に整理された。

図表10 分類項目数新旧対照表

大分類		中分類		小分類		細分類	
新（2011年改訂）	旧（1999年改訂）	新	旧	新	旧	新	旧
A 管理的職業	B 管理的職業	4	4	6	10	11	38
B 専門的・技術的職業	A 専門的・技術的職業	20	20	93	80	177	335
C 事務的職業	C 事務的職業	7	7	27	24	57	101
D 販売の職業	D 販売の職業	3	2	20	13	50	71
E サービスの職業	E サービスの職業	8	6	34	28	67	81
F 保安の職業	F 保安の職業	3	3	8	11	13	20
G 農林漁業の職業	G 農林漁業の職業	3	3	12	14	35	67
H 生産工程の職業		11		105		340	
I 輸送・機械運転の職業		5		23		48	
J 建設・採掘の職業		5		24		52	
K 運搬・清掃・包装等の職業		4		17		42	
	H 運輸・通信の職業		5		21		71
	I 生産工程・労務の職業		30		178		1383
(計) 11	9	73	80	369	379	892	2167

#### (4)新職業分類表の公表

職業分類改訂委員会において作成された分類項目改訂案は、2011年3月に厚生労働省の労働政策審議会職業安定分科会に報告され、同年6月に公表された。

## 終章

### 1. 改訂の焦点

国際標準職業分類の2008年改訂、日本標準職業分類の2009年改訂、厚生労働省編職業分類の2011年改訂では、いずれも基本的に旧分類の原則、分類構造を維持したうえで職業の現状に合わせて必要な修正を行っている。三者とも旧分類の部分改訂に止まっているが、改訂作業の焦点は職業分類によって若干異なっている。

#### (1) 国際標準職業分類

ISCOの改訂ではISCO-88の基本原則と主要構造を維持することが改訂作業前に既に決まっており、この枠組みのもとで、一般原則についてはスキルレベルの概念を操作的に測定する方法を明確にすること、分類項目については職業の現状に合わせて見直しを行うことをそれぞれ重視している。

ISCO-88では国際標準教育分類に対応してスキルレベルを設定している。しかし教育レベルを唯一の判断基準としているため、職業によっては統一的な適用が難しく、結局この方法は廃止せざるをえなくなった。それに代わって今回の改訂で採用されたのが、教育レベルを含む4要件である。その中で最優先の要件は教育レベルではなく、「主な仕事」である。スキルレベルを決定するとき主な仕事を最も重視する要件にしたことによってスキルレベルの統一的な適用が容易になったと言える。

今回の改訂では「スキルレベル＝主な仕事」とみなしているが、主な仕事（typical tasks）とは仕事の種類を指しており、仕事の種類とはISCOが1958年の設定当初から分類の対象にしていた type of work performed そのものである。ISCO-88にスキルレベルの概念が始めて導入されたとき、全く新しい概念であるかのように考えられていたが、その内容は突き詰めると仕事の種類そのものだったことが、今回の改訂で明らかになった。

ISCO-08ではスキルの構成概念であるスキルレベルとスキルの専門分野を適用して各職業を評価している。「スキルレベル＝主な仕事」のもとでは、それぞれの概念を次のように言い換えることができよう。即ち、スキルレベルとは仕事の種類を全体的・全面的に把握するための、いわば仕事の総論に該当する概念であり、他方、スキルの専門分野とは特定分野における仕事の種類を把握するための、いわば仕事の各論に相当する概念である。スキルレベルの概念が大分類に適用され、スキルの専門分野の概念が主に小分類の項目設定に適用されていることは、この視点を如実に表しているとも言える。

ISCOの改訂は1988年以来20年振りである。この間、職業分野によっては大きな変化が見られた。ISCOの改訂ではその変化を分類表に反映することが求められた。改訂によって項目数が特に大きく変化したのは小分類である。専門的職業やサービス・販売の職業では項目数が大幅に増加し、逆に製造工程等における機械運転の仕事では項目数が大幅に減少した。

ISCOは職業別統計を国際比較する際の国際基準であるため、日本標準職業分類はISCOとの整合性の向上を改訂方針に掲げている。ISCOの改訂のうち日本標準職業分類がその考え方を受け入れて見直しを行ったものは、次の通りである。

- ①専門的職業に位置づけられている情報通信技術者の項目を全面的に見直したこと
- ②キャッシャーの項目を事務の職業から販売の職業に移設したこと
- ③事務の職業に人事事務員の項目を新設したこと
- ④サービス・販売の職業に中分類「保健サービスの個人世話従事者」の項目を新設して、保健施設補助員、居宅介護員をその下位の項目に位置づけたこと

それとは逆に、ISCOの改訂のうち日本標準職業分類の考え方と異なるものは、次の通りである。

- ①管理的職業の区分を法人管理職員と個人事業管理職から、機能別管理職と分野別管理職に変更したこと
- ②準専門的職業とサービス・販売の職業にスーパーバイザーの項目を新設したこと
- ③サービス・販売の職業に通信販売係（インターネット通販受付を含む）を設定したこと

## (2)日本標準職業分類

日本標準職業分類の改訂では、ISCOのスキルレベル概念を導入せず、旧分類の分類構造を前提にして作業が行われた。一般原則については、統計調査での利用を考慮して職業の定義や複数の分類項目に該当する場合の職業の決定方法の見直しなどが中心的な検討課題になった。他方、分類項目については、産業分類的・商品分類的な色彩の濃い項目を廃止して職業の純化を進めること、即ち、仕事の類似性にもとづいて区分する視点を徹底すること、職業の現状にもとづいて分類項目の見直しを行うことが改訂の中心になった。ISCOとの対応については、整合性を向上させ、国際比較の視点を強化することが課題であった。

今回の改訂の一番大きな特徴は仕事の類似性を重視して分類項目を再編・設定したことである。新たに設定された大・中分類は、いずれも仕事別の観点から項目が設定されている。たとえば、旧・大分類HとIを廃止して、新・大分類H、I、J、Kに再編するときの視点は仕事の違いである。新・大分類Hの中分類には仕事別の項目が設定された。また、新・大分類Bの2つの新中分類（製造技術者（開発）、製造技術者（開発を除く））は、製造技術者の仕事を開発とそれ以外の2つに大別して、それぞれを中分類に設定したものである。

このように仕事の類似性あるいは仕事の違いにもとづいて項目を設定することは、職業分類の純化を進めるための基本である。我が国の国勢調査用職業分類の歴史を見ると、職業分類の中から産業分類が分離し、次いで従業上の地位分類が分離している。そして仕事の類似性を重視した分類へと脱皮している。これは日本標準職業分類が歩んできた道でもある。

では、職業分類の純化を進めて行った先には何があるのだろうか。純化はある程度可能であるが、極端な進展はないと見られる。それは現実の職業に合わせて（即ち、後追的に）項目を設定したものが職業分類だからである。仕事を重視して職業を細分化することは可能であるが、細分化された職業を把握できるかどうかは別問題である。今回の改訂で新・大分



類Hの中分類に生産設備制御・監視従事者の項目が新たに設定された。工程が自動化されれば、それ以前に生産に直接携わっていた人の働き方が変わる。主に機械の制御を担当する人もいれば、機械の制御を行いながら、原材料の搬入、機械の点検、製品の検査、完成品の搬出などの他の仕事も出てくる。このような仕事の違いを職業名から把握しようとしても、両者ともオペレーターや生産職などと呼ばれ、職業名で区分することは難しいのが現実である。仕事が存在するからといって職業の細分化を押し進めても、現状では、細分化された個々の仕事に対して独自の職業名が広く一般に流通していることは考えにくく、職業名を通して当該の仕事把握することには限界がある。その地点が細分化（職業の純化）の上限であると考えられる。

ISCOとの対応は、上述したように、ISCO改訂に沿って見直しの行われた項目もあるが、ISCOの考え方とは異なる視点で項目を設定しているためにISCOに合わせることはできなかった項目もある。後者の例のひとつは新・大分類Kである。大分類Kは、当初、ISCO大分類9（単純作業従事者）に相当する項目として設定する方向で検討された。両者は主に身体を使って行う定型的な作業という点で共通性があるが、その範囲について考え方が異なっていた。ISCO大分類9には全分野にわたる労務作業だけでなく、補助の仕事も含まれているが、新・大分類Kには労務作業のうち限定的な分野の作業だけが含まれていた。両者の違いは明白である。このため新・大分類KはISCO大分類9に「相当」する項目としてではなく、「対応」する項目として位置づけられた。

### **(3)厚生労働省編職業分類**

厚生労働省編職業分類は、大・中分類の項目を日本標準職業分類に準拠して設定し、小分類についても基本的に日本標準職業分類に準拠するという方針のもとで改訂が行われた。改訂の課題として指摘された問題は、改訂作業を通じてほぼ解消したと言える。たとえば、分類の原則については、十進分類の適用の是非、複数の分類項目に該当する職業の位置づけに関する分類原則、補助者・助手の位置づけの明確化などの問題が取り上げられ、日本標準職業分類との整合性を確保する視点や実務利用の職業分類が具備すべき条件などの観点から検討が行われ、その結果にもとづいて「総説及び一般原則」が加筆・修正された。旧分類では、複合的職務の分類原則が現実的ではなく、補助・助手・職場のリーダーなどの求人の位置づけに関する原則が未整備だったことから、職業紹介業務の現場に混乱が生じていたことは否めない。今回の改訂によって実務を的確に遂行するための環境が整ったものと考えられる。

今回の改訂の最大の特徴は細分類の見直しである。旧分類の細分類は、集約項目と特掲項目による2段階構成になっていた。それぞれの項目は項目名だけが表示され、その職務範囲はその上位の小分類に記述された主な職務内容から判断するしかなかった。今回の改訂では職業紹介業務の実務に利用する観点から、細分類の全面的・抜本的な見直しが行われた。統一的な業務処理に資するように、業務での利用頻度の高い職業を細分類に設定するとともに、それぞれの項目に職務範囲、類似職務との関係、分類上の留意点などを記述している。

機械を運転して特定の作業を行う仕事は、機械運転の項目に分類するのか、あるいは特定作業の項目に位置づけるのか、旧分類には原則が示されていなかったが、今回の細分類の見直しでは、そのような仕事の分類原則を関係項目に明記している。また、細分類には、実際に求人・求職の職種名として使われた職業名や広く流通して共通理解の形成されていると考えられる職業名が例示職業名として掲載されている。例示職業名は、求人職種等が当該項目に該当するかどうかの判断材料として使うこともできる。

## 2. 今後の課題

### (1) 統計目的と実務利用の両方を併せ持つ職業分類のあり方

今回の改訂は、官民共通の職業分類を明記した1999年の改正職業安定法第15条のもとで行われる初めての改訂であった。官民共通分類のあり方を検討するために当機構が設置した職業分類研究会では、職業分類の共有化意識を醸成するための環境整備が必要である点で委員の意見が一致し、今回の作業は職業紹介業務に使用する1999年版労働省編職業分類の改訂に止まることになった。この背景にあるのは、職業分類に関する官民間の考え方の違いである。その違いが、分類体系、分類基準、分類項目などの違いをもたらしている。

職業紹介用分類である厚生労働省の職業分類は、統計目的の分類である日本標準職業分類に準拠して上位分類が設定されている。民間事業者の作成している職業分類は実務利用のための職業分類である。したがって、官民共通の職業分類という視点は、現実的に考えると、統計利用のために作成された職業分類と実務利用のために作成された職業分類を如何にして統合するかという問題に置き換えることができる。統計目的と実務利用の両方に利用できる共通分類を作成することは適切かという問題は、1953年のILO労働統計専門家委員会でも議論されたが、結論に至らなかった<sup>1</sup>。そのためILO事務局は、加盟各国に対して、統計目的の職業分類と職業紹介目的の職業分類は同一の基礎的分类を共有するのが現実的か、それとも使用目的に応じて独自の職業分類を作成するほうが現実的かという点について意見を求めた<sup>2</sup>。結局、この点については曖昧なままでISCOが作成されている。

主要各国の現状を見ると、統計目的と実務利用の両方に同一の職業分類を使用している国と、使用目的に応じてそれぞれ独自の職業分類を作成している国がある。前者は公共部門における統計基準の設定を指向する国である。その代表的な職業分類は、米国、英国、オーストラリア・ニュージーランドなどの標準職業分類（Standard Occupational Classification）で

---

1 1949年の第7回ICLSにおいてISCOの大分類項目が採択され、ILOは1952年にISCO大分類にもとづいて「移民と職業紹介のための職業分類」（大・中・小・細分類の4段階構成の職業分類）を作成した。このため1953年のILO労働統計専門家委員会では、統計目的の職業分類と職業紹介目的の職業分類が分類を共有することは適切かという問題が取り上げられた。

2 我が国は、統計目的と職業紹介目的の職業分類では大分類と中分類を同一基礎にもとづく分類とし、その下位分類において両者の比較性をできるだけ考慮することが望ましい旨を回答している。

ある。

統計基準の設定を指向しながらも、利用目的に応じた分類を作成している国もある。この場合は、小分類などの基準となる分類レベルを決め、そのレベルに設定された職業を共有することになる。基準となる職業を共有して、それらをどのような体系に組み立てるのかは、分類の利用目的によって異なる。通常は、まず統計目的又は職業紹介用の職業分類を作成し、その小分類を使って、他方の利用に適した上位分類の体系を構築している。このタイプの職業分類を作成している国はカナダ<sup>1</sup>や韓国である。韓国では統計庁がISCOに準拠した韓国標準職業分類（ISCOと同様に大分類、亜大分類、中分類、小分類の4段階分類）を作成し、公的統計調査の職業別表示にはこの分類が用いられる。一方、職業紹介業務には雇用情報院が作成している韓国雇用職業分類(KECO)が使用されている。この職業分類は、韓国標準職業分類と小分類を共有し、上位分類の体系を職業紹介用に組み替えたものである。

実務利用に適した職業分類でありながらも、統計目的の標準職業分類との整合性を確保しているカナダや韓国の職業紹介用職業分類は、官民共通の職業分類のあり方を考えるうえで参考になる点が多いと思われる。

## (2)実務に必要な情報

職業紹介業務で職業分類が使用される主な場面は、求人・求職の受付と求人検索における検索条件の設定である。旧分類の細分類が職業名だけを表示した項目であることを考えれば、このような職業紹介業務の入り口での使用に止まっていることはやむを得ないと考えられる。今回の改訂では細分類を一新しているが、新たに追加された記述（職業定義、類似職務との関係、分類上の留意点、例示職業名）は職業紹介業務の入り口において必要な情報を整備しただけに過ぎない。つまり、これらの記述は細分類項目を適切に使用するための工夫であって、細分類を全面改訂したといっても、これまでの細分類の使用範囲を超える利用を想定しているわけではない。

このことは、職業相談などに必要な情報が細分類に記載されていれば、職業分類表を実務の中核的な部分に利用できる可能性があることを意味している。職業相談は、相談技法などの技術面のみならず、情報提供の面においても公共職業安定所職員・相談員の個人的なスキルに大きく依存しているのが実情である。相談の仕事は一般的に経験とともに熟練度が深まる。職業紹介業務では、熟達した職員のノウハウを共有することが不断に求められているとも言える。それを可能にするための手段のひとつは、職業情報の一般化とその普及である。たとえば、前職と異なる職種で求人を探さなければならない求職者と相談する場合、職業間の類似性に関する情報や入職の難易度に関する情報などが必要であろう。この種の情報が細

---

1 カナダ人的資源開発省とカナダ統計局は、1991年に最小単位の職業を共有し、それぞれの利用目的に適した分類体系を持つ職業分類（National Occupational Classification）を開発した。この体制は2001年の改訂でも継続したが、2011年の改訂ではそれぞれの目的別の職業分類は作成されず、統計基準の共有という政策のもとで職業分類を共有することになった。

分類に記載されていれば、職員はそこに記述されている職務情報と合わせて自らの職業理解を深めることができ、そのことが引いては職業相談に好影響を与えることにもつながると思われる。

しかし、職業相談の過程において真に必要な職業に関する情報は、今回の改訂版にも記載されていない。その種の情報を掲載している代表的な職業分類は、米国労働省のDOT (Dictionary of Occupational Titles) である。DOTは職業紹介用の職業辞典として作成され、求人・求職のマッチングや職業ガイダンスに必要なさまざまな情報が小分類の項目ごとに記載されている<sup>1</sup>。それらの情報は個別職業を評価するときには役立つだけでなく、職業間の類似性や違いを評価するときにも利用することができる。このため厚生労働省編職業分類の細分類に記載すべき付加情報のあり方については、DOTから学ぶべき点が今でも多くあると考えられる。

---

1 DOTの職業情報を発展的に拡張してインターネットで提供しているのがO\*NETである。なお、米国労働省は1991年のDOT第4版追補を最後に印刷物での職業情報の提供を終了し、1998年以降はO\*NETでの情報提供に切り替えている。

## 参考文献

- 岡本英雄（1993）『国際標準職業分類 1988年改訂版』資料シリーズNo.30、日本労働研究機構
- 行政管理庁統計基準局（1960）『日本標準職業分類 昭和35年3月』
- 行政管理庁行政管理局（1970）『日本標準職業分類 昭和45年3月』
- 行政管理庁行政管理局（1980）『日本標準職業分類 昭和54年12月』
- 雇用職業総合研究所（1986）『労働省編職業分類 昭和61年版 職業分類表』
- 総務省政策統括官（統計基準担当）（2009）『統計基準 日本標準職業分類 平成21年12月設定』
- 総務省政策統括官（統計基準担当）（2010）『統計基準部会議事録・資料集』第1巻、第2巻
- 総務庁統計局統計基準部（1986）『日本標準職業分類 昭和61年6月改訂』
- 総務庁統計局統計基準部（1997）『日本標準職業分類 平成9年12月改訂』
- 総務省統計局統計基準部（2005）『日本標準職業分類に関する調査研究報告書』
- 西澤 弘（2000）『労働省編職業分類の改訂に関する研究』調査研究報告書No.130、日本労働研究機構
- 西澤 弘（2006）『職業紹介における職業分類のあり方を考える-労働省編職業分類の改訂に向けた論点整理-』労働政策研究報告書 No.57、労働政策研究・研修機構
- 西澤 弘（2007a）『官民共通の職業分類をめぐる現状と課題』労働政策研究報告書 No.77、労働政策研究・研修機構
- 西澤 弘（2007b）『公共職業安定所における職業分類の運用に関する調査報告書』JILPT資料シリーズ No.31、労働政策研究・研修機構
- 西澤 弘（2008）『職業分類研究会報告』JILPT資料シリーズ No.35、労働政策研究・研修機構
- 西澤 弘（2009）『職業分類の改訂に関する研究Ⅰ-細分類項目の見直しを中心にして-』JILPT資料シリーズ No.54、労働政策研究・研修機構
- 西澤 弘（2010）『職業分類の改訂に関する研究Ⅱ-分類項目の改訂-』JILPT資料シリーズNo.64、労働政策研究・研修機構
- 三浦信邦（1983）『経済統計分類論 - 職業・産業分類の形成 -』有斐閣
- 労働省職業安定局編（1953）『職業辞典』雇用問題研究会
- 労働省職業安定局編（1965）『職業辞典 改訂版』雇用問題研究会
- 労働政策研究・研修機構（2011）『第4回改訂 厚生労働省編職業分類 職業分類表』
- International Labour Office (1958) *International Standard Classification of Occupations*, Geneva.
- International Labour Office (1969) *International Standard Classification of Occupations, Revised Edition 1968*, Geneva.
- International Labour Office (1990) *ISCO-88 International Standard Classification of Occupations*, Geneva.
- International Labour Office (2007) *Report: Meeting of Experts on Labour Statistics*.
- International Labour Office (website) ISCO - International Standard Classification of Occupations.  
<http://www.ilo.org/public/english/bureau/stat/isco/index.htm>

[各国の職業分類]

(アメリカ)

Department of Labor, Employment and Training Administration (1991) *Dictionary of Occupational Titles, Revised Forth Edition*. Washington, D.C.

Department of Labor (website) Standard Occupational Classification.

<http://www.bls.gov/soc/home.htm#archives>

Executive office of the President, Office of Management and Budget (2000) *Standard Occupational Classification Manual 2000*. Springfield,VA: U.S.Department of Commerce, Technology Administration, National Technical Information Service.

National Center for O\*NET Development (website) O\*NET OnLine. <http://www.onetonline.org/>

(イギリス)

Office for National Statistics (2000) *Standard Occupational Classification 2000, Volume I, II*. London: The Stationary Office.

Office for National Statistics (website) Standard Occupational Classification 2010.

<http://www.ons.gov.uk/ons/guide-method/classifications/current-standard-classifications/soc2010/index.html>

(オーストラリア)

Australian Bureau of Statistics (1997) *Australian Standard Classification of Occupations, Second Edition*. Canberra: Australian Bureau of Statistics.

Australian Bureau of Statistics (website) ANZSCO - Australian and New Zealand Standard Classification of Occupations, First Edition, 2006.

<http://www.abs.gov.au/AUSSTATS/abs@.nsf/Lookup/1220.0Main+Features12006>

(カナダ)

Human Resources Development Canada (2001) *National Occupational Classification*. Ottawa: Public Works and Government Services Canada.

Statistics Canada (2001) *National Occupational Classification for Statistics, 2001*. Ottawa: Statistics Canada.

Statistics Canada (website) National Occupational Classification (NOC) 2011.

<http://www.statcan.gc.ca/subjects-sujets/standard-norme/noc-cnp/2011/index-indexe-eng.htm>

(韓国)

韓国統計庁 (website) 韓国標準職業分類

<http://kostat.go.kr/kssc/main/MainAction.do?method=sub&catgrp=kssc&catid1=kssc02&catid2=kssc02a>

韓国雇用情報院 (website) 韓国雇用職業分類

[http://survey.keis.or.kr/survey\\_keis/m\\_keco/keco\\_list\\_u.php](http://survey.keis.or.kr/survey_keis/m_keco/keco_list_u.php)

## 付表及び資料

- 付表1 職業分類の主要概念及び一般原則
- 付表2 職業分類の国際基準と我が国の職業分類
- 付表3 国際標準職業分類（ISCO-08）のスキルレベル
- 付表4 細分類項目改訂素案総括表
- 付表5 分類項目新旧対照表
- 付表6 厚生労働省編職業分類(2011年改訂)と日本標準職業分類(2009年改訂)との分類項目比較表
- 資料 改訂作業関係者

付表1-1 職業分類の主要概念及び一般原則(1)

	国際標準職業分類 (ISCO-88)	日本標準職業分類 (1997年改定)	厚生労働省編職業分類 (1999年改訂)
作成目的	①職業に関する統計データを国際比較する際の職業の枠組み ②国際労働移動などの政策に関する意思決定や調査研究のために職業データを作成する際の職業の枠組み ③職業分類を作成していない国及び職業分類を改訂する国に対する分類枠組みの提供	公的統計調査の結果を職業別に表示するための基準	①公共職業安定機関の行う職業紹介における職業の基準 ②職業紹介に関する業務統計を作成する際の職業別集計の基準
職業の定義 (職務の定義)	主な仕事(tasks)及び責任(duties)が類似している一群の職務 (job) 一人の人が遂行する一群の仕事及び責任	個人が継続的に行い、かつ、収入を伴う仕事 〔収入を伴う仕事とは〕報酬を伴うか、収入を得ることを目的とする社会的に有用な仕事	職務の内容である仕事や課せられた責任を遂行するために要求される技能、知識、能力などの共通性又は類似性によってまとめられた一群の職務 主要な仕事と責任が同一である一群の地位（地位とは一人の人に割り当てられた仕事と責任との全体）
分類対象の変数	遂行する仕事及び責任（又は遂行する仕事の種類）	仕事	仕事や課せられた責任
分類の単位	職務	仕事	職務
適用の単位	個人	個人	職務／個人
類似性を判断する際の基準	職務を区分するための基準：スキル(職務に含まれる仕事及び責任を遂行するための能力) I スキルレベル（職務に含まれる仕事及び責任の複雑さ及びその広さ） スキルレベルは国際標準教育分類ISCED-76の教育カテゴリーによって操作的に定義されて	仕事の区分、分類項目の設定のための基準： ①個人が従事する仕事の形態 ②必要とされる知識又は技能 ③生産される財又は提供されるサービスの種類 ④使用する原材料・道具・機械器具・設備の種類 ⑤仕事に従事する場所及び環境	分類項目の設定、その体系的配列のための基準： ①作業者が受けるべき教育・訓練の種類・期間 ②作業者が扱う道具、設備、原材料の種類 ③製品、提供するサービスの種類 ④事業所などその組織の中で果たす役割



<p>いる。このことは、職務遂行に必要なスキルが学校教育によってのみ習得できるということを意味しているわけではない。スキルはOJTや経験などによっても習得することができ、ISCO-88におけるスキルは、職務遂行に必要なスキルを指しており、同一職業における労働者間のスキルの違いを表すものではない。</p> <p>①スキルレベル1 ISCEDカテゴリー1（初等教育）</p> <p>②スキルレベル2 ISCEDカテゴリー2、3（中等教育の第一、第二段階）</p> <p>一定期間のOJTや経験、見習が必要なこともある。</p> <p>③スキルレベル3 ISCEDカテゴリー5（17、18歳から始まる約4年間の教育）</p> <p>④スキルレベル4 ISCEDカテゴリー6、7（大学・大学院レベルの教育）</p> <p>2 スキル分野</p> <p>①仕事の遂行に必要なとされる知識</p> <p>②使用する道具及び機械器具</p> <p>③作業者が扱う原材料の種類</p> <p>④生産される財及び提供されるサービスの種類</p> <p>大分類はスキルレベルにもとづいて分類項目が設定・配列されている。亜大分類及び中・</p>	<p>⑥事業所又はその他の組織の中で果たす役割 分類項目の設定にあたっては、以上の他に、仕事に従事する人数、法的資格等をも考慮している。</p>	<p>⑤作業に従事する場所及び環境 以上の他に、資格・免許の有無、従事する人数の大きさを合わせて考慮している。</p>
--	--	---

分類の構成 (十進法の適用)	小分類はスキル分野にもとづいて分類項目が設定されている。	大分類、中分類、中分類、中分類、小分類の4段階 大分類が設定されている)	大分類、中分類、小分類、細分類の4段階 (細分類は集約コードと特掲コードを用いて2段階に区分されている) 小分類
職業の決定方法	<p>職業の決定原則：</p> <p>個人が複数の分類項目に該当する仕事に従事している場合、職業をひとつに決定する方法は、最もスキルレベルの高い仕事による。複数の仕事が同じスキルレベルの場合、就業時間の長い仕事による。</p> <p>特殊な取り扱い：</p> <p>1 技術的職業は、大分類2の専門的職業従事者ではなく、大分類3の中のテクニシャンに該当する分類項目に分類する。</p> <p>2 品質管理の職業は、主な仕事は品質基準の遵守である場合には大分類3に分類し、生産工程において検査の仕事に従事する場合には製品を製造する仕事に従事するものと同じ分類項目に分類する。</p> <p>3 職場のスーパーバイザーや職長は、一般労働者と同一の分類項目に分類する。しかし、主な仕事を担当するグループの日常業務の計画、労働者の監督、仕事の仕方の指導などの場合には、大分類1の該当する分類項目に分類する。</p> <p>4 OJTの指導員は、指導を受けている者が従事</p>	<p>大分類、中分類、小分類の3段階（大分類Hのみ重視）</p> <p>大分類が設定されている)</p> <p>小分類</p> <p>1 個人が単一の分類項目に該当する仕事に従事している場合 その仕事により職業を決定する。 2 個人が複数の分類項目に該当する仕事に従事している場合 (1)2つ以上の勤務先で異なる分類項目に該当する仕事に従事している場合 ①就業時間の最も長い仕事による。 ②上の①により難しい場合は、収入の最も多い仕事による。 ③上の①及び②により難しい場合は、調査時最近に従事した仕事による。 (2)1つの勤務先で異なる分類項目に該当する仕事に従事している場合 ①就業時間の最も長い仕事による。 ②上の①により難しい場合は、技能の種類、性質及び程度などに着目し、次にあげる大分類項目の順位による。 ③上の①及び②のいずれにもより難しい場合は、主要過程又は最終過程の仕事による。</p> <p>3 自衛官、警察官、海上保安官、消防員として任</p>	<p>職務内容が複合的な場合の分類原則：</p> <p>1 可能なかぎり、その仕事や責任を果たすために必要な知識・技術・技能の困難な方をとる。 2 上の1によりがたい場合は、従事する時間の長いものをとる。 3 上の1、2のいずれにもよりがたい場合には、主要工程又は最終工程による。</p>

<p>分類の構成 (十進法の適用)</p>	<p>する仕事に即して該当する分類項目に分類する。</p> <p>5 個人教師の仕事は、大分類2の専門的職業従事者ではなく、大分類3の準専門的職業従事者の該当する分類項目に分類する。</p> <p>6 研究開発に関する職業は、大分類2の該当する分野の分類項目に分類する。ただし、当該職務を遂行するものが教員である場合には、教員の分類項目に分類する。</p> <p>7 徒弟及び見習は、訓練を受けている仕事ではなく、従事する仕事に即して該当する分類項目に分類する。</p> <p>大分類、亜大分類、中分類、小分類の4段階</p> <p>亜大分類、中分類、小分類</p>	<p>用されている者は、仕事の内容のいかんにかかわらず、それぞれ自衛官、警察官、海上保安官、消防員を職業とする。</p> <p>大分類、中分類、小分類のみ重 大分類が設定されている)</p> <p>小分類</p>	<p>大分類、中分類、小分類、細分類の4段階 (細分類は集約コードと特掲コードを用いて2段階に区分されている)</p> <p>小分類</p>
---------------------------	---	--	--

付表1-2 職業分類の主要概念及び一般原則(2)

	国際標準職業分類 (ISCO-08)	日本標準職業分類 (2009年改訂)	厚生労働省編職業分類 (2011年改訂)
作成目的	①職業に関する統計データを国際比較する際の職業の枠組み ②国際労働移動などの政策に関する意思決定や調査研究のために職業データを作成する際の職業の枠組み ③職業分類を作成していない国及び職業分類を改訂する国に対する分類枠組みの提供	公的統計調査の結果を職業別に表示するための統計基準	①公共職業安定機関の行う職業紹介における職業の基準 ②職業紹介に関する業務統計を作成する際の職業別集計の基準
職業の定義 (職務の定義)	主な仕事(tasks)及び責任(duties)が類似している一群の職務 (job) 一人の人が遂行する一群の仕事及び責任	個人が行う仕事で、報酬を伴うか又は報酬を目的とするもの 〔仕事とは〕一人の人が遂行するひとまとまりの仕事や作業	職務の内容である仕事や課せられた責任を遂行するために必要な知識・技能などの共通性又は類似性によってまとめられた一群の職務 主要な仕事と責任が同一である一群の職位（職位とは一人の人に割り当てられた仕事と責任との全体）
分類対象の変数	遂行する仕事及び責任（又は遂行する仕事の種類）	仕事	仕事や課せられた責任
分類の単位	職務	仕事	職務
適用の単位	個人	個人	職務／個人
類似性を判断する際の基準	職務を区分するための基準：スキル(職務に含まれる仕事及び責任を遂行するための能力) 1 スキルレベル（職務に含まれる仕事及び責任の複雑さ及びその広さ） スキルレベルの測定にあたって考慮する点： 7.仕事の性質 4.職務に含まれる仕事及び責任を十分に遂行	仕事内容の類似性を判断するための基準： ①仕事の遂行に必要なとされる知識又は技能 ②事業所又はその他の組織の中で果たす役割 ③生産される財・サービスの種類 ④使用する道具、機械器具又は設備の種類 ⑤仕事に従事する場所及び環境 ⑥仕事に必要なとされる資格又は免許の種類	職務の類似性を判断するための基準： ①仕事の遂行に必要なとされる知識又は技能 ②事業所又はその他の組織の中で果たす役割 ③生産される財又は提供されるサービスの種類の種類 ④作業者が扱う道具・機械器具・設備・原材料の種類 ⑤作業に従事する場所及び環境

<p>するために必要な教育（国際標準教育分類 ISCED-97における教育レベル）</p> <p>ウ、OJTの期間・内容、職務に含まれる仕事及び責任を十分に遂行するために必要な関連職業における経験</p> <p>①スキルレベル1</p> <p>身体的頑強さや忍耐力が必要(身体を使って行う、又は手工的技術を使って行う単純・反復的な仕事)</p> <p>教育要件：初等教育修了 (ISCED-97のレベル1)</p> <p>訓練要件：短期のOJT</p> <p>②スキルレベル2</p> <p>情報を読み・理解すること、遂行した作業を記録すること、単純な計算を正確に行うこと（機械・電気機器の操作、自動車の運転、機械・電気装置の整備・修理、情報の配列・保存などの仕事)</p> <p>教育要件：中等教育第一段階修了、同第二段階修了、又は中等教育修了後の専門的な職業教育(ISCED-97のレベル2、3、又は4)</p> <p>訓練要件：経験、OJT</p> <p>③スキルレベル3</p> <p>特定領域における広範な、事後的・技術的・手続的な知識が必要(複雑な技術的・現実的な仕事)</p> <p>教育要件：中等教育修了後の1-3年の高等教育機関での教育 (ISCED-97のレベル5b)</p> <p>訓練要件：関連する仕事における集中的な</p>	<p>分類項目の設定にあたっては、仕事内容の類似性に加えて、仕事に従事する人数を考慮している。</p>	<p>⑥仕事に必要なとされる資格又は免許の種類 分類項目の設定にあたっては、職務の類似性に加えて、職業紹介業務における求人・求職の取扱件数を考慮している。</p>
---	---	---

<p>分類の構成（十進法の適用）</p> <p>職業の決定方法</p>	<p>経験、長期のOJT</p> <p>④スキルレベル4</p> <p>専門領域における広範な理論的・実地的知識にもとづく複雑な問題解決・意思決定の能力が必要(特定領域における人間の知識体系を拡大するための分析・研究、病気の診断・治療、構造・機械の設計、建設・生産の工程の設計など)</p> <p>教育要件：大学卒、又はそれ以上の資格につながる高等教育機関における3-6年の教育(ISCED-97のレベル5a、6)</p> <p>訓練要件：経験、OJT</p> <p>2 スキル分野</p> <p>①仕事の遂行に必要とされる知識</p> <p>②使用する道具及び機械器具</p> <p>③作業者が扱う原材料の種類</p> <p>④生産される財及び提供されるサービスの種類</p> <p>大分類はスキルレベルにもとづいて分類項目が設定・配列され、亜大分類及び中・小分類はスキル分野にもとづいて分類項目が設定されている。</p>	<p>大分類、中分類、小分類、小分類</p> <p>1 仕事が単一の分類項目に該当する場合 その仕事により職業を決定する。</p> <p>2 仕事が複数の分類項目に該当する場合</p>	<p>大分類、中分類、小分類、細分類の4段階</p> <p>求人申込書に記載された仕事内容又は求職票に記載された希望する仕事を単一の分類項目に分類する方法は、次の原則による。</p>
	<p>大分類、亜大分類、中分類、小分類</p> <p>職業の決定原則： 個人が複数の分類項目に該当する仕事に従事している場合、職業をひとつに決定する方法は</p>	<p>大分類、中分類、小分類の3段階</p>	

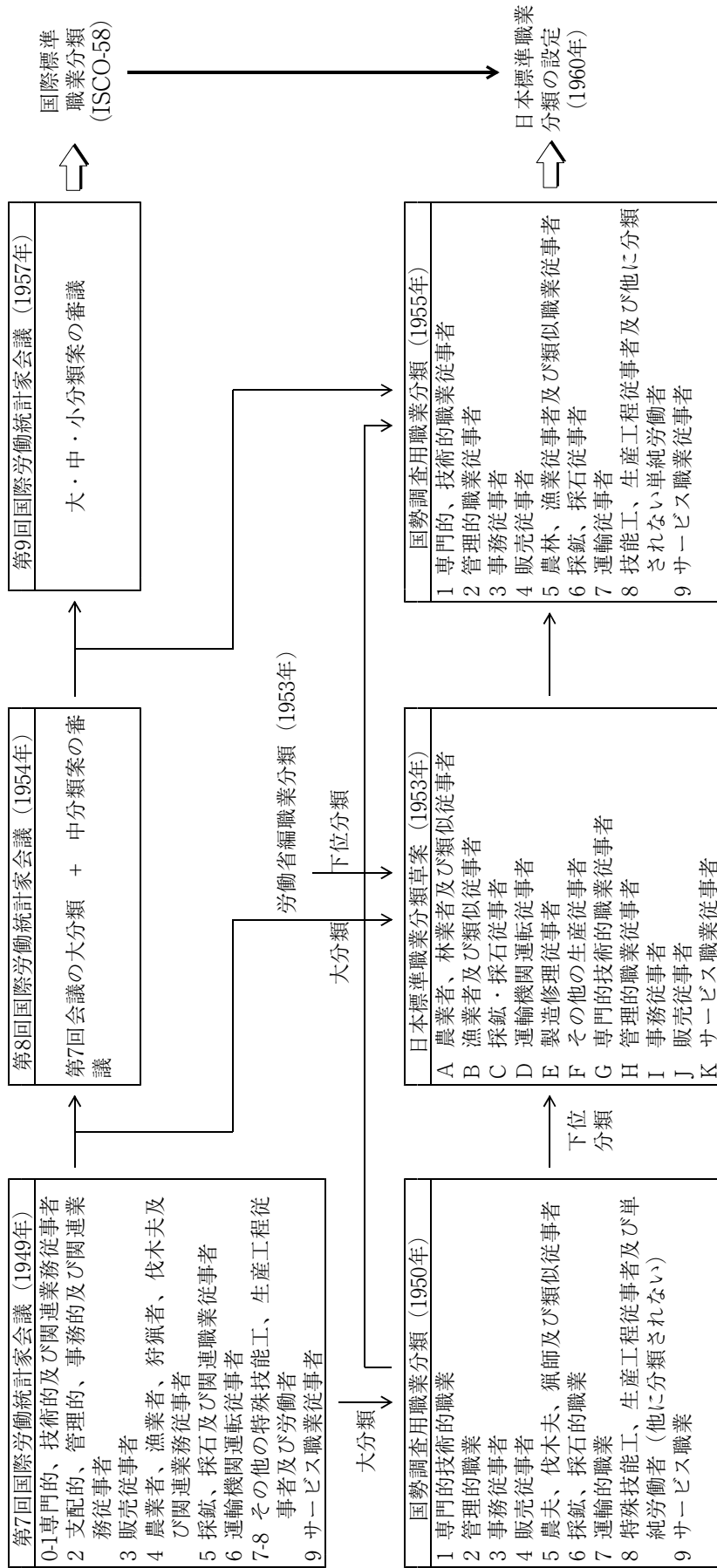
<p>次の原則による。</p>	<p>(1)2つ以上の勤務先で、異なる分類項目に該当する2つ以上の仕事に従事している場合、</p>	<p>1 仕事の内容が単一の細分類項目に該当する場合</p>
<p>①スキルレベルの最も高い仕事に該当する分類項目に分類する。</p>	<p>①報酬の最も多い分類項目による。</p>	<p>その項目を当該求人・求職者の職業とする。</p>
<p>②複数の仕事と同じスキルレベルである場合には、就業時間の長い仕事に該当する分類項目に分類する。</p>	<p>②上の①により難しい場合は、就業時間の最も長い分類項目による。</p> <p>③上の①及び②により難しい場合は、調査時点の直近に従事した仕事による。</p>	<p>2 仕事の内容が複数の細分類項目に該当する場合</p> <p>①従事する時間の長いものによる。</p> <p>②上の①により難しい場合は以下による。</p>
<p>③スキルレベルの最も高い仕事に該当する分類項目に分類する。</p>	<p>(2)1つの勤務先で2つ以上の分類項目に該当する仕事に従事している場合、</p> <p>①就業時間の最も長い分類項目による。</p> <p>②上の①により難しい場合は以下による。</p>	<p>7.2つ以上の大分類項目にまたがる場合</p> <p>財・サービスの生産に直接かかわる大分類を優先するという観点から、次にあげる大分類項目の順位による。</p> <p>〔略〕</p>
<p>④スキルレベルの最も高い仕事に該当する分類項目に分類する。</p>	<p>7.2つ以上の大分類項目にまたがる場合</p> <p>財・サービスの生産に直接かかわる職業を優先するという観点から、次の大分類項目の順位による。</p> <p>〔略〕</p>	<p>1.1つの大分類内又は中分類内の複数の項目に該当する場合</p> <p>(7)該当する複数の項目が、ひとつの財を生産する過程における異なる段階である場合は、主要工程又は最終工程に該当するものによる。</p>
<p>⑤スキルレベルの最も高い仕事に該当する分類項目に分類する。</p>	<p>1.1つの大分類内又は中分類内の複数の分類項目に該当する場合</p> <p>(7)該当する複数の分類項目が、生産工程における組立て及び検査又は飲食物の提供における調理及び給仕のように、1つの財・サービスを生産する過程における異なる段階である場合は、主要な段階又は最終の段階に該当する分類項目による。</p>	<p>(1)上の(7)により難しい場合は、該当する複数の項目の中で十分な仕事遂行のために必要となる経験年数、研修期間などが最も長くなるものによる。</p>
<p>⑥スキルレベルの最も高い仕事に該当する分類項目に分類する。</p>	<p>(4)上の(7)により難しい場合は、該当する複数の分類項目の中で、十分な業務遂行のために必要となる経験年数、研修期間等が最も長い分類項目による。</p>	<p>3 その他の特殊な取り扱い</p> <p>(1)資格・免許</p> <p>①公的資格又はそれに準じた資格を要件とする仕事であって、当該資格名をもって分類項目が設けられている場合、当該項目には有資格者のみを分類する。</p> <p>②公的資格又はそれに準じた資格であっても、</p>
<p>⑦スキルレベルの最も高い仕事に該当する分類項目に分類する。</p>	<p>3 資格及び見習い等の取扱い</p>	<p>〔略〕</p>

<p>(1)公的資格又はこれに準じた資格を要件とする仕事</p> <p>無資格の見習い、助手、補助者等は、有資格者とは異なる仕事を行っているものとみなし、仕事の内容に即した分類項目に決定する。</p> <p>(2)公的資格又はこれに準じた資格を要件としない仕事</p> <p>見習い、助手、補助者等が行う仕事については、その内容が本務者と類似している場合には本務者と同一の分類項目に決定し、その内容が本務者のものと異なる場合にはその内容に即した分類項目に決定する。</p>	<p>当該資格名をもって分類項目が設定されていない場合には、求人の仕事内容又は求職者の希望する仕事に即して該当する分類項目に分類する。</p> <p>(2)見習、補助者、助手</p> <p>7.見習、補助者、助手の分類項目が設定されている場合</p> <p>求人申込書に記載された仕事内容又は求職票に記載された希望する仕事が見習、補助者、助手であって、それに対応する分類項目が設定されている場合には、その項目に分類する。</p>
<p>4 その他の特殊な取扱い</p> <p>(1)職場のリダーの取扱い</p> <p>一般従事者と同じ仕事に従事する傍ら管理性質の仕事にも従事している職場のリダー、スーパーバイザー、責任者等の仕事は、当該一般従事者の仕事に応じて決定する。</p>	<p>イ.見習、補助者、助手の分類項目が設定されていない場合</p> <p>(7)公的資格又はこれに準じた資格を要件とする仕事</p> <p>見習、補助者、助手は、有資格の本務者と同じ内容の仕事には就けず、異なる仕事を行うものとみなし、その内容に即して本務者とは別の項目に分類する。</p>
<p>(2)保安職業従事者の特例</p> <p>自衛官、警察官、海上保安官又は消防員として任用されている者は、仕事の内容のいかんに関わらず、それぞれの分類項目の自衛官、警察官、海上保安官又は消防員に該当するものとする。</p> <p>(3)専門的・技術的職業従事者の特例</p> <p>研究所長、病院長、診療所長、歯科診療所長、歯科医院院長、裁判所長、検事総長、検事正、公正取引委員会審査長などは仕事の内容のいかんにかかわらず、大分類B一専門的・技術的職業従事者に該当するものとする。</p>	<p>(4)公的資格又はこれに準じた資格を要件としない仕事</p> <p>見習、補助者、助手が行う仕事については、その内容が本務者のものと類似している場合には本務者と同一の分類項目に分類する。その内容が本務者のものと異なる場合には、その内容に即して該当する分類項目に分類する。</p>



		<p>(3)職場のリーダー  それぞれが職業に従事する一般の労働者と同じ仕事に携わりながらも、労働者の監督、作業手順の決定、仕事の割り当て、仕事の仕方の指導などの管理的な性質の仕事にも従事する職場のリーダー、スーパーバイザー、責任者、職長、班長、組長などは当該一般労働者と同じ分類項目に分類する。</p>
--	--	--

付表2 職業分類の国際基準と我が国の職業分類(1)



(注) 項目名の前の数字・アルファベット大文字は大分類符号である。

付表2 職業分類の国際基準と我が国の職業分類(2)

アメリカ労働省の職業分類 (DOT)



労働省編職業分類 (1953年)	
0	自由専門職及び管理職
1	書記的及び販売的職業
2	奉仕的職業
3	農業、漁業、林業及び類似職業
4/5	技能職業
6/7	半技能職業
8/9	単純技能職業

国際標準職業分類 (1958年)	
0	専門的・技術的職業従事者
1	議会議員、管理的公務員、管理職員
2	事務従事者
3	販売従事者
4	農林漁業・狩猟従事者
5	採鉱従事者、石工
6	運輸・通信従事者
7/8	技能工、生産工程従事者、他に分類されない労働従事者
9	サービス・スポーツ・レクリエーション職業従事者
Y	軍人



日本標準職業分類 (1960年)	
A	専門的・技術的職業従事者
B	管理的職業従事者
C	事務従事者
D	販売従事者
E	農林業作業者
F	漁業作業者
G	採鉱・採石作業者
H	運輸・通信従事者
I	技能工、生産工程作業者
J	単純労働者
K	保安職業従事者
L	サービス職業従事者



労働省編職業分類 (1965年)	
A	専門的・技術的職業
B	管理的職業
C	事務的職業
D	販売および類似の職業
E	農業、林業および類似の職業
F	漁業の職業
G	採鉱・採石の職業
H	運輸・通信・公益供給の職業
I	技能工、生産工程の職業
J	単純労働の職業
K	保安の職業
L	サービスの職業

(注) 項目名の数字・アルファベット大文字は大分類符号である。

付表2 職業分類の国際基準と我が国の職業分類(3)

国際標準職業分類 (1968年)	
0/1	専門的・技術的職業従事者
2	議会議員、管理職員
3	事務従事者
4	販売従事者
5	サービス職業従事者
6	農林畜産・漁業・狩猟従事者
7/8/9	生産関連職業従事者、運輸機 関運転従事者、労務作業 者
Y	軍人



日本標準職業分類 (1970年)	
A	専門的・技術的職業従事者
B	管理的職業従事者
C	事務従事者
D	販売従事者
E	農林業作業者
F	漁業作業者
G	採鉱・採石作業者
H	運輸・通信従事者
I	技術工、生産工程作業者
J	保安職業従事者
K	サービス職業従事者



(注) 項目名の前の数字・アルファベット大文字は  
大分類符号である。

労働省編職業分類 (1986年)	
A	専門的・技術的職業
B	管理的職業
C	事務的職業
D	販売の職業
E	サービスの職業
F	保安の職業
G	農林漁業の職業
H	運輸・通信の職業
I	技能工、採掘・製造・建設の職 業及び労務の職業



日本標準職業分類 (1986年)	
A	専門的・技術的職業従事者
B	管理的職業従事者
C	事務従事者
D	販売従事者
E	サービス職業従事者
F	保安職業従事者
G	農林漁業作業者
H	運輸・通信従事者
I	技能工、採掘・製造・建設作業 者及び労務作業者

付表2 職業分類の国際基準と我が国の職業分類(4)

国際標準職業分類 (1988年)	
1	議会議員、管理的公務員、管理職員
2	専門的職業従事者
3	テクニシャン、準専門的職業従事者
4	事務従事者
5	サービス職業従事者、小売店・市場販売従事者
6	農業・漁業の熟練作業従事者
7	技能工及び関連職業従事者
8	設備・機械運転従事者、組立工
9	単純作業従事者
0	軍人



日本標準職業分類 (1997年)	
A	専門的・技術的職業従事者
B	管理的職業従事者
C	事務従事者
D	販売従事者
E	サービス職業従事者
F	保安職業従事者
G	農林漁業作業従事者
H	運輸・通信従事者
I	生産工程・労務作業従事者



労働省編職業分類 (1999年)	
A	専門的・技術的職業
B	管理的職業
C	事務的職業
D	販売の職業
E	サービスの職業
F	保安の職業
G	農林漁業の職業
H	運輸・通信の職業
I	生産工程・労務の職業

(注) 項目名の前の数字・アルファベット大文字は大分類符号である。

付表2 職業分類の国際基準と我が国の職業分類(5)

国際標準職業分類 (2008年)		日本標準職業分類 (2009年)		厚生労働省編職業分類 (2011年)	
1	管理職業従事者	A	管理的職業従事者	A	管理的職業
2	専門的職業従事者	B	専門的・技術的職業従事者	B	専門的・技術的職業
3	テクニシャン、準専門的職業従事者	C	事務従事者	C	事務的職業
4	事務補助従事者	D	販売従事者	D	販売の職業
5	サービス・販売従事者	E	サービス職業従事者	E	サービスの職業
6	農林漁業の熟練作業従事者	F	保安職業従事者	F	保安の職業
7	技能工及び関連職業従事者	G	農林漁業従事者	G	農林漁業の職業
8	設備・機械運転従事者、組立工	H	生産工程従事者	H	生産工程の職業
9	単純作業従事者	I	輸送・機械運転従事者	I	輸送・機械運転の職業
0	軍人	J	建設・採掘従事者	J	建設・採掘の職業
		K	運搬・清掃・包装等従事者	K	運搬・清掃・包装等の職業



(注) 項目名の前の数字・アルファベット大文字は大分類符号である。

付表3 国際標準職業分類 (ISCO-08) のスキルレベル

	スキルレベル1	スキルレベル2	スキルレベル3	スキルレベル4
主な仕事	身体を使って、又は手工的技能を使って行う単純・反復的な仕事(清掃・採掘・運搬・製品の分類・保管・組立・原動機のない乗物の操作・野菜・果物の収穫などの仕事)。シャベルなどの手持ち道具や電気掃除機などの単純な電気機械を使用することもある。	機械・電気機器の操作、自動車の運転、電気・機械装置の保全・修理、情報の配列・保存などの仕事。	特定領域における広範な、事実に技術的・手続的な知識を必要とする、複雑な技術的・現実的な仕事。	専門領域における広範な理論的・実際の知識にもとづく、複雑な問題解決・意思決定を必要とする仕事(特定領域において人間の知識体系を拡大するための分析・研究、病気の診断・治療、構造・機械の設計、建設・生産の工程の設計など)
職務の遂行に必要なスキル	身体的頑強さや忍耐力を必要とする。言語や計算の基礎的スキルを必要とする場合であっても、そのようなスキルは職務の中心ではない。	安全の指示などの情報の読解力、遂行した作業の記録、単純な計算を正確に行うこと。相対的に上級の読解力、教養的スキルをほとんどの職業が必要とする。そのようなスキルが仕事の大半を占める職業もある。	高い言語・数的スキル、十分に発達した対人コミュニケーションスキル。複雑な文書の理解力、事実報告書における口頭での意思疎通の能力を含むこともある。	広範な言語・数的スキル、優れた対人コミュニケーションスキル。複雑な文書を理解する能力、書籍・報告書・プレゼンテーションなどで複雑な思考を伝達する能力を含むこともある。
職務の遂行に必要な知識・スキルの習得方法	初等教育の修了。基礎教育の第一段階(国際標準教育分類のレベル1)の修了が求められることもある。短期のOJTが求められることもある。	中等教育の第一段階の修了 (ISCEDレベル2)。職業によっては中等教育の第二段階 (ISCEDレベル3) の修了が必要。専門的な職業訓練やOJTが大きな比重を占めることもある。中等教育修了後の専門的な職業教育 (ISCEDレベル4) の修了を求める職業もある。経験やOJTが公的教育的な職業を代替することもある。	中等教育修了後の1-3年の期間の高等教育機関での学習 (ISCEDレベル5b)。関連する仕事における集中的な経験、長期のOJTが公的教育的な職業を代替することもある	大学卒又はそれ以上の資格につながる、高等教育機関における3-6年の期間の学習 (ISCEDレベル5a又は6)。経験やOJTが公的教育的な職業を代替することもある。公的資格を所有していることがあるが、必須の入職要件になることが多い。
例示職業名	事務所清掃員、貨物運搬人、園芸労務員、食堂補助	食肉加工作業員、バス運転手、秘書、経理事務員、ミシン縫製工、洋服仕立職、販売店員補助、警察官、理容師・美容師、電気工事工、自動車整備工	店長、医療検査技師、法務秘書、商品販売営業員、救急救命士、コンピュータサポート技術員、放送・音響技術員	販売・マーケティングプログラマー、土木技術者、教員(中等教育)、医師、システムアナリスト

付表4-1 旧・大分類A「専門的・技術的職業」の細分類項目改訂素案の総括表

改訂案		該当項目 (旧分類番号)	主な改訂理由
小分類項目	新設	031、032、033	機械技術者の細分類レベルに設定されている自動車技術者と小分類レベルの航空機械技術者と造船技術者で構成する「輸送用機械技術者」を新設した。
		061	システムエンジニアを全面的に見直し、調査・分析、設計、開発、運用のそれぞれの仕事に対応する項目を新設した。
		039	031・034の細分類レベルに雑多項目を設けることによって039の設定が不要になった。
		103、107、112、131、132、141、172	複数の職業を併記した項目は、それぞれが独立した職務範囲を持つ職業であるため、項目を分割してそれぞれ独立した小分類項目とした。日本標準職業分類では、十進分類法の適用などの技術的な制約によって複数の職業をひとまとめにした項目が設定されているが、実務に使用する職業分類ではそのような制約は必要ない。
		021、022、023、024	求人の実態に鑑みて農林水産業の技術者（4項目）を統合した。
		034、093、102、111、157、171、185	細分類レベルに設定された項目を総括する名称として適切であるかどうかとの視点から見直しを行った。
		032、033 204 205	新設する「輸送用機械技術者」の細分類項目として設定した。 職業紹介業務における必要性に鑑みて細分類レベルに移動した。 本項目に含まれる3つの職業を独立させる場合、小分類よりも細分類レベルの項目として設定するほうが適切である。
		中分類10「医療技術者」（小分類9項目*）	
		071-10 119-40	求人が多い生産工学技術者を小分類レベルに格上げした。 求人が多い看護補助者を小分類レベルに格上げするとともに、119-99に分類された補助・助手の仕事を取り込むために項目名を変更した。
		同一中分類の中に小分類項目が10項目以上設定されているもの	小分類への格上げ  体系の見直し
034	強電・弱電の2区分を発送電用・配電用・産業用電気機械と民生用電気機械に区分し直した。		
051	工事監督の求人が多いことを考慮して工事監理に代えて工事監督の項目を設定した。		
052	分類基準の変更：工事の種類別の項目に代えて設計と工事監督の項目を設定した。		
084	薬剤師を管理薬剤師と調剤薬剤師に分割した。		
111	栄養士を栄養士と管理栄養士に分割した。		
122	求人が多い生活相談員、児童指導員、学童保育指導員の3項目を設定した。		
149	中小企業診断士に代えて資格の有無を問わない経営コンサルタントの項目を設定した。		
172	分類基準の変更：メディアの種類の種類別ではなく仕事の種類別の項目を設定した。		
184	商業デザイナーの項目を廃止して、その代わりに商業デザイナーの代表的分野とウェブデザイナーをそれぞれ設定した。		
202	学習個人教師を学習塾等の教師（教科学習補習教師）と語学教室教師に分割した。		



特掲項目の細分類独立	011-13 011-43 051-11 071-12 121-11 184-11 184-12 201-11 201-12 201-13	〔求人が多い特掲項目は細分類レベルに項目を設定した。〕 化学研究者 薬学研究者 建築設計技術者 品質管理技術者 ケースワーカー グライフックデザイナー ディスプレイデザイナー 学生カウンセラー 職場カウンセラー 職業相談員
雑分類項目から細分類に引き上げた職業	119-99 119-99 122-99 122-99 129-10 172-99 184-99 202-99 209-99 209-99 209-99	歯科助手 動物病院助手 児童指導員 学童保育指導員 介護支援専門員 テクニカルライター ウェブデザイナー パソコン教室教師 学芸員 通関士 診療情報管理士
同一小分類の中に細分類項目が10項目以上設定されているもの		小分類209「他に分類されない専門的職業」（細分類14項目）

(注) 9項目の中には雑分類項目は含まれていない。

付表4-2 旧・大分類B「管理的職業」の細分類項目改訂素案の総括表

改訂案		該当項目 (旧分類番号)	主な改訂理由
小分類項目	項目名の変更	222 232	特殊法人の役員 → 独立行政法人・特殊法人の役員 特殊法人の管理職員 → 独立行政法人・特殊法人の管理職員
細分類項目	新設	239	サービスセンター等の福祉施設の施設長に対応した項目として「福祉施設管理者」を設定した。
	体系の見直し	231 222-10、-20 232-10、-20	役職別の項目に代わり管理する部門別の項目に変更した。 両者を統合して「独立行政法人・特殊法人の役員」を設定した。 両者を統合して「独立行政法人・特殊法人の管理職員」を設定した。
	項目名の変更	241-10	個人経営者・管理者 → 個人経営事業所の経営者・管理者

付表4-3 旧・大分類C「事務的職業」の細分類項目改訂素案の総括表

改訂案		該当項目 (旧分類番号)	主な改訂理由
小分類	新設	289-10、289-20、 281-99、289-99 259-20、259-99	電話勧誘販売・顧客対応窓口事務員：電話を活用した事務の求人が多いため小分類レベルに項目を設定した。細分類レベルには電話の発信・受信に対応した3つの項目を設けた。 医療・介護保険事務員：求人の多い医療事務員と、介護保険制度の進展に伴う保険事務関係の求人に対応するため新たに小分類レベルの項目を設定した。
	体系の見直し	313	パソコンオペレーター：求人が多いが、項目が設定されていないため求人への位置づけで混乱を招いている。これに対応するため小分類313を操作する機器の種類（パーソナルコンピュータ、それ以外のコンピュータ）で区分した。
	項目名の変更	251 303 311 312 313	職務範囲を明確にするために「人事」を加えた。 通信関係の事務の仕事を中心25に移動したため項目名から「通信」を削除した。 細分類の「ワードプロセッサ操作員」を廃止したことに伴い項目名を変更した。 一般的な求人職種名である「データ入力係員」を採用した。 新たに設定した「パーソナルコンピュータ操作員」と表記を合わせるために項目名を変更した。
細分類	新設	271-10 281-20	既に設定されている工程管理事務員に加えて生産管理事務員の項目を設定することによって生産現場における（求人が多い）主な仕事を的確に位置づけることができる。 営業事務の仕事は求人が多いが、分類表には項目が設定されていない。それらの求人が的確に位置づけられるように営業事務員の項目を設定した。
	分割	253 281-40	受付業務の職務の違いを反映させるため現行の細分類項目を3分割した。 求人が多い金融・保険事務員の項目を金融事務員と保険事務員に分割した。
	項目名の変更	252-10 252-13 269-20 302-21、-23 303-10、-20	企画と商品企画の両者を設定するため前者に括弧書き（商品企画を除く）を付けた。 企画の仕事だけではなく教育・研修の仕事全体を該当させるために「企画」を削除した。 見積事務員も含まれることを明示するために「原価計算・見積事務員」に変更した。 自動車関連の3項目の違いを明確にするために項目名を変更した。 通信関係の事務の仕事を中心25に移動したため項目名から「通信」を削除した。 〔求人が多い特掲項目を細分類レベルに設定した。〕
	特掲項目の細分類独立	251-11 252-11、-13 271-11 301-11 302-21～23	人事事務員 商品企画事務員、教育・研修事務員 工程管理事務員 有料道路料金収受員 貨物運送事務員、旅客自動車運行事務員、配車事務員
	雑分類項目から細分類に 引き上げた職業	259-99 319-10	士業事務所事務員 パーソナルコンピュータ操作員

付表4-4 旧・大分類D「販売の職業」の細分類項目改訂素案の総括表

改訂案		該当項目 (旧分類番号)	主な改訂内容	
小分類項目	分割	324	小売店販売員と卸売・商品実演販売員に分割した。	
		327	商品仕入営業員と商品販売営業員に分割した。	
	項目名の変更	326	「～従事者」を「～人」に変更した。	
		327	外交員を営業員に変更した。	
		332	募集人を「代理人、営業員」に変更した。	
		335	サービス外交員の項目を営業職の雑多項目に変更した。	
	細分類項目	新設	261-11	事務に分類されているレジ係を販売の職業（小分類324）に移動した。
		統合	326-20、326-30	再生資源仲買人と再生資源卸売人を統合した。
			334-10、334-20	店主と店員を統合した。
		分割	331-10	不動産仲介人、不動産販売営業員、その他に3分割した。
		333-10	有価証券募集・売買仲立人と証券営業員に分割した。	
項目名の変更		323-21	食堂をレストランに変更した。	
		335-11	銀行・信用金庫の渉外係の項目として設定した。	
体系の見直し		327	商品販売営業員は、取扱品目によって項目を細分化した。	
		332	保険の代理人と営業員に区分した。	
特掲項目の細分類独立			〔求人が多い特掲項目を細分類レベルに設定した。〕 コンビニエンスストア支配人 ガソリンスタンド支配人 食堂支配人 衣服・身の回り品販売店員など 保険営業員 貯蓄勧誘員など 中古商品査定・買取人	
雑分類項目から細分類に 引き上げた職業	339-99			

付表4-5 旧・大分類E「サービスの職業」の細分類項目改訂素案の総括表

改訂案		該当項目 (旧分類番号)	主な改訂内容
小分類項目	新設	124	大分類Aに分類されている施設介護員をサービスの職業に移動し、小分類レベルの項目として設定した。
		359	雑多項目を新設した。
		379	雑多項目を新設した。
		353	着付師と美容サービス従事者に2分割した。
		373、374	接客社交係と芸者を統合した。
		342	ホームヘルパーは資格名と紛らわしいので訪問介護職に変更した。
		371	給仕人を給仕係に変更した。
		372	身の回り世話従事者を旅館・ホテル・乗物接客係に変更した。
		376	旅館主・支配人を旅館・ホテルの経営者・支配人に変更した。
		383	ビル管理人をビル設備管理員に変更した。
		394	広告宣伝員を広告宣伝人に変更した。
		395	葬儀師を「葬儀師、火葬係」に変更した。
		356	洗張工
		392	物品一時預り人
		399-60	トリマー
細分類項目	小分類への格上げ 廃止 項目名の変更 体系の見直し 特掲項目の細分類独立	351-98	理美容見習の項目を廃止した。
		352-98	
		372-20	乗物客室給仕人を乗物客室係に変更した。
		394-12	ピラ配り人をチラシ配り人に変更した。
		399-10	赤帽・ポーターをポーターに変更した。
		342-10	ホームヘルパーを訪問介護員と訪問入浴介助員に分割した。 [求人が多い特掲項目を細分類レベルに設定した。]
		355-14	クリーニング係
		361-11	すし職人
		371-11	配せん人
		371-12	ウエイター・ウェイトレス
		371-13	ソムリエ
		372-12	旅館・ホテル客室係
		375-24	遊戯施設係
		375-26	スポーツ・クラブハウス係
		375-27	キャデアイ
394-12	ピラ配り人		
349-99	個人宅掃除員		
349-99	ベビーシッター		
353-99	ネイリスト		
細分類項目から細分類に引き上げた職業			

	361-99 809-99 399-99 399-99	調理補助者 火葬係 リラクゼーション療法施術人 理美容師補助者
--	--------------------------------------	--

付表4-6 旧・大分類F「保安の職業」の細分類項目改訂素案の総括表

改訂案		該当項目 (旧分類番号)	主な改訂内容
小分類項目	統合	401、402、403、 404	項目のバランスに配慮して陸上自衛官・海上自衛官・航空自衛官・防衛大学校学生等の4項目を細分類に格下げて新たに「自衛官」の小分類項目を設定した。
細分類項目	項目名の変更 新設 雑分類項目から細分類に引き上げた職業	422 423 423 423 429-99	消防官 → 消防員 〔警備員の細分類項目を全面的に見直して求人が多い3職種を新たに設定した〕。 施設警備員 交通誘導員 催事場雑警備員 プール・海水浴場監視員

付表4-7 旧・大分類G「農林漁業の職業」の細分類項目改訂素案の総括表

改訂案		該当項目 (旧分類番号)	主な改訂内容
小分類項目	細分類に格下げ	444 452 453	〔求人が少ない小分類項目を細分類レベルに格下げてして雑多項目に移動した〕。 製炭・製薪作業者 漁労船の船長・航海士・機関長・機関士 海藻・貝類採取作業者
細分類項目	統合	431-10、431-20 431-30、431-40 441-10、441-20 441-30、441-40 442-10、442-20 443-10、443-20	〔求人動向を項目に反映させた。〕 稲作作業と畑作作業を統合 園芸作業と工芸作物栽培を統合 地ごしえ作業と植林作業を統合 下刈作業と枝打作業を統合 伐木作業と造材作業を統合 集材作業と運材作業を統合
	特掲項目の細分類独立	431-34 451-12	〔求人が多い特掲項目を細分類レベルに設定した。〕 きのこ栽培者 漁船甲板員

付表4-8 旧・大分類H「運輸・通信の職業」の細分類項目改訂素案の総括表

改訂案		該当項目 (旧分類番号)	主な改訂内容
小分類項目	統合	493、494	求人の少ない甲板員と船舶機関員を統合した。
細分類項目	小分類に格上げ	499-10	求人が多いフォークリフト運転者を小分類レベルに格上げした。
	統合	461-10～98 462-10～98 482-10、482-20 491-20、491-21	鉄道機関士 電車・気動車運転士 航海士・運航士 バス車掌・バスガイド
	新設	472-03	事業者・就業者の増えている自家用乗用自動車運転代行者を新設した。
	分割	473-11	求人が多いトラック運転者は、運転免許の区分に対応した2項目に分割した。
	項目名の変更	504-20	電報だけではなく、最近増えているメッセージ配達サービスを含めるために電報配達員を電報等配達員に変更した。
	特掲項目の細分類独立	471-11～13 472-11、-12 473-11～15 501-21	[求人が多い特掲項目を細分類レベルに設定した。] 路線バス運転者など 自家用乗用自動車運転者など トラック運転者など ラジオ・テレビ放送技術員
	雑分類項目から細分類に引き上げた職業	479-10 479-10	廃棄物収集車運転者 自動車陸送員

付表4-9 旧・大分類I「生産工程・労務の職業」の細分類項目改訂素案の総括表

改訂案		該当項目 (旧分類番号)	主な改訂理由
小分類項目	新設	569	電気とガスの両方の溶接作業に従事する溶接工を分類する受け皿として中分類56に新たに小分類レベルの雑多項目を設けた。
	再編	571、572	機械の組立と修理の2項目に分かれていた小分類を機械の種類別に原動機、金属加工機械、産業用機械、機械部品の4項目に再編した。
	統合	632、633 643、644 645、646	酒類製造工：職業の類似性、求人規模等を考慮して清酒と酒類を統合した。 織布工：準備と織機操作とに分かれていた織布工程の2項目を統合した。 染色・仕上げ工：精練・漂白と染色とに分かれていた染色工程の2項目を統合した。

	651、652 681、682 712、719-40	紳士・婦人・子供服仕立職・修理工：婦人・子供服と紳士服に分かれていた仕立職を一本化した（細分類レベルで婦人・子供服と紳士服は別々に設定した）。 文字組版・製版作業員：印刷工程の変化を反映させるため文字組版と製版を統合した。 がん具製造工と運動具製造工を統合して、ひとつの小分類項目とした。 〔求人規模や仕事内容の違いを考慮して項目を分割した。〕
分割	535 551 553	陶磁器製造工、ファイレンセラミックス製品製造工 汎用金属工作機械工、数値制御金属工作機械工 鉄工、製缶工
項目名の変更	602 604 641 642 733 755 791 795  521 522 524 537	〔細分類レベルに設定された項目を総括する名称として適切であるかどうか、簡潔で分かりやすいかどうかという視点から見直しを行った〕。 時計組立工・修理工 → 時計類組立工・修理工 レンズ研磨工・調整工 → レンズ研磨工・加工工 粗紡工、精紡工 → 紡績工 合糸工、ねん糸工、加工糸工 → ねん糸工、加工糸工 ポンプ・ブローア・コンプレッサ → ポンプ・送風機・圧縮機運転工 さく井工、石油・天然ガス採取工 → さく井工、ボーリング工 船内・沿岸荷役作業員 → 港湾荷役作業員 荷造工 → こん/包工 〔オペレーターの名前になっている項目は、仕事内容を的確に反映したものであるように見直しを行った。〕 基礎的化学品製造オペレーター → 基礎的化学品製造工 石油精製オペレーター → 石油精製工 石けん・洗剤・油脂製品製造オペレーター → 石けん・洗剤・油脂製品製造工 セメント生産オペレーター → セメント製造工
細分類への格下げ	533 536 555 613 654 665 666 667 713 715 717 722 725 726	〔求人件数の少ない小分類項目は廃止し、同一中分類内の小分類レベルの雑多項目の中に細分類項目として移動した。〕 施ゆう工、ほうろうがけ工 窯業絵付工 金属彫刻工 製糖工 刺しゆう工 船大工 竹細工工 とう・き柳・草・つる製品製造工 ちようちん・うちわ製造工 漆器工 印刷師 表具師 写真工 写真工

ひとつの分類項目の されているもの	727	現図工
<p>ひとつの分類項目のものと小分類項目が10項目以上設定されているもの</p> <p>小分類への格上げ</p>	<p>559-10</p> <p>559-20</p> <p>589-40</p> <p>659-10</p> <p>719-10</p> <p>719-30</p> <p>739-40</p> <p>809-20</p> <p>809-30の一部</p>	<p>中分類55「金属加工の職業」(小分類10項目)</p> <p>中分類58「電気機械器具組立・修理の職業」(小分類10項目)</p> <p>〔求人規模を考慮して小分類レベルに格上げした。〕</p> <p>金属製家具・建具製造工</p> <p>金属製品製造工(一貫作業によるもの))</p> <p>電子機器部品製造工</p> <p>ボタンナー</p> <p>楽器製造工</p> <p>筆記用具製造工</p> <p>玉掛工</p> <p>選別工</p> <p>軽作業員*</p>
新設	624-10~99	分類基準の変更：仕事別に代わり製品別に缶詰・瓶詰・レトルト食品製造工の3項目を設定した。
分割	809-20の一部	ピッキング作業に対応する項目として商品選別工を設定した。
項目名の変更	559-22	工具製造工を治工具製造工と金型製造工に分割した。
	655-20	衣服以外のミシン縫製工 → 身の回り品ミシン縫製工
	728-10	機械包装工 → 製品包装工
	734-10	建設機械運転工 → 車両系建設機械運転工
	755-20	試すい工 → ボーリング工
	777-20	建具ガラスはめ込工 → 建具ガラス取付工
	777-30	室内装飾工 → 内装工
	809-30~37	雑務員 → 軽作業員
特掲項目の細分類独立		〔求人が多い特掲項目は細分類レベルに項目を設定した。〕
	519-53	非破壊検査員
	539-51	ガラス製品検査工
	582-23	テレビ・画像端末機組立工
	589-51	液晶表示部品製造工
	589-76	電子部品検査工
	599-21	自動車検査工
	603-31	カメラ組立工
	721-23	自動車内張工
	792-14	引越作業員
	794-21	新聞配達員
	794-23	ルートセールス員
	801-21	ごみ処理作業員
	801-22	し尿処理作業員
	809-31	用務員
	809-38	公園・ゴルフ場整備員
雑分類項目から細分類レベル	349-10	個人宅掃除員*



ルに引き上げた職業	559-99 559-99 689-99 728-99 779-99 779-99 809-99 809-99 809-99	自動車解体工 ダイカスト工 DTPオペレーター ラベル・シール貼工 外壁工 住宅水回り設備取付工 浄化槽清掃員 小売店整作業員 会場設作業員
-----------	--	--

(注) \*印は仮置き of 項目名である。

付表5 分類項目新旧対照表

新分類 (2011年改訂)		旧分類 (1999年改訂)		備考
A	管理的職業 管理的公務員	B	管理的職業 管理的公務員	
011	011-01 議会議員	211	議会議員	大分類符号の変更 新設 (旧211、212、213を統合) 廃止 (新011-01へ)
		211-10	国会議員	旧211の細分類格下げ
		211-20	地方公共団体議会議員	廃止 (新011-01へ)
		212	管理的国家公務員	廃止 (新011-01へ)
		212-10	中央省庁幹部	廃止 (新011-02へ)
		212-11	事務次官	廃止 (新011-02へ)
		212-12	中央省庁の局長	廃止 (新011-02へ)
		212-13	中央省庁の課長	廃止 (新011-02へ)
		212-20	地方支分部局幹部	廃止 (新011-02へ)
		212-21	地方支分部局の長	廃止 (新011-02へ)
		212-22	地方支分部局の課長	廃止 (新011-02へ)
		212-30	国家行政委員会委員	廃止 (新011-02へ)
		213	管理的地方公務員	廃止 (新011-03へ)
		213-10	地方公共団体の三役	旧213の細分類格下げ
		213-11	知事・市町村長	廃止 (新011-03へ)
		213-12	副知事・助役	廃止 (新011-03へ)
		213-13	出納長・収入役	廃止 (新011-03へ)
		213-20	地方公共団体の幹部	廃止 (新011-03へ)
		213-21	地方公共団体の局長	廃止 (新011-03へ)
		213-22	地方公共団体の課長	廃止 (新011-03へ)
		213-30	地方公共団体出先機関の幹部	廃止 (新011-03へ)
		213-31	地方公共団体出先機関の長	廃止 (新011-03へ)
		213-32	地方公共団体出先機関の課長	廃止 (新011-03へ)
		213-40	地方行政委員会委員	廃止 (新011-03へ)
02	法人・団体の役員	22	会社・団体の役員	改称
021	会社役員	221	会社役員	新設 (旧221-10、-20を統合)
021-01	会社役員	221-10	会社社長・会長	廃止 (新021-01へ)
		221-20	会社重役	廃止 (新021-01へ)
		222	特殊法人の役員	廃止 (新029-01へ)
		222-10	公団・事業団等の役員	廃止 (新029-01へ)
		222-20	特殊会社の役員	廃止 (新029-01へ)
029	その他の法人・団体の役員	229	その他の法人・団体の役員	旧222の細分類格下げ・改称
029-01	独立行政法人等の役員	229-10	公益法人役員	新設 (旧229-10、-20、-30、-99を統合)
029-99	他に分類されない法人・団体の役員	229-20	経営者団体役員	廃止(新029-99へ)
		229-30	労働組合役員	廃止(新029-99へ)

新分類 (2011年改訂)		旧分類 (1999年改訂)		備考
03	法人・団体の管理職員	229-99	他に分類されない法人・団体の役員	廃止(新029-99へ)
031	会社の管理職員	23	会社の管理職員	改称
031-01	会社の管理職員	231	会社の管理職員	(新031-01へ)
		231-10	本社部長	廃止 (新031-01へ)
		231-11	支店・工場等の長	廃止 (新031-01へ)
		231-12	支店・工場等の部課長	廃止 (新039-01へ)
		231-13	特殊法人の管理職員	廃止 (新039-01へ)
032	特殊法人の管理職員	232	特殊法人の管理職員	廃止 (新039-01へ)
		232-10	公団・事業団等の管理職員	廃止 (新039-01へ)
		232-20	特殊会社の管理職員	廃止 (新039-01へ)
039	その他の法人・団体の管理職員	239	その他の法人・団体の管理職員	旧232の細分類格下げ・改称 新設 (旧239-10の一部)
039-01	独立行政法人等の管理職員	239-10	その他の法人・団体の管理職員	
039-02	福祉施設管理者	24	その他の管理的職業	
039-99	他に分類されない法人・団体の管理職員	241	その他の管理的職業	
04	その他の管理的職業	241-10	個人経営者・管理者	新設 (旧241-10、-99を統合)
049	その他の管理的職業	241-99	他に分類されないその他の管理的職業	廃止 (新049-99へ)
049-99	その他の管理的職業	A	専門的・技術的職業	廃止 (新049-99へ)
B	専門的・技術的職業	01	科学研究者	大分類符号の変更 改称
05	研究者	011	自然科学系研究者	新設 (旧011、012を統合)
051	研究者	011-10	理学研究者	廃止 (新051へ)
051-01	理学研究者	011-11	数学研究者	廃止(新051-01へ)
		011-12	物理学研究者	廃止(新051-01へ)
		011-13	化学研究者	廃止(新051-01へ)
		011-14	生物学研究者	廃止(新051-01へ)
051-02	工学研究者	011-20	工学研究者	廃止 (新051-02へ)
		011-21	土木・建築工学研究者	廃止 (新051-02へ)
		011-22	機械工学研究者	廃止 (新051-02へ)
		011-23	材料工学研究者	廃止 (新051-02へ)
		011-24	電気・電子工学研究者	廃止 (新051-02へ)
		011-25	情報工学研究者	廃止 (新051-02へ)
		011-26	生命工学研究者	廃止 (新051-02へ)
051-03	農学・林学・水産学研究者	011-30	農・林・水産学研究者	廃止 (新051-02へ)
		011-31	農学研究者	廃止 (新051-03へ)
		011-32	林学研究者	廃止 (新051-03へ)
		011-33	獣医学・畜産学研究者	廃止 (新051-03へ)
		011-34	水産学研究者	廃止 (新051-03へ)
051-04	医学研究者	011-40	医学研究者	廃止 (新051-03へ)
		011-41	生理学研究者	廃止 (新051-04へ)
		011-42	病理学研究者	廃止 (新051-04へ)
		011-43	薬学研究者	廃止 (新051-04へ)
		011-44	歯学研究者	廃止 (新051-04へ)
		011-99	他に分類されない自然科学系研究者	廃止 (新051-99へ)
		012	人文・社会科学系研究者	廃止 (新051へ)

新分類 (2011年改訂)	旧分類 (1999年改訂)	備考
051-05 人文科学研究者	012-10 人文科学研究者 012-11 哲学研究者 012-12 史学研究者 012-13 文学研究者 012-14 美術研究者 012-15 心理学研究者 012-16 教育学研究者 012-20 社会科学研究者 012-21 社会学研究者 012-22 法学・政治学研究者 012-23 経済学研究者 012-24 商学・経営学研究者	(新051-05～) 廃止 (新051-05～) 廃止 (新051-05～) 廃止 (新051-05～) 廃止 (新051-05～) 廃止 (新051-05～) 廃止 (新051-06～) 廃止 (新051-06～) 廃止 (新051-06～) 廃止 (新051-06～) 新設 (旧011-99)
051-99 他に分類されない研究者		新設 (旧02の一部)
<b>06 農林水産技術者</b>	<b>02 農林水産業・食品技術者</b>	新設 (旧02の一部)
<b>061 農林水産技術者</b>	<b>021 農業技術者</b>	廃止 (新06、07、08～) 新設 (旧021、022、023、024、029-10～13・99を統合)
061-01 農業技術者	021-10 農業技術員 021-11 農作物検査員 021-12 種苗育成技術員 021-13 土壌改良技術員 021-20 病虫害防除技術員 021-21 農業経営指導員 021-22 農業改良普及員 021-30 農作物検査員	廃止 (新061～) 新設 (旧021-10～13、-20～21、-30を統合) 廃止 (新061-01～) 廃止 (新061-01～) 廃止 (新061-01～) 廃止 (新061-01～) 廃止 (新061-01～) 廃止 (新061-01～) 廃止 (新061-01～) 廃止 (新061-01～) 新設 (旧022-10～15、-20、-30～31、029-10～13を統合)
061-02 畜産技術者	<b>022 畜産技術者</b>	新設 (旧022-10～15、-20、-30～31、029-10～13を統合)
061-03 林業技術者	022-10 畜産技術員 022-11 種付技術員 022-12 ふ化技術員 022-13 肥育技術員 022-14 飼料技術員 022-15 ふん尿処理技術員 022-20 養蜂技術員 022-30 畜産検査技術員 022-31 ひな鑑別員	廃止 (新061-02～) 廃止 (新061-02～) 廃止 (新061-02～) 廃止 (新061-02～) 廃止 (新061-02～) 廃止 (新061-02～) 廃止 (新061-02～) 廃止 (新061-02～) 廃止 (新061-02～) 廃止 (新061-02～) 廃止 (新061-02～) 廃止 (新061-02～)
061-04 水産技術者	<b>023 林業技術者</b>	廃止 (新061～) 新設 (旧023-10～11、-20を統合)
	023-10 林業技術員 023-11 森林病害虫防除技術員 023-20 林業検査技術員 <b>024 水産技術者</b>	廃止 (新061-03～) 廃止 (新061-03～) 廃止 (新061-03～) 廃止 (新061～) 新設 (旧024-10～12、-20、-30を統合) 廃止 (新061-04～) 廃止 (新061-04～) 廃止 (新061-04～) 廃止 (新061-04～)
	024-10 水産技術員 024-11 養殖技術員 024-12 漁労技術員 024-20 水産物検査技術員	

新分類 (2011年改訂)	旧分類 (1999年改訂)	備考
<p>024-30 水産資源保護指導員</p> <p><b>025 食品技術者</b></p> <p>025-10 食品製造技術者</p> <p>025-11 かん詰製造技術者</p> <p>025-12 食品冷凍技術者</p> <p>025-20 醸造技術者</p> <p>025-99 他に分類されない食品技術者</p> <p><b>029 その他の農林水産業・食品技術者</b></p> <p>029-10 養蚕技術者</p> <p>029-11 栽桑技術員</p> <p>029-12 養蚕技術員</p> <p>029-13 蚕業検査技術員</p> <p>029-99 他に分類されない農林水産業・食品技術者</p>	<p>024-30 (新061-04へ)</p> <p>025 (新071、081へ)</p> <p>025-10 (新071-01、081-01へ)</p> <p>025-11 (新071-01、081-01へ)</p> <p>025-12 (新071-01、081-01へ)</p> <p>025-20 (新071-01、081-01へ)</p> <p>025-99 (新071-01、081-01へ)</p> <p>029 (新061へ)</p> <p>029-10 (新061-02へ)</p> <p>029-11 (新061-02へ)</p> <p>029-12 (新061-02へ)</p> <p>029-13 (新061-02へ)</p> <p>029-99 (新061-01、-02、-03、-04へ)</p>	<p>廃止</p> <p>廃止</p> <p>廃止</p> <p>廃止</p> <p>廃止</p> <p>廃止</p> <p>廃止</p> <p>廃止</p> <p>廃止</p> <p>廃止</p> <p>廃止</p> <p>廃止</p> <p>新設 (旧025、03、04のそれぞれの一部を統合)</p> <p>新設 (旧025の一部)</p> <p>新設 (旧025-10～12、-20、-99のそれぞれの一部を統合)</p> <p>新設 (旧034、035のそれぞれの一部を統合)</p> <p>新設 (旧034-10、-20～22、-30～31、-99、035-10のそれぞれの一部を統合)</p> <p>新設 (旧034-10、-20～22、-30～31、-99、035-10のそれぞれの一部を統合)</p> <p>新設 (旧031の一部)</p> <p>新設 (旧031-10～12、-30、-40のそれぞれの一部を統合)</p> <p>新設 (旧031-10～12、-30、-40のそれぞれの一部を統合)</p> <p>新設 (旧031-20の一部)</p> <p>新設 (旧031-20の一部)</p> <p>新設 (旧031-20の一部)</p> <p>新設 (旧032、033、039のそれぞれの一部を統合)</p> <p>新設 (旧032-10、033-10、039-10のそれぞれの一部を統合)</p> <p>新設 (旧041の一部)</p> <p>新設 (旧041-10～11、-20、-30、-40、-50、-99のそれぞれの一部を統合)</p> <p>新設 (旧042の一部)</p> <p>新設 (旧042-10、-20、-30、-40のそれぞれの一部を統合)</p> <p>新設 (旧036、039、043、049のそれぞれの一部を統合)</p> <p>新設 (旧043-10、-20、-30、-99のそれぞれの一部を統合)</p> <p>新設 (旧036-20、-30、-99、039-10、049-10～99のそれぞれの一部を統合)</p> <p>新設 (旧025、03、04のそれぞれの一部を統合)</p> <p>新設 (旧025の一部)</p> <p>新設 (旧025-10～12、-20、-99のそれぞれの一部を統合)</p> <p>新設 (旧034、035のそれぞれの一部を統合)</p> <p>新設 (旧034-10、-20～22、-30～31、-99、035-10のそれぞれの一部を統合)</p> <p>新設 (旧034-99の一部)</p>
<p><b>07 開発技術者</b></p> <p><b>071 食品開発技術者</b></p> <p>食品開発技術者</p> <p><b>072 電気・電子・電気通信開発技術者</b></p> <p>(通信ネットワークを除く)</p> <p>電気・電子・電気通信設計技術者</p> <p>他に分類されない電気・電子・電気通信開発技術者 (通信ネットワークを除く)</p> <p><b>073 機械開発技術者</b></p> <p>機械設計技術者</p> <p>他に分類されない機械開発技術者</p> <p><b>074 自動車開発技術者</b></p> <p>自動車設計技術者</p> <p>他に分類されない自動車開発技術者</p> <p><b>075 輸送用機器開発技術者 (自動車を除く)</b></p> <p>輸送用機器開発技術者 (自動車を除く)</p> <p><b>076 金属製錬・材料開発技術者</b></p> <p>金属製錬・材料開発技術者</p> <p><b>077 化学品開発技術者</b></p> <p>化学品開発技術者</p> <p><b>079 その他の開発技術者</b></p> <p>薬業製品開発技術者</p> <p>他に分類されない開発技術者</p>	<p>071 (新071-01、081-01へ)</p> <p>072 (新071-01、081-01へ)</p> <p>073 (新071-01、081-01へ)</p> <p>074 (新071-01、081-01へ)</p> <p>075 (新071-01、081-01へ)</p> <p>076 (新071-01、081-01へ)</p> <p>077 (新071-01、081-01へ)</p> <p>079 (新071-01、081-01へ)</p>	<p>新設 (旧025、03、04のそれぞれの一部を統合)</p> <p>新設 (旧025の一部)</p> <p>新設 (旧025-10～12、-20、-99のそれぞれの一部を統合)</p> <p>新設 (旧034、035のそれぞれの一部を統合)</p> <p>新設 (旧034-10、-20～22、-30～31、-99、035-10のそれぞれの一部を統合)</p> <p>新設 (旧031の一部)</p> <p>新設 (旧031-10～12、-30、-40のそれぞれの一部を統合)</p> <p>新設 (旧031-10～12、-30、-40のそれぞれの一部を統合)</p> <p>新設 (旧031-20の一部)</p> <p>新設 (旧031-20の一部)</p> <p>新設 (旧031-20の一部)</p> <p>新設 (旧032、033、039のそれぞれの一部を統合)</p> <p>新設 (旧032-10、033-10、039-10のそれぞれの一部を統合)</p> <p>新設 (旧041の一部)</p> <p>新設 (旧041-10～11、-20、-30、-40、-50、-99のそれぞれの一部を統合)</p> <p>新設 (旧042の一部)</p> <p>新設 (旧042-10、-20、-30、-40のそれぞれの一部を統合)</p> <p>新設 (旧036、039、043、049のそれぞれの一部を統合)</p> <p>新設 (旧043-10、-20、-30、-99のそれぞれの一部を統合)</p> <p>新設 (旧036-20、-30、-99、039-10、049-10～99のそれぞれの一部を統合)</p> <p>新設 (旧025、03、04のそれぞれの一部を統合)</p> <p>新設 (旧025の一部)</p> <p>新設 (旧025-10～12、-20、-99のそれぞれの一部を統合)</p> <p>新設 (旧034、035のそれぞれの一部を統合)</p> <p>新設 (旧034-10、-20～22、-30～31、-99、035-10のそれぞれの一部を統合)</p> <p>新設 (旧034-99の一部)</p>
<p><b>08 製造技術者</b></p> <p><b>081 食品製造技術者</b></p> <p>食品製造技術者</p> <p><b>082 電気・電子・電気通信製造技術者</b></p> <p>(通信ネットワーク技術者を除く)</p> <p>電気・電子・電気通信機器生産技術者</p> <p>電気工事技術者</p>	<p>081 (新071-01、081-01へ)</p> <p>082 (新071-01、081-01へ)</p>	<p>新設 (旧025、03、04のそれぞれの一部を統合)</p> <p>新設 (旧025の一部)</p> <p>新設 (旧025-10～12、-20、-99のそれぞれの一部を統合)</p> <p>新設 (旧034、035のそれぞれの一部を統合)</p> <p>新設 (旧034-10、-20～22、-30～31、-99、035-10のそれぞれの一部を統合)</p> <p>新設 (旧034-99の一部)</p>

新分類 (2011年改訂)	旧分類 (1999年改訂)	備考
<p>082-99 他に分類されない電子・電気・電気通信製造技術者 (通信ネットワークを除く)</p> <p><b>083 機械製造技術者</b> 機械生産技術者 他に分類されない機械製造技術者</p> <p><b>084 自動車製造技術者</b> 自動車生産技術者 他に分類されない自動車製造技術者</p> <p><b>085 輸送用機器製造技術者 (自動車を除く)</b> 輸送用機器製造技術者 (自動車を除く)</p> <p><b>086 金属製錬・材料製造技術者</b> 金属製錬・材料製造技術者</p> <p><b>087 化学品製造技術者</b> 化学品生産技術者 分析化学技術者</p> <p>087-99 他に分類されない化学品製造技術者</p> <p><b>089 その他の製造技術者</b> 089-01 薬業製品製造技術者 089-99 他に分類されない製造技術者</p>		<p>新設 (旧034-10、-20～-22、-30～-31、-99、035-10のそれぞれの一部を統合)</p> <p>新設 (旧031の一部)</p> <p>新設 (旧031-10～-12、-30、-40のそれぞれの一部を統合)</p> <p>新設 (旧031-10～-12、-30、-40のそれぞれの一部を統合)</p> <p>新設 (旧031-20の一部)</p> <p>新設 (旧031-20の一部)</p> <p>新設 (旧031-20の一部)</p> <p>新設 (旧032、033、039のそれぞれの一部を統合)</p> <p>新設 (旧032-10、033-10、039-10のそれぞれの一部を統合)</p> <p>新設 (旧041の一部)</p> <p>新設 (旧041-10～-11、-20、-30、-40、-50、-99のそれぞれの一部を統合)</p> <p>新設 (旧042の一部)</p> <p>新設 (旧042-10、-20、-30、-40のそれぞれの一部を統合)</p> <p>移設 (旧042-50)</p> <p>新設 (旧042-10、-20、-30、-40のそれぞれの一部を統合)</p> <p>新設 (旧036、039、043、049のそれぞれの一部を統合)</p> <p>新設 (旧043-10、-20、-30、-99のそれぞれの一部を統合)</p> <p>新設 (旧036-10～-99、039-10、049-10～-99のそれぞれの一部を統合)</p>
<p><b>03 機械・電気技術者</b></p> <p><b>031 機械技術者</b> 一般機械技術者 031-10 031-11 原動機技術者 031-12 工作機械技術者 031-20 自動車技術者 031-30 精密機械技術者 031-40 プラント技術者</p> <p><b>032 航空機技術者</b> 032-10 航空機技術者</p> <p><b>033 造船技術者</b> 033-10 造船技術者</p> <p><b>034 電気技術者</b> 034-10 強電技術者 034-20 弱電技術者 034-21 電子機器技術者 034-22 半導体技術者 034-30 電気装置技術者 034-31 発送電装置技術者 034-99 他に分類されない電気技術者</p> <p><b>035 電気通信技術者</b> 035-10 電気通信技術者</p> <p><b>036 原子力技術者</b> 036-10 放射性物質製造技術者 036-20 原子炉技術者 036-30 放射線利用機器技術者 036-40 放射線安全管理技術者</p>	<p>廃止 (新07、08～)</p> <p>廃止 (新073、074、083、084～)</p> <p>廃止 (新073-01・-99、083-01・-99～)</p> <p>廃止 (新073-01・-99、083-01・-99～)</p> <p>廃止 (新073-01・-99、083-01・-99～)</p> <p>廃止 (新073-01・-99、083-01・-99～)</p> <p>廃止 (新073-01・-99、083-01・-99～)</p> <p>廃止 (新073-01・-99、083-01・-99～)</p> <p>廃止 (新073-01・-99、083-01・-99～)</p> <p>廃止 (新075、085～)</p> <p>廃止 (新075-01、085-01～)</p> <p>廃止 (新075、085～)</p> <p>廃止 (新075-01、085-01～)</p> <p>廃止 (新072、082～)</p> <p>廃止 (新072-01・-99、082-01・-99～)</p> <p>廃止 (新072-01・-99、082-01・-99～)</p> <p>廃止 (新072-01・-99、082-01・-99～)</p> <p>廃止 (新072-01・-99、082-01・-99～)</p> <p>廃止 (新072-01・-99、082-01・-99～)</p> <p>廃止 (新072-01・-99、082-01・-99～)</p> <p>廃止 (新072-01・-99、082-01・-99～)</p> <p>廃止 (新072、082～)</p> <p>廃止 (新072-01・-99、082-01・-99～)</p> <p>廃止 (新079、089～)</p> <p>廃止 (新089-99～)</p> <p>廃止 (新079-99、089-99～)</p> <p>廃止 (新079-99、089-99～)</p> <p>廃止 (新089-99～)</p>	

新分類 (2011年改訂)	旧分類 (1999年改訂)	備考
	036-99 他に分類されない原子力技術者	廃止 (新079-99, 089-99へ)
	<b>039</b> <b>その他の機械・電気技術者</b>	廃止 (新075, 079, 085, 089へ)
	039-10 その他の機械・電気技術者	廃止 (新075-01, 079-99, 085-01, 089-99へ)
	<b>04</b> <b>鉱工業技術者 (機械・電気技術者を除く)</b>	廃止 (新07, 08へ)
	<b>041</b> <b>金属製錬・材料技術者</b>	廃止 (新076, 086へ)
	041-10 金属製錬技術者	廃止 (新076-01, 086-01へ)
	041-11 電気精錬技術者	廃止 (新076-01, 086-01へ)
	041-20 鋳造技術者	廃止 (新076-01, 086-01へ)
	041-30 鍛造技術者	廃止 (新076-01, 086-01へ)
	041-40 圧延技術者	廃止 (新076-01, 086-01へ)
	041-50 合金技術者	廃止 (新076-01, 086-01へ)
	041-99 他に分類されない金属製錬・材料技術者	廃止 (新076-01, 086-01へ)
	<b>042</b> <b>化学技術者</b>	廃止 (新077, 087へ)
	042-10 有機化学技術者 (高分子化学を除く)	廃止 (新077-01, 087-01・99へ)
	042-20 無機化学技術者 (高分子化学を除く)	廃止 (新077-01, 087-01・99へ)
	042-30 高分子化学技術者	廃止 (新077-01, 087-01・99へ)
	042-40 バイオケミカル技術者	廃止 (新077-01, 087-01・99へ)
	042-50 分析化学技術者	廃止 (新087-02へ)
	<b>043</b> <b>窯業技術者</b>	廃止 (新079, 089へ)
	043-10 普通陶磁器技術者	廃止 (新079-01, 089-01へ)
	043-20 ファイレンセラミックス製造技術者	廃止 (新079-01, 089-01へ)
	043-30 ガラス技術者	廃止 (新079-01, 089-01へ)
	043-99 他に分類されない窯業技術者	廃止 (新079-01, 089-01へ)
	<b>049</b> <b>その他の鉱工業技術者</b>	廃止 (新079, 089へ)
	049-10 鉱山技術者	廃止 (新079-99, 089-99へ)
	049-11 探鉱技術者	廃止 (新079-99, 089-99へ)
	049-12 採鉱技術者	廃止 (新079-99, 089-99へ)
	049-13 鉱山保安技術者	廃止 (新079-99, 089-99へ)
	049-20 製糸・紡織技術者	廃止 (新089-99へ)
	049-21 製糸技術者	廃止 (新079-99, 089-99へ)
	049-22 紡織技術者	廃止 (新079-99, 089-99へ)
	049-23 織布技術者	廃止 (新079-99, 089-99へ)
	049-24 ネット技術者	廃止 (新079-99, 089-99へ)
	049-25 染色技術者	廃止 (新079-99, 089-99へ)
	049-99 他に分類されない鉱工業技術者	廃止 (新079-99, 089-99へ)
	<b>05</b> <b>建築・土木・測量技術者</b>	
	<b>051</b> <b>建築技術者</b>	廃止 (新091-99へ)
	051-10 建築技術者	改称
	051-11 建築設計技術者	新設 (旧051-10)
	051-12 工事監理技術者	新設 (旧052-10、-20、-30、-40、-99のそれぞれの一部を統合)
	<b>052</b> <b>土木技術者</b>	新設 (旧052-99の一部)
	052-10 道路技術者	新設 (旧052-10、-20、-30、-40、-99のそれぞれの一部を統合)
	052-20 橋りょう技術者	廃止 (新092-01、-99へ)
	<b>09</b> <b>建築・土木・測量技術者</b>	
	<b>091</b> <b>建築技術者</b>	
	091-01 建築設計技術者	
	091-02 建築工事監督	
	091-99 他に分類されない建築技術者	
	<b>092</b> <b>土木技術者</b>	
	092-01 土木設計技術者	
	092-02 土木工事監督	
	092-99 他に分類されない土木技術者	

新分類 (2011年改訂)	旧分類 (1999年改訂)	備考
093 測量技術者 093-01 測量士 093-98 測量士補	052-30 測量技術者 052-40 河川技術者 052-99 他に分類されない土木技術者 053 測量技術者 053-10 測量士 053-11 航空写真測量技術者 053-12 水路測量技術者 053-98 測量士補	(新092-01、-99へ) 廃止 (新092-01、-99へ) 廃止 (新092-01、-02、-99へ) 廃止 (新093-01へ) 廃止 (新093-01へ)
10 情報処理・通信技術者		新設(旧06と035の一部を統合)
101 システムコンサルタント		新設 (旧061の一部)
101-01 システムコンサルタント		新設 (旧061-10の一部)
102 システム設計技術者		新設 (旧061の一部)
102-01 システム設計技術者		新設 (旧061-10の一部、061-11を統合)
103 情報処理プロジェクマネージャ		新設 (旧061の一部)
103-01 情報処理プロジェクマネージャ		新設 (旧061-10の一部)
104 ソフトウェア開発技術者		新設 (旧061の一部)
104-01 ソフトウェア開発技術者 (WEB・オープン系)		新設 (旧061-10の一部)
104-02 ソフトウェア開発技術者 (組み込み・制御系)		新設 (旧061-10の一部)
104-03 ソフトウェア開発技術者 (汎用機系)		新設 (旧061-10の一部)
104-04 プログラマー		(旧062-10)
104-99 他に分類されないソフトウェア開発技術者		新設 (旧061-10の一部)
105 システム運用管理者		新設 (旧061の一部)
105-01 システム運用管理者		新設 (旧061-10の一部)
106 通信ネットワーク技術者		新設 (旧061、035の一部)
106-01 通信ネットワーク技術者		新設 (旧035-10、061-10のそれぞれの一部)
109 その他の情報処理・通信技術者		新設 (旧061の一部)
109-99 その他の情報処理・通信技術者		新設 (旧061-10の一部)
11 その他の技術者		
119 その他の技術者		
119-01 労働安全衛生技術者		廃止 (新119-99へ)
119-02 環境衛生技術者		廃止 (新119-99へ)
119-99 他に分類されない技術者		廃止 (新119-99へ)
12 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師		
121 医師		新設 (旧071-10～12、-99を統合)
121-01 医師		廃止 (新119-99へ)
122 歯科医師		廃止 (新119-99へ)
06 情報処理技術者		廃止 (新10へ)
061 システムエンジニア		廃止 (新101、102、103、104、105、106、109へ)
061-10 システムエンジニア		廃止 (新101-01、102-01、103-01、104-01～99、105-01、106-01、109-99へ)
061-11 システムアナリスト		廃止 (新102-01へ)
062 プログラマー		廃止 (新104へ)
062-10 プログラマー		廃止 (新104-04へ)
07 その他の技術者		
071 その他の技術者		
071-10 生産工学技術者		廃止 (新119-99へ)
071-11 生産・事務組織管理技術者		廃止 (新119-99へ)
071-12 品質管理技術者		廃止 (新119-99へ)
071-20 労働安全衛生技術者		
071-30 環境衛生技術者		
071-99 他に分類されないその他の技術者		
08 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師		
081 医師		
081-10 医師		
082 歯科医師		



新分類 (2011年改訂)	旧分類 (1999年改訂)	備考
122-01 123 123-01 124 124-01 124-02 124-99	歯科医師 獣医師 獣医師 薬剤師 薬剤師 (調剤) 薬剤師 (医薬品販売) 他に分類されない薬剤師	(旧084-10の一部) 新設 (旧084-10の一部) 新設 (旧084-10の一部)
13	保健師、助産師、看護師	
131 131-01 132 132-01 133 133-01 133-02	保健師 保健師 助産師 助産師 看護師、准看護師 看護師 准看護師	改称 改称 改称 改称 改称 改称 改称
14	医療技術者	
141 141-01 142 142-01 143 143-01 144 144-01 145 145-01 146 146-01 146-02 147 147-01 148 148-01	診療放射線技師 診療放射線技師 臨床工学技士 臨床工学技士 臨床検査技師 臨床検査技師 理学療法士 理学療法士 作業療法士 作業療法士 視能訓練士、言語聴覚士 視能訓練士 言語聴覚士 歯科衛生士 歯科衛生士 歯科技士 歯科技士	配列の変更 (旧106) 配列の変更 (旧106-10) 改称 廃止 (新143-01へ) 新設 (旧103の一部) 廃止 (新144、145へ) 新設 (旧103の一部) 配列の変更 (旧107) 配列の変更 (旧107-10) 配列の変更 (旧107-20) 配列の変更 (新142) 配列の変更 (新142-01) 配列の変更 (新146) 配列の変更 (新146-01) 配列の変更 (新146-02)
15	その他の保健医療の職業	
151 151-01 151-02 152	栄養士、管理栄養士 栄養士 管理栄養士 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師	改称 新設 (旧111-10の一部) 新設 (旧111-10の一部) 新設 (旧112の一部) 廃止(新152、153へ)
109	保健婦 (士)、助産婦、看護婦 (士)	
091 091-10 092 092-10 093 093-10 093-20	保健婦・保健士 保健婦・保健士 助産婦 助産婦 看護婦・看護士 看護婦 (士) 准看護婦 (士)	
10	医療技術者	
101 101-10 102 102-10 102-20 103 103-10 103-20 104 104-10 105 105-10 106 106-10 107 107-10 107-20	診療放射線技師 診療放射線技師 臨床検査技師、衛生検査技師 臨床検査技師 衛生検査技師 理学療法士、作業療法士 理学療法士 作業療法士 歯科衛生士 歯科衛生士 歯科技士 歯科技士 臨床工学技士 臨床工学技士 視能訓練士、言語聴覚士 視能訓練士 言語聴覚士	
11	その他の保健医療の職業	
111 111-10 112	栄養士 栄養士 あんまマッサージ指圧師、はり師、きゆう師	

新分類 (2011年改訂)	旧分類 (1999年改訂)	備考
152-01 152-02 152-03 <b>153</b> 153-01 <b>159</b> 159-01	あん摩マッサージ指圧師 はり師 きゆう師 <b>柔道整復師</b> 柔道整復師 <b>他に分類されない保健医療の職業</b> 義肢装具士	改称  新設 (旧112の一部)  廃止 (新159-99～) 廃止 (新159-99～) 廃止 (新159-99～) 廃止 (新159-99～) 廃止 (新159-99～) 廃止 (新371-01、372-01、379-99～)
159-99	他に分類されないその他の保健医療の職業	
<b>16</b>	<b>社会福祉の専門的職業</b>	改称
<b>161</b> 161-01 161-99	<b>福祉相談・指導専門員</b> 福祉相談員 他に分類されない福祉相談・指導専門員	改称 (旧121-10・11の一部、-12) (旧121-10・11の一部、-13) 新設 新設 (新161-01、-99～) 廃止 (新161-01、-99～) 廃止 (新161-01～) 廃止 (新161-99～)
<b>162</b> 162-01 162-02 162-03	<b>福祉施設指導専門員</b> 老人福祉施設指導専門員 障害者福祉施設指導専門員 児童福祉施設指導専門員	新設 (旧122-10の一部) 新設 (旧122-10の一部) 新設 (旧122-10の一部) 廃止 (新162-01、-02、-03～)
<b>163</b> 163-01	<b>保育士</b> 保育士	廃止 (新361～) 廃止 (新361-01～)
<b>169</b> 169-01 169-02 169-99	<b>その他の社会福祉の専門的職業</b> 介護支援専門員 医療ソーシャルワーカー 他に分類されない社会福祉の専門的職業	改称 (旧129-10の一部) (旧129-10の一部) 新設 (旧129-10の一部) 廃止 (新169-01、-02、-99～)
<b>17</b>	<b>法務の職業</b>	
<b>171</b> 171-01 <b>172</b> 172-01 <b>173</b> 173-01 <b>174</b>	<b>裁判官</b> 裁判官 <b>検察官</b> 検察官 <b>弁護士</b> 弁護士 弁理士	新設 (旧131の一部) 廃止 (新171、172、173～)  新設 (旧131の一部)  新設 (旧131の一部) 新設 (旧132の一部) 廃止 (新174、175～)
122-10 <b>123</b> 123-10 <b>124</b> 124-10 <b>129</b>	<b>道整復師</b> あんまマッサージ指圧師 はり師 きゆう師  柔道整復師 <b>他に分類されない保健医療の職業</b> 義肢装具士 医療技術員 医療・薬事・衛生監視員 医療監視員 薬事監視員 食品衛生監視員 看護補助者 他に分類されないその他の保健医療の職業	改称 (旧121-10・11の一部、-12) (旧121-10・11の一部、-13) 新設 新設 (新161-01、-99～) 廃止 (新161-01、-99～) 廃止 (新161-01～) 廃止 (新161-99～)  新設 (旧122-10の一部) 新設 (旧122-10の一部) 新設 (旧122-10の一部) 廃止 (新162-01、-02、-03～)  廃止 (新361～) 廃止 (新361-01～) 改称 (旧129-10の一部) (旧129-10の一部) 新設 (旧129-10の一部) 廃止 (新169-01、-02、-99～)
129-10	その他の社会福祉専門的職業	
<b>13</b>	<b>法務の職業</b>	
<b>131</b> 131-10  131-20  131-30  <b>132</b>	<b>裁判官、検察官、弁護士</b> 裁判官  検察官  弁護士  弁理士、司法書士	新設 (旧131の一部) 廃止 (新171、172、173～)  新設 (旧131の一部)  新設 (旧131の一部) 新設 (旧132の一部) 廃止 (新174、175～)

新分類 (2011年改訂)	旧分類 (1999年改訂)	備考
17401 弁理士 <b>175</b> 司法書士 175-01 司法書士 <b>179</b> その他の法務の職業 179-01 土地家屋調査士	132-10 弁理士 132-20 司法書士 <b>139</b> その他の法務の職業 139-10 公証人 139-20 特許審判官 139-30 海難審判官・理事官 139-40 裁判所書記官 139-50 裁判所調査官 139-60 調停員 139-99 他に分類されない法務の職業	新設 (旧132の一部) 移設 (旧205-20) 廃止 (新179-99へ) 廃止 (新179-99へ) 廃止 (新179-99へ) 廃止 (新179-99へ) 廃止 (新179-99へ) 廃止 (新179-99へ)
179-99 他に分類されない法務の職業		
<b>18</b> 経営・金融・保険の専門的職業	<b>14</b> 経営専門の職業	改称
<b>181</b> 公認会計士	<b>141</b> 公認会計士、税理士 141-10 公認会計士 141-20 会計士補	新設 (旧141の一部) 廃止 (新181、182へ)
181-01 公認会計士		
<b>182</b> 税理士	141-30 税理士	廃止 (新181-01へ) 新設 (旧141の一部)
182-01 税理士		
<b>183</b> 社会保険労務士	<b>142</b> 社会保険労務士	新設 (旧209の一部) 新設 (旧209-99の一部)
183-01 社会保険労務士	142-10 社会保険労務士	改称 (旧149-10、149-99の一部を統合) 新設 (新189-01へ)
<b>184</b> 金融・保険専門職		
184-01 金融・保険専門職		
<b>189</b> その他の経営・金融・保険の専門的職業	<b>149</b> その他の経営専門の職業	
189-01 経営コンサルタント	149-10 中小企業診断士 149-99 他に分類されない経営専門の職業	
189-99 他に分類されない経営・金融・保険の専門的職業		
<b>19</b> 教育の職業	<b>15</b> 教育の職業	
<b>191</b> 幼稚園教員	<b>151</b> 幼稚園教員	廃止(新191-01へ)
191-01 幼稚園教員	151-10 幼稚園教員 151-11 幼稚園園長	
<b>192</b> 小学校教員	<b>152</b> 小学校教員	廃止 (新192-01へ) 廃止 (新192-01へ) 廃止 (新192-01へ)
192-01 小学校教員	152-10 小学校教員 152-11 小学校校長 152-12 小学校教頭 152-13 小学校養護教諭	
<b>193</b> 中学校教員	<b>153</b> 中学校教員	廃止 (新193-01へ) 廃止 (新193-01へ) 廃止 (新193-01へ)
193-01 中学校教員	153-10 中学校教員 153-11 中学校校長 153-12 中学校教頭 153-13 中学校養護教諭	
<b>194</b> 高等学校教員	<b>154</b> 高等学校教員	廃止 (新194-01へ) 廃止 (新194-01へ) 廃止 (新194-01へ) 新設
194-01 高等学校教員	154-10 高等学校教員 154-11 高等学校校長 154-12 高等学校教頭 154-13 高等学校養護教諭	
<b>195</b> 中等教育学校教員		

新分類 (2011年改訂)	旧分類 (1999年改訂)	備考
195-01 中等教育学校教員		新設
196 特別支援学校教員		旧157の改称、配列の変更
196-01 特別支援学校教員		新設 (旧157-10～12、-20～22を統合)
197 高等専門学校教員	高等専門学校教員	
197-01 高等専門学校教員	高等専門学校校長	(新197-01へ)
	高等専門学校助手	(新197-01へ)
198 大学教員	大学教員	
198-01 大学教員	大学教員	
	学長	(新198-01へ)
	大学教授	(新198-01へ)
	大学助教授	(新198-01へ)
	大学講師	(新198-01へ)
	大学助手	(新198-01へ)
157 盲学校・ろう学校・養護学校教員	盲学校・ろう学校教員	(新196へ)
157-10 盲学校・ろう学校教員	盲学校・ろう学校校長・園長	(新196-01へ)
157-11 盲学校・ろう学校教員	盲学校・ろう学校教頭	(新196-01へ)
157-12 盲学校・ろう学校教員	養護学校教員	(新196-01へ)
157-20 養護学校教員	養護学校校長・園長	(新196-01へ)
157-21 養護学校教員	養護学校教頭	(新196-01へ)
157-22 養護学校教員	養護学校教員	(新196-01へ)
159 その他の教育の職業	その他の教育の職業	
159-01 専修学校教員	専修学校教員	
159-02 各種学校教員	各種学校教員	
159-03 職業訓練指導員	職業訓練指導員	
159-04 研修施設教員	研修施設教員	
159-50 きょう正指導員	きょう正指導員	(新199-99へ)
159-99 他に分類されない教育の職業	他に分類されない教育の職業	(新199-99へ)
20 宗教家	宗教家	
201 宗教家	宗教家	
201-01 宗教家	宗教家	(新201-01へ)
	神職	(新201-01へ)
	仏教僧侶	(新201-01へ)
	キリスト教聖職者	(新201-01へ)
21 著述家、記者、編集者	文芸家、記者、編集者	改称
211 著述家	文芸家、著述家	改称
211-01 文芸家	文芸作家	改称
	脚本家	(新211-99へ)
	評論家	(新211-99へ)
	翻訳家	(新211-99へ)
211-02 翻訳家	コピーライター	
211-03 コピーライター	他に分類されない著述家	
211-99 他に分類されない著述家	他に分類されない文芸家、著述家	
212 記者	記者、編集者	改称
212-01 新聞・放送記者	記者、編集者	(旧172の一部)
212-02 雑誌記者	記者、編集者	(新212、213へ)
211-04 テクニカルライター	記者、編集者	(旧172-11、-12、-21を統合)
	記者、編集者	(旧172-31の一部)
	記者、編集者	(旧172-99の一部)

新分類 (2011年改訂)	旧分類 (1999年改訂)	備考
212-99 他に分類されない記者 <b>213 編集者</b> 213-01 新聞・雑誌・図書編集者 213-99 他に分類されない編集者	172-10 新聞記者・編集員 172-11 新聞記者 172-12 新聞論説員 172-13 新聞編集員 172-20 放送記者・番組編成員 172-21 放送記者 172-22 番組編成員 172-30 雑誌記者・図書編集者 172-31 雑誌記者・編集者 172-32 図書編集者 172-99 他に分類されない記者、編集者	新設 (旧172-10・20・30・99のそれぞれ一部) 新設 (旧172の一部分) 新設 (旧172-13、-31の一部、-32を統合) 新設 (旧172-10・20・30・99のそれぞれ一部、-22) 廃止 (新212-99、213-99へ) 廃止 (新212-01へ) 廃止 (新212-01へ) 廃止 (新213-01へ) 廃止 (新212-99、213-99へ) 廃止 (新212-01へ) 廃止 (新213-99へ) 廃止 (新212-99、213-99へ) 廃止 (新212-02、213-01へ) 廃止 (新213-01へ) 廃止 (新212-99、213-99へ)
<b>22 美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者</b> <b>221 彫刻家</b> 221-01 彫刻家 <b>222 画家、書家、漫画家</b> 222-01 画家、書家  222-02 漫画家、イラストレーター  <b>223 工芸美術家</b> 223-01 工芸美術家 <b>224 デザイナー</b> 224-01 グラフィックデザイナー 224-02 ウェブデザイナー 224-03 デイスプレーデザイナー 224-04 工業デザイナー 224-05 インテリアデザイナー 224-06 服飾デザイナー  224-99 他に分類されないデザイナー <b>225 写真家、映像撮影者</b> 225-01 写真家  225-02 映像撮影者	<b>18 美術家、デザイナー、写真家</b> <b>181 彫刻家</b> 181-10 彫刻家 <b>182 画家、書家</b> 182-10 画家 182-11 日本画家 182-12 洋画家 182-13 版画家 182-20 書家 182-30 漫画家、イラストレーター 182-99 他に分類されない画家、書家 <b>183 工芸美術家</b> 183-10 工芸美術家 <b>184 デザイナー</b> 184-10 商業デザイナー 184-11 グラフィックデザイナー  184-12 デイスプレーデザイナー 184-20 工業デザイナー 184-30 インテリアデザイナー 184-40 服飾デザイナー 184-41 テキスタイルデザイナー 184-99 他に分類されないデザイナー <b>185 写真家</b> 185-10 営業写真家 185-20 カメラマン 185-21 商業カメラマン 185-22 報道カメラマン  185-30 映画カメラマン	改称 項目名の変更 新設 (旧182-10～13、-20、-99を統合) 廃止 (新222-01へ) 廃止 (新222-01へ) 廃止 (新222-01へ) 廃止 (新222-01へ) 廃止 (新222-01へ) 廃止 (新222-01へ) 廃止 (新224-99へ) 新設 (旧184-99の一部)  廃止 (新224-06へ)  改称 新設 (旧185-10、-20～22を統合) 廃止 (新225-01へ) 廃止 (新225-01へ) 廃止 (新225-01へ) 廃止 (新225-01へ) 新設 (旧185-30～31、-40を統合) 廃止 (新225-02へ)

新分類 (2011年改訂)		旧分類 (1999年改訂)		備考
225-98	写真家助手、映像撮影者助手	185-31	動画カメラマン	廃止 (新225-02へ)
231	音楽家、舞台芸術家	185-40	テレビカメラマン	廃止 (新225-02へ)
231-01	音楽家	185-98	写真家助手	改称
<b>23</b>	<b>音楽家、舞台芸術家</b>	<b>19</b>	<b>音楽家、舞台芸術家</b>	
231-01	音楽家	191	音楽家	新設 (旧191-10、-20、-30、-40、-50を統合)
232	舞踊家	191-10	作曲家	廃止 (新231-01へ)
232-01	舞踊家	191-20	指揮者	廃止 (新231-01へ)
233	俳優	191-30	演奏家	廃止 (新231-01へ)
233-01	俳優	191-40	歌手	廃止 (新231-01へ)
		191-50	邦楽師	廃止 (新231-01へ)
<b>232</b>	<b>舞踊家</b>	<b>192</b>	<b>舞踊家</b>	
232-01	舞踊家	192-10	日本舞踊家	新設 (旧192-10、-20、-99を統合)
233	俳優	192-20	洋舞踊家	廃止 (新232-01へ)
233-01	俳優	192-99	他に分類されない舞踊家	廃止 (新232-01へ)
<b>233</b>	<b>俳優</b>	<b>193</b>	<b>俳優</b>	
233-01	俳優	193-10	舞台俳優	新設 (旧193-10～12、-20、-30、-99を統合)
234	プロデューサー、演出家	193-11	歌舞伎俳優	廃止 (新233-01へ)
234-01	プロデューサー	193-12	能師・狂言師	廃止 (新233-01へ)
234-02	演出家	193-20	テレビ・映画俳優	廃止 (新233-01へ)
235	演芸家	193-30	声優	廃止 (新233-01へ)
235-01	演芸家	193-99	他に分類されない俳優	廃止 (新233-01へ)
<b>24</b>	<b>その他の専門的職業</b>	<b>194</b>	<b>プロデューサー、演出家</b>	
241	図書館司書	194-10	プロデューサー	廃止 (新234-02へ)
241-01	図書館司書	194-20	演出家	廃止 (新234-02へ)
242	学芸員	194-21	舞台演出家	廃止 (新234-01、-02へ)
242-01	学芸員	194-22	映画監督	新設 (旧195-10、-20、-30、-40、-50、-60、-99を統合)
243	カウンセラー (医療・福祉施設を除く)	194-99	他に分類されないプロデューサー、演出家	廃止 (新235-01へ)
243-01	学生カウンセラー	<b>195</b>	<b>演芸家</b>	
		195-10	講談師、浪曲師	廃止 (新235-01へ)
		195-20	落語家、漫才師	廃止 (新235-01へ)
		195-30	奇術師	廃止 (新235-01へ)
		195-40	人形使い	廃止 (新235-01へ)
		195-50	コメディアン	廃止 (新235-01へ)
		195-60	曲芸師	廃止 (新235-01へ)
		195-99	他に分類されない演芸家	廃止 (新235-01へ)
<b>20</b>	<b>その他の専門的職業</b>	<b>201</b>	<b>カウンセラー</b>	
241	図書館司書	201-10	カウンセラー	新設 (旧209-60を移設)
241-01	図書館司書	201-11	学生カウンセラー	改称 (旧209-99の一部)
242	学芸員			新設 (旧209-99の一部)
242-01	学芸員			改称 (旧209-99の一部)
243	カウンセラー (医療・福祉施設を除く)			廃止 (新243-99へ)
243-01	学生カウンセラー			

新分類 (2011年改訂)	旧分類 (1999年改訂)	備考
243-02 職場カウンセラー	201-12 職場カウンセラー	新設 (旧201-10)
243-03 職業相談員	201-13 職業相談員	
243-99 他に分類されないカウンセラー (医療・福祉施設を除く)		
<b>244 個人教師</b>	<b>個人教師</b>	
244-01 教科学習補習教師	学習個人教師	新設 (旧202-10の一部)
244-02 パソコン教室教師	技芸個人教師	新設 (旧202-99の一部)
	スポーツ個人教師	廃止 (新244-01、-99へ)
244-03 スポーツ個人教師	他に分類されない個人教師	廃止 (新244-99へ)
244-99 他に分類されない個人教師	<b>職業スポーツ家</b>	
<b>245 職業スポーツ家</b>	<b>職業スポーツ家</b>	
245-01 職業スポーツ家	競技者	新設 (旧203-10、-20、-30、-99を統合)
	監督・コーチ	廃止 (新245-01へ)
	スポーツ審判員	廃止 (新245-01へ)
	他に分類されない職業スポーツ家	廃止 (新245-01へ)
	<b>監督的専門公務員</b>	廃止 (新249へ)
	監督的専門公務員	廃止 (新249-99へ)
	労働基準監督官	廃止 (新249-99へ)
	船員労働官	廃止 (新249-99へ)
	船舶監督官	廃止 (新249-99へ)
	建築調査員	廃止 (新249-99へ)
	輸出品検査員	廃止 (新249-99へ)
	特許審査官	廃止 (新249-99へ)
	国税調査官	廃止 (新249-99へ)
	電波監視官	廃止 (新249-99へ)
<b>205 行政書士、土地家屋調査士、不動産鑑定士</b>	<b>行政書士、土地家屋調査士、不動産鑑定士</b>	
205-10 行政書士	行政書士	廃止 (新179、249へ)
205-20 土地家屋調査士	土地家屋調査士	廃止 (新249-01へ)
205-30 不動産鑑定士	不動産鑑定士	廃止 (新249-02へ)
	<b>通信機器操作員</b>	新設 (旧501、502を統合・移設)
<b>246 通信機器操作員</b>	<b>通信機器操作員</b>	
246-01 無線通信員	無線通信員	新設 (旧501-10～12を統合・移設)
246-02 無線技術員	無線技術員	新設 (旧501-20～23、-30を統合・移設)
246-03 有線通信員	有線通信員	新設 (旧502-10、-20～21を統合・移設)
246-99 他に分類されない通信機器操作員	他に分類されない通信機器操作員	新設 (旧501-10、-99を移設)
<b>249 他に分類されない専門的職業</b>	<b>他に分類されない専門的職業</b>	
249-01 行政書士	行政書士	移設 (旧205-10)
249-02 不動産鑑定士	不動産鑑定士	移設 (旧205-30)
249-03 ラジオ・テレビアウンサー	ラジオ・テレビアウンサー	
249-04 通訳	通訳	
249-05 速記者	速記者	
249-06 調律師	調律師	移設 (旧311-10)
	調律師	
249-07 調教師	調教師	廃止 (新249-99へ)
249-08 通関士	通関士	新設(旧209-99の一部)
	司書	移設・改称 (新241-01へ)

新分類 (2011年改訂)		旧分類 (1999年改訂)		備考
249-99	他に分類されないその他の専門的職業	209-70	社会教育主事	廃止 (新249-99へ)
<b>C</b>	<b>事務的職業</b>	209-99	他に分類されないその他の専門的職業	
<b>25</b>	<b>一般事務の職業</b>	<b>C</b>	<b>事務的職業</b>	
<b>251</b>	<b>総務事務員</b>	<b>25</b>	<b>一般事務の職業</b>	
251-01	総務事務員	<b>251</b>	<b>総務事務員</b>	(旧251の一部) 廃止 (新251、252へ)
<b>252</b>	<b>人事事務員</b>	251-10	総務事務員	
252-01	人事係事務員	251-11	人事係事務員	(旧251の一部) 新設
252-02	教育・研修係事務員	251-12	文書係事務員	移設・改称 (旧252-13)
<b>253</b>	<b>企画・調査事務員</b>	251-13	広報係事務員	廃止 (新251-01へ)
253-01	企画係事務員 (商品企画を除く)	<b>252</b>	<b>企画・調査事務員</b>	廃止 (新251-01へ)
253-02	商品企画事務員	252-10	企画事務員	集約 (新252-10、-12)
253-03	調査事務員	252-11	商品企画事務員	廃止 (新253-01へ)
<b>254</b>	<b>受付・案内事務員</b>	252-12	資材計画係事務員	廃止 (新253-01へ)
254-01	会社・団体受付係	252-13	教育・研修企画事務員	移設・改称 (新252-02へ)
254-99	他に分類されない受付・案内事務員	252-20	調査事務員	
<b>255</b>	<b>秘書</b>	<b>253</b>	<b>受付・案内事務員</b>	
255-01	秘書	253-10	受付・案内事務員	新設 (旧253-10の一部)
<b>256</b>	<b>電話応接事務員</b>	<b>254</b>	<b>秘書</b>	新設 (旧253-10の一部)
256-01	電話交換手	254-10	秘書	廃止 (新254-01、-99、404-01へ)
256-02	コールセンターオペレーター			
256-03	テレフォンポインター			
256-99	他に分類されない電話応接事務員			
<b>257</b>	<b>総合事務員</b>	<b>255</b>	<b>一般事務員</b>	
257-01	総合事務員	255-10	一般事務員	(旧289、503のそれぞれ一部) 移設 (旧503-10～13を集約)
257-97	事務補助員	255-97	事務補助員	新設 (旧289-20、-99のそれぞれ一部)
<b>258</b>	<b>医療・介護事務員</b>			
258-01	医療事務員			
258-02	介護事務員			
<b>259</b>	<b>その他の一般事務の職業</b>	<b>259</b>	<b>その他の一般事務の職業</b>	
259-01	通信販売受付事務員 (電話を除く)	259-10	法律行政事務員	新設 (旧259-20、259-99の一部を統合)
259-02	診療情報管理係事務員	259-11	戸籍事務員	移設 (旧259-20)
		259-12	登記事務員	新設 (旧259-99の一部)
		259-13	特許書記	廃止 (新259-99へ)
		259-14	著作権係事務員	廃止 (新259-99へ)
		259-20	医療事務員	廃止 (新259-99へ)
		259-30	船舶パーサー	移設 (新258-01へ)
259-99	他に分類されない一般事務の職業	259-99	他に分類されない一般事務の職業	廃止 (新259-99へ)



新分類 (2011年改訂)		旧分類 (1999年改訂)		備考
<b>26</b>	<b>会計事務の職業</b>	<b>26</b>	<b>会計事務の職業</b>	
<b>261</b>	<b>現金出納事務員</b>	<b>261</b>	<b>現金出納事務員</b>	
261-01	現金出納事務員	261-10	現金出納事務員	旧261-10と旧269-10の統合 移設 (新323-01へ)
		261-11	レジ係	廃止 (新261-01へ)
		261-12	支払出納事務員	改称 (旧262-10、-11を集約)
<b>262</b>	<b>銀行等窓口事務員</b>	<b>262</b>	<b>金融機関窓口事務員</b>	
262-01	銀行等窓口事務員	262-10	金融機関窓口事務員	新設 (新262-01へ)
		262-11	預貯金係員	廃止 (新262-01へ)
<b>263</b>	<b>経理事務員</b>	<b>263</b>	<b>予算・経理事務員</b>	
263-01	経理事務員	263-10	予算係事務員	新設 (新263-01へ)
		263-20	会計経理事務員	移設 (新269-01へ)
		263-21	経理事務員	廃止 (新263-01へ)
		263-22	用度係事務員	廃止 (新263-01へ)
		263-30	会計監査係員	移設 (新269-02へ)
<b>269</b>	<b>その他の会計事務の職業</b>	<b>269</b>	<b>その他の会計事務の職業</b>	
269-01	予算係事務員	269-10	徴収事務員	移設 (旧263-10)
269-02	用度係事務員	269-11	関税徴収係員	移設 (旧263-22)
		269-12	徴税係員	廃止 (新261-01へ)
		269-13	社会保険料徴収係員	廃止 (新261-01へ)
		269-14	料金係事務員	廃止 (新261-01へ)
		269-20	原価計算事務員	廃止 (新261-01へ)
269-03	原価計算・見積事務員			改称 (旧263-30など)
269-99	他に分類されない会計事務の職業			新設
<b>27</b>	<b>生産関連事務の職業</b>	<b>27</b>	<b>生産関連事務の職業</b>	
<b>271</b>	<b>生産現場事務員</b>	<b>271</b>	<b>生産現場事務員</b>	
271-01	生産・工程管理事務員	271-10	生産現場事務員	新設 (旧271-10の一部、-11を統合)
		271-11	工程管理事務員	廃止 (新271-01、-99へ)
				廃止 (新271-01へ)
271-99	他に分類されない生産現場事務員	271-12	工場事務員	新設 (旧271-10の一部、-12を統合)
<b>272</b>	<b>出荷・受荷係事務員</b>	<b>272</b>	<b>出荷・受荷係事務員</b>	
272-01	クレーニング等受入係員	272-10	受入係員	新設 (旧272-10～12、339-41～42を統合)
		272-11	クレーニング注文受入事務員	廃止 (新272-01へ)
		272-12	写真DPE注文受入事務員	廃止 (新272-01へ)
		272-20	検収・検品係員	廃止 (新272-01へ)
272-02	検収・検品係員	272-30	保管・管理係員	
272-03	保管・管理係員	272-40	出荷・発送係員	
272-04	出荷・発送係員	272-41	船積出荷係員	
<b>28</b>	<b>営業・販売関連事務の職業</b>	<b>28</b>	<b>営業・販売関連事務の職業</b>	
<b>281</b>	<b>営業・販売事務員</b>	<b>281</b>	<b>営業・販売事務員</b>	
281-01	仕入係事務員	281-10	仕入係事務員	新設 (旧281-20の一部、-21、-22を集約)
281-02	販売係事務員			

新分類 (2011年改訂)	旧分類 (1999年改訂)	備考
281-03 営業事務員 281-04 貿易事務員 281-05 金融・保険事務員	281-20 販売係事務員 281-21 信用調査係員 281-22 サービス係事務員	(新281-02、281-03へ) 廃止 (新281-02へ) 廃止 (新281-02へ) 廃止 新設 改称 (新281-05へ) 廃止 (新281-05へ) 廃止 (新281-05へ) 廃止 (新281-05へ) 廃止 (新281-05へ) 廃止 (新281-05へ) 廃止 (新281-05へ) 廃止 (新281-05へ) 移設 (新256-03へ) 廃止 (新256-02、259-01へ) 改称
289 289-99 その他の営業・販売関連事務の職業	289-10 テレフォンアンテナ 289-20 通信販売受付事務員 289-99 他に分類されない営業・販売関連事務の職業	
<b>29</b>	<b>29</b>	
291 集金人	291 集金人	
292 訪問調査員	291-10 集金人	新設 (旧299の一部) 新設 (旧299-99の一部)
292-01 訪問調査員		
299 その他の外勤事務の職業	299 その他の外勤事務の職業	
299-01 検針員	299 検針員 299-10 検針員 299-11 電気メーター検針員 299-12 ガスメーター検針員 299-13 水道メーター検針員 299-99 他に分類されない外勤事務の職業	(新299-01へ) 廃止 (新299-01へ) 廃止 (新299-01へ) 廃止 (新299-01へ)
299-99 他に分類されない外勤事務の職業		
<b>30</b>	<b>30</b>	
<b>301</b>	<b>301</b>	
301-01 旅客・貨物係事務員	301 旅客・貨物係事務員	改称 新設(旧301-10、-20～-22を統合) 廃止 (新301-01へ)
301-02 有料道路料金収受員	運輸出改札係 有料道路料金収受係員	廃止 (新301-01へ) 廃止 (新301-01へ) 廃止 (新301-01へ)
301-03 貨物受付事務員	旅客係 鉄道旅客係 航空旅客係 貨物受付事務員 小荷物係	廃止 (新301-01へ) 廃止 (新301-01へ) 廃止 (新301-01へ) 廃止 (新301-01へ)
<b>302</b>	<b>302</b>	
302-01 運行管理事務員	運行管理事務員	廃止 (新302-01へ) 廃止 (新302-02、-03へ) 改称 (旧302-22、23を統合) 新設 (新302-03へ) 廃止 (新302-03へ) 廃止 (新302-03へ)
302-02 貨物自動車運行管理事務員	鉄道運行管理事務員 鉄道運転計画事務員 道路運行管理事務員 貨物運送事務員	
302-03 旅客自動車運行管理事務員	旅客自動車運行事務員 配車事務員	
302-04 船舶運航管理事務員	船舶運航管理事務員	

新分類 (2011年改訂)	旧分類 (1999年改訂)	備考
302-05 航空運行管理事務員 <b>303 郵便事務員</b> 303-01 郵便窓口事務員  303-02 郵便内務事務員	302-31 配船・運航計画事務員 302-40 航空運行管理事務員 302-41 航空ディスプレイパッチャー  <b>303 郵便・通信事務員</b> 303-10 郵便・通信窓口事務員 303-11 特殊郵便係員 303-12 小包係員  303-20 郵便・通信内務事務員 303-21 区分整理係員 303-22 継送係員 <b>309 その他の運輸・通信事務の職業</b> 309-10 その他の運輸・通信事務の職業	廃止 (新302-04へ) 廃止 (新302-05へ) 新設 (旧303の一部) 廃止 (新303へ、通信事務員は廃止、電報受付係は259-99へ) 新設 (旧303-10～12を集約) 廃止 (新303-01へ) 廃止 (新303-01へ) 廃止 (新303-01へ) 新設 (旧303-20～22を集約) 廃止 (新303-02へ) 廃止 (新303-02へ) 廃止 (新303-02へ) 廃止 (新301～303へ) 廃止 (新301-01～303-02へ)
<b>31 事務用機器操作の職業</b> <b>311 パーソナルコンピュータ操作員</b> 311-01 パーソナルコンピュータ操作員  <b>312 データ入力係員</b> 312-01 データ入力係員 <b>313 コンピュータ操作員</b> (パーソナルコンピュータを除く) 313-01 コンピュータ操作員 (パーソナルコンピュータを除く) <b>319 その他の事務用機器操作の職業</b> 319-99 その他の事務用機器操作の職業	<b>31 事務用機器操作の職業</b>  <b>311 速記者、タイピスト、ワードプロセッサ操作員</b> 311-10 速記者 311-20 タイピスト 311-21 和文タイピスト 311-22 欧文タイピスト 311-30 ワードプロセッサ操作員 <b>312 キーパンチヤー</b> 312-10 キーパンチヤー <b>313 電子計算機オペレーター</b> 313-10 電子計算機オペレーター  <b>319 その他の事務用機器操作の職業</b> 319-10 その他の事務用機器操作の職業	新設 (旧319の一部) 新設 (旧319-10の一部) 廃止 (新249、319へ) 廃止 (新249-06へ) 廃止 (新319-99へ) 廃止 (新319-99へ) 廃止 (新319-99へ) 廃止 (新319-99へ) 改称 改称 改称 改称
<b>D 販売の職業</b> <b>32 商品販売の職業</b> <b>321 小売店主・店長</b> 321-01 コンビニエンスストア店長 321-02 カソリンスタンド支配人 321-99 他に分類されない小売店主・店長 <b>322 卸売店主・店長</b> 322-01 卸売店主・店長	<b>D 販売の職業</b> <b>32 商品販売の職業</b> <b>321 小売店主・支配人</b> 321-10 小売店主 321-20 小売店支配人 321-21 コンビニエンスストア支配人 321-22 カソリンスタンド支配人  <b>322 卸売店主・支配人</b> 322-10 卸売店主 322-20 卸売店支配人 <b>323 飲食店主・支配人</b> 323-10 飲食店主 323-20 飲食店支配人	改称 廃止 (新321-99へ) 廃止 (新321-99へ) 改称 新設 (旧321-10と-20を統合) 改称 新設 (旧322-10と-20を統合) 廃止 (新322-01へ) 廃止 (新322-01へ) 改称・移設 (新401へ) 廃止 (新401-99へ) 廃止 (新401-99へ)

新分類 (2011年改訂)	旧分類 (1999年改訂)	備考
<b>323 小売店販売員</b> 323-01 レジ係 323-02 百貨店・スーパーマーケット販売店員	323-21 食堂支配人 323-22 喫茶店支配人 323-23 酒場支配人  <b>324 販売店員</b> 324-10 百貨店・スーパー販売店員 324-20 小売店販売員 324-21 衣服・身の回り品販売店員 324-22 飲食料品販売店員 324-23 書籍・文具販売店員 324-24 自動車販売店員 324-25 医薬品・化粧品販売店員 324-26 電気機器販売店員 324-30 コンビニエンスストア店員	(新401-01へ) 廃止 (新401-99へ) 廃止 (新401-99へ) 新設 (旧324-10～-50を統合) 廃止 (新323、324へ) 移設 (旧261-11) 改称 廃止 (新323-99へ) 配列の変更 (新323-04) 配列の変更 (新323-05) 廃止 (新323-99へ) 配列の変更 (新323-06) 配列の変更 (新323-08) 配列の変更 (新323-07) 配列の変更 (旧324-21) 配列の変更 (旧324-22) 配列の変更 (旧324-24) 配列の変更 (旧324-26) 配列の変更 (旧324-25) 廃止(新323-99へ)  新設 (旧324-20、-23、-40を統合) 新設 (旧324-60と-70を統合) 配列の変更 (新324-02) 廃止 (新324-02へ)  配列の変更 (旧324-60)
324-40 駅構内売店販売員 324-50 ガソリンスタンド販売員  324-60 商品実演販売員 324-61 マネキン 324-70 卸売販売員  <b>325 商品訪問・移動販売員</b> 325-10 商品訪問販売員 325-20 移動販売員 325-21 呼売販売員 325-22 娯楽場立売販売員 325-23 列車内販売員 325-30 露店販売員 325-31 露店商 325-32 屋台飲食物販販売員 <b>326 再生资源回収・卸売従事者</b> 326-10 再生资源回収人 326-11 古紙回収人 326-20 再生资源仲買人 326-30 再生资源卸売人 326-31 古紙卸売人 326-32 金属スクラップ卸売人 326-33 ガラスびん卸売人	324-40 駅構内売店販売員 324-50 ガソリンスタンド販売員  324-60 商品実演販売員 324-61 マネキン 324-70 卸売販売員  <b>325 商品訪問・移動販売員</b> 325-10 商品訪問販売員 325-20 移動販売員 325-21 呼売販売員 325-22 娯楽場立売販売員 325-23 列車内販売員 325-30 露店販売員 325-31 露店商 325-32 屋台飲食物販販売員 <b>326 再生资源回収・卸売従事者</b> 326-10 再生资源回収人 326-11 古紙回収人 326-20 再生资源仲買人 326-30 再生资源卸売人 326-31 古紙卸売人 326-32 金属スクラップ卸売人 326-33 ガラスびん卸売人	(新325-02へ) 廃止 (新325-02へ) 廃止 (新325-02へ) 廃止 (新325-02へ) 廃止 (新325-03へ) 廃止 (新325-03へ) 改称 新設 (新326-10～-11、-20、-30～-33を統合) 廃止 (新326-01へ) 廃止 (新326-01へ) 廃止 (新326-01へ) 廃止 (新326-01へ) 廃止 (新326-01へ) 廃止 (新326-01へ) 廃止 (新326-01へ) 廃止 (新326-01へ) 新設 (旧327-10の小分類独立)
<b>327 商品仕入営業員</b>		

新分類 (2011年改訂)		旧分類 (1999年改訂)		備考
327-01	商品仕入営業員	327	商品仕入・販売外交員	廃止 (新327、新34へ)
		327-10	商品仕入外交員	改称
		327-20	商品販売外交員	廃止 (新341～345、349へ)
		327-21	小売外交員	廃止 (新341～345、349へ)
		327-22	卸売外交員	廃止 (新341～345、349へ)
		327-23	新聞拡張員	廃止 (新349-05へ)
		327-30	製造受注外交員	廃止 (新349-03へ)
		327-31	印刷営業員	廃止 (新349-03へ)
<b>33</b>	<b>販売類似の職業</b>	<b>33</b>	<b>販売類似の職業</b>	
<b>331</b>	<b>不動産仲介・売買人</b>	<b>331</b>	<b>不動産仲介・売買人</b>	新設 (旧331の一部)
331-01	不動産仲介・売買人	331-10	不動産仲介・売買人	廃止 (新331、347へ)
<b>332</b>	<b>保険代理人、保険仲立人</b>	<b>332</b>	<b>保険募集人</b>	新設 (旧331-10の一部)
332-01	保険代理人	332-10	保険募集人	廃止 (新331-01、347-01へ)
332-02	保険仲立人	332-11	保険代理店主	新設 (旧332の一部と339-20を統合)
<b>333</b>	<b>有価証券売買・仲立人、金融仲立人</b>	332-12	保険営業員	廃止 (新332、346へ)
333-01	有価証券売買・仲立人	<b>333</b>	<b>有価証券売買仲立人、金融仲立人</b>	新設 (旧332-11)
333-02	金融仲立人	333-10	有価証券売買仲立人	移設 (旧339-20)
<b>334</b>	<b>質屋店主・店員</b>	333-20	金融仲立人	廃止 (新346-03へ)
334-01	質屋店主・店員	<b>334</b>	<b>質屋店主・店員</b>	廃止 (新332-01へ)
		334-10	質屋店主	移設 (新346-03へ)
		334-20	質屋店員	新設 (旧333の一部)
<b>335</b>	<b>サービスイタ外交員</b>	335-10	サービスイタ外交員	廃止 (新333、346へ)
335-11	貯蓄勧誘員	335-11	貯蓄勧誘員	新設 (旧333-10の一部)
335-12	旅行外交員	335-12	旅行外交員	廃止 (新333-01、346-02へ)
335-13	運輸外交員	335-13	運輸外交員	新設 (旧334-10、-20を統合)
335-14	広告外交員	335-14	広告外交員	廃止 (新334-01へ)
335-15	会員勧誘外交員	335-15	会員勧誘外交員	廃止 (新346、349へ)
<b>339</b>	<b>その他の販売類似の職業</b>	<b>339</b>	<b>その他の販売類似の職業</b>	廃止 (新349-99へ)
339-01	商品仲立人	339-10	商品仲立人	改称・移設 (新346-01へ)
339-02	宝くじ等販売人	339-20	保険仲立人	移設 (新349-01へ)
		339-30	宝くじ等販売人	廃止 (新349-99へ)
		339-31	宝くじ販売人	移設 (新349-02へ)
		339-32	車券・馬券・舟券販売人	移設 (新349-02へ)
		339-40	サービスイタ取次人	改称・移設 (新349-04へ)
		339-41	クリーニング取次人	移設 (新332-02へ)
		339-42	D P E取次人	廃止 (新339-02へ)
		339-50	競売人	廃止 (新339-02へ)
339-03	競売人	339-99	他に分類されない販売類似の職業	廃止 (新339-99へ)
339-99	他に分類されない販売類似の職業	339-99	他に分類されない販売類似の職業	廃止 (新272-01へ)

新分類 (2011年改訂)	旧分類 (1999年改訂)	備考
<b>34 営業の職業</b> <b>341 飲食料品販売営業員</b> 飲食料品販売営業員 <b>342 化学品販売営業員 (医薬品を除く)</b> 化学品販売営業員 (医薬品を除く) <b>343 医薬品営業員</b> 医薬品営業員 <b>344 機械器具販売営業員</b> 一般機械器具販売営業員 電気機械器具販売営業員 自動車販売営業員 他に分類されない機械器具販売営業員 <b>345 通信・情報システム営業員</b> 通信営業員 情報システム営業員 <b>346 金融・保険営業員</b> 銀行等渉外係 証券営業員 保険営業員 <b>347 不動産営業員</b> 不動産営業員 <b>349 その他の営業の職業</b> 旅行営業員 広告営業員 製造空注営業員 会員勧誘員 新聞拡張員 他に分類されない営業の職業	<b>E</b> <b>34</b> サービスの職業 <b>341</b> 家庭生活支援サービスの職業 家政婦 (夫)、家事手伝 341-10 家政婦 (夫) 341-20 家事手伝 <b>342</b> ホームヘルパー 342-10 ホームヘルパー <b>349</b> その他の家庭生活支援サービスの職業 349-10 その他の家庭生活支援サービスの職業	(旧327・331・332・333のそれぞれの一部、335) 新設 (旧327の一部) 新設 (旧327-21、-22のそれぞれの一部) 新設 (旧327の一部) 新設 (旧327-21、-22のそれぞれの一部) 新設 (旧327の一部) 新設 (旧327-22の一部) 新設 (旧327の一部) 新設 (旧327-21、-22のそれぞれの一部) 新設 (旧327-21、-22のそれぞれの一部) 新設 (旧327-21の一部) 新設 (旧327-21、-22のそれぞれの一部) 新設 (旧327-21、-22のそれぞれの一部) 新設 (旧327-21、-22のそれぞれの一部) 新設 (旧327-22の一部) 新設 (旧332・333・335のそれぞれの一部) 新設 (旧335-11) 新設 (旧333-10の一部) 移設 (旧332-12) 新設 (旧331の一部) 新設 (旧331-10の一部) 新設 (旧327・335のそれぞれの一部) 改称・移設 (旧335-12) 改称・移設 (旧335-14) 改称・移設 (旧327-30~31) 改称・移設 (旧335-15) 移設 (旧327-23) 新設 (旧327-20~22の一部、335-10の一部、335-13)
<b>35 家庭生活支援サービスの職業</b> <b>351 家政婦 (夫)、家事手伝</b> 家政婦 (夫)、家事手伝 <b>359 その他の家庭生活支援サービスの職業</b> ベビーマッサージ 他に分類されない家庭生活支援サービスの職業	<b>E</b> <b>34</b> サービスの職業 <b>341</b> 家庭生活支援サービスの職業 家政婦 (夫)、家事手伝 341-10 家政婦 (夫) 341-20 家事手伝 <b>342</b> ホームヘルパー 342-10 ホームヘルパー <b>349</b> その他の家庭生活支援サービスの職業 349-10 その他の家庭生活支援サービスの職業	(新351-01へ) 廃止 (新351-01へ) 廃止 (新362へ) 廃止 (新362-01へ) 新設 (旧349-10の一部) 新設 (旧349-10の一部) 廃止 (新359-01、351-99、362-02へ) 新設 (旧124の一部、342、349の一部) 新設 (旧124の一部) 新設 (旧124-10の一部) 新設 (旧342、349の一部) 新設 (旧342-10) 新設 (旧349-10の一部)
<b>36 介護サービスの職業</b> <b>361 施設介護員</b> 施設介護員 <b>362 訪問介護職</b> 訪問介護員 訪問入浴介助員 <b>37 保健医療サービスの職業</b>	<b>36</b> 介護サービスの職業 <b>361</b> 施設介護員 施設介護員 <b>362</b> 訪問介護職 訪問介護員 訪問入浴介助員 <b>37</b> 保健医療サービスの職業	(旧124の一部、342、349の一部) 新設 (旧124の一部) 新設 (旧124-10の一部) 新設 (旧342、349の一部) 新設 (旧342-10) 新設 (旧349-10の一部)

新分類 (2011年改訂)		旧分類 (1999年改訂)	備考
<b>371</b>	<b>看護助手</b>		
371-01	看護助手		(旧119の一部)
<b>372</b>	<b>歯科助手</b>		
372-01	歯科助手		(旧119-40の一部)
<b>379</b>	<b>その他の保健医療サービスの職業</b>		
379-01	動物病院助手		(旧119-40の一部)
379-99	他に分類されない保健医療サービスの職業		(旧119、432のそれぞれの一部)
<b>38</b>	<b>生活衛生サービスの職業</b>	<b>35</b>	<b>生活衛生サービスの職業</b>
<b>381</b>	<b>理容師</b>	<b>351</b>	<b>理容師</b>
381-01	理容師	351-10	理容師
		351-98	理容師見習
<b>382</b>	<b>美容師</b>	<b>352</b>	<b>美容師</b>
382-01	美容師	352-10	美容師
		352-98	美容師見習
<b>383</b>	<b>美容サービスの職</b>	<b>353</b>	<b>着付師、エステティシャン</b>
383-01	着付師	353-10	衣装着付師
383-02	エステティシャン		
		353-20	エステティシャン
383-03	ネイリスト		
383-99	他に分類されない美容サービスの職	353-99	他に分類されない着付師、エステティシャン
<b>384</b>	<b>浴場従事人</b>	<b>354</b>	<b>浴場従事者</b>
384-01	浴場従事人	354-10	浴場従事者
		354-11	浴場主
<b>385</b>	<b>クリーニング職</b>	<b>355</b>	<b>クリーニング工</b>
385-01	クリーニング工	355-10	クリーニング工
		355-11	ドライクリーニング工
		355-12	洗たく工
		355-13	しみ抜き工
		355-14	クリーニング仕上げ工
		355-15	洗たく整理工
385-02	クリーニング仕上げ工		
<b>389</b>	<b>その他の生活衛生サービスの職業</b>	<b>356</b>	<b>洗張工</b>
389-01	洗張職	356-10	洗張工
		356-11	湯通し工
		356-12	湯のし工
389-97	理容師・美容師補助者		
<b>39</b>	<b>飲食物調理の職業</b>	<b>36</b>	<b>飲食物調理の職業</b>
<b>391</b>	<b>調理人</b>	<b>361</b>	<b>調理人</b>
391-01	日本料理調理人	361-10	日本料理調理人
391-02	すし職人	361-11	すし職人
391-03	西洋料理調理人	361-20	西洋料理調理人
391-04	中華料理調理人	361-30	中華料理調理人
391-05	給食調理人	361-40	給食調理人
391-97	調理補助者		
391-98	調理人見習	361-98	調理人見習
391-99	他に分類されない調理人	361-99	他に分類されない調理人

新分類 (2011年改訂)		旧分類 (1999年改訂)		備考
392	バーテンダー	362	バーテンダー	
392-01	バーテンダー	362-10	バーテンダー	
<b>40</b>	<b>接客・給仕の職業</b>	<b>37</b>	<b>接客・給仕の職業</b>	
<b>401</b>	<b>飲食店主・店長</b>			
401-01	レストラン店長			
401-99	他に分類されない飲食店主・店長			
<b>402</b>	<b>旅館・ホテル支配人</b>			
402-01	旅館・ホテル支配人			
<b>403</b>	<b>飲食物給仕係</b>			
403-01	配せん人	<b>371</b>	<b>飲食物給仕人</b>	改称・移設 (旧323)
403-02	ウエイター・ウエイトレス (飲食店ホール係)	371-10	飲食物給仕人	新設 (旧323-21)
403-03	ソムリエ	371-11	配せん (膳) 人	新設 (旧323-10、-20、-22、-23を統合)
<b>404</b>	<b>旅館・ホテル・乗物接客員</b>	371-12	ウエイター・ウエイトレス	改称・配列変更 (旧376)
404-01	旅館・ホテルフロント係	371-13	ソムリエ	改称・配列変更 (旧376-10)
404-02	旅館・ホテル接客係			改称
404-03	旅館・ホテル客室係			廃止 (新403-01、-02へ)
404-04	乗物客室係			改称
<b>405</b>	<b>接客社交係、芸者、ダンサー</b>	<b>372</b>	<b>身の回り世話従事者</b>	改称
405-01	接客社交係	372-10	旅館・ホテル接客係	新設 (旧253の一部と372を統合)
405-02	芸者、ダンサー	372-11	旅館・ホテル案内係	廃止 (新404へ)
		372-12	旅館・ホテル客室係	新設 (旧253-10の一部)
		372-13	旅館・ホテルサービス係	廃止 (新404-02へ)
		372-20	乗物客室給仕人	廃止 (新404-02へ)
		372-21	航空客室乗務員	改称
		372-22	船室係	廃止 (新404-04へ)
				廃止 (新404-04へ)
		<b>373</b>	<b>接客社交係</b>	新設 (旧373、374、399-99の一部を統合)
		373-10	接客社交係	廃止 (新405-01へ)
				旧373の細分類格下げ
		<b>374</b>	<b>芸者</b>	新設 (旧374-10～11、399-99の一部を統合)
		374-10	芸者	廃止 (新405へ)
		374-11	舞妓	廃止 (新405-02へ)
		<b>375</b>	<b>娯楽場等の接客員</b>	廃止 (新405-02へ)
		375-10	娯楽場等支配人	改称
		375-20	娯楽場等接客係	廃止 (新406-02へ)
		375-21	娯楽場出・改札係	廃止 (新406-02へ)
		375-22	座席案内係	新設 (旧375-24～25を統合)
		375-23	娯楽場放送係	廃止 (新406-03へ)
		375-24	遊戯施設係	廃止 (新406-02へ)
		375-25	貸遊具係	廃止 (新406-02へ)
		375-26	スポーツ・クラブハウス係	廃止 (新406-02へ)
		375-27	キャブディ	改称
		<b>376</b>	<b>旅館主・支配人</b>	改称
		376-10	旅館主・支配人	改称・配列変更 (新402へ)
				改称・配列変更 (新402-01へ)
				新設 (旧399の一部)
				新設 (旧399-99の一部)
<b>409</b>	<b>その他の接客・給仕の職業</b>			
409-99	その他の接客・給仕の職業			
<b>41</b>	<b>居住施設・ビル等の管理の職業</b>	<b>38</b>	<b>居住施設・ビル等の管理の職業</b>	
<b>411</b>	<b>マンション・アパート・下宿管理人</b>	<b>381</b>	<b>マンション・アパート・下宿管理人</b>	



新分類 (2011年改訂)		旧分類 (1999年改訂)		備考
411-01	マンション・アパート・下宿管理人	381-10	住宅施設管理人	新設 (旧381-10と20を統合)
412	寄宿舍・寮管理人	381-20	下宿管理人	廃止 (新411-01へ)
412-01	寄宿舍・寮管理人	382	寄宿舍・寮管理人	廃止 (新411-01へ)
413	ビル管理人	382-10	寄宿舍・寮管理人	廃止 (新412-01へ)
413-01	ビル管理人	382-11	寄宿舍世話係	新設 (旧383の一部)
414	駐車場・駐輪場管理人	383	ビル管理人	新設 (旧383-10の一部)
414-01	駐車場・駐輪場管理人	383-10	ビル管理人	廃止 (新413、697へ)
419	その他の居住施設・ビル等の管理の職業	384	駐車場・駐輪場管理人	廃止 (新413-01、697-01へ)
419-01	別荘管理人	384-10	駐車場・駐輪場管理人	廃止 (新414-01へ)
419-99	他に分類されない居住施設・ビル等の管理の職業	384-11	駐車場管理人	廃止 (新414-01へ)
42	その他のサービス職業	384-12	駐輪場管理人	廃止 (新414-01へ)
421	添乗員、観光案内人	389	その他の居住施設・ビル等の管理の職業	
421-01	添乗員	389-10	別荘管理人	
421-02	観光案内人	389-99	他に分類されない居住施設・ビル等の管理の職業	
422	物品一時預り人	39	その他のサービス職業	
422-01	物品一時預り人	391	添乗員、観光案内人	
423	物品貸貸人	391-10	添乗員	
423-01	物品貸貸人	391-20	観光案内人	
424	広告宣伝人	392	物品一時預り人	
424-01	広告宣伝人	392-10	物品一時預り人	
424-02	チラシ配り人	393	物品貸貸人	
425	葬儀師、火葬係	393-10	物品貸貸人	
425-01	葬儀師	394	広告宣伝人	
425-02	火葬係	394-10	広告宣伝人	
426	トリマー	394-11	広告宣伝員	
426-01	トリマー	394-12	ファッションモデル	
429	他に分類されないサービスの職業	395	葬儀師	
429-01	ポーター	395-10	葬儀師	
429-02	学童保育指導員	399	他に分類されないサービスの職業	
429-03	カイロプラクティック・アロマセラピスト等従事人	399-10	赤帽・ポーター	
		399-20	美術モデル	
		399-30	便利屋	
		399-40	靴みがき人	
		399-50	エレベーター係	
		399-60	トリマー	
		399-70	易者、祈とう師	
		399-80	野犬捕獲員	
429-99	他に分類されないその他のサービスの職業	399-99	他に分類されないその他のサービスの職業	
			改称	
			廃止 (新424-01へ)	
			改称	
			新設 (旧395と809-99の一部を統合)	
			廃止 (新425へ)	
			新設 (旧809-99の一部)	
			旧399-60の小分類格上げ	
			移設 (旧399-60)	
			改称	
			新設 (旧122-10の一部)	
			新設 (旧353-20と399-99のそれぞれの一部を統合)	
			廃止 (新429-99へ)	
			廃止 (新429-99へ)	
			廃止 (新429-99へ)	
			移設 (新426-01へ)	
			廃止 (新429-99へ)	
			廃止 (新429-99へ)	

新分類 (2011年改訂)		旧分類 (1999年改訂)		備考
F	保安の職業	F	保安の職業	
43	自衛官	40	自衛官	
431	自衛官	401	陸上自衛官	(旧401、402、403、404を統合)
431-01	自衛官	401-10	陸上自衛官	新設 (旧401-10、402-10、403-10、404-10を統合)
		402	海上自衛官	廃止 (新431-01)
		402-10	海上自衛官	廃止 (新431-01)
		403	航空自衛官	廃止 (新431-01)
		403-10	航空自衛官	廃止 (新431-01)
		404	防衛大学校・防衛医科大学校学生	廃止 (新431-01)
		404-10	防衛大学校・防衛医科大学校学生	廃止 (新431-01)
44	司法警察職員	41	司法警察職員	
441	警察官	411	警察官	
441-01	警察官	411-10	警察官	
442	海上保安官	412	海上保安官	
442-01	海上保安官	412-10	海上保安官	
449	その他の司法警察職員	419	その他の司法警察職員	
449-99	その他の司法警察職員	419-10	麻薬取締官	(旧419-10、-99を統合)
		419-99	他に分類されない司法警察職員	廃止 (新449-99)
45	その他の保安の職業	42	その他の保安の職業	
451	看守	421	刑務官	改称
451-01	看守	421-10	刑務官	改称
452	消防員	422	消防官	改称
452-01	消防員	422-10	消防官	改称
		422-11	消防士	廃止 (新452-01)
		422-12	救急隊員	廃止 (新452-01)
453	警備員	423	警備員	
453-01	施設警備員	423-10	警備員	
453-99	他に分類されない警備員	423-11	守衛	
		423-12	夜警員	
		423-13	法廷警備員	
		423-14	国会衛視	
459	他に分類されない保安の職業	429	他に分類されない保安の職業	
459-01	道路管理員	429-10	道路管理員	
459-02	道路交通誘導員	429-20	入国警備官	
459-03	雑踏警備員	429-99	他に分類されないその他の保安の職業	
459-04	プール・海水浴場監視員			
459-99	他に分類されないその他の保安の職業			
G	農林漁業の職業	G	農林漁業の職業	
46	農業の職業	43	農業の職業	
461	農耕作業員	431	農耕・養蚕作業者	
				(旧431の一部)
				廃止 (新461、462)

新分類 (2011年改訂)	旧分類 (1999年改訂)	備考
461-01 稲作・畑作作業員	431-10 稲作作業者	新設 (旧431-10、-20を統合)
461-02 園芸・工芸作物栽培作業員	431-20 畑作作業者	廃止 (新461-01へ)
461-03 きのこ栽培作業員	431-30 園芸作業者	廃止 (新461-01へ)
461-04 ハウス野菜栽培作業員	431-31 果樹栽培者	新設 (旧431-30～33、旧431-40～43を統合)
461-99 他に分類されない農耕作業員	431-32 花き栽培者	廃止 (新461-02へ)
<b>462 養畜作業員</b>	431-33 植木栽培者	廃止 (新461-02へ)
462-01 肉牛・乳牛飼育作業員	431-34 きのこと栽培者	改称
462-02 養豚作業員	431-40 工芸作物栽培作業者	廃止 (新461-02へ)
462-03 養鶏作業員	431-41 茶栽培者	廃止 (新461-02へ)
462-04 動物飼育係	431-42 たばこ栽培者	廃止 (新461-02へ)
462-05 きゅうり務員	431-43 い草栽培者	廃止 (新461-02へ)
462-06 養蚕作業員	431-50 養蚕作業者	廃止 (新462-06へ)
462-99 他に分類されない養畜作業員	431-51 蚕飼育者	廃止 (新462-06へ)
<b>463 植木職、造園師</b>	431-52 蚕種製造作業者	廃止 (新462-06へ)
463-01 植木職	431-60 ハウス野菜栽培者	改称
463-02 造園師	431-99 他に分類されない農耕・養蚕作業者	(旧431-99の一部)
463-98 植木職見習、造園師見習	<b>432 養畜作業者</b>	新設 (新461-99、462-06へ)
<b>469 その他の農業の職業</b>	432-10 肉牛・乳牛飼育作業者	廃止 (旧431の一部と432を統合)
469-99 その他の農業の職業	432-20 養豚作業者	廃止 (新462へ)
	432-30 養鶏作業者	改称
	432-40 動物飼育係	改称
	432-41 愛がん用動物飼育作業者	改称
	432-42 動物園飼育係	廃止 (新462-04へ)
	432-50 きゅうり務員	廃止 (新462-04へ)
	432-60 養蜂作業者	新設 (旧431-50～52、-99の一部を統合)
	432-99 他に分類されない養畜作業者	廃止 (新462-99へ)
	<b>433 植木職、造園師</b>	
	433-10 植木職	改称
	433-20 造園師	新設 (旧439-10、-20、-99を統合)
	433-98 植木職・造園師見習	廃止 (新469-99へ)
	<b>439 その他の農業の職業</b>	廃止 (新469-99へ)
	439-10 装てい(蹄)師	
	439-20 農業用水管理者	
	439-99 他に分類されない農業の職業	
<b>44 林業の職業</b>	<b>44 林業の職業</b>	
<b>471 育林作業員</b>	<b>441 育林作業者</b>	改称
471-01 地ごしらえ・植林作業員	441-10 地ごしらえ作業者	新設 (旧441-10、-20を統合)
471-02 下刈・枝打作業員	441-20 植林作業者	廃止 (新471-01へ)
	441-30 下刈作業者	新設 (旧441-30、-40を統合)
		廃止 (新471-02へ)

新分類 (2011年改訂)	旧分類 (1999年改訂)	備考
471-99 <b>472</b> 伐木・造材・集材作業員	441-40 枝打作業者 他に分類されない育林作業者	廃止 (新471-02へ) 改称 新設 (旧442と443を統合) 廃止 (新472へ) 新設 (旧442-10、-20、443-10、-20を統合)
472-01 伐木・造材・集材作業員	<b>442</b> 伐木・造材作業者	廃止 (新472-01へ) 新設 (旧442-10、-20、443-10、-20を統合) 廃止 (新472-01へ) 新設 (旧442-10、-20、443-10、-20を統合)
472-01 伐木・造材・集材作業員	伐木作業者	廃止 (新472-01へ)
472-01 伐木・造材・集材作業員	造材作業者	廃止 (新472-01へ)
<b>443</b> 集材・運材作業者	<b>443</b> 集材・運材作業者	廃止 (新472-01へ) 新設 (旧442-10、-20、443-10、-20を統合)
443-10 集材作業者	集材作業者	廃止 (新472-01へ)
443-20 運材作業者	運材作業者	廃止 (新472-01へ)
<b>444</b> 製炭・製薪作業者	<b>444</b> 製炭・製薪作業者	廃止 (新479へ) 新設 (新479-03へ) 廃止 (新479-03へ)
444-10 製炭作業者	製炭作業者	廃止 (新479-03へ)
444-20 製薪作業者	製薪作業者	廃止 (新479-03へ)
<b>449</b> その他の林業の職業	<b>449</b> その他の林業の職業	改称 廃止 (新479-99へ)
479-01 山菜・うるし等採取作業員	特用林産物採取作業者	新設 (旧444-10、-20を統合) 廃止 (新479-99へ)
479-02 山林監視員	狩猟者	
479-03 製炭・製薪作業員	山林監視員	
479-99 他に分類されない林業の職業	山林病虫害防除作業者 他に分類されない林業の職業	
<b>48</b> <b>漁業の職業</b>	<b>漁業の職業</b>	
<b>481</b> 漁労作業員	<b>漁労作業員</b>	改称 改称 廃止 (新481-01へ)
481-01 海面漁労作業員	海面漁労作業者	
481-02 漁船甲板員	漁労長	
481-03 内水面漁労作業員	漁船甲板員	
	内水面漁労作業者	
	川魚漁師	廃止 (新481-03へ)
	潜水漁師	廃止 (新481-01へ)
<b>482</b> 漁労船の船長・航海士・機関長・機関士	<b>漁労船の船長・航海士・機関長・機関士</b>	新設 (旧452-10、-20、-30、-40を統合) 廃止 (新482-01へ) 廃止 (新482-01へ) 廃止 (新482-01へ) 廃止 (新482-01へ) 廃止 (新482-01へ)
482-01 漁労船の船長・航海士・機関長・機関士	漁労船船長	
	漁労船航海士	
	漁労船機関長	
	漁労船機関士	
<b>483</b> 海藻・貝類採取作業員	<b>海藻・貝類採取作業者</b>	新設 (旧453-10、-20、-30を統合) 廃止 (新483-01へ) 廃止 (新483-01へ) 廃止 (新483-01へ)
483-01 海藻・貝類採取作業員	海藻採取作業者	
	貝類採取作業者	
	水産あま (海女・海士)	
<b>484</b> 水産養殖作業員	<b>水産養殖作業者</b>	改称 改称 改称 改称 改称 改称 新設 (旧459-10、-99を統合)
484-01 魚類養殖作業員	魚類養殖作業者	
484-02 貝類養殖作業員	貝類養殖作業者	
484-03 真珠養殖作業員	真珠養殖作業者	
484-04 のり・わかめ等養殖作業員	のり養殖作業者	
484-99 他に分類されない水産養殖作業員	他に分類されない水産養殖作業者	
<b>489</b> その他の漁業の職業	<b>その他の漁業の職業</b>	改称 改称 改称 改称 改称 改称 新設 (旧459-10、-99を統合)
489-99 その他の漁業の職業	その他の漁業の職業	

新分類 (2011年改訂)		旧分類 (1999年改訂)	備考
		459-10 漁場監視員 459-99 他に分類されない漁業の職業	廃止 (新489-99へ) 廃止 (新489-99へ)
<b>I</b>	<b>生産工程・業務の職業</b>	<b>I</b>	
<b>H</b>	<b>生産工程の職業</b>		
<b>49</b>	<b>生産設備制御・監視の職業 (金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く)</b>		
<b>491</b>	<b>製鉄・製鋼・非鉄金属製錬設備制御・監視員</b>		
491-01	製鉄・製鋼設備制御・監視員		新設 (旧511-10～99のそれぞれの一部を統合)
491-02	非鉄金属製錬設備制御・監視員		新設 (旧512-10～99のそれぞれの一部を統合)
<b>492</b>	<b>鑄造・鍛造設備制御・監視員</b>		
492-01	鑄造設備制御・監視員		新設 (旧513、514、559のそれぞれの一部を統合) 新設 (旧513-10、-20、-30、-40、-99、559-99のそれぞれの一部を統合)
492-02	鍛造設備制御・監視員		新設 (旧514-10～32、-99のそれぞれの一部を統合)
<b>493</b>	<b>金属工作設備制御・監視員</b>		
493-01	金属工作設備制御・監視員		新設 (旧551の一部) 新設 (旧551-20～99のそれぞれの一部を統合)
<b>494</b>	<b>金属プレス設備制御・監視員</b>		
494-01	金属プレス設備制御・監視員		新設 (旧552の一部) 新設 (旧552-10～99のそれぞれの一部を統合)
<b>495</b>	<b>鉄工・製缶設備制御・監視員</b>		
495-01	鉄工・製缶設備制御・監視員		新設 (旧553の一部) 新設 (旧553-10～12、14～99のそれぞれの一部を統合)
<b>496</b>	<b>板金設備制御・監視員</b>		
496-01	板金設備制御・監視員		新設 (旧554の一部) 新設 (旧554-10～12のそれぞれの一部を統合)
<b>497</b>	<b>めっき・金属研磨設備制御・監視員</b>		
497-01	めっき設備制御・監視員		新設 (旧556、557のそれぞれの一部を統合)
497-02	金属研磨設備制御・監視員		新設 (旧556-10～99のそれぞれの一部を統合)
<b>498</b>	<b>金属溶接・溶断設備制御・監視員</b>		
498-01	金属溶接・溶断設備制御・監視員		新設 (旧557-10～11のそれぞれの一部を統合) 新設 (旧551、561、562のそれぞれの一部を統合) 新設 (旧551-30～34、561-10～99、562-10～23のそれぞれの一部を統合)
<b>499</b>	<b>その他の生産設備制御・監視の職業 (金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断)</b>		
499-01	金属熱処理設備制御・監視員		新設 (旧515～517、519、555、558、559のそれぞれの一部を統合)
499-02	圧延設備制御・監視員		新設 (旧515-10～15のそれぞれの一部を統合)
499-03	伸線設備制御・監視員		新設 (旧516-10～60、-99のそれぞれの一部を統合) 新設 (旧517-10の一部)
499-04	金属切断設備制御・監視員 (刃物によるもの)		新設 (旧559-50の一部)
499-99	他に分類されない生産設備制御・監視の職業 (金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断)		新設 (旧519-10～12、-40～42、-99、555-10、-12～99、558-10～30、559-10～40、-99のそれぞれの一部を統合)
<b>50</b>	<b>生産設備制御・監視の職業 (金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く)</b>		
<b>501</b>	<b>化学製品生産設備制御・監視員</b>		
501-01	石油精製設備制御・監視員		新設 (旧521～529のそれぞれの一部を統合)
501-02	基礎的有機化学製品製造設備制御・監視員		新設 (旧522-10～99を統合)
501-03	化学繊維製造設備制御・監視員		新設 (旧521-10、-12～15のそれぞれの一部と521-11を統合)
501-04	医薬品・化粧品製造設備制御・監視員		新設 (旧523-10～31のそれぞれの一部を統合)
501-99	他に分類されない化学製品生産設備制御・監視員		新設 (旧525-10～30のそれぞれの一部を統合) 新設 (旧524-10～33、529-10～50、-99のそれぞれの一部を統合)
<b>502</b>	<b>窯業製品生産設備制御・監視員</b>		
502-01	ガラス製品製造設備制御・監視員		新設 (旧531～532、534～535、537～539のそれぞれの一部を統合)
502-02	ファインセラミクス製品製造設備制御・監視員		新設 (旧532-10～99のそれぞれの一部を統合)
502-03	セメント製造設備制御・監視員		新設 (旧535-20の一部) 新設 (旧537-10の一部)

新分類 (2011年改訂)		旧分類 (1999年改訂)	備考
502-99	他に分類されない蒸業製品生産設備制御・監視員		新設 (旧531、534、535-10～14、-98、538、539-10～14、-30、-40、 それぞれの一部を統合)
<b>503</b>	<b>食料品生産設備制御・監視員</b>		新設 (旧611～615、619、621～629のそれぞれの一部を統合)
503-01	精穀・製粉・調味食品製造設備制御・監視員		新設 (旧611-10～12、612-10～13、613-10～99、614-10～25、615-10 ～99、619-10～21、-99のそれぞれの一部を統合)
503-02	めん類・パン・菓子製造設備制御・監視員		新設 (旧621-10～99、622-10～99のそれぞれの一部を統合)
503-03	乳・乳製品製造設備制御・監視員		新設 (旧625-10～99のそれぞれの一部を統合)
503-99	他に分類されない食料品生産設備制御・監視員		新設 (旧623-10～30、624、626、627-40、-43～60、-62～99、628、 629-10～21、-99のそれぞれの一部を統合)
<b>504</b>	<b>飲料・たばこ生産設備制御・監視員</b>		新設 (旧631～635、639のそれぞれの一部を統合)
504-01	飲料・たばこ生産設備制御・監視員		新設 (旧631-10～12、632-10、633-10～99、634-10、635-10～99、 639-10～12、-99のそれぞれの一部を統合)
<b>505</b>	<b>紡織・衣服・繊維製品生産設備制御・監視員</b>		新設 (旧641～649、654～656、659のそれぞれの一部を統合)
505-01	紡織・衣服・繊維製品生産設備制御・監視員		新設 (旧641-10～60、642-10～40、643-10～32、644-10、645-10～ 13、646-20～31、-40～99、647-10～40、648-10～40、649-10、-30 ～52、-99、654-10、655-20～22、656-10～11、659-40、-60～61、-99 のそれぞれの一部を統合)
<b>506</b>	<b>木製製品・パルプ・紙・紙製品生産設備制御・監視員</b>		新設 (旧661、662、671～679のそれぞれの一部を統合)
506-01	製材・合板製造設備制御・監視員		新設 (旧661-10～99、662-10～99のそれぞれの一部を統合)
506-02	パルプ製造・抄紙設備制御・監視員		新設 (旧671-10～24、672-10～20、679-10～11、-13～14、-30～32、 -99のそれぞれの一部を統合)
506-03	加工紙・紙製品製造設備制御・監視員		新設 (旧673-10～99、674-10～11、-20～99、675-10～12、-20～99、 679-20～22、-99のそれぞれの一部を統合)
<b>507</b>	<b>印刷・製本設備制御・監視員</b>		新設 (旧683～689のそれぞれの一部を統合)
507-01	印刷・製本設備制御・監視員		新設 (旧683-10～99、684-10～15、689-10～13、-30、-99のそれぞ れの一部を統合)
<b>508</b>	<b>ゴム・プラスチック製品生産設備制御・監視員</b>		新設 (旧691～699のそれぞれの一部を統合)
508-01	ゴム製品製造設備制御・監視員		新設 (旧691-10～15、692-10～99、699-10～32、-99の それぞれの一部を統合)
508-02	プラスチック製品製造設備制御・監視員		新設 (旧693-10、-12～60、699-10～11、-40、-99のそれぞ れの一部を統合)
<b>509</b>	<b>その他の生産設備制御・監視の職業 (金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く)</b>		新設 (旧619、712、714、717、718、719、729のそれぞれの一部を 統合)
509-99	その他の生産設備制御・監視の職業 (金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く)		新設 (旧619-30、712-10～20、-30～42、714-10～30、717-10、-20、 718-10、-99、719-10、-30～40、-50、-52、-60、-99、729-20、-99の それぞれの一部を統合)
<b>51</b>	<b>生産設備制御・監視の職業 (機械組立)</b>		新設 (旧57～60のそれぞれの一部を統合)
<b>511</b>	<b>一般機械器具組立設備制御・監視員</b>		新設 (旧571の一部)
511-01	一般機械器具組立設備制御・監視員		新設 (旧571-10～99のそれぞれの一部を統合)
<b>512</b>	<b>電気機械器具組立設備制御・監視員</b>		新設 (旧581～587、589のそれぞれの一部を統合)
512-01	電気機械器具組立設備制御・監視員		新設 (旧581-10～63、582-10～40、-99、583-10～30、584-10～44、 585-10～99、586-10～99、587-10～25、-99、589-10～53、-99のそれ ぞれの一部と旧583-10を統合)
<b>513</b>	<b>自動車組立設備制御・監視員</b>		新設 (旧591の一部)
513-01	自動車組立設備制御・監視員		新設 (旧591-10～30のそれぞれの一部を統合)
<b>514</b>	<b>輸送用機械器具組立設備制御・監視員 (自動車を</b>		新設 (旧571、593～595、599のそれぞれの一部を統合)

新分類 (2011年改訂)	旧分類 (1999年改訂)	備考
51401		(旧571-99、593-10、594-10、595-10、599-99のそれぞれの一部を統合)
515		(旧601～604、609のそれぞれの一部を統合)
515-01		(旧601-10～24、-99、602-10～20、603-10～32、604-10～30、609-10、-99のそれぞれの一部を統合)
<b>52</b>		(旧51、55、56のそれぞれの一部を統合)
<b>521</b>		(旧511の一部)
521-01		(旧511-10～13のそれぞれの一部を統合)
521-02		(旧511-20～27のそれぞれの一部を統合)
521-03		(旧511-30～32のそれぞれの一部を統合)
521-99		(旧511-99の一部)
<b>522</b>		(旧512の一部)
522-01		(旧512-10と-80のそれぞれの一部を統合)
522-02		(旧512-20と-30のそれぞれの一部を統合)
522-03		(旧512-60の一部)
522-99		(旧512-40～50、-70、-99のそれぞれの一部を統合)
<b>523</b>		(旧513、519のそれぞれの一部)
523-01		(旧513-10～40、-99のそれぞれの一部を統合)
523-02		(旧519-30～34を集約)
<b>524</b>		(旧514の一部)
524-01		(旧514-10の一部)
524-02		(旧514-20～22のそれぞれの一部を統合)
524-03		(旧514-30～32のそれぞれの一部を統合)
524-04		(旧514-40～41を集約)
524-99		(旧514-98と-99の一部を統合)
<b>525</b>		(旧515の一部)
525-01		(旧515-10～15のそれぞれの一部を統合)
<b>526</b>		(旧516の一部)
526-01		(旧516-10～99のそれぞれの一部を統合)
<b>527</b>		(旧551の一部)
527-01		(旧551-11から)
527-02		(旧551-12から)
527-03		(旧551-14から)
527-04		(旧551-16から)
527-99		(旧551-30～34、-99のそれぞれの一部、-10、-13、-15を統合)
<b>528</b>		(旧551の一部)
528-01		(旧551-21の一部)
528-02		(旧551-24の一部)
528-03		(旧551-26の一部)
528-04		(旧551-30～34のそれぞれの一部を統合)
528-99		(旧551-20～23、-25のそれぞれの一部を統合)
<b>531</b>		(旧552の一部)
531-01		(旧552-10、-13、-14、-20、-99のそれぞれの一部を統合)
531-02		(旧552-11、-20のそれぞれの一部を統合)
531-03		(旧552-12、-20のそれぞれの一部を統合)

新分類 (2011年改訂)	旧分類 (1999年改訂)	備考
<p><b>532</b> 鉄工、製缶工            建築鉄工            造船鉄工            製缶工            他に分類されない鉄工、製缶工</p> <p><b>533</b> 板金工            建築板金工            工場板金工            自動車板金工            他に分類されない板金工</p> <p><b>534</b> めっき工、金属研磨工            電気めっき工            めっき工 (電気めっきを除く)            金属材料・製品研磨工            金属手仕上工</p> <p><b>535</b> くぎ・ばね・金属織製品製造工            くぎ・ばね・金属織製品製造工</p> <p><b>536</b> 金属製品製造工            金属製家具・建具製造工            治工具製造工</p> <p>536-02 金型製造工            536-03 刃物製造工            536-04 金具製造工            536-05 金具製造工            537-99 他に分類されない金属製品製造工</p> <p><b>537</b> 金属溶接・溶断工            アーク溶接工            抵抗溶接工            537-02 ガス溶接工            537-03 ガス溶接工            537-04 ガス切断工            537-05 自動溶接・溶断機運転工            535-99 他に分類されない金属溶接・溶断工</p> <p><b>539</b> その他の職業            伸線工            539-01 ろう付工、はんだ付工            539-02 金型取付工            539-03 金属切断工 (刃物によるもの)            539-04 ダイカスト工            539-05 機械解体処理工            539-06 他に分類されない金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断の職業            539-99</p>		<p>(旧553の一部)            新設 (旧553-11の一部)            新設 (旧553-13から)            移設 (旧553-20～22のそれぞれの一部を統合)            新設 (旧553-10、-12、-14～15、-99のそれぞれの一部を統合)            新設 (旧554の一部)            新設 (旧554-11の一部)            新設 (旧554-12の一部)            移設 (旧554-13から)            新設 (旧554-10の一部)            新設 (旧556と557のそれぞれの一部を統合)            新設 (旧556-10の一部)            新設 (旧556-20～99のそれぞれの一部を統合)            新設 (旧557-10～12のそれぞれの一部を統合)            新設 (旧557-20～24を集約)            新設 (旧558の一部)            新設 (旧558-10～30のそれぞれの一部を統合)            新設 (旧559の一部)            新設 (旧559-10～12のそれぞれの一部を統合)            新設 (旧559-22の一部)            新設 (旧559-22の一部)            新設 (旧559-21の一部)            新設 (旧559-23の一部)            新設 (旧559-20の一部)            新設 (旧551、561、562のそれぞれの一部を統合)            新設 (旧561-10～11のそれぞれの一部を統合)            新設 (旧561-20～21のそれぞれの一部を統合)            移設 (旧562-10～11から)            新設 (旧562-20～22のそれぞれの一部を統合)            新設 (旧551-32～33、561-30、40、562-23のそれぞれの一部を統合)            新設 (旧551-30～34、561-99のそれぞれの一部を統合)            新設 (旧517、519、555、559のそれぞれの一部を統合)            新設 (旧517-10の一部)            新設 (旧559-40の一部)            移設 (旧559-60から)            新設 (旧559-50の一部)            新設 (旧559-99の一部)            新設 (旧559-99の一部)            新設 (旧519-10～22、-40～42、-99、555-10～99、559-30、-99のそれぞれの一部を統合)            新設 (旧52～54、61～72のそれぞれの一部を統合)            新設 (旧521～529のそれぞれの一部を統合)            新設 (旧521-10、-12～15のそれぞれの一部を統合)            新設 (旧523-10～31のそれぞれの一部を統合)            新設 (旧524-10～33のそれぞれの一部を統合)</p>
<p><b>54</b> 製品製造・加工処理の職業 (金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く)</p> <p><b>541</b> 化学製品製造工            541-01 基礎的化学品製造工            541-02 化学繊維工            541-03 石けん・洗剤・油脂製品製造工</p>		



新分類 (2011年改訂)	旧分類 (1999年改訂)	備考
541-04 医薬品製造工		新設 (H525-10～20のそれぞれの一部を統合)
541-05 化粧品製造工		新設 (H525-30の一部)
541-06 感光材料製造工 (フィルムを除く)		新設 (H529-30、-32のそれぞれの一部を統合)
541-07 フィルム製造工		新設 (H529-31の一部)
541-08 塗料・絵具・インク製造工		新設 (H529-40の一部)
541-99 他に分類されない化学製品製造工		新設 (H529-10～20、-50、-99のそれぞれの一部を統合)
<b>542</b> 窯業・土石製品製造工		新設 (H531～539、541、549のそれぞれの一部を統合)
542-01 ガラス製品製造工		新設 (H532-10～99のそれぞれの一部を統合)
542-02 れんが・かわら類製造工		新設 (H534-10～99のそれぞれの一部を統合)
542-03 陶磁器製造工		新設 (H535-10～14、-98のそれぞれの一部を統合)
542-04 ファイレンセラミックス製品製造工		新設 (H535-20の一部)
542-05 セメント製造工		新設 (H537-10の一部)
542-06 コンクリート製品製造工 (生コンクリートを除く)		新設 (H538-10～14、-99のそれぞれの一部を統合)
542-07 生コンクリート製造工		新設 (H538-20の一部)
542-08 研磨用材製造工		新設 (H539-40の一部)
542-09 土石製品製造工		新設 (H541-10～98、549-10～99を統合)
542-99 他に分類されない窯業・土石製品製造工		新設 (H531-10～99、533-10～20、-22～-30、539-10～14、-30、-99のそれぞれの一部を統合)
<b>543</b> 精穀・製粉・調味食品製造工		新設 (H611～615、619のそれぞれの一部を統合)
543-01 精穀工		新設 (H611-10～12のそれぞれの一部を統合)
543-02 製粉工		新設 (H612-10～13のそれぞれの一部を統合)
543-03 味そ・しょう油製造工		新設 (H614-10～25のそれぞれの一部を統合)
543-99 他に分類されない精穀・製粉・調味食品製造工		新設 (H613-10～99、615-10～99、619-10～15、-20～21、-99のそれぞれの一部を統合)
<b>544</b> めん類製造工		新設 (H621の一部)
544-01 製めん工		移設 (H621-10から)
544-02 即席めん類製造工		新設 (H621-20の一部)
544-99 他に分類されないめん類製造工		新設 (H621-30～99のそれぞれの一部を統合)
<b>545</b> パン・菓子製造工		新設 (H622の一部)
545-01 パン・焼菓子製造工		新設 (H622-10～13のそれぞれの一部を統合)
545-02 洋生菓子製造工		新設 (H622-20～22のそれぞれの一部を統合)
545-03 和生菓子製造工		新設 (H622-30～32のそれぞれの一部を統合)
545-04 和干菓子製造工		新設 (H622-40～44のそれぞれの一部を統合)
545-05 スナック菓子・キャンデー・チョコレート製造工		新設 (H622-50～60、-99のそれぞれの一部を統合)
545-99 他に分類されないパン・菓子製造工		新設 (H622-70、-99のそれぞれの一部を統合)
<b>546</b> 豆腐・こんにやく・ふ製造工		新設 (H623の一部)
546-01 豆腐・油揚等製造工		新設 (H623-10～11、-13～15の一部と-40を統合)
546-02 こんにやく製造工		新設 (H623-20の一部)
546-03 ふ製造工		新設 (H623-30の一部)
<b>547</b> かん詰・びん詰・レトルト食品製造工		新設 (H624の一部)
547-01 かん詰食品製造工		新設 (H624-10～99のそれぞれの一部を統合)
547-02 びん詰食品製造工		新設 (H624-10～99のそれぞれの一部を統合)
547-03 レトルト食品製造工		新設 (H624-10～14、-30、-99のそれぞれの一部を統合)
<b>548</b> 乳・乳製品製造工		新設 (H625の一部を移設)
548-01 飲用乳製造工		新設 (H625-10の一部)
548-02 乳酸発酵製品製造工		新設 (H625-60の一部)
548-03 アイスクリーム製造工		新設 (H625-70の一部)

新分類 (2011年改訂)	旧分類 (1999年改訂)	備考
548-99 <b>551</b>	他に分類されない乳・乳製品製造工 <b>食肉加工品製造工</b>	新設 (H625-20～50、-99のそれぞれの一部を統合) 新設 (H626の一部) 新設 (H626-10の一部) 新設 (H626-20～25のそれぞれの一部を統合) 新設 (H626-99の一部) 新設 (H627の一部) 移設 (H627-10から) 移設 (H627-30から)
551-01 551-02 551-99	精肉工 ハム・ベーコン・ソーセージ製造工 他に分類されない食肉加工品製造工	
<b>552</b>	<b>水産物加工工</b>	新設 (H627-50、-60、-62～99のそれぞれの一部と627-20、-61を統合)
552-01 552-02 552-03 552-99	かつお節類製造工 魚介干物製造工 水産ねり物製造工 他に分類されない水産物加工工	
<b>553</b>	<b>保存食品・冷凍加工食品製造工</b>	新設 (H629の一部) 新設 (H629-10の一部) 新設 (H629-11の一部) 新設 (H629の一部) 新設 (H629-20～21のそれぞれの一部を統合) 新設 (H628の一部) 新設 (H628-10の一部) 新設 (H631～635、639のそれぞれの一部を統合) 新設 (H631-10～12のそれぞれの一部を統合) 新設 (H632-10の一部、-11～15を統合) 新設 (H633-10～99のそれぞれの一部を統合) 新設 (H634-10の一部) 新設 (H635-10～99のそれぞれの一部を統合) 新設 (H639-10～12、-99のそれぞれの一部を統合) 新設 (H641～649のそれぞれの一部を統合) 新設 (H641-10～60のそれぞれの一部を統合) 新設 (H642-10～40のそれぞれの一部を統合) 新設 (H643-10～40のそれぞれの一部を統合) 新設 (H644-10の一部) 新設 (H645-10～13のそれぞれの一部を統合) 新設 (H646-20～31、-40～99のそれぞれの一部、-10～15、-32を統合)
553-01 553-02	保存食品製造工 冷凍加工食品製造工	
<b>554</b>	<b>弁当・惣菜類製造工</b>	
554-01 <b>555</b>	弁当・惣菜類製造工 <b>野菜つけ物工</b>	
555-01 <b>556</b>	野菜つけ物工 <b>飲料・たばこ製造工</b>	
556-01 556-02 556-03 556-04 556-05 556-99	製茶工 清酒製造工 酒類製造工 (清酒を除く) 清涼飲料製造工 たばこ製造工 他に分類されない飲料・たばこ製造工	
<b>557</b>	<b>紡織工</b>	
557-01 557-02 557-03 557-04 557-05 557-06	粗紡工、精紡工 ねん糸工、加工糸工 織布準備工 織布工 精練・漂白工 染色・仕上工	
557-07 557-08 557-09 557-99	編物工、編立工 つな・あみ製造工 フェルト・不織布製造工 他に分類されない紡織工	
<b>558</b>	<b>衣服・繊維製品製造工</b>	新設 (H651～656、659のそれぞれの一部) 新設 (H651-10～20、-98を統合) 新設 (H652-10～20、-98を統合) 新設 (H653-10の一部、-11～13、-98を統合) 新設 (H651-30、652-30、653-10の一部を統合) 新設 (H656-10～11のそれぞれの一部、-12、-20を統合) 新設 (H655-10～14を統合) 新設 (H655-20～22のそれぞれの一部を統合) 移設・改称 (H655-30から) 新設 (H654-10の一部、-20～30を統合)
558-01 558-02 558-03 558-04 558-05 558-06 558-07 558-08 558-09	婦人服・子供服仕立職 紳士服仕立職 和服仕立職 衣服修理工 布裁断工 ミシン縫製工 (衣服) ミシン縫製工 (身の回り品) 特殊ミシン縫製工 刺しゅう工	

新分類 (2011年改訂)	旧分類 (1999年改訂)	備考
558-10 衣服・繊維製品仕上工		(旧659-60～61の一部、-62を統合)
558-99 他に分類されない衣服・繊維製品製造工		(旧659-40、-99のそれぞれの一部、-20～-30、-50を統合)
<b>561 木製製品製造工</b>		(旧661～669のそれぞれの一部を統合)
561-01 製材工、チップ製造工		(旧661-10～99のそれぞれの一部を統合)
561-02 合板工		(旧662-10～99のそれぞれの一部を統合)
561-03 木工、木彫工		(旧663-10～99を統合)
561-04 木製家具・建具製造工		(旧664-20～99を統合)
561-05 指物職		(旧664-10～11を集約)
561-06 木材防虫・防腐処理工		(旧669-30～32を集約)
561-99 他に分類されない木製製品製造工		(旧665-10～13、666-10～99、667-10～20、-40、-99を統合)
<b>562 パルプ・紙・紙製品製造工</b>		(旧671～675、679のそれぞれの一部を統合)
562-01 パルプ工、紙料工		(旧671-10～24のそれぞれの一部を統合)
562-02 紙すき工		(旧672-10～20のそれぞれの一部、-30、-98を統合)
562-03 段ボール製造工		(旧673-10の一部)
562-04 加工紙製造工(段ボールを除く)		(旧673-20～99のそれぞれの一部を統合)
562-05 紙器製造工		(旧674-10～11、-20～99のそれぞれの一部、-12を統合)
562-06 紙製品製造工		(旧675-10～12、-20～99のそれぞれの一部、-13を統合)
562-07 紙裁断工		(旧679-10～11、-13～14のそれぞれの一部、-12を統合)
562-99 他に分類されないパルプ・紙・紙製品製造工		(旧679-20～22、-30～-32、-99のそれぞれの一部を統合)
<b>563 印刷・製本作業員</b>		(旧681～689の一部)
563-01 DTPオペレーター		(旧681-30、689-99の一部を統合)
563-02 写真植字機オペレーター		(旧681-10～20を統合)
563-03 製版作業員		(旧682-10～99を統合)
563-04 とつ(凸)版印刷作業員		(旧683-10の一部)
563-05 オフセット印刷作業員		(旧683-20の一部)
563-06 グラビア印刷作業員		(旧683-30の一部)
563-07 スクリーン印刷作業員		(旧683-40の一部)
563-08 シール印刷作業員		(旧683-60の一部)
563-09 校正作業員		(旧689-20から)
563-10 印刷物光沢加工作業員		(旧689-10～13のそれぞれの一部を統合)
563-11 製本作業員		(旧684-10～15のそれぞれの一部を統合)
563-99 他に分類されない印刷・製本作業員		(旧681-99、683-50、-99、689-30、-99のそれぞれの一部を統合)
<b>564 ゴム製品製造工</b>		(旧691～692、699のそれぞれの一部を統合)
564-01 原料ゴム加工工		(旧691-10～15のそれぞれの一部を統合)
564-02 タイヤ成形工		(旧691-20、-30のそれぞれの一部を統合)
564-03 ゴム製品成形工(タイヤ成形を除く)		(旧692-10～15、-30～99のそれぞれの一部を統合)
564-04 ゴム裁断工		(旧699-20～22のそれぞれの一部を統合)
564-05 ゴム塗布工		(旧699-10～11のそれぞれの一部を統合)
564-99 他に分類されないゴム製品製造工		(旧699-30～32、-99のそれぞれの一部を統合)
<b>565 プラスチック製品製造工</b>		(旧693、699のそれぞれの一部を統合)
565-01 原料プラスチック処理工		(旧699-40の一部)
565-02 プラスチック成形工		(旧693-10、-12～21のそれぞれの一部と693-11を統合)
565-03 プラスチック切削・研磨工		(旧693-30～41のそれぞれの一部を統合)
565-04 プラスチック接合・裁断工		(旧693-50～60のそれぞれの一部を統合)
565-05 プラスチック塗布工		(旧699-10～11のそれぞれの一部を統合)

新分類 (2011年改訂)	旧分類 (1999年改訂)	備考
565-99		(旧699-99の一部)
<b>569</b>	他に分類されないプラスチック製品製造工 その他の製品製造・加工処理の職業 (金属材料製 造、金属加工、金属溶接・溶断を除く)	新設 (旧619、629、712、714、717~719、729のそれぞれの一部、 701~709、711、713、715、716、721、722を統合)
569-01	草・草製品製造工	新設 (旧701-10~33、702-10~40、709-10~41、99の一部を 統合)
569-02	かばん・袋物製造工	旧711の細分類格下げ
569-03	貴金属・宝石・甲・角細工工	旧716の細分類格下げ
569-04	楽器製造工	新設 (旧719-10の一部)
569-05	かん具製造工	新設 (旧712-10~20、30~42のそれぞれの一部、-21~22を統合)
569-06	運動具製造工	新設 (旧719-40の一部、41~45を統合)
569-07	筆記用具製造工	新設 (旧719-30~33のそれぞれの一部を統合)
569-08	漆器工	新設 (旧715の細分類格下げ)
569-09	ぼうき・ブラシ製造工	新設 (旧714-10~30のそれぞれの一部を統合)
569-10	模型・模造品製作工	新設 (旧718-10、99のそれぞれの一部、-11~40を統合)
569-11	配合飼料製造工	新設 (旧619-30の一部)
569-12	内張工	旧721の細分類格下げ
569-13	表具師	旧722の細分類格下げ
569-99	他に分類されない製品製造・加工処理の職業 (金 属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く)	新設 (旧629-99、717-10、-20、719-50、52、60、99、729-20、99 のそれぞれの一部、713-10~50、717-11、-21、-98、719-20、-51、 729-30を統合)
<b>57</b>	<b>機械組立の職業</b>	新設 (旧57~60のそれぞれの一部を統合)
<b>571</b>	<b>一般機械器具組立工</b>	新設 (旧571の一部)
571-01	原動機組立工	新設 (旧571-10~12のそれぞれの一部を統合)
571-02	金属加工機械組立工	新設 (旧571-20~21のそれぞれの一部を統合)
571-03	農業用機械組立工	新設 (旧571-31の一部)
571-04	建設機械組立工	新設 (旧571-32の一部)
571-05	印刷・製本機械組立工	新設 (旧571-34の一部)
571-06	半導体・液晶パネル製造装置組立工	新設 (旧571-30、99のそれぞれの一部を統合)
571-07	業務用冷凍・冷蔵・空調機器組立工	新設 (旧571-30、99のそれぞれの一部を統合)
571-08	サービスマシン・娯楽機械組立工	新設 (旧571-30、99のそれぞれの一部を統合)
571-09	機械部品組立工	新設 (旧571-40~45のそれぞれの一部を統合)
571-99	他に分類されない一般機械器具組立工	新設 (旧571-33、99のそれぞれの一部を統合)
<b>572</b>	<b>電気機械組立工</b>	新設 (旧581の一部)
572-01	発電機・電動機組立工	新設 (旧581-10~13、-20~24のそれぞれの一部を統合)
572-02	配電盤・制御盤・開閉制御機器組立工	新設 (旧581-40~43、-50~52のそれぞれの一部を統合)
572-03	電気機械部品組立工	新設 (旧581-60~63のそれぞれの一部を統合)
572-99	他に分類されない電気機械組立工	新設 (旧581-30~33のそれぞれの一部を統合)
<b>573</b>	<b>電気通信機械器具組立工</b>	新設 (旧582、586のそれぞれの一部を統合)
573-01	無線・有線通信機器組立工	新設 (旧582-10~12、-30のそれぞれの一部を統合)
573-02	テレビ・ラジオ組立工	新設 (旧582-20~23、40のそれぞれの一部を統合)
573-99	他に分類されない電気通信機械器具組立工	新設 (旧582-99、586-60のそれぞれの一部を統合)
<b>574</b>	<b>電子応用機械器具組立工</b>	新設 (旧586の一部)
574-01	電子計算機組立工	新設 (旧586-10の一部)
574-02	電子複写機組立工	新設 (旧586-50の一部)
574-99	他に分類されない電子応用機械器具組立工	新設 (旧586-20、30、40、99のそれぞれの一部を統合)
<b>575</b>	<b>民生用電子・電気機械器具組立工</b>	新設 (旧582、587のそれぞれの一部を統合)
575-01	民生用電子・電気機械器具組立工	新設 (旧582-20~21、40、587-10~12、-20~25、99のそれぞれ のそれぞれ)

新分類 (2011年改訂)	旧分類 (1999年改訂)	備考
<b>576</b> 半導体製品製造工 半導体チップ製造工 半導体組立工 半導体組立工 半導体製品製造工 他に分類されない半導体製品製造工 <b>577</b> 電球・電子管組立工 電球・電子管組立工 <b>578</b> 乾電池・蓄電池製造工 乾電池・蓄電池製造工 <b>581</b> 被覆電線製造工 被覆電線製造工		一部を統合) (旧585の一部) (旧585-10の一部) (旧585-20、-30、-33、-40、-50のそれぞれの一部を統合) (旧585-99の一部) (旧583の一部) (旧583-20、-23、-30の一部を統合) (旧589の一部) (旧589-10、-12のそれぞれの一部を統合) (旧584の一部) (旧584-10、-20、-23、-30、-40、-44のそれぞれの一部を統合) (旧588から) (旧588-10、-13を集約) (旧589の一部) (旧589-43の一部) (旧589-45の一部) (旧589-51の一部) (旧589-40、-42、-44、-46、-47、-50、-52、-53のそれぞれの一部を統合) (旧591の一部) (旧591-20、-30のそれぞれの一部を統合) (旧591-10の一部) (旧571、593、595、599のそれぞれの一部、596を統合) (旧594-10の一部、-20、-31を統合) (旧596の細分類格下げ) (旧593-10の一部、-20、-30を統合) (旧571-99、595-10のそれぞれの一部を統合) (旧599-99の一部) (旧601の一部) (旧601-10、-11、-30のそれぞれの一部を統合) (旧601-20、-24、-30のそれぞれの一部を統合) (旧603の一部) (旧603-30、-32、-40、-41のそれぞれの一部を統合) (旧603-10、-13、-20、-40、-41のそれぞれの一部を統合) (旧604の一部) (旧604-10、-30のそれぞれの一部を統合) (旧602の一部) (旧602-10、-12、-20のそれぞれの一部を統合) (旧589、609のそれぞれの一部を統合) (旧589-20、-24、-30、-32、-99、609-10、-99のそれぞれの一部を統合) (旧57、60のそれぞれの一部を統合) (旧572の一部) (旧572-11の一部) (旧572-10、-11のそれぞれの一部を統合)
<b>582</b> 束線工 束線工 <b>583</b> 電子機器部品組立工 電子回路用コンデンサ組立工 プリンタ基板組立工 液晶表示部品製造工 他に分類されない電子機器部品組立工 <b>584</b> 自動車組立工 自動車組立・ぎ装工 自動車部品組立工 <b>585</b> 輸送用機械器具組立工 (自動車を除く) 鉄道車両組立工 船舶ぎ装工 航空機組立工 自転車組立工 他に分類されない輸送用機械器具組立工 (自動車を除く)		
<b>586</b> 計量計測機器組立工 電気計測器組立工 計量器・測定器組立工 <b>587</b> 光学機械器具組立工 カメラ組立工 他に分類されない光学機械器具組立工 <b>588</b> レンズ研磨工・加工工 レンズ研磨工・加工工 <b>591</b> 時計組立工 時計組立工 <b>599</b> その他の機械組立の職業 その他の機械組立の職業		
<b>60</b> 機械整備・修理の職業 <b>601</b> 一般機械器具修理工 原動機修理工 金属加工機械修理工		

新分類 (2011年改訂)	旧分類 (1999年改訂)	備考
601-03 産業用機械修理工		(旧572-10～12のそれぞれの一部を統合)
601-04 生産設備保全工		(旧572-10～11のそれぞれの一部を統合)
601-99 他に分類されない一般機械器具修理工		(旧572-99)
<b>602 電気機械器具修理工</b>		(旧581、582、587、589の一部)
602-01 電気機械修理工		(旧581-70～72、589-60を統合)
602-02 電気通信機械器具修理工		(旧582-50の一部と589-63を統合)
602-03 電子応用機械器具修理工		(旧589-61～62、-64を統合)
602-04 民生用電子・電気機械器具修理工		(旧582-50の一部と587-30～31を統合)
602-99 他に分類されない電気機械器具整備・修理工		(旧589-99の一部)
<b>603 自動車整備工</b>		(旧592から)
603-01 自動車整備工		(旧592-10～13を集約)
<b>604 輸送用機械器具整備・修理工 (自動車を除く)</b>		(旧593～595、599のそれぞれの一部を統合)
604-01 鉄道車両修理工		(旧594-40～42を集約)
604-02 船舶修理工		(旧599-10から)
604-03 航空機整備工		(旧593-40～41を集約)
604-04 自転車修理工		(旧595-20から)
604-99 他に分類されない輸送用機械器具整備・修理工 (自動車を除く)		(599-99の一部)
<b>605 計量計測機器・光学機械器具修理工</b>		(旧601～603、609のそれぞれの一部を統合)
605-01 計量計測機器修理工		(旧601-30、-99のそれぞれの一部を統合)
605-02 光学機械器具修理工		(旧603-50～51を集約)
605-03 時計修理工		・改称 (旧602-30から)
<b>61 製品検査の職業 (金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断)</b>		新設 (旧51、55のそれぞれの一部を統合)
<b>611 金属材料検査工</b>		(旧519の一部)
611-01 金属材料検査工		(旧519-50～52を集約)
<b>612 金属加工・溶接検査工</b>		(旧519、559のそれぞれの一部を統合)
612-01 金属加工検査工		(旧559-70の一部)
612-02 金属溶接検査工		(旧559-70の一部)
612-03 非破壊検査工 (金属)		・改称 (旧519-53から)
<b>62 製品検査の職業 (金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く)</b>		新設 (旧52～53、62～72のそれぞれの一部を統合)
<b>621 化学製品検査工</b>		(旧529の一部)
621-01 化学製品検査工		(旧529-60から)
<b>622 窯業製品検査工</b>		(旧539の一部)
622-01 カラス製品検査工		(旧539-51から)
622-99 他に分類されない窯業製品検査工		(旧539-50、52～53を統合)
<b>623 食料品検査工</b>		(旧619、629のそれぞれの一部)
623-01 食料品検査工		(旧619-99の一部、629-30を統合)
<b>624 飲料・たばこ検査工</b>		(旧635、639のそれぞれの一部を統合)
624-01 飲料・たばこ検査工		(635-99の一部、639-20を統合)
<b>625 紡織・衣服・繊維製品検査工</b>		(旧649、659のそれぞれの一部を統合)
625-01 紡織製品検査工		(旧649-60～64を集約)
625-02 衣服・繊維製品検査工		・改称 (旧659-70から)
<b>626 木製製品・パルプ・紙・紙製品検査工</b>		(旧669、679のそれぞれの一部を統合)
626-01 木製製品検査工		(旧669-50～52を集約)
626-02 パルプ・紙・紙製品検査工		(旧679-30の一部、-33～35を統合)

新分類 (2011年改訂)	旧分類 (1999年改訂)	備考
<b>627</b> 印刷・製本検査工 印刷・製本検査工		新設 (旧689の一部) 改称 (旧689-40から)
<b>628</b> ゴム・プラスチック製品検査工 ゴム・プラスチック製品検査工		新設 (旧699の一部) 新設 (旧699-50～52を集約)
<b>629</b> その他の製品検査の職業 (金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く) その他の製品検査の職業 (金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く)		新設 (旧709、719、729のそれぞれの一部を統合) 新設 (旧709-50～52、719-70、729-99の一部を統合)
<b>63</b> 機械検査の職業		(旧57～60のそれぞれの一部を統合)
<b>631</b> 一般機械器具検査工 一般機械器具検査工		新設 (旧572の一部) 新設 (旧572-20～22を集約)
<b>632</b> 電気機械器具検査工 電気機械器具検査工		新設 (旧589の一部) 新設 (旧589-70～76を集約)
<b>633</b> 自動車検査工 自動車検査工		新設 (旧599の一部) 移設 (旧599-21から)
<b>634</b> 輸送用機械器具検査工 (自動車を除く) 輸送用機械器具検査工 (自動車を除く)		新設 (旧599-20の一部) 新設 (旧599-20、22～25、99の一部を統合)
<b>635</b> 計量計測機器・光学機械器具検査工 計量計測機器・光学機械器具検査工		新設 (旧609の一部) 新設 (旧609-20～24、99の一部を統合)
<b>51</b> 金属材料製造の職業		廃止 (新49、52～)
<b>511</b> 製鉄工、製鋼工		廃止 (新491、521～)
511-10 製鉄工	製鉄工	廃止 (新491-01、521-01～)
511-11 炉前工 (高炉)	炉前工 (高炉)	廃止 (新491-01、521-01～)
511-12 樋管理工 (高炉)	樋管理工 (高炉)	廃止 (新491-01、521-01～)
511-13 鋳鉄機工	鋳鉄機工	廃止 (新491-01、521-01～)
511-20 製鋼工	製鋼工	廃止 (新491-01、521-02～)
511-21 溶銑予備処理工	溶銑予備処理工	廃止 (新491-01、521-02～)
511-22 転炉工	転炉工	廃止 (新491-01、521-02～)
511-23 電気炉工 (製鋼)	電気炉工 (製鋼)	廃止 (新491-01、521-02～)
511-24 取べ (鋼) 精錬工	取べ (鋼) 精錬工	廃止 (新491-01、521-02～)
511-25 造塊工	造塊工	廃止 (新491-01、521-02～)
511-26 連続鑄造工 (製鋼)	連続鑄造工 (製鋼)	廃止 (新491-01、521-02～)
511-27 連続精整工	連続精整工	廃止 (新491-01、521-02～)
511-30 鋳物用鉄溶融工	鋳物用鉄溶融工	廃止 (新491-01、521-03～)
511-31 キュポラ工 (鋳物)	キュポラ工 (鋳物)	廃止 (新491-01、521-03～)
511-32 電気炉工 (鋳物)	電気炉工 (鋳物)	廃止 (新491-01、521-03～)
511-99 他に分類されない製鉄工、製鋼工	他に分類されない製鉄工、製鋼工	廃止 (新491-01、521-99～)
<b>512</b> 非鉄金属製錬工		廃止 (新491、522～)
512-10 非鉄金属溶融炉工	非鉄金属溶融炉工	廃止 (新491-02、522-01～)
512-20 非鉄金属浸出・浄液工	非鉄金属浸出・浄液工	廃止 (新491-02、522-02～)
512-30 非鉄金属電解工	非鉄金属電解工	廃止 (新491-02、522-02～)
512-40 銅製錬工 (電解法を除く)	銅製錬工 (電解法を除く)	廃止 (新491-02、522-99～)
512-50 貴金属製錬工	貴金属製錬工	廃止 (新491-02、522-99～)
512-60 半導体材料精錬工 (多結晶シリコンなど)	半導体材料精錬工 (多結晶シリコンなど)	廃止 (新491-02、522-03～)
512-70 金属ウラン製錬工	金属ウラン製錬工	廃止 (新491-02、522-99～)
512-80 非鉄金属鑄込造塊工	非鉄金属鑄込造塊工	廃止 (新491-02、522-01～)
512-99 他に分類されない非鉄金属製錬工	他に分類されない非鉄金属製錬工	廃止 (新491-02、522-99～)

新分類 (2011年改訂)	旧分類 (1999年改訂)	備考
<b>513</b>	<b>鋳物工</b>	
513-10	調砂工	(新492-523) 廃止
513-20	中子工	(新492-01、523-01) 廃止
513-30	鋳型工	(新492-01、523-01) 廃止
513-31	手込造型工	(新492-01、523-01) 廃止
513-32	機械込造型工	(新492-01、523-01) 廃止
513-40	鋳込工	(新492-01、523-01) 廃止
513-99	他に分類されない鋳物工	(新492-01、523-01) 廃止
<b>514</b>	<b>鍛造工</b>	
514-10	鍛造操炉工	(新492-02、524-01) 廃止
514-20	自由鍛造工	(新492-02、524-02) 廃止
514-21	鍛造プレス工	(新492-02、524-02) 廃止
514-22	鍛造ハンマ工	(新492-02、524-02) 廃止
514-30	型鍛造工	(新492-02、524-03) 廃止
514-31	型鍛造プレス工	(新492-02、524-03) 廃止
514-32	型鍛造ハンマ工	(新492-02、524-03) 廃止
514-40	手かじ(鍛冶)工	(新492-02、524-03) 廃止
514-41	工具かじ工	(新524-04) 廃止
514-98	鍛造工助手	(新524-04) 廃止
514-99	他に分類されない鍛造工	(新524-99) 廃止
<b>515</b>	<b>金属熱処理工</b>	
515-10	金属熱処理工	(新492-02、524-99) 廃止
515-11	焼なまし・焼ならし工	(新499-525) 廃止
515-12	焼入焼戻し工(高周波・浸炭を除く)	(新499-01、525-01) 廃止
515-13	高周波焼入焼戻し工	(新499-01、525-01) 廃止
515-14	浸炭焼入焼戻し工	(新499-01、525-01) 廃止
515-15	窒化・軟窒化工	(新499-01、525-01) 廃止
<b>516</b>	<b>圧延工</b>	
516-10	圧延加熱炉工	(新499-526) 廃止
516-20	熱間圧延工	(新499-02、526-01) 廃止
516-21	糸鋼圧延工(線材、形鋼、棒鋼)	(新499-02、526-01) 廃止
516-22	鋼板圧延工(厚板、熱延)	(新499-02、526-01) 廃止
516-23	シームレス鋼管工(中径、小径)	(新499-02、526-01) 廃止
516-30	冷間圧延工	(新499-02、526-01) 廃止
516-31	電磁鋼板工	(新499-02、526-01) 廃止
516-32	ステンレス鋼板工	(新499-02、526-01) 廃止
516-33	表面処理鋼板工	(新499-02、526-01) 廃止
516-34	展延工(非鉄金属箔)	(新499-02、526-01) 廃止
516-40	溶接鋼管工	(新499-02、526-01) 廃止
516-41	大径管工(スパイラル、UO管)	(新499-02、526-01) 廃止
516-42	電縫管工	(新499-02、526-01) 廃止
516-43	鍛接管工	(新499-02、526-01) 廃止
516-50	圧延仕上工	(新499-02、526-01) 廃止
516-60	圧延ロール整備工	(新499-02、526-01) 廃止
516-99	他に分類されない圧延工	(新499-02、526-01) 廃止
<b>517</b>	<b>伸線工</b>	
517-10	伸線工	(新499-539) 廃止



新分類 (2011年改訂)	旧分類 (1999年改訂)	備考	
	<p><b>519</b> <b>519-10</b> <b>519-11</b> <b>519-12</b> <b>519-20</b> <b>519-21</b> <b>519-22</b> <b>519-30</b> <b>519-31</b> <b>519-32</b> <b>519-33</b> <b>519-34</b> <b>519-40</b> <b>519-42</b> <b>519-50</b> <b>519-51</b> <b>519-52</b> <b>519-53</b> <b>519-99</b></p> <p><b>52</b> <b>521</b> <b>521-10</b> <b>521-11</b> <b>521-12</b> <b>521-13</b> <b>521-14</b> <b>521-15</b> <b>522</b> <b>522-10</b> <b>522-11</b> <b>522-12</b> <b>522-20</b> <b>522-30</b> <b>522-99</b> <b>523</b> <b>523-10</b> <b>523-20</b> <b>523-30</b> <b>523-31</b> <b>524</b> <b>524-10</b> <b>524-20</b> <b>524-30</b> <b>524-31</b> <b>524-32</b> <b>524-33</b></p>	<p>他の金属材料製造の職業 金属材料原料工 鉱石焼結工 ペレット工 スクラップ整理工 スクラップ切断工 スクラップ・ヤード工 鋳物仕上工 鋳物型ばらし工 ショット・ブラスト工 鋳物はつり工 鋳物切断・補修工 粉末冶金製品製造工 粉末冶金成形工 粉末冶金焼結工 金属材料製造検査工 原材料試験検査工 中間製品検査工 非破壊検査員 他に分類されない金属材料製造の職業</p> <p><b>化学製品製造の職業</b> <b>基礎的</b>化学製品製造オペレーター 基礎的化学製品製造オペレーター 石油化学製品製造オペレーター 有機薬品製造オペレーター 無機材料製造オペレーター 化学肥料製造オペレーター 汎用樹脂製造オペレーター <b>石油精製オペレーター</b> 燃料製造オペレーター 燃料油製造オペレーター LPGガス製造オペレーター 潤滑油製造オペレーター 石油タンクオペレーター 他に分類されない石油精製オペレーター <b>化学繊維工</b> 原液調整工 化学繊維紡糸工 化学繊維後処理工 化学繊維精練・漂白工 <b>石けん・洗剤・油脂製品製造オペレーター</b> 石けん製造オペレーター 合成洗剤製造オペレーター 油脂製品製造オペレーター 硬化油製造オペレーター 脂肪酸製造オペレーター グリセリン製造オペレーター</p>	<p>廃止 (新499、523、539、611、612へ) 廃止 (新499-99、539-99へ) 廃止 (新499-99、539-99へ) 廃止 (新499-99、539-99へ) 廃止 (新539-99へ) 廃止 (新539-99へ) 廃止 (新539-99へ) 移設 (新523-02へ) 廃止 (新523-02へ) 廃止 (新523-02へ) 廃止 (新523-02へ) 廃止 (新523-02へ) 廃止 (新499-99、539-99へ) 廃止 (新499-99、539-99へ) 廃止 (新499-99、539-99へ) 廃止 (新611-01へ) 廃止 (新611-01へ) 廃止 (新611-01へ) 移設 (新612-03へ) 廃止 (新499-99、539-99へ) 廃止 (新50、54へ) 廃止 (新501、541へ) 廃止 (新501-02、541-01へ) 廃止 (新501-02へ) 廃止 (新501-02、541-01へ) 廃止 (新501-02、541-01へ) 廃止 (新501-02、541-01へ) 廃止 (新501-02、541-01へ) 廃止 (新501-01へ) 廃止 (新501-01へ) 廃止 (新501-01へ) 廃止 (新501-01へ) 廃止 (新501-01へ) 廃止 (新501-01へ) 廃止 (新501-01へ) 廃止 (新501-01へ) 廃止 (新501-03、541-02へ) 廃止 (新501-03、541-02へ) 廃止 (新501-03、541-02へ) 廃止 (新501-03、541-02へ) 廃止 (新501、541へ) 廃止 (新501-99、541-03へ) 廃止 (新501-99、541-03へ) 廃止 (新501-99、541-03へ) 廃止 (新501-99、541-03へ) 廃止 (新501-99、541-03へ) 廃止 (新501-99、541-03へ) 廃止 (新501-99、541-03へ)</p>

新分類 (2011年改訂)	旧分類 (1999年改訂)	備考
	<b>525 医薬品・化粧品製造工</b>	廃止 (新501、541へ)
	525-10 医薬品製造工	廃止 (新501-04、541-04へ)
	525-11 製剤工	廃止 (新501-04、541-04へ)
	525-12 医薬品仕上工	廃止 (新501-04、541-04へ)
	525-20 抗生物質種母培養工	廃止 (新501-04、541-04へ)
	525-30 化粧品類製造工	廃止 (新501-04、541-05へ)
	<b>529 その他の化学製品製造の職業</b>	廃止 (新501、541、621へ)
	529-10 化学製品原料粉砕工	廃止 (新501-99、541-99へ)
	529-20 製塩工	廃止 (新501-99、541-99へ)
	529-30 感光剤材料製造工	廃止 (新501-99、541-06へ)
	529-31 フィルム製造工	廃止 (新501-99、541-07へ)
	529-32 感光紙製造工	廃止 (新501-99、541-06へ)
	529-40 塗料・絵具・インキ製造工	廃止 (新501-99、541-08へ)
	529-50 農薬・殺虫剤製造工	廃止 (新501-99、541-99へ)
	529-60 化学製品検査工	移設 (新621-01へ)
	529-99 他に分類されない化学製品製造の職業	廃止 (新501-99、541-99へ)
	<b>53 窯業製品製造の職業</b>	廃止 (新50、54へ)
	<b>531 窯業原料工</b>	廃止 (新502、542へ)
	531-10 原料工	廃止 (新502-99、542-99へ)
	531-11 原石粉砕工	廃止 (新502-99、542-99へ)
	531-12 原料調合工	廃止 (新502-99、542-99へ)
	531-13 原料か焼工	廃止 (新502-99、542-99へ)
	531-20 ガラス溶融炉工	廃止 (新502-99、542-99へ)
	531-30 窯業土練工	廃止 (新502-99、542-99へ)
	531-31 陶磁器土練工	廃止 (新502-99、542-99へ)
	531-32 れんが・かわら類土練工	廃止 (新502-99、542-99へ)
	531-40 シヤモット工	廃止 (新502-99、542-99へ)
	531-99 他に分類されない窯業原料工	廃止 (新502-99、542-99へ)
	<b>532 ガラス製品製造工</b>	廃止 (新502、542へ)
	532-10 ガラス成形工	廃止 (新502-01、542-01へ)
	532-11 板ガラス成形工	廃止 (新502-01、542-01へ)
	532-12 製びん工	廃止 (新502-01、542-01へ)
	532-13 吹きガラス成形工	廃止 (新502-01、542-01へ)
	532-14 ガラスプレス成形工	廃止 (新502-01、542-01へ)
	532-15 ガラス管成形工	廃止 (新502-01、542-01へ)
	532-20 ガラス繊維製造工	廃止 (新502-01、542-01へ)
	532-30 ガラス熱加工工	廃止 (新502-01、542-01へ)
	532-31 パーナー加工工	廃止 (新502-01、542-01へ)
	532-32 ガラス火切・口焼工	廃止 (新502-01、542-01へ)
	532-40 ガラスカセット工	廃止 (新502-01、542-01へ)
	532-41 ガラスカセット工	廃止 (新502-01、542-01へ)
	532-42 ガラス研磨工	廃止 (新502-01、542-01へ)
	532-50 鏡銀引き工	廃止 (新502-01、542-01へ)
	532-60 ガラス熱処理工	廃止 (新502-01、542-01へ)
	532-61 ガラス徐冷工	廃止 (新502-01、542-01へ)
	532-99 他に分類されないガラス製品製造工	廃止 (新502-01、542-01へ)
	<b>533 施ゆう工、ほうろうがけ工</b>	廃止 (新542へ)

新分類 (2011年改訂)	旧分類 (1999年改訂)	備考
533-10	ゆう薬工	廃止 (新542-99へ)
533-11	ゆう薬原料調合工	廃止 (新542-99へ)
533-12	フリット工	廃止 (新542-99へ)
533-20	ゆう薬かけ工	廃止 (新542-99へ)
533-21	施ゆう機工	廃止 (新542-99へ)
533-22	施ゆう仕上工	廃止 (新542-99へ)
533-30	ほうろう焼入・仕上工	廃止 (新542-99へ)
<b>534</b>	<b>れんが・かわら類製造工</b>	廃止 (新502、542へ)
534-10	れんが・かわら類成形工	廃止 (新502-99、542-02へ)
534-11	れんが・かわら類プレス成形工	廃止 (新502-99、542-02へ)
534-12	れんが・かわら類押出成形工	廃止 (新502-99、542-02へ)
534-20	れんが・かわら類乾燥工	廃止 (新502-99、542-02へ)
534-30	れんが・かわら類焼成工	廃止 (新502-99、542-02へ)
534-31	れんが・かわら類焼出入工	廃止 (新502-99、542-02へ)
534-99	他に分類されないれんが・かわら類製造工	廃止 (新502-99、542-02へ)
<b>535</b>	<b>陶磁器製造工、ファイレンセラミック製品製造工</b>	廃止 (新502、542へ)
535-10	陶磁器製造工	廃止 (新502-99、542-03へ)
535-11	陶磁器成形工	廃止 (新502-99、542-03へ)
535-12	陶磁器研磨工	廃止 (新502-99、542-03へ)
535-13	陶磁器レース加工工	廃止 (新502-99、542-03へ)
535-14	陶磁器焼成工	廃止 (新502-99、542-03へ)
535-20	ファイレンセラミック製品製造工	廃止 (新502-02、542-04へ)
535-98	陶磁器製造工見習	廃止 (新502-99、542-03へ)
<b>536</b>	<b>窯業絵付工</b>	廃止 (新542へ)
536-10	陶磁器画工	廃止 (新542-99へ)
536-20	転写絵付工	廃止 (新542-99へ)
536-30	陶磁器吹付工	廃止 (新542-99へ)
536-40	絵付線引き工	廃止 (新542-99へ)
536-50	盛絵付工	廃止 (新542-99へ)
536-98	窯業絵付工見習	廃止 (新542-99へ)
<b>537</b>	<b>セメント生産オペレーター</b>	廃止 (新502、542へ)
537-10	セメント生産オペレーター	廃止 (新502-03、542-05へ)
<b>538</b>	<b>セメント製品製造工</b>	廃止 (新502、542へ)
538-10	コンクリート製品製造工	廃止 (新502-99、542-06へ)
538-11	コンクリートブロック製造工	廃止 (新502-99、542-06へ)
538-12	コンクリートパネル製造工	廃止 (新502-99、542-06へ)
538-13	セメントスレート製造工	廃止 (新502-99、542-06へ)
538-14	コンクリートパイプ製造工	廃止 (新502-99、542-06へ)
538-20	生コンクリート製造工	廃止 (新502-99、542-07へ)
538-99	他に分類されないセメント製品製造工	廃止 (新502-99、542-06へ)
<b>539</b>	<b>その他の窯業製品製造の職業</b>	廃止 (新502、542、622へ)
539-10	石灰・石こう製品製造工	廃止 (新502-99、542-99へ)
539-11	生石灰・消石灰生産オペレーター	廃止 (新502-99、542-99へ)
539-12	ドロマイト生産オペレーター	廃止 (新502-99、542-99へ)
539-13	焼石こう製造工	廃止 (新502-99、542-99へ)
539-14	石こう製品製造工	廃止 (新502-99、542-99へ)
539-20	七宝工	廃止 (新542-99へ)

新分類 (2011年改訂)	旧分類 (1999年改訂)	備考
	539-30 るつば製造工	廃止 (新502-99、542-99へ)
	539-40 研磨用材製造工	廃止 (新502-99、542-08へ)
	539-50 窯業製品検査工	廃止 (新622-99へ)
	539-51 ガラス製品検査工	移設 (新622-01へ)
	539-52 れんが・かわら類検査工	廃止 (新622-99へ)
	539-53 陶磁器検査工	廃止 (新622-99へ)
	539-99 他に分類されない窯業製品製造の職業	廃止 (新502-99、542-99へ)
	<b>54 土石製品製造の職業</b>	
	<b>541 石工</b>	廃止 (新54へ)
	541-10 石割工	廃止 (新542へ)
	541-20 石切工	廃止 (新542-09へ)
	541-21 石工旋盤工	廃止 (新542-09へ)
	541-30 石研磨工	廃止 (新542-09へ)
	541-31 機械研磨工	廃止 (新542-09へ)
	541-40 石彫工	廃止 (新542-09へ)
	541-50 墨出し工	廃止 (新542-09へ)
	541-60 石積工	廃止 (新542-09へ)
	541-98 石工見習	廃止 (新542-09へ)
	<b>549 その他の土石製品製造の職業</b>	
	549-10 石細工工	廃止 (新542-09へ)
	549-20 石綿製品製造工	廃止 (新542-09へ)
	549-99 他に分類されない土石製品製造の職業	廃止 (新542-09へ)
	<b>55 金属加工の職業</b>	
	<b>551 金属工作機械工</b>	廃止 (新49、52へ)
	551-10 汎用金属工作機械工	廃止 (新493、527、528へ)
	551-11 旋盤工	廃止 (新527-99へ)
	551-12 ボール盤工	移設 (新527-01へ)
	551-13 中ぐり盤工	移設 (新527-02へ)
	551-14 フライス盤工	廃止 (新527-99へ)
	551-15 歯切盤工	移設 (新527-03へ)
	551-16 研削盤工・仕上機械工	廃止 (新527-99へ)
	551-20 数値制御金属工作機械工 (特殊加工機を除く)	移設 (新527-04へ)
	551-21 NC旋盤工	廃止 (新493-01、528-99へ)
	551-22 NCボール盤工	廃止 (新493-01、528-01へ)
	551-23 NC中ぐり盤工	廃止 (新493-01、528-99へ)
	551-24 NCフライス盤工	廃止 (新493-01、528-02へ)
	551-25 NC研削盤工	廃止 (新493-01、528-99へ)
	551-26 マシニングセンターオペレーター	廃止 (新493-01、528-03へ)
	551-30 金属特殊加工機工	廃止 (新493-01、498-01、527-99、528-04、537-99へ)
	551-31 放電加工機工	廃止 (新493-01、498-01、527-99、528-04、537-99へ)
	551-32 電子ビーム加工機工	廃止 (新493-01、498-01、527-99、528-04、537-05、-99へ)
	551-33 レーザー加工機工	廃止 (新493-01、498-01、527-99、528-04、537-05、-99へ)
	551-34 電解加工機工	廃止 (新493-01、498-01、527-99、528-04、537-99へ)
	551-99 他に分類されない金属工作機械工	廃止 (新493-01、527-99へ)
	<b>552 金属プレス工</b>	廃止 (新494、531へ)
	552-10 プレス成形工 (打抜・曲ブレスを除く)	廃止 (新494-01、531-01へ)
	552-11 打抜プレス工	廃止 (新494-01、531-02へ)

新分類 (2011年改訂)	旧分類 (1999年改訂)	備考
552-12	曲プレス工	廃止 (新494-01、531-03へ)
552-13	絞プレス工	廃止 (新494-01、531-01へ)
552-14	プレス刻印工	廃止 (新494-01、531-01へ)
552-20	数値制御プレス機械工	廃止 (新494-01、531-01～03へ)
552-99	他に分類されない金属プレス工	廃止 (新494-01、531-01へ)
<b>553</b>	<b>鉄工、製かん(缶)工</b>	
553-10	鉄工	廃止 (新495、532へ)
553-11	建築鉄工	廃止 (新495-01、532-99へ)
553-12	機械鉄工	廃止 (新495-01、532-01へ)
553-13	造船鉄工	廃止 (新495-01、532-99へ)
553-14	橋りょう鉄工	移設 (新532-02へ)
553-15	装飾鉄工	廃止 (新495-01、532-99へ)
553-20	製かん工	廃止 (新495-01、532-99へ)
553-21	ボイラー組立工	廃止 (新495-01、532-03へ)
553-22	圧力容器組立工	廃止 (新495-01、532-03へ)
553-99	他に分類されない鉄工、製かん(缶)工	廃止 (新495-01、532-99へ)
<b>554</b>	<b>板金工</b>	
554-10	板金工	廃止 (新496、533へ)
554-11	建築板金工	廃止 (新496-01、533-99へ)
554-12	工場板金工	廃止 (新496-01、533-01へ)
554-13	自動車板金工	廃止 (新496-01、533-02へ)
<b>555</b>	<b>金属彫刻工</b>	
555-10	彫金工	移設 (新533-03へ)
555-11	かざり職	廃止 (新499、539へ)
555-12	金型彫刻工	廃止 (新499-99、539-99へ)
555-20	機械彫刻工	廃止 (新539-99へ)
555-30	腐しよく彫刻工	廃止 (新499-99、539-99へ)
555-31	なっ(捺)染ロール彫刻工	廃止 (新499-99、539-99へ)
555-99	他に分類されない金属彫刻工	廃止 (新499-99、539-99へ)
<b>556</b>	<b>めっき工</b>	
556-10	電気めっき工	廃止 (新497、534へ)
556-20	化学めっき工	廃止 (新497-01、534-01へ)
556-30	溶融めっき工	廃止 (新497-01、534-02へ)
556-40	溶射工	廃止 (新497-01、534-02へ)
556-50	真空・気相めっき工	廃止 (新497-01、534-02へ)
556-60	陽極処理工	廃止 (新497-01、534-02へ)
556-70	化成処理工	廃止 (新497-01、534-02へ)
556-99	他に分類されないめっき工	廃止 (新497-01、534-02へ)
<b>557</b>	<b>金属研磨工</b>	
557-10	金属材料・製品研磨工	廃止 (新497、534へ)
557-11	工具研磨工	廃止 (新497-02、534-03へ)
557-12	刃物とぎ工	廃止 (新497-02、534-03へ)
557-20	金属手仕上げ工	廃止 (新534-03へ)
557-21	のこ目立職	移設 (新534-04へ)
557-22	金属やすり掛け工	廃止 (新534-04へ)
557-23	金属きざげ工	廃止 (新534-04へ)
557-24	金属はつり工	廃止 (新534-04へ)

新分類 (2011年改訂)	旧分類 (1999年改訂)	備考
	<b>558 金属線製品・くぎ・ばね製造工</b>	
	金属線製品製造工	(新499、535へ)
	ワイヤロープ製造工	廃止 (新499-99、535-01へ)
	有刺鉄線製造工	廃止 (新499-99、535-01へ)
	金網編工	廃止 (新499-99、535-01へ)
	針製造工	廃止 (新499-99、535-01へ)
	ピン製造工	廃止 (新499-99、535-01へ)
	くぎ類製造工	廃止 (新499-99、535-01へ)
	ばね製造工	廃止 (新499-99、535-01へ)
	<b>559 その他の金属加工の職業</b>	
	金属製家具・建具製造工	廃止 (新492、499、536、539、612へ)
	金属製家具製造工	廃止 (新499-99、536-01へ)
	金属製建具製造工	廃止 (新499-99、536-01へ)
	金属製品製造工 (一貫作業によるもの)	廃止 (新499-99、536-01へ)
	刃物製造工 (刃物を除く)	廃止 (新499-99、536-04へ)
	工具製造工	廃止 (新499-99、536-02、-03へ)
	金具製造工	廃止 (新499-99、536-05へ)
	けがき工	廃止 (新499-99、539-99へ)
	ろう付工、はんだ付工	廃止 (新499-99、539-02へ)
	金属切断工 (刃物によるもの)	廃止 (新499-04、539-04へ)
	金型取付工	移設 (新539-03へ)
	金属加工・金属製品検査工	廃止 (新612-01、-02へ)
	他に分類されない金属加工の職業	廃止 (新492-01、499-99、539-05、-06、-99へ)
	<b>56 金属溶接・溶断の職業</b>	
	<b>561 電気溶接工</b>	
	アーク溶接工	(新498、537へ)
	被膜アーク溶接工	廃止 (新498-01、537-01へ)
	抵抗溶接工	廃止 (新498-01、537-01へ)
	スポット溶接工	廃止 (新498-01、537-02へ)
	自動電気溶接機運転工	廃止 (新498-01、537-02へ)
	溶接ロボット運転工	廃止 (新498-01、537-05へ)
	他に分類されない電気溶接工	廃止 (新498-01、537-05へ)
	<b>562 ガス溶接工、ガス切断工</b>	
	ガス溶接工	廃止 (新498、537へ)
	酸素アセチレンガス溶接工	移設 (新537-03へ)
	ガス切断工	廃止 (新537-03へ)
	アセチレンガス切断工	廃止 (新498-01、537-04へ)
	大型バーナー工	廃止 (新498-01、537-04へ)
	自動ガス切断機運転工	廃止 (新498-01、537-05へ)
	<b>57 一般機械器具組立・修理の職業</b>	
	<b>571 一般機械器具組立工</b>	
	原動機組立工	廃止 (新51、57、60へ)
	エンジン組立・調整工	廃止 (新511-01、571-01へ)
	タービン組立・調整工	廃止 (新511-01、571-01へ)
	金属加工機械組立工	廃止 (新511-01、571-01へ)
	金属工作機械組立・調整工	廃止 (新511-01、571-02へ)
	産業用機械組立工	廃止 (新511-01、571-06-99へ)

新分類 (2011年改訂)	旧分類 (1999年改訂)	備考
571-31	農業用機械組立・調整工	(新511-01、571-03～)
571-32	建設機械組立・調整工	廃止 (新511-01、571-04～)
571-33	織維機械組立・調整工	廃止 (新511-01、571-99～)
571-34	印刷機械組立・調整工	廃止 (新511-01、571-05～)
571-40	機械部品組立工	廃止 (新511-01、571-09～)
571-41	ヘアリング組立工	廃止 (新511-01、571-09～)
571-42	変速機組立工	廃止 (新511-01、571-09～)
571-43	軸継手組立工	廃止 (新511-01、571-09～)
571-44	ハルブ組立工	廃止 (新511-01、571-09～)
571-45	チェーン組立工	廃止 (新511-01、571-09～)
571-99	他に分類されない一般機械器具組立工	廃止 (新511-01、514-01、571-06～99、585-04～)
<b>572</b>	<b>一般機械器具修理工</b>	
572-10	機械修理工	廃止 (新601、631～)
572-11	動力機械保全・修理工	廃止 (新601-02～04～)
572-12	油圧機械保全・修理工	廃止 (新601-01～04～)
572-20	機械検査工	廃止 (新601-03～)
572-21	動力機械検査工	廃止 (新631-01～)
572-22	油圧機械検査工	廃止 (新631-01～)
572-99	他に分類されない一般機械器具修理工	廃止 (新601-99～)
<b>58</b>	<b>電気機械器具組立・修理の職業</b>	
<b>581</b>	<b>電気機械組立工・修理工</b>	
581-10	発電機組立・調整工	廃止 (新512、572、602～)
581-11	発電機巻線工	廃止 (新512-01、572-01～)
581-12	産業用発電機組立工	廃止 (新512-01、572-01～)
581-13	民生用発電機組立工	廃止 (新512-01、572-01～)
581-20	電動機組立・調整工	廃止 (新512-01、572-01～)
581-21	電動機巻線工	廃止 (新512-01、572-01～)
581-22	産業用電動機組立工	廃止 (新512-01、572-01～)
581-23	民生用電動機組立工	廃止 (新512-01、572-01～)
581-24	マイクローター組立工	廃止 (新512-01、572-01～)
581-30	変圧器・変流器・変成器組立・調整工	廃止 (新512-01、572-99～)
581-31	トランス巻線工	廃止 (新512-01、572-99～)
581-32	変圧器組立工	廃止 (新512-01、572-99～)
581-33	変流器・変成器組立工	廃止 (新512-01、572-99～)
581-40	配電盤・制御板組立・調整工	廃止 (新512-01、572-02～)
581-41	配電盤組立工	廃止 (新512-01、572-02～)
581-42	制御板組立工	廃止 (新512-01、572-02～)
581-43	アーストリビュータ組立工	廃止 (新512-01、572-02～)
581-50	開閉制御機器組立工	廃止 (新512-01、572-02～)
581-51	ブレーカー組立工	廃止 (新512-01、572-02～)
581-52	スイッチ組立工	廃止 (新512-01、572-02～)
581-60	電気機械部品組立工	廃止 (新512-01、572-03～)
581-61	整流子組立工	廃止 (新512-01、572-03～)
581-62	整流器組立工	廃止 (新512-01、572-03～)
581-63	コンデンサー組立工	廃止 (新512-01、572-03～)
581-70	電気機械修理工	廃止 (新512-01、572-03～)
581-71	発電機・電動機修理工	廃止 (新602-01～)

新分類 (2011年改訂)	旧分類 (1999年改訂)	備考
	配電・制御装置修理工	(新602-01へ)
581-72		廃止
<b>582</b>	<b>電気通信機械器具組立工・修理工</b>	
582-10	電気通信機器組立工	(新512-573、575、602へ)
582-11	無線通信機器組立工	廃止 (新512-01、573-01へ)
582-12	有線通信機器組立工	廃止 (新512-01、573-01へ)
582-20	ビデオ・音響機器組立工	廃止 (新512-01、573-01へ)
582-21	VTR・テープレコーダー組立工	廃止 (新512-01、575-01へ)
582-22	ラジオ・音響機器組立工	廃止 (新512-01、573-02へ)
582-23	テレビ・画像端末機組立工	廃止 (新512-01、573-02へ)
582-30	電気通信機器調整工	廃止 (新512-01、573-01へ)
582-40	ビデオ・音響機器調整工	廃止 (新512-01、575-01へ)
582-50	電気通信機械器具修理工	移設 (新602-02、602-04へ)
582-99	他に分類されない電気通信機械器具組立工・修理工	廃止 (新512-01、573-99へ)
<b>583</b>	<b>電球・電子管組立工</b>	
583-10	電球・電子管自動組立操作員	廃止 (新512-577へ)
583-20	電球・電子管製造工	廃止 (新512-01、577-01へ)
583-21	電球・電子管組立工	廃止 (新512-01、577-01へ)
583-22	電球・電子管排気・封止工	廃止 (新512-01、577-01へ)
583-23	電球・電子管仕上工	廃止 (新512-01、577-01へ)
583-30	電球・電子管部品組立工	廃止 (新512-01、577-01へ)
<b>584</b>	<b>被覆電線製造工</b>	
584-10	燃線工	廃止 (新512-581へ)
584-20	被覆工	廃止 (新512-01、581-01へ)
584-21	ゴム線製造工	廃止 (新512-01、581-01へ)
584-22	ビニール・ポリエチレン線製造工	廃止 (新512-01、581-01へ)
584-23	紙巻線製造工	廃止 (新512-01、581-01へ)
584-30	捻合わせ工	廃止 (新512-01、581-01へ)
584-40	がい(鉛)装工	廃止 (新512-01、581-01へ)
584-41	鋼帯がい装工	廃止 (新512-01、581-01へ)
584-42	鉄線がい装工	廃止 (新512-01、581-01へ)
584-43	被鉛工	廃止 (新512-01、581-01へ)
584-44	編組工	廃止 (新512-01、581-01へ)
<b>585</b>	<b>半導体製品製造工</b>	
585-10	半導体チップ製造工	廃止 (新512-01、576-01へ)
585-20	半導体ダイシング工	廃止 (新512-01、576-02へ)
585-30	半導体組立工	廃止 (新512-01、576-02へ)
585-31	半導体マウンティング工	廃止 (新512-01、576-02へ)
585-32	ワイヤーボンディング工	廃止 (新512-01、576-02へ)
585-33	エンキャプ工	廃止 (新512-01、576-02へ)
585-40	半導体封止工	廃止 (新512-01、576-02へ)
585-50	半導体外装処理工	廃止 (新512-01、576-02へ)
585-99	他に分類されない半導体製品製造工	廃止 (新512-01、576-99へ)
<b>586</b>	<b>電子応用機械器具組立工</b>	
586-10	電子計算機組立・調整工	廃止 (新512-573、574へ)
586-20	X線応用装置組立・調整工	廃止 (新512-01、574-01へ)
586-30	医療用電子機器組立・調整工	廃止 (新512-01、574-99へ)



新分類 (2011年改訂)	旧分類 (1999年改訂)	備考
	レーザー応用加工機器組立・調整工	(新512-01、574-99～)
	電子複写機組立・調整工	廃止 (新512-01、574-02～)
	ファクシミリ組立・調整工	廃止 (新512-01、573-99～)
	他に分類されない電子応用機械器具組立工	廃止 (新512-01、574-99～)
	<b>587 民生用電子・電気機械器具組立工・修理工</b>	廃止 (新512、575、602～)
	電熱・照明器具組立工	廃止 (新512-01、575-01～)
	電熱機器組立工	廃止 (新512-01、575-01～)
	照明器具組立工	廃止 (新512-01、575-01～)
	電動機心用製品組立工	廃止 (新512-01、575-01～)
	電気冷蔵庫組立工	廃止 (新512-01、575-01～)
	電気洗濯機組立工	廃止 (新512-01、575-01～)
	電気掃除機組立工	廃止 (新512-01、575-01～)
	扇風機・換気扇組立工	廃止 (新512-01、575-01～)
	空調機組立工	廃止 (新512-01、575-01～)
	民生用電子・電気機械器具修理工	移設 (新602-04～)
	家庭用電気製品修理工 (販売店、サービス店)	廃止 (新602-04～)
	他に分類されない民生用電子・電気機械器具組立工・修理工	廃止 (新512-01、575-01～)
	<b>588 東線工</b>	
	東線工 (ワイヤー・ハーネス工)	廃止 (新585～)
	電気通信機東線工	廃止 (新585-01～)
	電子応用機器束線工	廃止 (新585-01～)
	輸送用機器束線工	廃止 (新585-01～)
	<b>589 その他の電気機械器具組立・修理の職業</b>	
	乾電池・蓄電池製造工	廃止 (新512、578、583、599、602、632～)
	乾電池製造工	廃止 (新512-01、578-01～)
	蓄電池製造工	廃止 (新512-01、578-01～)
	記録媒体製造工	廃止 (新512-01、599-99～)
	磁気テープ製造工	廃止 (新512-01、599-99～)
	磁気ディスク製造工	廃止 (新512-01、599-99～)
	光ディスク製造工	廃止 (新512-01、599-99～)
	磁気・ICカード製造工	廃止 (新512-01、599-99～)
	内燃機関電装品組立工	廃止 (新512-01、599-99～)
	イグニッション・コイル組立工	廃止 (新512-01、599-99～)
	点火プラグ組立工	廃止 (新512-01、599-99～)
	電子機器部品製造工	廃止 (新512-01、583-99～)
	電子機器用コイル・トランス製造工	廃止 (新512-01、583-99～)
	電子機器用抵抗器製造工	廃止 (新512-01、583-99～)
	電子機器用コンデンサー製造工	廃止 (新512-01、583-01～)
	振動子組立工	廃止 (新512-01、583-99～)
	プリント基板組立工	廃止 (新512-01、583-02～)
	電子機器部品組立工	廃止 (新512-01、583-99～)
	音響部品組立工	廃止 (新512-01、583-99～)
	特殊電子部品製造工	廃止 (新512-01、583-99～)
	液晶表示部品製造工	廃止 (新512-01、583-03～)
	圧電素子製造工	廃止 (新512-01、583-99～)
	フェライト製品製造工	廃止 (新512-01、583-99～)

新分類 (2011年改訂)	旧分類 (1999年改訂)	備考
	電気機械器具保守員	(新602-01)～ 廃止
589-60	電子計算機保守員	(新602-03)～ 廃止
589-61	複写機保守員	(新602-03)～ 廃止
589-62	ファクシミリ保守員	(新602-02)～ 廃止
589-63	電子計算機周辺機器保守員	(新602-03)～ 廃止
589-64	電気機械器具検査工	(新632-01)～ 廃止
589-70	発電機・電動機検査工	(新632-01)～ 廃止
589-71	配電・制御装置検査工	(新632-01)～ 廃止
589-72	電気通信機械器具検査工	(新632-01)～ 廃止
589-73	電子応用機器検査工	(新632-01)～ 廃止
589-74	民生用電子・電気機械器具検査工	(新632-01)～ 廃止
589-75	電子部品検査工	(新632-01)～ 廃止
589-76	他に分類されない電気機械器具組立・修理の職業	(新512-01、599-99、602-99)～ 廃止
589-99	他に分類されない電気機械器具組立・修理の職業	(新51、57、60)～ 廃止
<b>59</b>	<b>輸送用機械器具組立・修理の職業</b>	
<b>591</b>	<b>自動車組立工</b>	
591-10	自動車部品組立工	(新513、584)～ 廃止
591-20	自動車車体・車台組立工	(新513-01、584-02)～ 廃止
591-30	自動車ぎ装組立工	(新513-01、584-01)～ 廃止
<b>592</b>	<b>自動車整備工</b>	
592-10	自動車整備工	(新603)～ 移設
592-11	自動車エンジン整備工	(新603-01)～ 移設
592-12	自動車電装品整備工	(新603-01)～ 廃止
592-13	自動車タイヤ整備工	(新603-01)～ 廃止
<b>593</b>	<b>航空機組立工・整備工</b>	
593-10	航空機部品組立工	(新514、585、604)～ 廃止
593-20	航空機総組立工	(新514-01、585-03)～ 廃止
593-21	航空機エンジン取付工	(新585-03)～ 廃止
593-30	航空機ぎ装工	(新585-03)～ 廃止
593-40	航空機整備工	(新604-03)～ 廃止
593-41	航空機工場整備工	(新604-03)～ 廃止
<b>594</b>	<b>鉄道車両組立工・修理工</b>	
594-10	車両機械組立工	(新514、585、604)～ 廃止
594-20	車両組立工	(新514-01、585-01)～ 廃止
594-21	鉄道車両台車組立工	(新585-01)～ 廃止
594-22	鉄道車両車体組立工	(新585-01)～ 廃止
594-30	車両ぎ装工	(新585-01)～ 廃止
594-31	鉄道車両機器取付工	(新585-01)～ 廃止
594-40	車両修理工	(新604)～ 廃止
594-41	鉄道車両台車・車体修理工	(新604-01)～ 廃止
594-42	鉄道車両機械修理工	(新604-01)～ 廃止
<b>595</b>	<b>自転車組立工・修理工</b>	
595-10	自転車組立工	(新514、587、604)～ 廃止
595-20	自転車修理工	(新514-01、585-04)～ 移設
<b>596</b>	<b>船舶ぎ装工</b>	
596-10	船舶ぎ装工	(新585)～ 廃止
596-11	甲板部ぎ装工	(新585-02)～ 移設
596-12	機関部ぎ装工	(新585-02)～ 廃止

新分類 (2011年改訂)	旧分類 (1999年改訂)	備考
	596-13 電気部ぎ装工 596-14 居住部ぎ装工 <b>599 その他の輸送機械器具組立・修理の職業</b> 599-10 船舶修理工 599-20 輸送用機械器具検査工 599-21 自動車検査工 599-22 航空機検査工 599-23 鉄道車両検査工 599-24 自転車検査工 599-25 船舶検査工 599-99 他に分類されない輸送用機械器具組立・修理の職業	(新585-02～) 廃止 (新585-02～) 廃止 (新585、604、634～) 移設 (新604-02～) 移設 (新634～) 移設 (新633-01～) 廃止 (新634-01～) 廃止 (新634-01～) 廃止 (新634-01～) 廃止 (新634-01～) 廃止 (新514-01、585-99、604-99、634-01～)
<b>60 計量計測機器・光学機械器具組立・修理の職業</b> <b>601 計量計測機器組立工・修理工</b> 601-10 電気計測器組立工 601-11 電気メータ組立工 601-20 計量器・測定器組立工 601-21 度量衡器組立工 601-22 温度計組立工 601-23 圧力計組立工 601-24 流量計組立工 601-30 計量計測機器調整・修理工 601-99 他に分類されない計量計測機器組立工・修理工 <b>602 時計組立工・修理工</b> 602-10 時計組立・調整工 602-11 ムーブメント組立工 602-12 外装組立工 602-20 時計類似機器組立・調整工 602-30 時計・時計類似機器修理工 <b>603 光学機械器具組立工・修理工</b> 603-10 眼鏡組立工 603-11 双眼鏡組立工 603-12 望遠鏡組立工 603-13 顕微鏡組立工 603-20 光学計測機器組立工 603-30 光学機械組立工 603-31 カメラ組立工 603-32 映写機組立工 603-40 光学機械器具調整工 603-41 焦点調整工 603-50 光学機械器具修理工 603-51 カメラ修理工 <b>604 レンズ研磨工・調整工</b> 604-10 光学レンズ工 604-11 レンズ荒すり工 604-12 レンズ研磨工 604-13 レンズ心取工	(新51、57、60～) 廃止 (新515、586、605～) 廃止 (新515-01、586-01～) 廃止 (新515-01、586-01～) 廃止 (新515-01、586-01～) 廃止 (新515-01、586-02～) 廃止 (新515-01、586-02～) 廃止 (新515-01、586-02～) 廃止 (新515-01、586-02～) 廃止 (新515-01、586-02～) 廃止 (新515-01、586-02～) 廃止 (新586-01～02、605-01～) 廃止 (新515-01、605-01～) 廃止 (新515、591、605～) 廃止 (新515-01、591-01～) 廃止 (新515-01、591-01～) 廃止 (新515-01、591-01～) 廃止 (新515-01、591-01～) 移設・改称 (新605-03～) 廃止 (新515、587、605～) 廃止 (新515-01、587-99～) 廃止 (新515-01、587-99～) 廃止 (新515-01、587-99～) 廃止 (新515-01、587-99～) 廃止 (新515-01、587-99～) 廃止 (新515-01、587-99～) 廃止 (新515-01、587-01～) 廃止 (新515-01、587-01～) 廃止 (新587-01、-99～) 廃止 (新587-01、-99～) 移設 (新605-02～) 廃止 (新605-02～) 廃止 (新515、593～) 廃止 (新515-01、588-01～) 廃止 (新515-01、588-01～) 廃止 (新515-01、588-01～) 廃止 (新515-01、588-01～)	

新分類 (2011年改訂)	旧分類 (1999年改訂)	備考
	604-20 レンズ表面処理加工	廃止 (新515-01、588-01～)
	604-30 レンズ接合工	廃止 (新515-01、588-01～)
	<b>609 その他の計測機器・光学機械器具組立・修理の職業</b>	廃止 (新599、635～)
	609-10 メガネ調整・加工工	廃止 (新515-01、599-99～)
	609-20 計測計測機器・光学機械器具検査工	移設 (新635-01～)
	609-21 計測計測機器検査工	廃止 (新635-01～)
	609-22 時計検査工	廃止 (新635-01～)
	609-23 光学機械器具検査工	廃止 (新635-01～)
	609-24 レンズ検査工	廃止 (新635-01～)
	609-99 他に分類されない計測機器・光学機械器具組立・修理の職業	廃止 (新515-01、599-99、635-01～)
	<b>61 精穀・製粉・調味食品製造の職業</b>	
	<b>611 精穀工</b>	廃止 (新50、54、62～)
	611-10 精穀工	廃止 (新503、543～)
	611-11 精米工	廃止 (新503-01、543-01～)
	611-12 精麦工	廃止 (新503-01、543-01～)
	<b>612 製粉工</b>	廃止 (新503-01、543-01～)
	612-10 製粉工	廃止 (新503、543～)
	612-11 小麦粉製造工	廃止 (新503-01、543-02～)
	612-12 小麦粉製造工	廃止 (新503-01、543-02～)
	612-13 コーンスターチ製造工	廃止 (新503-01、543-02～)
	<b>613 製糖工</b>	廃止 (新503～)
	613-10 粗糖製造工	廃止 (新503-01、543-99～)
	613-20 精糖工	廃止 (新503-01、543-99～)
	613-30 角砂糖製造工	廃止 (新503-01、543-99～)
	613-40 氷砂糖・液糖製造工	廃止 (新503-01、543-99～)
	613-50 てん菜糖製造工	廃止 (新503-01、543-99～)
	613-99 他に分類されない製糖工	廃止 (新503-01、543-99～)
	<b>614 味ぞ・しょう油製造工</b>	廃止 (新503、543～)
	614-10 味ぞ製造工	廃止 (新503-01、543-03～)
	614-11 味ぞ原料工	廃止 (新503-01、543-03～)
	614-12 味ぞこうじ工	廃止 (新503-01、543-03～)
	614-13 味ぞ仕込工	廃止 (新503-01、543-03～)
	614-20 しょう油製造工	廃止 (新503-01、543-03～)
	614-21 しょう油原料工	廃止 (新503-01、543-03～)
	614-22 しょう油こうじ工	廃止 (新503-01、543-03～)
	614-23 しょう油仕込工	廃止 (新503-01、543-03～)
	614-24 しょう油搾工	廃止 (新503-01、543-03～)
	614-25 しょう油精製工	廃止 (新503-01、543-03～)
	<b>615 動植物油脂製造工</b>	廃止 (新503、543～)
	615-10 油脂前処理工	廃止 (新503-01、543-99～)
	615-20 採油工	廃止 (新503-01、543-99～)
	615-21 搾油工	廃止 (新503-01、543-99～)
	615-22 抽油工	廃止 (新503-01、543-99～)
	615-23 蒸油工	廃止 (新503-01、543-99～)
	615-30 食用油脂精製工	廃止 (新503-01、543-99～)

新分類 (2011年改訂)	旧分類 (1999年改訂)	備考
	<p>食用油脂製品製造工            マーガリン製造工            他に分類されない動植物油脂製造工  <b>619 その他の精穀・製粉・調味食品製造の職業</b>            調味料製造工 (他に分類されないもの)            酢製造工            ソース製造工            マヨネーズ製造工            香辛料製造工            ジャム製造工            酵母・こうじ製造工 (他に分類されないもの)            イースト製造工            配合飼料製造工            他に分類されない精穀・製粉・調味食品製造の職業</p>	<p>(新503-01、543-99〜)            廃止 (新503-01、543-99〜)            廃止 (新503-01、543-99〜)            廃止 (新503-01、543-99〜)            廃止 (新503-01、543-99〜)            廃止 (新503-01、543-99〜)            廃止 (新503-01、543-99〜)            廃止 (新503-01、543-99〜)            廃止 (新503-01、543-99〜)            廃止 (新503-01、543-99〜)            廃止 (新503-01、543-99〜)            廃止 (新503-01、543-99〜)            廃止 (新509-99、569-12〜)            廃止 (新503-01、543-99、623-01〜)</p>
	<p><b>62 食料品製造の職業 (精穀・製粉・調味食品製造の職業を除く)</b>  <b>621 めん類製造工</b>            製めん工            製めん機械工            即席めん類製造工            はるさめ製造工            ワンタン・シユーマイ皮製造工            他に分類されないめん類製造工  <b>622 パン・菓子製造工</b>            パン・焼菓子製造工            パン生地仕込工            パン・焼菓子成形工            パン・焼菓子焼成工            洋生菓子製造工            洋生菓子仕込工            洋生菓子仕上工            和生菓子製造工            製あん工            和生菓子仕上工            和干菓子製造工            せんべい製造工            おこし・あられ製造工            ちくわん製造工            豆菓子製造工            あめ・キャンデー製造工            チョコレート製造工            チューインガム製造工            他に分類されないパン・菓子製造工  <b>623 豆腐・こんにゃく・ふ製造工</b>            豆腐・同加工食品製造工</p>	<p>(新50、54、62〜)            廃止 (新503、544〜)            廃止 (新503-02、544-01〜)            廃止 (新503-02、544-01〜)            廃止 (新503-02、544-02〜)            廃止 (新503-02、544-99〜)            廃止 (新503-02、544-99〜)            廃止 (新503-02、544-99〜)            廃止 (新503-02、544-99〜)            廃止 (新503、545〜)            廃止 (新503-02、545-01〜)            廃止 (新503-02、545-01〜)            廃止 (新503-02、545-01〜)            廃止 (新503-02、545-01〜)            廃止 (新503-02、545-02〜)            廃止 (新503-02、545-02〜)            廃止 (新503-02、545-02〜)            廃止 (新503-02、545-03〜)            廃止 (新503-02、545-03〜)            廃止 (新503-02、545-03〜)            廃止 (新503-02、545-04〜)            廃止 (新503-02、545-04〜)            廃止 (新503-02、545-04〜)            廃止 (新503-02、545-04〜)            廃止 (新503-02、545-05〜)            廃止 (新503-02、545-05〜)            廃止 (新503-02、545-05〜)            廃止 (新503-02、545-05〜)            廃止 (新503-02、545-05〜)            廃止 (新503-02、545-09〜)            廃止 (新503-02、545-05、-99〜)            廃止 (新503、546〜)            廃止 (新503-99、546-01〜)            廃止 (新503-99、546-01〜)</p>

新分類 (2011年改訂)	旧分類 (1999年改訂)	備考
	<p>623-12 充てん(填)豆腐製造工</p> <p>623-13 油揚・生揚製造工</p> <p>623-14 がんもどき製造工</p> <p>623-15 凍豆腐製造工</p> <p>623-20 こんにゃく製造工</p> <p>623-30 ふ製造工</p> <p>623-40 湯葉製造工</p> <p><b>624</b> <b>かん詰・びん詰・レトルト食品製造工</b></p> <p>624-10 かん詰・びん詰・レトルト食品調理工</p> <p>624-11 水産調理工</p> <p>624-12 果実調理工</p> <p>624-13 野菜調理工</p> <p>624-14 食肉調理工</p> <p>624-20 かん詰・びん詰工</p> <p>624-21 食品充てん工</p> <p>624-22 密封工</p> <p>624-30 殺菌加熱工</p> <p>624-99 他に分類されないかん詰・びん詰・レトルト食品製造工</p>	<p>(新503-99、546-01～)</p> <p>廃止 (新503-99、546-01～)</p> <p>廃止 (新503-99、546-01～)</p> <p>廃止 (新503-99、546-01～)</p> <p>廃止 (新503-99、546-01～)</p> <p>廃止 (新503-99、546-02～)</p> <p>廃止 (新503-99、546-03～)</p> <p>廃止 (新546-01～)</p> <p>廃止 (新503、547～)</p> <p>廃止 (新503-99、547-01～03～)</p> <p>廃止 (新503-99、547-01～03～)</p> <p>廃止 (新503-99、547-01～03～)</p> <p>廃止 (新503-99、547-01～03～)</p> <p>廃止 (新503-99、547-01～03～)</p> <p>廃止 (新503-99、547-01～02～)</p> <p>廃止 (新503-99、547-01～02～)</p> <p>廃止 (新503-99、547-01～03～)</p> <p>廃止 (新503-99、547-01～03～)</p> <p>廃止 (新503、548～)</p> <p>廃止 (新503-03、548-01～)</p> <p>廃止 (新503-03、548-99～)</p> <p>廃止 (新503-03、548-99～)</p> <p>廃止 (新503-03、548-99～)</p> <p>廃止 (新503-03、548-99～)</p> <p>廃止 (新503-03、548-99～)</p> <p>廃止 (新503-03、548-02～)</p> <p>廃止 (新503-03、548-03～)</p> <p>廃止 (新503-03、548-99～)</p> <p>廃止 (新503、551～)</p> <p>廃止 (新503-99、551-01～)</p> <p>廃止 (新503-99、551-02～)</p> <p>廃止 (新503-99、551-02～)</p> <p>廃止 (新503-99、551-02～)</p> <p>廃止 (新503-99、551-02～)</p> <p>廃止 (新503-99、551-02～)</p> <p>廃止 (新503-99、551-02～)</p> <p>廃止 (新503-99、551-02～)</p> <p>廃止 (新503、552～)</p> <p>廃止 (新552-01～)</p> <p>廃止 (新552-99～)</p> <p>廃止 (新552-02～)</p> <p>廃止 (新503-99、552-03～)</p> <p>廃止 (新552-03～)</p> <p>廃止 (新552-03～)</p> <p>廃止 (新503-99、552-03～)</p> <p>廃止 (新503-99、552-03～)</p> <p>廃止 (新503-99、552-03～)</p> <p>廃止 (新503-99、552-03～)</p>
	<p><b>625</b> <b>乳・乳製品製造工</b></p> <p>625-10 飲用乳製造工</p> <p>625-20 粉乳製造工</p> <p>625-30 練乳製造工</p> <p>625-40 バター製造工</p> <p>625-50 チーズ製造工</p> <p>625-60 乳酸発酵製品製造工</p> <p>625-70 アイスクリーム製造工</p> <p>625-99 他に分類されない乳・乳製品製造工</p> <p><b>626</b> <b>食肉加工品製造工</b></p> <p>626-10 精肉工</p> <p>626-20 ハム・ベーコン・ソーセージ製造工</p> <p>626-21 仕込工(鳥獣肉製品)</p> <p>626-22 カッター工(肉製品)</p> <p>626-23 肉詰工(ハム・ソーセージ製造)</p> <p>626-24 くん煙工(肉製品)</p> <p>626-25 ボイル工(ソーセージ・ハム・ベーコン製造)</p> <p>626-99 他に分類されない食肉加工品製造工</p> <p><b>627</b> <b>水産物加工工</b></p> <p>627-10 かつお節類製造工</p> <p>627-20 魚介くん製製造工</p> <p>627-30 魚介干物製造工</p> <p>627-40 水産ねり物製造工</p> <p>627-41 水産ねり物原料選別工</p> <p>627-42 水産ねり物原料調理工</p> <p>627-43 水産ねり物すりつぶし工</p> <p>627-44 水産ねり物成形工</p> <p>627-45 水産ねり物蒸上工</p>	<p>廃止 (新503-99、546-01～)</p> <p>廃止 (新503-99、546-01～)</p> <p>廃止 (新503-99、546-01～)</p> <p>廃止 (新503-99、546-01～)</p> <p>廃止 (新503-99、546-01～)</p> <p>廃止 (新503-99、546-02～)</p> <p>廃止 (新503-99、546-03～)</p> <p>廃止 (新546-01～)</p> <p>廃止 (新503、547～)</p> <p>廃止 (新503-99、547-01～03～)</p> <p>廃止 (新503-99、547-01～03～)</p> <p>廃止 (新503-99、547-01～03～)</p> <p>廃止 (新503-99、547-01～03～)</p> <p>廃止 (新503-99、547-01～03～)</p> <p>廃止 (新503-99、547-01～02～)</p> <p>廃止 (新503-99、547-01～02～)</p> <p>廃止 (新503-99、547-01～03～)</p> <p>廃止 (新503-99、547-01～03～)</p> <p>廃止 (新503、548～)</p> <p>廃止 (新503-03、548-01～)</p> <p>廃止 (新503-03、548-99～)</p> <p>廃止 (新503-03、548-99～)</p> <p>廃止 (新503-03、548-99～)</p> <p>廃止 (新503-03、548-99～)</p> <p>廃止 (新503-03、548-99～)</p> <p>廃止 (新503-03、548-02～)</p> <p>廃止 (新503-03、548-03～)</p> <p>廃止 (新503-03、548-99～)</p> <p>廃止 (新503、551～)</p> <p>廃止 (新503-99、551-01～)</p> <p>廃止 (新503-99、551-02～)</p> <p>廃止 (新503-99、551-02～)</p> <p>廃止 (新503-99、551-02～)</p> <p>廃止 (新503-99、551-02～)</p> <p>廃止 (新503-99、551-02～)</p> <p>廃止 (新503-99、551-02～)</p> <p>廃止 (新503-99、551-02～)</p> <p>廃止 (新503、552～)</p> <p>廃止 (新552-01～)</p> <p>廃止 (新552-99～)</p> <p>廃止 (新552-02～)</p> <p>廃止 (新503-99、552-03～)</p> <p>廃止 (新552-03～)</p> <p>廃止 (新552-03～)</p> <p>廃止 (新503-99、552-03～)</p> <p>廃止 (新503-99、552-03～)</p> <p>廃止 (新503-99、552-03～)</p> <p>廃止 (新503-99、552-03～)</p>

新分類 (2011年改訂)	旧分類 (1999年改訂)	備考
	627-46 水産ねり物焼上工	廃止 (新503-99、552-03～)
	627-50 こんぶ加工工	廃止 (新503-99、552-99～)
	627-60 寒天製造工	廃止 (新503-99、552-99～)
	627-61 天然寒天製造工	廃止 (新552-99～)
	627-62 工業寒天製造工	廃止 (新503-99、552-99～)
	627-70 つくだ煮製造工	廃止 (新503-99、552-99～)
	627-99 他に分類されない水産物加工工	廃止 (新503-99、552-99～)
	<b>628 野菜つけ物工</b>	廃止 (新503、555～)
	628-10 野菜つけ物工	廃止 (新503-99、555-01～)
	<b>629 その他の食料品製造の職業</b>	廃止 (新503、553、554、569、623～)
	629-10 低温・保存食品製造工	廃止 (新503-99、553-01～)
	629-11 冷凍加工食品製造工	廃止 (新503-99、553-02～)
	629-20 惣菜類調製工	廃止 (新503-99、554-01～)
	629-21 弁当調製工	廃止 (新503-99、554-01～)
	629-30 食料品検査工	移設 (新623-01～)
	629-99 他に分類されない食料品製造の職業	廃止 (新503-99、569-99～)
	<b>63 飲料・たばこ製造の職業</b>	廃止 (新50、54、62～)
	<b>631 製茶工</b>	廃止 (新504、556～)
	631-10 製茶工	廃止 (新504-01、556-01～)
	631-11 荒茶製造工	廃止 (新504-01、556-01～)
	631-12 仕上茶製造工	廃止 (新504-01、556-01～)
	<b>632 清酒製造工</b>	廃止 (新504、556～)
	632-10 清酒製造工	廃止 (新504-01、556-02～)
	632-11 杜氏	廃止 (新556-02～)
	632-12 清酒こうじ造り主任	廃止 (新556-02～)
	632-13 酒母造り主任	廃止 (新556-02～)
	632-14 清酒もろみ造り主任	廃止 (新556-02～)
	632-15 清酒製造作業員	廃止 (新556-02～)
	<b>633 酒類製造工 (清酒を除く)</b>	廃止 (新504、556～)
	633-10 ビール製造工	廃止 (新504-01、556-03～)
	633-11 製麦工	廃止 (新504-01、556-03～)
	633-12 ビール醸造工	廃止 (新504-01、556-03～)
	633-20 果実酒製造工	廃止 (新504-01、556-03～)
	633-21 果実酒仕込工	廃止 (新504-01、556-03～)
	633-22 果実酒発酵工	廃止 (新504-01、556-03～)
	633-23 果実酒ろ過工	廃止 (新504-01、556-03～)
	633-30 ウイスキー製造工	廃止 (新504-01、556-03～)
	633-31 プレンド工	廃止 (新504-01、556-03～)
	633-40 焼ちゆう製造工	廃止 (新504-01、556-03～)
	633-41 焼ちゆう蒸留工	廃止 (新504-01、556-03～)
	633-99 他に分類されない酒類製造工	廃止 (新504-01、556-03～)
	<b>634 清涼飲料製造工</b>	廃止 (新504、556～)
	634-10 清涼飲料製造工	廃止 (新504-01、556-04～)
	<b>635 たばこ製造工</b>	廃止 (新504、556、624～)
	635-10 たばこ原料処理工	廃止 (新504-01、556-05～)
	635-20 たばこ原料加工工	廃止 (新504-01、556-05～)
	635-30 製品たばこ製造工	廃止 (新504-01、556-05～)

新分類 (2011年改訂)	旧分類 (1999年改訂)	備考
	635-99 他に分類されないたいばこ製造工	廃止 (新504-01、556-05、624-01へ)
	<b>639</b> <b>その他の飲料・たばこ製造の職業</b>	
	639-10 粉末飲料製造工	廃止 (新504、556、624へ)
	639-11 インスタントコーヒー製造工	廃止 (新504-01、556-04へ)
	639-12 粉末ジュース製造工	廃止 (新504-01、556-99へ)
	639-20 飲料検査工	廃止 (新504-01、556-04へ)
	639-99 他に分類されない飲料・たばこ製造の職業	廃止 (新504-01、556-99へ)
	<b>64</b> <b>繊維の職業</b>	
	<b>641</b> <b>粗紡工、精紡工</b>	
	641-10 混打綿工	廃止 (新50、54、62へ)
	641-20 せつりゆう (御梳) 工	廃止 (新505、557へ)
	641-21 コーマー工	廃止 (新505-01、557-01へ)
	641-30 練糸工	廃止 (新505-01、557-01へ)
	641-40 粗紡工	廃止 (新505-01、557-01へ)
	641-50 精紡工	廃止 (新505-01、557-01へ)
	641-60 ガラ紡工	廃止 (新505-01、557-01へ)
	<b>642</b> <b>合糸工、ねん糸工、加工糸工</b>	
	642-10 合糸工	廃止 (新505、557へ)
	642-20 ねん糸工	廃止 (新505-01、557-02へ)
	642-30 合ねん糸工	廃止 (新505-01、557-02へ)
	642-40 加工糸工	廃止 (新505-01、557-02へ)
	<b>643</b> <b>織機準備工</b>	
	643-10 整経工	廃止 (新505、557へ)
	643-20 管巻工	廃止 (新505-01、557-03へ)
	643-30 へ (経) 通工	廃止 (新505-01、557-03へ)
	643-31 経継ぎ工	廃止 (新505-01、557-03へ)
	643-32 タイピングマシン工	廃止 (新505-01、557-03へ)
	643-40 はた (機) ごしらせ工	廃止 (新557-03へ)
	<b>644</b> <b>織布工</b>	
	644-10 織布工	廃止 (新505、557へ)
	<b>645</b> <b>精練・漂白工</b>	
	645-10 精練・漂白工	廃止 (新505-01、557-04へ)
	645-11 精練工	廃止 (新505、557へ)
	645-12 漂白工	廃止 (新505-01、557-05へ)
	645-13 漂白仕上工	廃止 (新505-01、557-05へ)
	<b>646</b> <b>染色・仕上工</b>	
	646-10 染物職	廃止 (新505、557へ)
	646-11 友禪染工	廃止 (新505-01、557-06へ)
	646-12 染替工	廃止 (新557-06へ)
	646-13 ろう染工	廃止 (新557-06へ)
	646-14 はく染工	廃止 (新557-06へ)
	646-15 絞り染工	廃止 (新557-06へ)
	646-20 浸染工	廃止 (新557-06へ)
	646-21 わた染工	廃止 (新505-01、557-06へ)
	646-22 糸染工	廃止 (新505-01、557-06へ)
	646-23 織物染工	廃止 (新505-01、557-06へ)
	646-24 ニット染工	廃止 (新505-01、557-06へ)



新分類 (2011年改訂)	旧分類 (1999年改訂)	備考
646-30	なっ染工	廃止 (新505-01、557-06へ)
646-31	スクリーンなっ染工	廃止 (新505-01、557-06へ)
646-32	型置工	廃止 (新557-06へ)
646-40	調色工	廃止 (新505-01、557-06へ)
646-50	蒸熱・水洗工	廃止 (新505-01、557-06へ)
646-99	他に分類されない染色・仕上工	廃止 (新505-01、557-06へ)
<b>647</b>	<b>編物工、編立工</b>	廃止 (新505、557へ)
647-10	ニット生地編立工	廃止 (新505-01、557-07へ)
647-20	ニット製品編立工	廃止 (新505-01、557-07へ)
647-21	くつ下編工	廃止 (新505-01、557-07へ)
647-30	機械レース編工	廃止 (新505-01、557-07へ)
647-31	レース刺しゅう工	廃止 (新505-01、557-07へ)
647-40	編機準備工	廃止 (新505-01、557-07へ)
647-50	手編工	廃止 (新557-07へ)
<b>648</b>	<b>つな・あみ製造工</b>	廃止 (新505、557へ)
648-10	つな製造工	廃止 (新505-01、557-08へ)
648-20	あみ製造工	廃止 (新505-01、557-08へ)
648-30	なわ製造工	廃止 (新505-01、557-08へ)
648-40	ひも製造工	廃止 (新505-01、557-08へ)
<b>649</b>	<b>その他の紡織の職業</b>	廃止 (新505、557、625へ)
649-10	製糸工	廃止 (新505-01、557-99へ)
649-11	製糸前処理工	廃止 (新557-99へ)
649-12	紡績前処理工	廃止 (新557-99へ)
649-13	トップ・ケーク保全工	廃止 (新557-99へ)
649-14	糸巻工	廃止 (新557-99へ)
649-20	揚返工、かせ取工	廃止 (新557-99へ)
649-21	揚返工	廃止 (新557-99へ)
649-22	かせ取工	廃止 (新557-99へ)
649-30	織布後処理工	廃止 (新505-01、557-99へ)
649-31	脱水工	廃止 (新505-01、557-99へ)
649-32	起毛工	廃止 (新505-01、557-99へ)
649-33	せん毛工	廃止 (新505-01、557-99へ)
649-34	ガス焼工	廃止 (新505-01、557-99へ)
649-35	整反工	廃止 (新505-01、557-99へ)
649-40	製綿・綿打直工	廃止 (新505-01、557-99へ)
649-50	フェルト・不織布製造工	廃止 (新505-01、557-99へ)
649-51	フェルト製造工	廃止 (新505-01、557-99へ)
649-52	不織布製造工	廃止 (新505-01、557-99へ)
649-60	紡織検査仕上工	廃止 (新505-01、557-09へ)
649-61	糸検査仕上工	廃止 (新505-01、557-09へ)
649-62	織布検査仕上工	廃止 (新505-01、557-09へ)
649-63	ニット生地検査仕上工	移設・改称 (新625-01へ)
649-64	レース検査仕上工	廃止 (新625-01へ)
649-99	他に分類されない紡織の職業	廃止 (新505-01、557-99へ)
<b>65</b>	<b>衣服・繊維製品製造の職業</b>	廃止 (新50、54、62、64へ)
<b>651</b>	<b>婦人・子供服仕立職</b>	廃止 (新558へ)
651-10	婦人・子供服注文仕立職	廃止 (新558-01へ)

新分類 (2011年改訂)	旧分類 (1999年改訂)	備考
	婦人・子供既製服仕立工	(新558-01～)
	婦人服修理工	廃止 (新558-04～)
	洋裁見習	廃止 (新558-01～)
	<b>652 紳士服仕立職</b>	廃止 (新558～)
	紳士服注文仕立職	廃止 (新558-02～)
	紳士既製服仕立工	廃止 (新558-02～)
	紳士服修理工	廃止 (新558-04～)
	紳士服仕立見習	廃止 (新558-02～)
	<b>653 和服仕立職</b>	廃止 (新558～)
	和服仕立職	廃止 (新558-03、-04～)
	長着・羽織仕立職	廃止 (新558-03～)
	はかま仕立職	廃止 (新558-03～)
	帯仕立職	廃止 (新558-03～)
	和裁見習	廃止 (新558-03～)
	<b>654 刺しゅう工</b>	廃止 (新505、558～)
	機械刺しゅう工	廃止 (新505-01、558-09～)
	手刺しゅう工	廃止 (新558-09～)
	刺しゅう補修工	廃止 (新558-09～)
	<b>655 ミシン縫製工</b>	廃止 (新505、558～)
	衣服ミシン縫製工	移設・改称 (新558-06～)
	婦人・子供縫製工	廃止 (新558-06～)
	紳士服縫製工	廃止 (新558-06～)
	シャツ・下着縫製工	廃止 (新558-06～)
	ニット縫製工	廃止 (新558-06～)
	衣服以外のミシン縫製工	廃止 (新505-01、558-07～)
	キルティン縫製工	廃止 (新505-01、558-07～)
	織布ミシン縫製工	廃止 (新505-01、558-07～)
	特殊ミシン縫製工	廃止 (新558-08～)
	<b>656 裁断工</b>	廃止 (新505、558～)
	機械裁断工	廃止 (新505-01、558-05～)
	生地引伸工	廃止 (新505-01、558-05～)
	型入れ工	廃止 (新505-01、558-05～)
	手裁断工	廃止 (新558-05～)
	<b>659 その他の衣服・繊維製品製造の職業</b>	廃止 (新505、558、625、644～)
	ボタンナー	移設 (新644-01～)
	帽子製造工	廃止 (新558-99～)
	製帽工	廃止 (新558-99～)
	帽子飾付工	廃止 (新558-99～)
	皮革製衣服仕立工	廃止 (新558-99～)
	カンバス製品製造工	廃止 (新505-01、558-99～)
	寝具仕立工	廃止 (新558-99～)
	繊維製品仕上工	廃止 (新505-01、558-10～)
	繊維製品プレス工	廃止 (新505-01、558-10～)
	繊維製品手仕上工	廃止 (新558-10～)
	繊維製品検査工	移設 (新625-02～)
	他に分類されない衣服・繊維製品製造の職業	廃止 (新505-01、558-99～)
<b>66</b>	<b>木・竹・草・つる製品製造の職業</b>	廃止 (新50、54、62～)

新分類 (2011年改訂)	旧分類 (1999年改訂)	備考
	<b>製材工、チップ製造工</b>	
<b>661</b>		(新506、561へ)
661-10	原木切断工	廃止 (新506-01、561-01へ)
661-20	鋸機械工	廃止 (新506-01、561-01へ)
661-30	チップ製造工	廃止 (新506-01、561-01へ)
661-31	チップバー工	廃止 (新506-01、561-01へ)
661-32	チップ選別工	廃止 (新506-01、561-01へ)
661-99	他に分類されない製材工、チップ製造工	廃止 (新506-01、561-01へ)
<b>662</b>	<b>合板工</b>	廃止 (新506、561へ)
662-10	合板製作工	廃止 (新506-01、561-02へ)
662-11	単板製作工	廃止 (新506-01、561-02へ)
662-12	調板工	廃止 (新506-01、561-02へ)
662-13	合板プレス工	廃止 (新506-01、561-02へ)
662-20	木質ボード製造工	廃止 (新506-01、561-02へ)
662-21	蒸煮解織工	廃止 (新506-01、561-02へ)
662-22	削片工	廃止 (新506-01、561-02へ)
662-23	プレス工	廃止 (新506-01、561-02へ)
662-99	他に分類されない合板工	廃止 (新506-01、561-02へ)
<b>663</b>	<b>木工、木彫工</b>	廃止 (新561へ)
663-10	機械木工	廃止 (新561-03へ)
663-11	木工旋盤工	廃止 (新561-03へ)
663-12	木工フリス盤工	廃止 (新561-03へ)
663-13	穴あけ木工	廃止 (新561-03へ)
663-14	木工研磨工	廃止 (新561-03へ)
663-20	木型木工	廃止 (新561-03へ)
663-30	木彫工	廃止 (新561-03へ)
663-31	人形彫職	廃止 (新561-03へ)
663-32	木版製作工	廃止 (新561-03へ)
663-33	将棋彫製作工	廃止 (新561-03へ)
663-99	他に分類されない木工、木彫工	廃止 (新561-03へ)
<b>664</b>	<b>木製家具・建具製造工</b>	廃止 (新561へ)
664-10	指物職	廃止 (新561-05へ)
664-11	神仏具指物職	廃止 (新561-05へ)
664-20	木製家具製造工	廃止 (新561-04へ)
664-21	家具組立工	廃止 (新561-04へ)
664-22	家具金具取付工	廃止 (新561-04へ)
664-30	木製建具製造工	廃止 (新561-04へ)
664-98	木製家具・建具製造工見習	廃止 (新561-04へ)
664-99	他に分類されない木製家具・建具製造工	廃止 (新561-04へ)
<b>665</b>	<b>船大工</b>	廃止 (新561へ)
665-10	船大工	廃止 (新561-99へ)
665-11	ボート製造工	廃止 (新561-99へ)
665-12	ヨット製造工	廃止 (新561-99へ)
665-13	船修理工	廃止 (新561-99へ)
<b>666</b>	<b>竹細工</b>	廃止 (新561へ)
666-10	竹骨製造工	廃止 (新561-99へ)
666-11	せんす骨製造工	廃止 (新561-99へ)
666-12	うちわ骨製造工	廃止 (新561-99へ)

新分類 (2011年改訂)	旧分類 (1999年改訂)	備考
	ちようちん骨製造工	廃止 (新561-99へ)
	和がさ骨製造工	廃止 (新561-99へ)
	竹かご・ざる製造工	廃止 (新561-99へ)
	竹すだれ製造工	廃止 (新561-99へ)
	他に分類されない竹細工工	廃止 (新561-99へ)
	<b>667 とう・き柳・草・つる製品製造工</b>	
	とう製品製造工	廃止 (新561-99へ)
	とう製家具製造工	廃止 (新561-99へ)
	き柳製品製造工	廃止 (新561-99へ)
	き柳行李製造工	廃止 (新561-99へ)
	稲わら製品製造工	廃止 (新561-99へ)
	畳床製造工	廃止 (新561-99へ)
	畳わら製品製造工	廃止 (新561-99へ)
	麦わら帽体工	廃止 (新561-99へ)
	い草製品製造工	廃止 (新561-99へ)
	畳表製造工	廃止 (新561-99へ)
	花むしろ製造工	廃止 (新561-99へ)
	他に分類されないとう・き柳・草・つる製品製造工	廃止 (新561-99へ)
	<b>669 その他の木・竹・草・つる製品製造の職業</b>	
	木製おけ・たる・曲物製造工	廃止 (新561、626へ)
	おけ・たる製造工	廃止 (新561-99へ)
	曲物製造工	廃止 (新561-99へ)
	げた製造工	廃止 (新561-99へ)
	木材製品処理工	廃止 (新561-06へ)
	木材防菌処理工	廃止 (新561-06へ)
	木材防虫処理工	廃止 (新561-06へ)
	木製運動用品製造工	廃止 (新561-99へ)
	木・竹・草・つる製品検査工	廃止 (新626-01へ)
	木材検査工	廃止 (新626-01へ)
	合板検査工	廃止 (新626-01へ)
	他に分類されない木・竹・草・つる製品製造の職業	廃止 (新561-99へ)
	<b>67 パルプ・紙・紙製品製造の職業</b>	
	<b>671 パルプ工、紙料工</b>	
	パルプ工	廃止 (新50、54、62へ)
	蒸解工	廃止 (新506、562へ)
	パルプ磨砕工	廃止 (新506-02、562-01へ)
	パルプ漂白工	廃止 (新506-02、562-01へ)
	パルプ精選工	廃止 (新506-02、562-01へ)
	パルプすき取工	廃止 (新506-02、562-01へ)
	紙料工	廃止 (新506-02、562-01へ)
	紙料溶解工	廃止 (新506-02、562-01へ)
	紙料調整工	廃止 (新506-02、562-01へ)
	紙料調葉工	廃止 (新506-02、562-01へ)
	紙料漂白工	廃止 (新506-02、562-01へ)
	<b>672 紙すき工</b>	

新分類 (2011年改訂)	旧分類 (1999年改訂)	備考
672-10	抄紙工	廃止 (新506-02、562-02～)
672-20	抄紙仕上工	廃止 (新506-02、562-02～)
672-30	紙手すき工	廃止 (新562-02～)
672-98	紙手すき工見習	廃止 (新562-02～)
<b>673</b>	<b>加工紙製造工</b>	廃止 (新506、562～)
673-10	段ボール製造工	廃止 (新506-03、562-03～)
673-20	塗工紙製造工	廃止 (新506-03、562-04～)
673-21	アート紙製造工	廃止 (新506-03、562-04～)
673-22	コート紙製造工	廃止 (新506-03、562-04～)
673-30	防水紙製造工	廃止 (新506-03、562-04～)
673-31	建築用防水紙製造工	廃止 (新506-03、562-04～)
673-32	パラフィン紙製造工	廃止 (新506-03、562-04～)
673-40	変性加工紙製造工	廃止 (新506-03、562-04～)
673-41	バルカロナイズドフアイバー製造工	廃止 (新506-03、562-04～)
673-42	硫酸紙製造工	廃止 (新506-03、562-04～)
673-99	他に分類されない加工紙製造工	廃止 (新506-03、562-04～)
<b>674</b>	<b>紙器製造工</b>	廃止 (新506、562～)
674-10	紙箱製造工	廃止 (新506-03、562-05～)
674-11	機械製箱工	廃止 (新506-03、562-05～)
674-12	紙箱手造り工	廃止 (新562-05～)
674-20	大型紙袋製造工	廃止 (新506-03、562-05～)
674-30	紙管筒製造工	廃止 (新506-03、562-05～)
674-40	紙製食器製造工	廃止 (新506-03、562-05～)
674-50	フアイバーチューブ・コーン製造工	廃止 (新506-03、562-05～)
674-99	他に分類されない紙器製造工	廃止 (新506-03、562-05～)
<b>675</b>	<b>紙製品製造工</b>	廃止 (新506、562～)
675-10	小型紙袋製造工	廃止 (新506-03、562-06～)
675-11	封筒製造工	廃止 (新506-03、562-06～)
675-12	角底紙袋製造工	廃止 (新506-03、562-06～)
675-13	紙袋手ばり工	廃止 (新562-06～)
675-20	紙ひも製造工	廃止 (新506-03、562-06～)
675-30	水引製品製造工	廃止 (新506-03、562-06～)
675-31	金封製造工	廃止 (新506-03、562-06～)
675-99	他に分類されない紙製品製造工	廃止 (新506、562、626～)
<b>679</b>	<b>その他のパルプ・紙・紙製品製造の職業</b>	廃止 (新506-02、562-07～)
679-10	紙裁断工	廃止 (新506-02、562-07～)
679-11	紙機械だち工	廃止 (新562-07～)
679-12	紙手だち工	廃止 (新506-02、562-07～)
679-13	紙型抜き工	廃止 (新506-03、562-09～)
679-14	製本裁断工	廃止 (新506-03、562-09～)
679-20	紙加工工	廃止 (新506-03、562-09～)
679-21	紙染工	廃止 (新506-03、562-09～)
679-22	型紙彫刻工	廃止 (新506-03、562-09～)
679-30	紙仕上工・検査工	廃止 (新506-02、562-09、626-02～)
679-31	紙巻取工	廃止 (新506-02、562-09～)
679-32	紙ミンシ工	廃止 (新506-02、562-09～)
679-33	紙検査工	廃止 (新506-02、562-09～)

新分類 (2011年改訂)	旧分類 (1999年改訂)	備考
	紙器検査工 紙製品検査工 他に分類されないハルプ・紙・紙製品製造の職業	廃止 (新626-02へ) 廃止 (新626-02へ) 廃止 (新506-02、-03、562-99へ)
<b>68</b>	<b>印刷・製本の職業</b>	廃止 (新50、56、62へ)
<b>681</b>	<b>文字組版作業員</b>	廃止 (新563へ)
681-10	写真植字機オペレーター	廃止 (新563-02へ)
681-20	電算写植機オペレーター	廃止 (新563-02へ)
681-30	電子組版機オペレーター	廃止 (新563-01へ)
681-99	他に分類されない文字組版作業員	廃止 (新563-99へ)
<b>682</b>	<b>製版作業員</b> (電子製版を除く)	廃止 (新563へ)
682-10	製版作業員 (電子製版を除く)	廃止 (新563-03へ)
682-11	とつ(凸)版製版作業員	廃止 (新563-03へ)
682-12	オフセット製版作業員	廃止 (新563-03へ)
682-13	グラビア製版作業員	廃止 (新563-03へ)
682-14	スクリーン製版作業員	廃止 (新563-03へ)
682-20	製版カメラ作業員	廃止 (新563-03へ)
682-21	製版写真修正員	廃止 (新563-03へ)
682-30	版下製作作業員	廃止 (新563-03へ)
682-31	貼込作業員	廃止 (新563-03へ)
682-40	電子製版作業員	廃止 (新563-03へ)
682-41	カラースキヤナーオペレーター	廃止 (新563-03へ)
682-99	他に分類されない製版作業員	廃止 (新563-03へ)
<b>683</b>	<b>印刷作業員</b>	廃止 (新507、563へ)
683-10	とつ(凸)版印刷作業員	廃止 (新507-01、563-04へ)
683-20	オフセット印刷作業員	廃止 (新507-01、563-05へ)
683-30	グラビア印刷作業員	廃止 (新507-01、563-06へ)
683-40	スクリーン印刷作業員	廃止 (新507-01、563-07へ)
683-50	フォーム印刷作業員	廃止 (新507-01、563-99へ)
683-60	シール印刷作業員	廃止 (新507-01、563-08へ)
683-99	他に分類されない印刷作業員	廃止 (新507-01、563-99へ)
<b>684</b>	<b>製本作業員</b>	廃止 (新507、563へ)
684-10	製本作業員	廃止 (新507-01、563-09へ)
684-11	折り作業員	廃止 (新507-01、563-09へ)
684-12	丁合作業員	廃止 (新507-01、563-09へ)
684-13	製本とじ作業員	廃止 (新507-01、563-09へ)
684-14	表紙製造作業員	廃止 (新507-01、563-09へ)
684-15	製本仕上作業員	廃止 (新507-01、563-09へ)
<b>689</b>	<b>その他の印刷・製本の職業</b>	廃止 (新507-01、563-09へ)
689-10	印刷物光沢加工作業員	廃止 (新507、563、627へ)
689-11	印刷物コーティング加工作業員	廃止 (新507-01、563-10へ)
689-12	印刷物樹脂プレス加工作業員	廃止 (新507-01、563-10へ)
689-13	印刷物ラミネート加工作業員	廃止 (新507-01、563-10へ)
689-20	校正作業員	移設 (新563-09へ)
689-30	はく(箔)押し作業員	廃止 (新507-01、563-99へ)
689-40	印刷・製本検査作業員	廃止 (新627-01へ)
689-99	他に分類されない印刷・製本の職業	廃止 (新507-01、563-01、563-99へ)
<b>69</b>	<b>ゴム・プラスチック製品製造の職業</b>	廃止 (新50、54、62へ)

新分類 (2011年改訂)	旧分類 (1999年改訂)	備考
691	原料ゴム加工工	(新508、564へ)
691-10	原料ゴム加工工	廃止 (新508-01、564-01へ)
691-11	原料ゴム前処理工	廃止 (新508-01、564-01へ)
691-12	原料ゴム薬品配合工	廃止 (新508-01、564-01へ)
691-13	原料ゴム練工	廃止 (新508-01、564-01へ)
691-14	原料ゴム混合工	廃止 (新508-01、564-01へ)
691-15	原料ゴム圧延工	廃止 (新508-01、564-01へ)
692	ゴム製品製造工	廃止 (新508、564へ)
692-10	ゴム製品成形工 (タイヤ成形を除く)	廃止 (新508-01、564-03へ)
692-11	ゴム押出成形工	廃止 (新508-01、564-03へ)
692-12	ゴム浸せき (漬) 成形工	廃止 (新508-01、564-03へ)
692-13	ライニング成形工	廃止 (新508-01、564-03へ)
692-14	アセンプル成形工	廃止 (新508-01、564-03へ)
692-15	ゴム形付工	廃止 (新508-01、564-03へ)
692-20	タイヤ成形工	廃止 (新508-01、564-02へ)
692-30	加硫工	廃止 (新508-01、564-02、564-03へ)
692-99	他に分類されないゴム製品製造工	廃止 (新508-01、564-99へ)
693	プラスチック製品成形・加工工	廃止 (新508、565へ)
693-10	プラスチック成形工	廃止 (新508-02、565-02へ)
693-11	プラスチック手造り成形工	廃止 (新508-02、565-02へ)
693-12	プラスチック射出成形工	廃止 (新508-02、565-02へ)
693-13	プラスチック圧縮成形工	廃止 (新508-02、565-02へ)
693-14	プラスチック押出成形工	廃止 (新508-02、565-02へ)
693-15	プラスチック冷間成形工	廃止 (新508-02、565-02へ)
693-16	プラスチック熱成形工	廃止 (新508-02、565-02へ)
693-17	プラスチック発泡成形工	廃止 (新508-02、565-02へ)
693-18	プラスチックロール圧延工	廃止 (新508-02、565-02へ)
693-20	積層成形工	廃止 (新508-02、565-02へ)
693-21	プラスチックライニング工	廃止 (新508-02、565-02へ)
693-30	プラスチック切削機械工	廃止 (新508-02、565-03へ)
693-31	プラスチック旋盤工	廃止 (新508-02、565-03へ)
693-32	プラスチックボール盤工	廃止 (新508-02、565-03へ)
693-40	プラスチック研磨工	廃止 (新508-02、565-03へ)
693-41	プラスチックバフみがき工	廃止 (新508-02、565-03へ)
693-50	プラスチック接合工	廃止 (新508-02、565-04へ)
693-51	高周波ウェルダール工	廃止 (新508-02、565-04へ)
693-52	高周波ミシン工	廃止 (新508-02、565-04へ)
693-60	プラスチック裁断工	廃止 (新508-02、565-04へ)
699	その他のゴム・プラスチック製品製造の職業	廃止 (新508、564、565、628へ)
699-10	ゴム・プラスチック塗布工	廃止 (新508-01、508-02、564-05、565-05へ)
699-11	ゴム・プラスチック防水加工工	廃止 (新508-01、508-02、564-05、565-05へ)
699-20	ゴム裁断工	廃止 (新508-01、564-04へ)
699-21	ゴム切断工	廃止 (新508-01、564-04へ)
699-22	ゴム型抜工	廃止 (新508-01、564-04へ)
699-30	ゴム接合工	廃止 (新508-01、564-99へ)
699-31	ゴム焼付工	廃止 (新508-01、564-99へ)
699-32	ゴムはり工	廃止 (新508-01、564-99へ)

新分類 (2011年改訂)	旧分類 (1999年改訂)	備考
	699-40 原料プラスチック処理工 699-50 ゴム・プラスチック製品仕上げ検査工 699-51 ゴム製品検査工 699-52 プラスチック製品検査工 699-99 他に分類されないゴム・プラスチック製品製造の職業	(新508-02、565-01へ) 廃止 廃止 廃止 廃止 廃止
<b>70</b>	<b>革・革製品製造の職業</b>	(新54、62へ) 廃止
<b>701</b>	<b>製革工</b>	廃止 (新569へ)
701-10	製革準備工	廃止 (新569-01へ)
701-11	原皮水戻し工	廃止 (新569-01へ)
701-12	製革脱毛工	廃止 (新569-01へ)
701-13	製革裏ごし工	廃止 (新569-01へ)
701-20	なめし工	廃止 (新569-01へ)
701-21	皮なめし工	廃止 (新569-01へ)
701-22	毛皮なめし工	廃止 (新569-01へ)
701-30	製革仕上工	廃止 (新569-01へ)
701-31	製革裏削工	廃止 (新569-01へ)
701-32	製革染色工	廃止 (新569-01へ)
701-33	製革つや出し工	廃止 (新569-01へ)
<b>702</b>	<b>靴製造工・修理工</b>	廃止 (新569へ)
702-10	革靴製造工	廃止 (新569-01へ)
702-11	革靴採寸・裁断工	廃止 (新569-01へ)
702-12	革靴製甲工	廃止 (新569-01へ)
702-13	革靴底付工	廃止 (新569-01へ)
702-14	革靴仕上工	廃止 (新569-01へ)
702-20	革靴修理工	廃止 (新569-01へ)
702-30	革スリッパ製造工	廃止 (新569-01へ)
702-40	革サンダル製造工	廃止 (新569-01へ)
<b>709</b>	<b>その他の革・革製品製造の職業</b>	廃止 (新569、629へ)
709-10	革裁断工	廃止 (新569-01へ)
709-20	革打抜き工	廃止 (新569-01へ)
709-30	革縫製工	廃止 (新569-01へ)
709-40	革具加工工	廃止 (新569-01へ)
709-41	革ベルト製造工	廃止 (新569-01へ)
709-50	革・革製品検査工	廃止 (新629-99へ)
709-51	毛皮選別工	廃止 (新629-99へ)
709-52	靴検査工	廃止 (新629-99へ)
709-99	他に分類されない革・革製品製造の職業	廃止 (新569-01へ)
<b>71</b>	<b>裘身具等身の回りの品製造の職業</b>	(新50、54、62へ) 廃止
<b>711</b>	<b>かばん・袋物製造工</b>	廃止 (新569へ)
711-10	かばん・袋物製造工	移設 (新569-02へ)
711-11	かばん・袋物裁断工	廃止 (新569-02へ)
711-12	かばん・袋物縫製工	廃止 (新569-02へ)
711-13	かばん・袋物組付・仕上工	廃止 (新569-02へ)
<b>712</b>	<b>がん具製造工</b>	廃止 (新509、569へ)
712-10	がん具組立工	廃止 (新509-99、569-06へ)
712-11	プラスチックがん具組立工	廃止 (新509-99、569-06へ)



新分類 (2011年改訂)	旧分類 (1999年改訂)	備考
712-20	人形製造工	廃止 (新509-99、569-06へ)
712-21	人形頭師	廃止 (新569-06へ)
712-22	人形胴付師	廃止 (新569-06へ)
712-30	がん具際物製造工	廃止 (新509-99、569-06へ)
712-40	児童用乗物製造工	廃止 (新509-99、569-06へ)
712-41	三輪車製造工	廃止 (新509-99、569-06へ)
712-42	乳母車製造工	廃止 (新509-99、569-06へ)
<b>713</b>	<b>ちようちん・うちわ製造工</b>	廃止 (新569へ)
713-10	ちようちん製作工	廃止 (新569-99へ)
713-20	うちわ製作工	廃止 (新569-99へ)
713-30	せんす製作工	廃止 (新569-99へ)
713-40	和傘製造工	廃止 (新569-99へ)
713-50	ぼんぼり製作工	廃止 (新569-99へ)
<b>714</b>	<b>ほうき・プラスチック製造工</b>	廃止 (新509、569へ)
714-10	ほうき製作工	廃止 (新509-99、569-10へ)
714-20	プラスチック製造工	廃止 (新509-99、569-10へ)
714-21	歯ブラシ製造工	廃止 (新509-99、569-10へ)
714-22	針金プラスチック製造工	廃止 (新509-99、569-10へ)
714-23	はけ製造工	廃止 (新509-99、569-10へ)
714-30	たわし製造工	廃止 (新509-99、569-10へ)
<b>715</b>	<b>漆器工</b>	廃止 (新569-09へ)
715-10	漆工	廃止 (新569-09へ)
715-11	漆器下地塗工	廃止 (新569-09へ)
715-12	すり漆工	廃止 (新569-09へ)
715-13	漆器つや上工	廃止 (新569-09へ)
715-20	漆器加飾工	廃止 (新569-09へ)
715-21	沈金師	廃止 (新569-09へ)
715-22	まき絵師	廃止 (新569-09へ)
715-98	漆器工見習	廃止 (新569-09へ)
<b>716</b>	<b>貴金属・宝石・甲・角細工工</b>	廃止 (新569へ)
716-10	貴金属細工加工工	廃止 (新569-03へ)
716-11	貴金属細工師	廃止 (新569-03へ)
716-20	宝石細工加工工	廃止 (新569-03へ)
716-21	ダイヤモンド細工工	廃止 (新569-03へ)
716-22	真珠加工工	廃止 (新569-03へ)
716-23	さんご加工工	廃止 (新569-03へ)
716-24	水晶研磨工	廃止 (新569-03へ)
716-30	甲・角・貝・きば細工工	廃止 (新569-03へ)
<b>717</b>	<b>印刷師</b>	廃止 (新509、569へ)
717-10	印刷工	廃止 (新509-99、569-99へ)
717-11	印刷彫刻師	廃止 (新569-99へ)
717-20	スタンプ製造工	廃止 (新509-99、569-99へ)
717-21	ゴム印刷工	廃止 (新569-99へ)
717-98	印刷工見習	廃止 (新569-99へ)
<b>718</b>	<b>模型・構成品製作工</b>	廃止 (新509、569へ)
718-10	模型製作工	廃止 (新509-99、569-11へ)
718-11	標本模型製作工	廃止 (新569-11へ)

新分類 (2011年改訂)	旧分類 (1999年改訂)	備考
	718-12 食品模型製作工 718-13 乗物模型製作工 718-14 地理模型製作工 718-20 小道具製作工 718-30 マネキン人形製作工 718-40 かつら・ヘアピース製作工 718-99 他に分類されない模型・模造品製作工 <b>719 その他の表身具等身の回り品製造の職業</b> 719-10 楽器製造工 719-20 洋がさ製造工 719-30 筆記用具製造工 719-31 万年筆組立工 719-32 鉛筆製造工 719-33 毛筆製造工 719-40 運動具製造工 719-41 グローブ製造工 719-42 ゴルフクラブ製造工 719-43 スキー板製造工 719-44 トレーニング器具製造工 719-45 武道具製造工 719-50 喫煙具製造工 719-51 バイブ・させる製造工 719-52 ライター組立工 719-60 マッチ製造工 719-70 表身具等身の回り品検査工 719-99 他に分類されない表身具等身の回り品製造の職業 <b>72 その他の製造・制作の職業</b> <b>721 内張工</b> 721-10 家具類内張工 721-11 いす張工 721-12 内張詰物工 721-20 乗物内張工 721-21 船舶内張工 721-22 航空機内張工 721-23 自動車内張工 721-24 旅客車内張工 721-30 小箱おおい(被)工 <b>722 表具師</b> 722-10 表具師 722-98 表具師見習	廃止 (新569-11～) 廃止 (新569-11～) 廃止 (新569-11～) 廃止 (新569-11～) 廃止 (新569-11～) 廃止 (新569-11～) 廃止 (新509-99, 569-11～) 廃止 (新509, 569～) 廃止 (新509-99, 569-05～) 廃止 (新569-99～) 廃止 (新509-99, 569-08～) 廃止 (新509-99, 569-08～) 廃止 (新509-99, 569-08～) 廃止 (新509-99, 569-08～) 廃止 (新509-99, 569-07～) 廃止 (新569-07～) 廃止 (新569-07～) 廃止 (新569-07～) 廃止 (新569-07～) 廃止 (新569-07～) 廃止 (新509-99, 569-99～) 廃止 (新569-99～) 廃止 (新509-99, 569-99～) 廃止 (新509-99, 569-99～) 廃止 (新509-99, 569-99～) 廃止 (新629-99～) 廃止 (新509-99, 569-99～) 廃止 (新54, 64～) 廃止 (新569～) 廃止 (新569-13～) 廃止 (新569-13～) 廃止 (新569-13～) 廃止 (新569-13～) 廃止 (新569-13～) 廃止 (新569-13～) 廃止 (新569-13～) 廃止 (新569-13～) 廃止 (新569-13～) 廃止 (新569-13～) 廃止 (新569-13～) 廃止 (新569-13～) 廃止 (新569-13～) 廃止 (新569-14～) 廃止 (新569-14～) 新設 (旧72の一部) 廃止 (新641-01, -02, -03～) 廃止 (新641-01, -02, -03～) 廃止 (新641-01, -02, -03～)
<b>64 生産関連・生産類似の職業</b>		
<b>641 塗装工</b>	<b>723 塗装工</b> 723-10 塗装前処理工 723-11 塗料調合工 723-12 下地塗工 723-20 木工塗装工 723-30 金属塗装工	
641-01 木工塗装工		
641-02 金属塗装工		

新分類 (2011年改訂)	旧分類 (1999年改訂)	備考
641-03 建築塗装工	723-40 建築塗装工	(新641-01、-02、-03へ)
641-98 塗装工見習	723-50 塗装仕上工	(新641-01、-02、-03へ)
641-99 他に分類されない塗装工	723-51 塗装着色工	
<b>642</b> 画工、看板制作工	723-98 塗装工見習	
642-01 画工	723-99 他に分類されない塗装工	
642-02 看板制作工	<b>724</b> 画工、看板制作工	
	724-10 画工	(新642-01へ)
	724-11 印刷画工	(新642-01へ)
	724-12 ホスタマー画工	(新642-01へ)
	724-13 アニメーター	
	724-20 看板制作工	(新642-01、-02へ)
	724-98 画工・看板制作工見習	(新642-01、-02へ)
<b>643</b> 製図工	724-99 他に分類されない画工、看板制作工	
643-01 建築製図工	<b>725</b> 写真工	(新649へ)
643-02 機械製図工	725-10 写真工	移設 (新649-01)
643-03 電気・電子製図工	<b>726</b> 製図工、写図工	新設 (旧726の一部)
<b>644</b> バタンナー	726-10 製図工	廃止 (新643、649へ)
644-01 バタンナー	726-11 CADオペレーター	新設 (旧726-10、-11のそれぞれの一部を統合)
<b>649</b> その他の生産関連・生産類似の職業	726-20 写図工	新設 (旧726-10、-11のそれぞれの一部を統合)
649-01 写真工		新設 (新643-01、-02、-03へ)
649-02 写図工		廃止 (新643-01、-02、-03へ)
649-03 現図工		移設 (新649-02)
		新設 (旧659の一部)
		移設 (旧659-10)
		新設 (旧725、726の一部、727、729の一部を統合)
		移設 (旧725-10)
		移設 (旧726-20)
		旧727の細分類格下げ
		廃止 (新649へ)
		廃止 (新649-03へ)
		廃止 (新649-03へ)
		廃止 (新649-03へ)
		廃止 (新649-03へ)
		廃止 (新649-03へ)
		廃止 (新649-03へ)
		廃止 (新649-03へ)
		廃止 (新649-03へ)
		廃止 (新649-03へ)
		改称・移設 (新771)
		廃止 (新771-01へ)
		廃止 (新771-01へ)
		廃止 (新771-01、779-01、-99へ)
		廃止 (新509、569、649へ)
		改称
		廃止 (新509-99、569-99へ)
		廃止 (新569-99へ)
		新設 (旧729-99の一部)
641-03 建築塗装工	727-10 現図工	
641-98 塗装工見習	727-10 構造物現図工	
641-99 他に分類されない塗装工	727-20 乗物現図工	
<b>642</b> 画工、看板制作工	727-21 車両現図工	
642-01 画工	727-22 造船現図工	
642-02 看板制作工	727-23 航空機現図工	
	727-30 現図型取工	
	727-31 鉄鋼現図型取工	
	727-99 他に分類されない現図工	
	<b>728</b> 包装工	
	728-10 機械包装工	
	728-20 箱詰・袋詰工	
	728-99 他に分類されない包装工	
	<b>729</b> 他に分類されない製造・制作の職業	
	729-10 映写技師	
	729-20 製氷工	
	729-30 と(屠)畜作業員	
649-04 映写技師		
649-99 他に分類されない生産関連・生産類似の職業		

新分類 (2011年改訂)		旧分類 (1999年改訂)		備考
		729-99	他に分類されないその他の製造・制作の職業	廃止 (新509-99、569-99、629-99、649-99へ)
		H	運輸・通信の職業	廃止 (新6分類B、Iへ)
		46	鉄道運転の職業	新設 (旧6分類H、Iのそれぞれの一部を統合)
I	輸送・機械運転の職業			
65	鉄道運転の職業			
651	電車運転士			
651-01	電車運転士	461	鉄道機関士	新設 (旧462の一部)
659	その他の鉄道運転の職業	461-10	電気機関士	新設 (旧462-10、98の一部を統合)
659-01	鉄道機関士	461-20	アイゼン機関士	新設 (旧461、462の一部を統合)
659-99	他に分類されない鉄道運転の職業	461-30	蒸気機関士	旧461の細分類格下げ
		461-98	鉄道機関士見習	新設 (旧462-20、98の一部を統合)
		462	電車・気動車運転士	廃止 (新659へ)
		462-10	電車運転士	廃止 (新659-01へ)
		462-20	気動車運転士	廃止 (新659-01へ)
		462-98	電車・気動車運転士見習	移設 (新651-01へ)
				廃止 (新659-99へ)
				廃止 (新651-01、659-99へ)
66	自動車運転の職業	47	自動車運転の職業	
661	バス運転手	471	バス運転者	改称 (新661-01～03へ)
661-01	路線バス運転手	471-10	バス運転者	廃止
661-02	貸切バス運転手	471-11	路線バス運転者	改称
661-03	送迎バス運転手	471-12	貸切バス運転者	改称
662	乗用自動車運転手	471-13	自家用バス運転者	改称
662-01	自家用乗用自動車運転手	472	乗用自動車運転者	改称
662-02	営業用乗用自動車運転手	472-10	乗用自動車運転者	廃止 (新662-01～03へ)
662-03	自家用乗用自動車運転代行人	472-11	自家用乗用自動車運転者	改称
663	貨物自動車運転手	472-12	営業用乗用自動車運転者	改称
663-01	トラック運転手	473	貨物自動車運転者	新設 (旧472-10の一部)
663-02	トレーラー運転手	473-10	貨物自動車運転者	改称 (新663-99へ)
663-03	コンクリートミキサー車運転手	473-11	トラック運転者	廃止
663-04	ダンプカー運転手	473-12	トレーラートラック運転者	改称
663-05	タンクローリー運転手	473-13	コンクリートミキサー車運転者	改称
663-06	ごみ収集車運転手	473-14	ダンプカー運転者	改称
663-07	自動車陸送員	473-15	タンクローリー運転者	改称
663-99	他に分類されない貨物自動車運転手	479	その他の自動車運転の職業	新設 (旧479-10の一部)
669	その他の自動車運転の職業	479-10	その他の自動車運転の職業	新設 (旧479-10の一部)
669-99	その他の自動車運転の職業	48	船舶・航空機運転の職業	新設 (旧473-10の一部)
67	船舶・航空機運転の職業			
671	船長 (漁労船を除く)	481	船舶・航空機運転の職業	
671-01	貨客船船長	481-10	船長 (漁労船を除く)	廃止 (新671-02へ)
671-02	作業船船長	481-20	貨客船船長	廃止
		481-21	作業船船長	廃止 (新671-02へ)
		481-22	しゅんせつ船船長	
			タグボート船船長	

新分類 (2011年改訂)		旧分類 (1999年改訂)		備考
671-99	他に分類されない船長 (漁労船を除く)	481-99	他に分類されない船長	改称
672	航海士・運航士 (漁労船を除く)、水先人	482	航海士・運航士 (漁労船を除く)、水先人	新設 (旧482-10、-20、-30を統合)
672-01	航海士・運航士 (漁労船を除く)、水先人	482-10	航海士	廃止 (新672-01へ)
		482-20	運航士	廃止 (新672-01へ)
		482-30	水先人	廃止 (新672-01へ)
673	船舶機関長・機関士 (漁労船を除く)	483	船舶機関長・機関士 (漁労船を除く)	新設 (旧483-10、-20を統合)
673-01	船舶機関長・機関士 (漁労船を除く)	483-10	船舶機関長	廃止 (新673-01へ)
		483-20	船舶機関士	廃止 (新673-01へ)
674	航空機操縦士	484	航空機操縦士	新設 (484、485を統合)
674-01	航空機操縦士	484-10	航空機操縦士	廃止 (新674へ)
		485	航空機機関士	新設 (484-10、485-10を統合)
		485-10	航空機機関士	廃止 (新674へ)
68	その他の輸送の職業	49	その他の運輸の職業	改称
681	車掌	491	車掌	
681-01	鉄道車掌	491-10	鉄道車掌	廃止 (新681-01へ)
		491-11	旅客車掌	廃止 (新681-01へ)
		491-12	貨物車掌	新設 (旧491-20、-21を統合)
681-02	バスガイド	491-20	バス車掌	廃止 (新681-02へ)
682	駅構内係	492	駅構内係、信号係	
682-01	駅構内係	492-10	駅構内係	廃止 (新682-01へ)
		492-11	操車係	廃止 (新682-01へ)
		492-12	連結手	廃止 (新682-01へ)
		492-20	信号係	新設 (旧493、494を統合)
683	甲板員、船舶機関員	493	甲板員	廃止 (新683へ)
683-01	甲板員	493-10	甲板員	廃止 (新683へ)
683-02	船舶機関員	494	船舶機関員	廃止 (新684、689へ)
684	フォークリフト運転作業員	499	他に分類されない運輸の職業	旧499-10の小分類格上げ・改称
684-01	フォークリフト運転作業員	499-10	フォークリフト運転者	改称
689	他に分類されない輸送の職業	499-20	小型船舶運転者	新設 (旧499の一部)
689-01	小型船舶運転者	499-21	遊漁船舶頭	廃止 (新689-01へ)
		499-30	車両点検係	廃止 (新689-99へ)
689-99	他に分類されないその他の輸送の職業	499-99	他に分類されないその他の運輸の職業	廃止 (新24、25、75へ)
50	通信の職業	50	通信の職業	
501	無線通信員、無線技術員	501	無線通信員、無線技術員	廃止 (新246へ)
501-10	無線通信士	501-10	無線通信士	廃止 (新246-01へ)
501-11	航空関係無線通信士	501-11	航空関係無線通信士	廃止 (新246-01へ)
501-12	船舶関係無線通信士	501-12	船舶関係無線通信士	廃止 (新246-01へ)

新分類 (2011年改訂)	旧分類 (1999年改訂)	備考
	501-20 無線技術士 501-21 ラジオ・テレビ放送技術員 501-22 写真電送員 501-23 中継技術員 501-30 特殊無線技士 501-99 他に分類されない無線通信員、無線技術員 <b>502 有線通信員</b> 502-10 有線通信操作員 502-20 有線技術員 502-21 有線放送技術員 <b>503 電話交換手</b> 503-10 電話交換手 503-11 国際電話オペレーター 503-12 構内電話交換手 503-13 案内台交換手 <b>504 郵便集配員、電報配達員</b> 504-10 郵便集配員 504-11 郵便取集員 504-12 郵便配達員 504-20 電報配達員 <b>509 その他の通信の職業</b> 509-10 航空管制官 509-99 他に分類されない通信の職業	(新246-02へ) 廃止 (新246-02へ) 廃止 (新246-02へ) 廃止 (新246-02へ) 廃止 (新246-02へ) 廃止 (新246-99へ) 廃止 (新246へ) 廃止 (新246-03へ) 廃止 (新246-03へ) 廃止 (新246-03へ) 廃止 (新256へ) 廃止 (新256-01へ) 廃止 (新256-01へ) 廃止 (新256-01へ) 廃止 (新256-01へ) 移設 (新751へ) 廃止 (新751-01へ) 廃止 (新751-01へ) 廃止 (新751-01へ) 廃止 (新751-01へ) 廃止 (新246へ) 廃止 (新246-99へ) 廃止 (新246-99へ) 新設 (旧73、74の一部を統合) 廃止 (新72へ) 新設 (旧741-10～13、-20を統合) 廃止 (新691-01へ) 廃止 (新691-01へ) 廃止 (新691-01へ) 廃止 (新691-01へ) 廃止 (新691-01へ) 新設 (旧741-30、-40を統合) 廃止 (新691-02へ) 廃止 (新691-02へ) 新設 (旧691-01、739-10の一部を統合) 移設 (新691-03へ) 廃止 (新69へ) 廃止 (新692-01へ) 新設 (旧732-20～22、-30を統合) 廃止 (新693-02へ) 廃止 (新693-02へ) 廃止 (新693-02へ)
<b>69 定置・建設機械運転の職業</b>		
<b>691 発電員、変電員</b>	<b>74 電気作業員</b>	
691-01 発電・送電員	<b>741 発電員、変電員</b>	
	741-10 発電員	
	741-11 水力発電員	
	741-12 火力発電員	
	741-13 原子力発電員	
	741-20 送電員	
691-02 変電・配電員	741-30 変電員	
	741-40 配電員	
691-03 自家用電気係員	741-50 自家用電気係員	
<b>692 ボイラー・オペレーター</b>	<b>73 定置機関・機械および建設機械運転の職業</b>	
692-01 ボイラー・オペレーター	<b>731 ボイラー・オペレーター</b>	
	731-10 ボイラー・オペレーター	
	731-98 ボイラー・オペレーター見習	
<b>693 クレーン・巻上機運転工</b>	<b>732 クレーン・巻上機運転工</b>	
693-01 クレーン運転工	732-10 クレーン運転工	
693-02 巻上機・コンベア運転工	732-20 巻上機運転工	
	732-21 ホイスト運転工	
	732-22 ウインチ運転工	

新分類 (2011年改訂)		旧分類 (1999年改訂)		備考
694 694-01	ポンプ・送風機・圧縮機運転工 ポンプ・送風機・圧縮機運転工	732-30 733	コンベア運転工 ポンプ・ブロワー・コンプレッサー運転工	廃止 (新693-02へ) 改称 新設 (旧733-10、-20、-30～-31、-40を統合) 廃止 (新694-01へ) 廃止 (新694-01へ) 廃止 (新694-01へ) 廃止 (新694-01へ) 廃止 (新694-01へ)
695 695-01	建設機械運転工 建設用機械車両運転工	733-10 733-20 733-30 733-31 733-40 734	ポンプ運転工 空気移送装置運転工 送風機運転工 換気装置運転工 コンプレッサー運転工 建設用機械運転工	新設 (旧734、755の一部を統合) 新設 (旧734-10～-13のそれぞれの一部を統合) 廃止 (新695-01、-99へ) 廃止 (新695-01、-99へ) 廃止 (新695-01、-99へ) 廃止 (新695-01、-99へ)
695-02	舗装機械運転工	734-10 734-11 734-12 734-13 734-20 734-21 734-22 734-30	建設機械運転工 掘削機械運転工 整地機運転工 くい(杭)打機運転工 舗装機械運転工 アスファルト舗装機械運転工 コンクリート舗装機械運転工 しゅんせつ機械運転工	廃止 (新695-02へ) 廃止 (新695-02へ) 廃止 (新695-99へ) 新設 (旧755-10～-12、-20、-99の一部を統合) 新設 (旧734-10～-13のそれぞれの一部、-30を統合) 旧739-40の小分類格上げ 改称 (旧739-40) 新設 (旧383の一部) 新設 (旧388-10の一部) 新設 (旧739、旧755の一部を統合)
695-03 695-99	さく井・ボーリング機械運転工 他に分類されない建設機械運転工	739	その他の定置機関・機械および建設機械運転の職業	廃止 (新691-03、699-99へ)
696 696-01	玉掛作業員	739-10 739-20 739-30	内燃機関運転工 冷東機運転工 ケーブフル機関運転工	廃止 (新699-02へ) 廃止 (新699-02へ) 改称 (新696-01へ) 廃止 (新699-99へ)
697 697-01	ビル設備管理員	739-31 739-32 739-40	空中ケーブフル機関運転工 スキリフト機関運転工 玉掛工	新設 (旧739-40の一部分)
699	その他の定置・建設機械運転の職業	739-99	他に分類されない定置機関・機械および建設機械運転の職業	新設 (旧739-10の一部、99、754-11、755-30～32、-99を統合) 新設 (旧大分類の一部)
699-01 699-02	冷東機運転工 ケーブフル機関運転工	76 761 761-10 761-11	建設躯体工事の職業 型枠大工 型枠大工 型枠解体工	
699-99	他に分類されない定置・建設機械運転の職業	762 762-10 762-11 762-20 762-98 763 763-10	とび工 建築とび工 鉄骨とび工 取りこわし作業員 とび工見習 鉄筋工 土木鉄筋工	廃止 (新701-01へ) 廃止 (新702-01へ)
J 70	建設・採掘の職業			
701 701-01	建設躯体工事の職業 型枠大工 型枠大工			
702 702-01	とび工 建築とび工			
702-02 702-98	取りこわし作業員 とび工見習			
703 703-01	鉄筋工 土木鉄筋工			

新分類 (2011年改訂)		旧分類 (1999年改訂)		備考
703-02	建築鉄筋工	763-20	建築鉄筋工	
<b>71</b>	<b>建設の職業 (建設躯体工事の職業を除く)</b>	<b>77</b>	<b>建設の職業 (建設躯体工事の職業を除く)</b>	
<b>711</b>	<b>大工</b>	<b>771</b>	<b>大工</b>	
711-01	建築大工	771-10	建築大工	廃止 (新711-01へ)
711-98	大工見習	771-11	宮大工	
711-99	他に分類されない大工	771-98	大工見習	
<b>712</b>	<b>ブロック積工、タイル張工</b>	<b>772</b>	<b>ブロック積工、タイル張工</b>	
712-01	ブロック積工	772-10	ブロック積工	
712-02	れんが積工			配列変更 (旧772-40)
712-03	タイル張工	772-20	タイル張工	廃止 (新712-03へ)
		772-21	タイル床・壁張工	廃止 (新712-03へ)
		772-22	モザイクタイル張工	
712-04	石張工	772-30	石張工	
		772-40	れんが積工	配列変更 (新712-02へ)
		772-41	建築れんが積工	廃止 (新712-02へ)
		772-42	築炉工	廃止 (新712-02へ)
		772-43	炉修工	廃止 (新712-02へ)
712-98	ブロック積工見習、タイル張工見習	772-98	ブロック積工・タイル張工見習	改称
<b>713</b>	<b>屋根ふき工</b>	<b>773</b>	<b>屋根ふき工</b>	
713-01	かわらふき工	773-10	かわらふき工	廃止 (新713-99へ)
		773-20	スレートふき工	
713-98	屋根ふき工見習	773-98	屋根ふき工見習	
713-99	他に分類されない屋根ふき工	773-99	他に分類されない屋根ふき工	
<b>714</b>	<b>左官</b>	<b>774</b>	<b>左官</b>	
714-01	左官			新設 (旧774-10～12、-20～21、-30を統合)
		774-10	左官職	廃止 (新714-01へ)
		774-11	左官手元	廃止 (新714-01へ)
		774-12	左官吹付工	廃止 (新714-01へ)
		774-20	木舞工	廃止 (新714-01へ)
		774-21	ラス張工	廃止 (新714-01へ)
		774-30	屋根左官	廃止 (新714-01へ)
		774-98	左官見習	廃止 (新714-01へ)
714-98	左官見習	<b>775</b>	<b>量工</b>	
<b>715</b>	<b>量工</b>			新設 (旧775-10～11を集約)
715-01	量工	775-10	量仕立工	廃止 (新715-01へ)
		775-11	量表替工	廃止 (新715-01へ)
		775-98	量工見習	廃止 (新715-01へ)
715-98	量工見習	<b>776</b>	<b>配管工</b>	
<b>716</b>	<b>配管工</b>			
716-01	配管工	776-10	配管工	廃止 (新716-01へ)
		776-11	ガス配管工	廃止 (新716-01へ)
		776-12	スチーム配管工	廃止 (新716-01へ)
		776-13	水道配管工	廃止 (新716-01へ)
		776-14	配管修理工	廃止 (新716-01へ)
		776-98	配管工見習	改称
716-98	配管工見習	<b>777</b>	<b>内装仕上工</b>	
<b>717</b>	<b>内装工</b>			
717-01	金属建具取付工	777-10	金属建具取付工	



新分類 (2011年改訂)	旧分類 (1999年改訂)	備考
717-02 建具ガラス取付工	777-11 金属サッシ取付工	(新717-01へ)
	777-12 シャッター取付工	廃止 (新717-01へ)
	777-13 看板取付工	廃止 (新719-99へ)
	777-20 建具ガラスはめ込工	改称
	777-21 板ガラスはめ込工	廃止 (新717-02へ)
	777-22 ステンドガラスはめ込工	廃止 (新717-02へ)
717-03 内装仕上工	室内装飾工	新設 (旧777-30～34を集約)
	777-30	廃止 (新717-03へ)
	777-31 じゅうたん張工	廃止 (新717-03へ)
	777-32 リノリウム床張工	廃止 (新717-03へ)
	777-33 ゴム・プラスチック床張工	廃止 (新717-03へ)
	777-34 壁装工	廃止 (新717-03へ)
<b>718 防水工</b>	<b>778 防水工</b>	
718-01 防水工	778-10 防水工	廃止 (新718-01へ)
	778-11 建築工事防水工	廃止 (新718-01へ)
	778-12 土木工事防水工	
<b>719 その他の建設の職業</b>	<b>779 その他の建設の職業</b>	
719-01 潜水作業員	779-10 潜水作業員	改称
719-02 熱絶縁工	779-20 熱絶縁工	
719-03 測量作業員	779-30 測量作業員	
719-04 住宅水回り設備取付工		
719-05 水道工事検査員	779-40 水道工事検査員	新設 (旧779-99の一部)
	779-41 水道検査員	廃止 (新719-05へ)
	779-42 漏水調査員	廃止 (新719-05へ)
719-99 他に分類されない建設の職業	779-99 他に分類されない建設の職業	
<b>72 電気・通信工事の職業</b>	<b>74 電気作業員</b>	
<b>721 送電線架線・敷設作業員</b>	<b>742 送電線架線工・敷設工</b>	改称
721-01 送電線架線・敷設作業員	742-10 送電線架線工・敷設工	改称
	742-11 送電線架線工	改称 (新721-01へ)
	742-12 地中送電線工	廃止 (新721-01へ)
<b>722 配電線架線・敷設作業員</b>	<b>743 配電線架線工・敷設工</b>	改称
722-01 配電線架線・敷設作業員	743-10 配電線架線工・敷設工	改称
	743-11 配電線架線工	廃止 (新722-01へ)
	743-12 地中配電線工	廃止 (新722-01へ)
<b>723 通信線架線・敷設作業員</b>	<b>744 通信線架線工・敷設工</b>	改称
723-01 通信線架線・敷設作業員	744-10 通信線架線工・敷設工	改称
	744-11 屋外通信線架線工	廃止 (新723-01へ)
	744-12 地下ケーブル配線工	廃止 (新723-01へ)
	744-13 海底ケーブル敷設工	廃止 (新723-01へ)
<b>724 電気通信設備作業員</b>	<b>745 電気通信設備工</b>	改称
724-01 放送装置据付・保守作業員	745-10 放送装置据付・保守工	改称
724-02 通信装置据付・保守作業員	745-20 通信装置据付・保守工	改称
724-03 電話装置据付・保守作業員	745-30 電話装置据付・保守工	改称
	745-31 交換機据付・保守工	改称
	745-32 電話機据付・保守工	廃止 (新724-03へ)
	745-33 ファクシミリ据付・保守工	廃止 (新724-03へ)
<b>725 電気工事作業員</b>	<b>746 電気工事作業員</b>	改称

新分類 (2011年改訂)		旧分類 (1999年改訂)		備考
725-01	電気配線工事作業員	746-10	電気配線工事作業員	改称 (新725-01へ)
		746-11	船舶配線工	廃止 (新725-01へ)
		746-12	鉄道車両配線工	廃止 (新725-01へ)
725-02	電気工事検査員	746-13	航空機配線工	廃止 (新725-01へ)
725-03	産業用電気機械・装置据付作業員	746-20	電気工事検査員	—
		746-30	産業用電気機械・装置据付工	改称 (新725-03へ)
725-99	他に分類されない電気工事作業員	746-31	鉄道用電気装置据付保守員	廃止 (新725-03へ)
		746-99	他に分類されない電気工事作業員	改称
<b>73</b>	<b>土木の職業</b>	<b>78</b>	<b>土木の職業</b>	
<b>731</b>	<b>土木作業員</b>	<b>781</b>	<b>土木作業員</b>	改称
731-01	建設・土木作業員	781-10	建設・土木作業員	廃止 (新731-01へ)
		781-11	土管配管工	廃止 (新731-01へ)
		781-12	護岸工事作業員	廃止 (新731-01へ)
		781-13	コンクリート作業員	廃止 (新731-01へ)
731-02	舗装作業員	781-20	舗装作業員	廃止 (新731-02へ)
		781-21	アスファルト舗装工	廃止 (新731-02へ)
		781-22	コンクリート舗装工	廃止 (新731-02へ)
		781-23	道路付帯設備取付作業員	廃止 (新731-02へ)
		781-24	道路区画線設置作業員	廃止 (新731-02へ)
<b>732</b>	<b>鉄道線路工事作業員</b>	781-99	他に分類されない土木作業員	廃止 (新731-01、-02へ)
732-01	鉄道線路工事作業員	<b>782</b>	<b>鉄道線路工事作業員</b>	改称 (旧782-10、-20、-30を統合)
		782-10	保線工・軌道工	新設 (新732-01へ)
		782-20	軌条工	廃止 (新732-01へ)
		782-30	軌道舗石作業員	廃止 (新732-01へ)
<b>733</b>	<b>ダム・トンネル掘削作業員</b>			廃止 (新732-01へ)
733-01	ダム・トンネル掘削作業員			移設・改称 (旧754)
<b>74</b>	<b>採掘の職業</b>	<b>75</b>	<b>採掘の職業</b>	移設・改称 (旧754-10)
<b>741</b>	<b>採鉱員</b>	<b>751</b>	<b>採鉱員</b>	
741-01	採鉱員	751-10	採鉱員	廃止 (新749-99へ)
		751-11	採炭員	改称
<b>742</b>	<b>石切出作業員</b>	<b>752</b>	<b>石切出作業員</b>	改称
742-01	石切出作業員	752-10	石切出作業員	廃止 (新742-01へ)
		752-11	採石大割作業員	廃止 (新742-01へ)
		752-12	切出石工	改称
<b>743</b>	<b>じやり・砂・粘土採取作業員</b>	<b>753</b>	<b>じやり・砂・粘土採取作業員</b>	改称
743-01	じやり・砂・粘土採取作業員	753-10	じやり・砂採取作業員	新設 (旧753-10、-20、-30を統合)
		753-20	粘土採取作業員	廃止 (新743-01へ)
		753-30	庭石採取作業員	廃止 (新743-01へ)
		<b>754</b>	<b>ダム・トンネル掘削作業員</b>	廃止 (新743-01へ)
		754-10	ダム・トンネル掘削作業員	改称・移設 (新733へ)
		754-11	大型掘進機操作員	改称・移設 (新733-01へ)
		<b>755</b>	<b>さく井工、石油・天然ガス採取工</b>	廃止 (新699-99へ)
		755-10	さく井工	廃止 (新695、699へ)
		755-11	油井ドリラー工	廃止 (新695-03へ)
		755-12	井戸さく井工	廃止 (新695-03へ)

新分類 (2011年改訂)	旧分類 (1999年改訂)	備考
749 749-01 <b>749</b> その他の採掘の職業 支柱員	755-20 試すい(錐)工 755-30 石油・天然ガス採取工 755-31 石油採取工 755-32 天然ガス採取工 755-99 他に分類されないさく井工、石油・天然ガス採取工 <b>759</b> その他の採掘の職業 支柱員 759-10 759-20 坑内運搬員 759-30 選鉱員、選炭員 759-31 選鉱員 759-32 選炭員 759-40 発破員 759-50 坑内保守員 759-60 鉱石検定員 759-99 他に分類されない採掘の職業	廃止 (新695-03へ) 廃止 (新699-99へ) 廃止 (新699-99へ) 廃止 (新699-99へ) 廃止 (新699-99へ) 廃止 (新749-99へ) 廃止 (新749-99へ) 廃止 (新749-99へ) 廃止 (新749-99へ) 廃止 (新749-99へ) 廃止 (新749-99へ) 新設 (旧大分類H、Iのそれぞれの一部) 新設 (旧50の一部、79を統合) 廃止 (新75へ) 移設 (旧504) 新設 (旧504-10~12、-20を統合) 改称 改称 廃止 (新752-01へ) 廃止 (新752-01へ) 改称 廃止 (新753-01へ) 廃止 (新753-01へ) 廃止 (新753-01へ) 配列変更 (新753-03へ) 廃止 (新753-02へ) 廃止 (新753-02へ) 配列変更 (旧792-14) 新設 (793-10~11を集約) 廃止 (新754-01へ) 廃止 (新754-01へ)
749-99 他に分類されない採掘の職業 <b>K</b> <b>75</b> 運搬・清掃・包装等の職業 運搬の職業	<b>79</b> 運搬労務の職業	
751 751-01 <b>752</b> 752-01 郵便集配員、電報配達員 郵便集配員、電報配達員 <b>752</b> 港湾荷役作業員 港湾荷役作業員	<b>791</b> 791-10 船内・沿岸荷役作業者 791-11 船内・沿岸荷役作業者 791-12 船内荷役作業者 791-12 沿岸荷役作業者 <b>792</b> 792-10 陸上荷役・運搬作業者 792-10 運搬作業員 792-11 工場内運搬作業員 792-12 市場内運搬作業員 792-13 土建運搬作業員 792-14 引越作業員 792-20 積卸作業員 792-21 トラック助手 792-22 鉱石積込工(坑外)	新設 (旧大分類H、Iのそれぞれの一部) 新設 (旧50の一部、79を統合) 廃止 (新75へ) 移設 (旧504) 新設 (旧504-10~12、-20を統合) 改称 改称 廃止 (新752-01へ) 廃止 (新752-01へ) 改称 廃止 (新753-01へ) 廃止 (新753-01へ) 廃止 (新753-01へ) 配列変更 (新753-03へ) 廃止 (新753-02へ) 廃止 (新753-02へ) 配列変更 (旧792-14) 新設 (793-10~11を集約) 廃止 (新754-01へ) 廃止 (新754-01へ)
753 753-01 <b>753</b> 753-02 陸上荷役・運搬作業員 運搬作業員 積卸作業員	<b>792</b> 792-10 陸上荷役・運搬作業者 792-10 運搬作業員 792-11 工場内運搬作業員 792-12 市場内運搬作業員 792-13 土建運搬作業員 792-14 引越作業員 792-20 積卸作業員 792-21 トラック助手 792-22 鉱石積込工(坑外)	新設 (旧大分類H、Iのそれぞれの一部) 新設 (旧50の一部、79を統合) 廃止 (新75へ) 移設 (旧504) 新設 (旧504-10~12、-20を統合) 改称 改称 廃止 (新752-01へ) 廃止 (新752-01へ) 改称 廃止 (新753-01へ) 廃止 (新753-01へ) 廃止 (新753-01へ) 配列変更 (新753-03へ) 廃止 (新753-02へ) 廃止 (新753-02へ) 配列変更 (旧792-14) 新設 (793-10~11を集約) 廃止 (新754-01へ) 廃止 (新754-01へ)
753-03 <b>754</b> 754-01 引越作業員 倉庫作業員 (冷蔵倉庫を除く)	<b>793</b> 793-10 倉庫作業員 793-11 危険品倉庫作業員 793-12 冷蔵倉庫作業員 <b>794</b> 794-10 受託配送員 794-20 商品配達員 794-21 新聞配達員 794-22 牛乳・乳酸発酵製品配達員	新設 (旧794-10、-20のそれぞれの一部を統合) 新設 (旧794-10、-20のそれぞれの一部、-22、-23を統合) 廃止 (新755-01、-02へ) 廃止 (新755-01、-02へ) 廃止 (新755-02へ)
754-02 <b>755</b> 755-01 755-02 冷蔵倉庫作業員 配達員 荷物配達員 ルーフト集配員	<b>793</b> 793-10 倉庫作業員 793-11 危険品倉庫作業員 793-12 冷蔵倉庫作業員 <b>794</b> 794-10 受託配送員 794-20 商品配達員 794-21 新聞配達員 794-22 牛乳・乳酸発酵製品配達員	新設 (旧794-10、-20のそれぞれの一部を統合) 新設 (旧794-10、-20のそれぞれの一部、-22、-23を統合) 廃止 (新755-01、-02へ) 廃止 (新755-01、-02へ) 廃止 (新755-02へ)
755-03 新聞配達員	794-22 牛乳・乳酸発酵製品配達員	廃止 (新755-02へ)

新分類 (2011年改訂)	旧分類 (1999年改訂)	備考
755-04 <b>756</b> 756-01 自動販売機商品補充員 <b>荷造作業員</b> 荷造作業員	794-23 794-24 <b>795</b> ルートセールズ員 自動販売機商品補充員 <b>荷造工</b> 795-10 795-11 795-12 795-13 795-20 795-99 こん包工 箱詰荷造工 板わくこん包工 袋詰こん包工 荷造検査工 他に分類されない荷造工	廃止 (新755-02へ) 改称 新設 (旧795-10～13、-20、-99を統合) 廃止 (新756-01へ) 廃止 (新756-01へ) 廃止 (新756-01へ) 廃止 (新756-01へ) 廃止 (新756-01へ) 廃止 (新756-01へ) 新設 (旧34、80のそれぞれの一部を統合) 廃止 (新76、78へ) 廃止 (旧761、763、764、765、769へ) 廃止 (新761-01、763-02、769-99へ) 廃止 (新761-01へ) 廃止 (新761-01へ) 新設 (旧801の一部) 新設 (旧801-10の一部、-11、-12を統合) 新設 (旧349の一部) 新設 (旧349-10の一部) 新設 (旧801の一部) 改称 新設 (旧801-10の一部) 新設 (旧801の一部) 新設 (旧801-20の一部、-21を統合) 新設 (旧801-20の一部、-22を統合) 新設 (旧801の一部) 新設 (旧801-99の一部) 新設 (旧801の一部) 新設 (旧809-10～13、-15の一部) 新設 (旧801-30～32を集約) 改称 新設 (旧801-99の一部) 廃止 (新764-01、02へ) 廃止 (新764-01へ) 廃止 (新764-02へ) 廃止 (新769-01へ) 廃止 (新769-01へ) 廃止 (新769-01へ) 改称 新設 (旧72の一部) 新設 (旧728) 新設 (旧728-10、-20、-99の一部) 新設 (旧728-10) 新設 (旧728-99の一部) 新設 (旧728-99の一部)
<b>76</b> <b>清掃の職業</b>	<b>80</b> <b>801</b> 801-10 801-11 801-12 801-13 801-14 809-10 801-20 801-20 801-21 801-22 801-30 801-31 801-32 801-99 <b>その他の労働の職業</b> <b>清掃員</b> 清掃作業員 ビル内清掃作業員 ガラス清掃作業員 道路清掃作業員 産業洗浄工 乗物内清掃作業員 衛生作業員 ごみ処理作業員 し尿処理作業員 消毒作業員 防疫作業員 害虫防除作業員 他に分類されない清掃員	新設 (旧34、80のそれぞれの一部を統合) 廃止 (新76、78へ) 廃止 (旧761、763、764、765、769へ) 廃止 (新761-01、763-02、769-99へ) 廃止 (新761-01へ) 廃止 (新761-01へ) 新設 (旧801の一部) 新設 (旧801-10の一部、-11、-12を統合) 新設 (旧349の一部) 新設 (旧349-10の一部) 新設 (旧801の一部) 改称 新設 (旧801-10の一部) 新設 (旧801の一部) 新設 (旧801-20の一部、-21を統合) 新設 (旧801-20の一部、-22を統合) 新設 (旧801の一部) 新設 (旧801-99の一部) 新設 (旧801の一部) 新設 (旧809-10～13、-15の一部) 新設 (旧801-30～32を集約) 改称 新設 (旧801-99の一部) 廃止 (新764-01、02へ) 廃止 (新764-01へ) 廃止 (新764-02へ) 廃止 (新769-01へ) 廃止 (新769-01へ) 廃止 (新769-01へ) 改称 新設 (旧72の一部) 新設 (旧728) 新設 (旧728-10、-20、-99の一部) 新設 (旧728-10) 新設 (旧728-99の一部) 新設 (旧728-99の一部)
<b>761</b> 761-01 <b>762</b> 762-01 <b>763</b> 763-01 763-02 <b>764</b> 764-01 764-02 <b>765</b> 765-01 <b>769</b> 769-01 769-02 769-03 769-03 769-99 他に分類されない清掃の職業	<b>77</b> <b>包装の職業</b> <b>771</b> 771-01 <b>779</b> 779-01 779-99 包装作業員 製品包装作業員 <b>その他の包装の職業</b> ラベル・シール貼付作業員 他に分類されない包装の職業 <b>その他の運搬・清掃・包装等の職業</b>	新設 (旧72の一部) 新設 (旧728) 新設 (旧728-10、-20、-99の一部) 新設 (旧728-10) 新設 (旧728-99の一部) 新設 (旧728-99の一部)
<b>77</b> <b>包装の職業</b> <b>771</b> 771-01 <b>779</b> 779-01 779-99 包装作業員 製品包装作業員 <b>その他の包装の職業</b> ラベル・シール貼付作業員 他に分類されない包装の職業 <b>その他の運搬・清掃・包装等の職業</b>	<b>77</b> <b>包装の職業</b> <b>771</b> 771-01 <b>779</b> 779-01 779-99 包装作業員 製品包装作業員 <b>その他の包装の職業</b> ラベル・シール貼付作業員 他に分類されない包装の職業 <b>その他の運搬・清掃・包装等の職業</b>	新設 (旧72の一部) 新設 (旧728) 新設 (旧728-10、-20、-99の一部) 新設 (旧728-10) 新設 (旧728-99の一部) 新設 (旧728-99の一部)

新分類 (2011年改訂)	旧分類 (1999年改訂)	備考
<b>781 選別作業員</b> 原材料選別作業員 商品取集め作業員 781-02 青果選別作業員 781-04 洗たく物荷分け作業員 781-99 他に分類されない選別作業員 <b>782 軽作業員</b> 工場労務作業員 782-01 建設現場労務作業員 782-02 小売店作業員 782-03 病院作業員 782-04 旅館作業員 782-05 食堂作業員 782-06 会場設営作業員 782-07 用務員 782-08 <b>789 他に分類されない運搬・清掃・包装等の職業</b>		
<b>809</b> 809-10 産業洗浄工 809-11 機械洗浄工 809-12 乗物洗浄工 809-13 タンク洗浄工 809-14 容器洗浄工 809-15 上下水道管渠施設洗浄工 809-20 選別工 809-21 原材料選別工 809-22 製品選別工 809-23 洗たく物荷分け工 809-24 産品選別整理工 809-30 雑務員 809-31 用務員 809-32 駅雑務員 809-33 病院雑務者 809-34 工場雑務者 809-35 作業員宿舎雑務者 809-36 旅館雑務者 809-37 食堂雑務者 789-01 公園・ゴルフ場・競技場整備員	<b>他に分類されない労務の職業</b> 産業洗浄工 機械洗浄工 乗物洗浄工 タンク洗浄工 容器洗浄工 上下水道管渠施設洗浄工 選別工 原材料選別工 製品選別工 洗たく物荷分け工 産品選別整理工 雑務員 用務員 駅雑務員 病院雑務者 工場雑務者 作業員宿舎雑務者 旅館雑務者 食堂雑務者 公園・ゴルフ場整備員 グラウンド整備員 他に分類されないその他の労務の職業	改称 (旧809-20の小分類格上げ) 改称 (旧809-21) 改称 (旧809-22) 新設 (旧809-20の一部) 改称 (旧809-23) 新設 (旧809-20、-24のそれぞれの一部を統合) 改称 (旧809-30の小分類格上げ) 改称 (旧809-34) 新設 (旧809-30の一部) 新設 (旧809-30の一部) 改称 (旧809-33) 改称 (旧809-36) 改称 (旧809-37) 新設 (旧809-99の一部) 移設 (旧809-31から) 新設 (旧809の一部) 廃止 (新781、782、783、789へ) 廃止 (新769-01、789-99へ) 廃止 (新789-01へ) 廃止 (新789-01へ) 廃止 (新789-01へ) 廃止 (新789-99へ) 廃止 (新789-01へ) 改称 (新781へ) 改称 (新781-01へ) 改称 (新781-02へ) 改称 (新781-04へ) 廃止 (新781-99へ) 改称 (新782へ) 改称 (新782-08へ) 廃止 (新789-99へ) 改称 (新782-04へ) 改称 (新782-01へ) 廃止 (新789-99へ) 改称 (新782-05へ) 改称 (新782-06へ) 新設 (旧809-38、-39を統合) 廃止 (新789-01へ) 廃止 (新789-01へ) 新設 (旧809-10の一部と、-32、-35、-99を統合)
789-01 公園・ゴルフ場・競技場整備員 789-99 他に分類されないその他の運搬・清掃・包装等の職業		

付表6 厚生労働省編職業分類 (2011年改訂) と日本標準職業分類 (2009年改訂) との分類項目比較表

厚生労働省編職業分類 (2011年改訂)		日本標準職業分類 (2009年改訂)		備考
<b>A</b>	<b>管理的職業</b>	<b>A</b>	<b>管理的職業従事者</b>	
<b>01</b>	<b>管理的公務員</b>	<b>01</b>	<b>管理的公務員</b>	
011	管理的公務員	011	議会議員	日本標準職業分類の011～013を統合
		012	管理的国家公務員	
		013	管理的地方公務員	
<b>02</b>	<b>法人・団体の役員</b>	<b>02</b>	<b>法人・団体役員</b>	
021	会社役員	021	会社役員	
029	その他の法人・団体の役員	022	独立行政法人等役員	日本標準職業分類の022と029を統合
		029	その他の法人・団体役員	
<b>03</b>	<b>法人・団体の管理職員</b>	<b>03</b>	<b>法人・団体管理職員</b>	
031	会社の管理職員	031	会社管理職員	
039	その他の法人・団体の管理職員	032	独立行政法人等管理職員	日本標準職業分類の032と039を統合
		039	その他の法人・団体管理職員	
<b>04</b>	<b>その他の管理的職業</b>	<b>04</b>	<b>その他の管理的職業従事者</b>	
049	その他の管理的職業	049	その他の管理的職業従事者	
<b>B</b>	<b>専門的・技術的職業</b>	<b>B</b>	<b>専門的・技術的職業従事者</b>	
<b>05</b>	<b>研究者</b>	<b>05</b>	<b>研究者</b>	
051	研究者	051	自然科学系研究者	日本標準職業分類の051と052を統合
		052	人文・社会科学系等研究者	
<b>06</b>	<b>農林水産技術者</b>	<b>06</b>	<b>農林水産技術者</b>	
061	農林水産技術者	061	農林水産技術者	
<b>07</b>	<b>開発技術者</b>	<b>07</b>	<b>製造技術者 (開発)</b>	
071	食品開発技術者	071	食品技術者 (開発)	職務内容を反映した項目名に変更
072	電気・電子・電気通信開発技術者 (通信ネットワークを除く)	072	電気・電子・電気通信技術者 (通信ネットワーク技術者を除く) (開発)	職務内容を反映した項目名に変更
073	機械開発技術者	073	機械技術者 (開発)	職務内容を反映した項目名に変更
074	自動車開発技術者	074	自動車技術者 (開発)	職務内容を反映した項目名に変更
075	輸送用機器開発技術者 (自動車を除く)	075	輸送用機器技術者 (自動車を除く) (開発)	職務内容を反映した項目名に変更
076	金属製錬・材料開発技術者	076	金属技術者 (開発)	職務内容を反映した項目名に変更
077	化学製品開発技術者	077	化学技術者 (開発)	技術分野を明示
079	その他の開発技術者	079	その他の製造技術者 (開発)	職務内容を反映した項目名に変更
<b>08</b>	<b>製造技術者</b>	<b>08</b>	<b>製造技術者 (開発を除く)</b>	
081	食品製造技術者	081	食品技術者 (開発を除く)	職務内容を反映した項目名に変更
082	電気・電子・電気通信製造技術者 (通信ネットワークを除く)	082	電気・電子・電気通信技術者 (通信ネットワーク技術者を除く) (開発を除く)	職務内容を反映した項目名に変更
083	機械製造技術者	083	機械技術者 (開発を除く)	職務内容を反映した項目名に変更
084	自動車製造技術者	084	自動車技術者 (開発を除く)	職務内容を反映した項目名に変更
085	輸送用機器製造技術者 (自動車を除く)	085	輸送用機器技術者 (自動車を除く) (開発を除く)	職務内容を反映した項目名に変更
086	金属製錬・材料製造技術者	086	金属技術者 (開発を除く)	職務内容を反映した項目名に変更
087	化学製品製造技術者	087	化学技術者 (開発を除く)	技術分野を明示

厚生労働省編職業分類 (2011年改訂)		日本標準職業分類 (2009年改訂)		備考
089	その他の製造技術者	089	その他の製造技術者 (開発を除く)	
<b>09</b>	<b>建築・土木・測量技術者</b>	<b>09</b>	<b>建築・土木・測量技術者</b>	
091	建築技術者	091	建築技術者	
092	土木技術者	092	土木技術者	
093	測量技術者	093	測量技術者	
<b>10</b>	<b>情報処理・通信技術者</b>	<b>10</b>	<b>情報処理・通信技術者</b>	
101	システムコンサルタント	101	システムコンサルタント	
102	システム設計技術者	102	システム設計者	
103	情報処理プロジェクマネージャ	103	情報処理プロジェクマネージャ	
104	ソフトウェア開発技術者	104	ソフトウェア作成者	
105	システム運用管理者	105	システム運用管理者	
106	通信ネットワーク技術者	106	通信ネットワーク技術者	
109	その他の情報処理・通信技術者	109	その他の情報処理・通信技術者	
<b>11</b>	<b>その他の技術者</b>	<b>11</b>	<b>その他の技術者</b>	
119	その他の技術者	119	その他の技術者	
<b>12</b>	<b>医師、歯科医師、獣医師、薬剤師</b>	<b>12</b>	<b>医師、歯科医師、獣医師、薬剤師</b>	
121	医師	121	医師	
122	歯科医師	122	歯科医師	
123	獣医師	123	獣医師	
124	薬剤師	124	薬剤師	
<b>13</b>	<b>保健師、助産師、看護師</b>	<b>13</b>	<b>保健師、助産師、看護師</b>	
131	保健師	131	保健師	
132	助産師	132	助産師	
133	看護師、准看護師	133	看護師 (准看護師を含む)	
<b>14</b>	<b>医療技術者</b>	<b>14</b>	<b>医療技術者</b>	
141	診療放射線技師	141	診療放射線技師	
142	臨床工学技士	142	臨床工学技士	
143	臨床検査技師	143	臨床検査技師	
144	理学療法士	144	理学療法士、作業療法士	
145	作業療法士	145	視能訓練士、言語聴覚士	
146	視能訓練士、言語聴覚士	146	視能訓練士、言語聴覚士	
147	歯科衛生士	147	歯科衛生士	
148	歯科技工士	147	歯科技工士	
<b>15</b>	<b>その他の保健医療の職業</b>	<b>15</b>	<b>その他の保健医療従事者</b>	
151	栄養士、管理栄養士	151	栄養士	
152	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師	152	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師	
153	柔道整復師	152	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師	
159	他に分類されない保健医療の職業	159	他に分類されない保健医療従事者	
<b>16</b>	<b>社会福祉の専門的職業</b>	<b>16</b>	<b>社会福祉専門職業従事者</b>	
161	福祉相談・指導専門員	161	福祉相談指導専門員	
162	福祉施設指導専門員	162	福祉施設指導専門員	
163	保育士	163	保育士	
169	その他の社会福祉の専門的職業	169	その他の社会福祉専門職業従事者	
<b>17</b>	<b>法務の職業</b>	<b>17</b>	<b>法務従事者</b>	

日本標準職業分類の 144 を 144 と 145 に分割

項目名は異なるが、職務範囲は同一  
日本標準職業分類の 152 を 152 と 153 に分割

厚生労働省編職業分類 (2011年改訂)	日本標準職業分類 (2009年改訂)	備考
171 裁判官 172 検察官 173 弁護士 174 弁理士 175 司法書士 179 その他の法務の職業	171 裁判官 172 検察官 173 弁護士 174 弁理士 175 司法書士 179 その他の法務従事者	
<b>18 経営・金融・保険の専門的職業</b> 181 公認会計士 182 税理士 183 社会保険労務士 184 金融・保険専門職 189 その他の経営・金融・保険の専門的職業	<b>18 経営・金融・保険専門職業従事者</b> 181 公認会計士 182 税理士 183 社会保険労務士 184 金融・保険専門職業従事者 189 その他の経営・金融・保険専門職業従事者	
<b>19 教育の職業</b> 191 幼稚園教員 192 小学校教員 193 中学校教員 194 高等学校教員 195 中等教育学校教員 196 特別支援学校教員 197 高等専門学校教員 198 大学教員 199 その他の教育の職業	<b>19 教員</b> 191 幼稚園教員 192 小学校教員 193 中学校教員 194 高等学校教員 195 中等教育学校教員 196 特別支援学校教員 197 高等専門学校教員 198 大学教員 199 その他の教員	
<b>20 宗教家</b> 201 宗教家	<b>20 宗教家</b> 201 宗教家	
<b>21 著述家、記者、編集者</b> 211 著述家 212 記者 213 編集者	<b>21 著述家、記者、編集者</b> 211 著述家 212 記者、編集者	日本標準職業分類の 212 と 213 に分割
<b>22 美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者</b> 221 彫刻家 222 画家、書家、漫画家 223 工芸美術家 224 デザイナー 225 写真家、映像撮影者	<b>22 美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者</b> 221 彫刻家 222 画家、書家 223 工芸美術家 224 デザイナー 225 写真家、映像撮影者	項目名は異なるが、職務範囲は同一
<b>23 音楽家、舞台芸術家</b> 231 音楽家 232 舞踊家 233 俳優 234 プロデューサー、演出家 235 演芸家	<b>23 音楽家、舞台芸術家</b> 231 音楽家 232 舞踊家 233 俳優 234 演出家 235 演芸家	日本標準職業分類の 234 はプロデューサーを含む。
<b>24 その他の専門的職業</b> 241 図書館司書 242 学芸員 243 カウンセラー (医療・福祉施設を除く) 244 個人教師 245 職業スポーツ家	<b>24 その他の専門的職業従事者</b> 241 図書館司書 242 学芸員 243 カウンセラー (医療・福祉施設を除く) 244 個人教師 245 職業スポーツ従事者	



厚生労働省編職業分類 (2011年改訂)		日本標準職業分類 (2009年改訂)		備考
246	通信機器操作員	246	通信機器操作従事者	
249	他に分類されない専門的職業	249	他に分類されない専門的職業従事者	
<b>C</b>	<b>事務的職業</b>	<b>C</b>	<b>事務従事者</b>	
<b>25</b>	<b>一般事務の職業</b>	<b>25</b>	<b>一般事務従事者</b>	251 は、日本標準職業分類の 251 と 259 の一部を統合して設定 日本標準職業分類の 253 は調査事務員を含む。  日本標準職業分類の 259 から小分類独立
251	総務事務員	251	庶務事務員	
252	人事事務員	252	人事事務員	
253	企画・調査事務員	253	企画事務員	
254	受付・案内事務員	254	受付・案内事務員	
255	秘書	255	秘書	
256	電話応接事務員	256	電話応接事務員	
257	総合事務員	257	総合事務員	
258	医療・介護事務員			
259	その他の一般事務の職業	259	その他の一般事務従事者	
<b>26</b>	<b>会計事務の職業</b>	<b>26</b>	<b>会計事務従事者</b>	
261	現金出納事務員	261	現金出納事務員	
262	銀行等窓口事務員	262	預・貯金窓口事務員	
263	経理事務員	263	経理事務員	
269	その他の会計事務の職業	269	その他の会計事務従事者	
<b>27</b>	<b>生産関連事務の職業</b>	<b>27</b>	<b>生産関連事務従事者</b>	
271	生産現場事務員	271	生産現場事務員	
272	出荷・受荷係事務員	272	出荷・受荷事務員	
<b>28</b>	<b>営業・販売関連事務の職業</b>	<b>28</b>	<b>営業・販売事務従事者</b>	項目名は異なるが、職務範囲は同一
281	営業・販売事務員	281	営業・販売事務員	
289	その他の営業・販売関連事務の職業	289	その他の営業・販売事務従事者	
<b>29</b>	<b>外勤事務の職業</b>	<b>29</b>	<b>外勤事務従事者</b>	
291	集金人	291	集金人	
292	訪問調査員	292	調査員	
299	その他の外勤事務の職業	299	その他の外勤事務従事者	
<b>30</b>	<b>運輸・郵便事務の職業</b>	<b>30</b>	<b>運輸・郵便事務従事者</b>	
301	旅客・貨物係事務員	301	旅客・貨物係事務員	
302	運行管理事務員	302	運行管理事務員	
303	郵便事務員	303	郵便事務員	
<b>31</b>	<b>事務用機器操作の職業</b>	<b>31</b>	<b>事務用機器操作員</b>	
311	パーソナルコンピュータ操作員	311	パーソナルコンピュータ操作員	
312	データ入力係員	312	データ・エントリ装置操作員	
312	コンピュータ操作員 (パーソナルコンピュータを除く)	313	電子計算機オペレーター (パーソナルコンピュータを除く)	項目名は異なるが、職務範囲は同一 項目名は異なるが、職務範囲は同一
319	その他の事務用機器操作の職業	319	その他の事務用機器操作員	
<b>D</b>	<b>販売の職業</b>	<b>D</b>	<b>販売従事者</b>	
<b>32</b>	<b>商品販売の職業</b>	<b>32</b>	<b>商品販売従事者</b>	
321	小売店主・店長	321	小売店主・店長	
322	卸売店主・店長	322	卸売店主・店長	
323	小売店販売員			
324	卸売・商品実演販売員			
325	商品訪問・移動販売員	323	販売店員	
326	再生资源回収・卸売人	324	商品訪問・移動販売従事者	
		325	再生资源回収・卸売従事者	日本標準職業分類の 323 と 324 に分割

厚生労働省編職業分類 (2011年改訂)		日本標準職業分類 (2009年改訂)		備考
327	商品仕入営業員	326	商品仕入外交員	
<b>33</b>	<b>販売類似の職業</b>	<b>33</b>	<b>販売類似職業従事者</b>	
331	不動産仲介・売買人	331	不動産仲介・売買人	
332	保険代理人、保険仲立人	332	保険代理・仲立人（ブローカー）	
333	有価証券売買・仲立人、金融仲立人	333	有価証券売買・仲立人、金融仲立人	
334	質屋店主・店員	334	質屋店主・店員	
339	その他の販売類似の職業	339	その他の販売類似職業従事者	
<b>34</b>	<b>営業の職業</b>	<b>34</b>	<b>営業職業従事者</b>	
341	飲食品販売営業員	341	食料品営業職業従事者	
342	化学品販売営業員（医薬品を除く）	342	化学品営業職業従事者	
343	医薬品営業員	343	医薬品営業職業従事者	
344	機械器具販売営業員	344	機械器具営業職業従事者（通信機械器具を除く）	
345	通信・情報システム営業員	345	通信・システム営業職業従事者	
346	金融・保険営業員	346	金融・保険営業職業従事者	
347	不動産営業員	347	不動産営業職業従事者	
349	その他の営業の職業	349	その他の営業職業従事者	
<b>E</b>	<b>サービス系の職業</b>	<b>E</b>	<b>サービス職業従事者</b>	
<b>35</b>	<b>家庭生活支援サービスの職業</b>	<b>35</b>	<b>家庭生活支援サービス職業従事者</b>	
351	家政婦（夫）、家事手伝い	351	家政婦（夫）、家事手伝い	
359	その他の家庭生活支援サービスの職業	359	その他の家庭生活支援サービス職業従事者	
<b>36</b>	<b>介護サービスの職業</b>	<b>36</b>	<b>介護サービスの職業従事者</b>	
361	施設介護員	361	介護職員（医療・福祉施設等）	
362	訪問介護職	362	訪問介護従事者	
<b>37</b>	<b>保健医療サービスの職業</b>	<b>37</b>	<b>保健医療サービスの職業従事者</b>	
371	看護助手	371	看護助手	
372	歯科助手	372	歯科助手	
379	その他の保健医療サービスの職業	379	その他の保健医療サービス職業従事者	
<b>38</b>	<b>生活衛生サービスの職業</b>	<b>38</b>	<b>生活衛生サービスの職業従事者</b>	
381	理容師	381	理容師	
382	美容師	382	美容師	
383	美容サービスの職	383	美容サービスの従事者（美容師を除く）	
384	浴場従事人	384	浴場従事者	
385	クリーニング職	385	クリーニング職	
389	その他の生活衛生サービスの職業	389	その他の生活衛生サービス職業従事者	
<b>39</b>	<b>飲食物調理の職業</b>	<b>39</b>	<b>飲食物調理従事者</b>	
391	調理人	391	調理人	
392	バーテンダー	392	バーテンダー	
<b>40</b>	<b>接客・給仕の職業</b>	<b>40</b>	<b>接客・給仕職業従事者</b>	
401	飲食店主・店長	401	飲食店主・店長	
402	旅館・ホテル支配人	402	旅館主・支配人	
403	飲食物給仕係	403	飲食物給仕従事者	
404	旅館・ホテル・乗物接客員	404	身の回り世話従事者	
405	接客社交係、芸者、ダンサー	405	接客社交従事者	
		406	芸者、ダンサー	

項目名は異なるが、職務範囲は同一

項目名は異なるが、職務範囲は同一  
日本標準職業分類の386と429の一部をあわせて雑分類項目として設定

項目名は異なるが、職務範囲は同一  
項目名は異なるが、職務範囲は同一  
日本標準職業分類の405と406を統合

厚生労働省編職業分類 (2011年改訂)		日本標準職業分類 (2009年改訂)		備考
406	娯楽場等接客員	407	娯楽場等接客員	
409	その他の接客・給仕の職業			日本標準職業分類の429に該当する職業の一部を雑分類項目として設定
<b>41</b>	<b>居住施設・ビル等の管理の職業</b>	<b>41</b>	<b>居住施設・ビル等管理人</b>	
411	マンション・アパート・下宿管理人	411	マンション・アパート・下宿管理人	
412	寄宿舎・寮管理人	412	寄宿舎・寮管理人	
413	ビル管理人	413	ビル管理人	
414	駐車場・駐輪場管理人	414	駐車場管理人	
419	その他の居住施設・ビル等の管理の職業			項目名は異なるが、職務範囲は同一 日本標準職業分類の429に該当する職業の一部を雑分類項目として設定
<b>42</b>	<b>その他のサービスの職業</b>	<b>42</b>	<b>その他のサービスの職業従事者</b>	
421	添乗員、観光案内人	421	旅行・観光案内人	
422	物品一時預り人	422	物品一時預り人	
423	物品貸貸人	423	物品貸貸人	
424	広告宣伝人	424	広告宣伝員	
425	葬儀師、火葬係	425	葬儀師、火葬作業員	
426	トリマー			
429	他に分類されないサービスの職業	429	他に分類されないサービス職業従事者	
<b>F</b>	<b>保安の職業</b>	<b>F</b>	<b>保安職業従事者</b>	
<b>43</b>	<b>自衛官</b>	<b>43</b>	<b>自衛官</b>	
431	自衛官	431	陸上自衛官	
		432	海上自衛官	
		433	航空自衛官	
		434	防衛大学校・防衛医科大学校学生	
<b>44</b>	<b>司法警察職員</b>	<b>44</b>	<b>司法警察職員</b>	
441	警察官	441	警察官	
442	海上保安官	442	海上保安官	
449	その他の司法警察職員	449	その他の司法警察職員	
<b>45</b>	<b>その他の保安の職業</b>	<b>45</b>	<b>その他の保安職業従事者</b>	
451	看守	451	看守	
452	消防員	452	消防員	
453	警備員	453	警備員	
459	他に分類されない保安の職業	459	他に分類されない保安職業従事者	
<b>G</b>	<b>農林漁業の職業</b>	<b>G</b>	<b>農林漁業従事者</b>	
<b>46</b>	<b>農業の職業</b>	<b>46</b>	<b>農業従事者</b>	
461	農耕作業員	461	農耕従事者	
462	養畜作業員	462	養畜従事者	
463	植木職、造園師	463	植木職、造園師	
469	その他の農業の職業	469	その他の農業従事者	
<b>47</b>	<b>林業の職業</b>	<b>47</b>	<b>林業従事者</b>	
471	育林作業員	471	育林従事者	
472	伐木・造材・集材作業員	472	伐木・造材・集材従事者	
479	その他の林業の職業	479	その他の林業従事者	
<b>48</b>	<b>漁業の職業</b>	<b>48</b>	<b>漁業従事者</b>	
481	漁労作業員	481	漁労従事者	
482	漁労船の船長・航海士・機関長・機関士	482	船長・航海士・機関長・機関士 (漁労船)	

厚生労働省編職業分類 (2011年改訂)		日本標準職業分類 (2009年改訂)		備考
483	海藻・貝類採取作業員	483	海藻・貝採取従事者	
484	水産養殖作業員	484	水産養殖従事者	
489	その他の漁業の職業	489	その他の漁業従事者	
<b>H</b>	<b>生産工程の職業</b>	<b>H</b>	<b>生産工程従事者</b>	該当する分野を括弧内に明記
<b>49</b>	<b>生産設備制御・監視の職業 (金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断)</b>	<b>49</b>	<b>生産設備制御・監視従事者 (金属製品)</b>	
491	製鉄・製鋼・非鉄金属製錬設備制御・監視員	491	製鉄・製鋼・非鉄金属製錬設備制御・監視員	
492	鑄造・鍛造設備制御・監視員	492	鑄物製造・鍛造設備制御・監視員	
493	金属工作設備制御・監視員	493	金属工作設備制御・監視員	
494	金属プレス設備制御・監視員	494	金属プレス設備制御・監視員	
495	鉄工・製缶設備制御・監視員	495	鉄工・製缶設備制御・監視員	
496	板金設備制御・監視員	496	板金設備制御・監視員	
497	めっき・金属研磨設備制御・監視員	497	金属彫刻・表面処理設備制御・監視員	
498	金属溶接・溶断設備制御・監視員	498	金属溶接・溶断設備制御・監視員	
499	その他の生産設備制御・監視の職業 (金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断)	499	その他の生産設備制御・監視従事者 (金属製品)	日本標準職業分類の「金属彫刻」は 499 に分類
<b>50</b>	<b>生産設備制御・監視の職業 (金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く)</b>	<b>50</b>	<b>生産設備制御・監視従事者 (金属製品を除く)</b>	該当する分野を括弧内に明記
501	化学製品生産設備制御・監視員	501	化学製品生産設備制御・監視員	
502	窯業・土石製品生産設備制御・監視員	502	窯業・土石製品生産設備制御・監視員	日本標準職業分類の「土石製品」は 509 に分類
503	食料品生産設備制御・監視員	503	食料品生産設備制御・監視員	
504	飲料・たばこ生産設備制御・監視員	504	飲料・たばこ生産設備制御・監視員	
505	紡織・衣服・繊維製品生産設備制御・監視員	505	紡織・衣服・繊維製品生産設備制御・監視員	
506	木製製品・パルプ・紙・紙製品生産設備制御・監視員	506	木・紙製品生産設備制御・監視員	項目名は異なるが、職務範囲は同一
507	印刷・製本設備制御・監視員	507	印刷・製本設備制御・監視員	
508	ゴム・プラスチック製品生産設備制御・監視員	508	ゴム・プラスチック製品生産設備制御・監視員	
509	その他の生産設備制御・監視の職業 (金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く)	509	その他の生産設備制御・監視作業従事者 (金属製品を除く)	項目名は異なるが、職務範囲は同一
<b>51</b>	<b>生産設備制御・監視の職業 (機械組立)</b>	<b>51</b>	<b>機械組立設備制御・監視従事者</b>	
511	一般機械器具組立設備制御・監視員	511	はん用・生産用・業務用機械器具組立設備制御・監視員	
512	電気機械器具組立設備制御・監視員	512	電気機械器具組立設備制御・監視員	
513	自動車組立設備制御・監視員	513	自動車組立設備制御・監視員	
514	輸送用機械器具組立設備制御・監視員 (自動車を除く)	514	輸送機械組立設備制御・監視員 (自動車を除く)	
515	計量計測機器・光学機械器具組立設備制御・監視員	515	計量計測機器・光学機械器具組立設備制御・監視員	
<b>52</b>	<b>金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断の職業</b>	<b>52</b>	<b>製品製造・加工処理従事者 (金属製品)</b>	該当する分野を項目名に明記
521	製鉄工・製鋼工	521	製鉄・製鋼・非鉄金属製錬従事者	日本標準職業分類の 521 を 521 と 522 に分割
522	非鉄金属製錬工			
523	鑄物製造工	522	鑄物製造・鍛造従事者	日本標準職業分類の 522 を 523 と 524 に分割
524	鍛造工			
525	金属熱処理工			日本標準職業分類の 529 から小分類独立

厚生労働省編職業分類 (2011年改訂)		日本標準職業分類 (2009年改訂)		備考
526	圧延工			日本標準職業分類の529から小分類独立
527	汎用金属工作機械工			日本標準職業分類の523を527と528に分割
528	数値制御金属工作機械工			
531	金属プレス工	金属工作機械作業従事者		
532	鉄工・製缶工	金属プレス従事者		
533	板金工	鉄工・製缶従事者		
534	めっき工・金属研磨工	板金従事者		
535	くぎ・ばね・金属織製品製造工	金属彫刻・表面処理従事者		日本標準職業分類の「金属彫刻」は539に分類
536	金属製品製造工	金属溶接・溶断従事者		日本標準職業分類の529から小分類独立
537	金属溶接・溶断工	その他の製品製造・加工処理従事者 (金属製品)		日本標準職業分類の529から小分類独立
539	その他の金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断の職業			
<b>54</b>	<b>製品製造・加工処理の職業 (金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く)</b>	<b>製品製造・加工処理従事者 (金属製品を除く)</b>		該当する製品を括弧内に明記
541	化学製品製造工	化学製品製造従事者		
542	窯業・土石製品製造工	窯業・土石製品製造従事者		日本標準職業分類の533を543～555に分割
543	精穀・製粉・調味食品製造工			
544	めん類製造工			
545	パン・菓子製造工			
546	豆腐・こんにやく・ふ製造工			
547	かん詰・びん詰・レトルト食品製造工			
548	乳・乳製品製造工			
551	食肉加工品製造工			
552	水産物加工工			
553	保存食品・冷凍加工食品製造工			
554	弁当・惣菜類製造工			
555	野菜つけ物工			
556	飲料・たばこ製造工	食料品製造従事者		
557	紡織工	飲料・たばこ製造従事者		日本標準職業分類の535を557と558に分割
558	衣服・繊維製品製造工			
561	木製製品製造工	紡織・衣服・繊維製品製造従事者		
562	パルプ・紙・紙製品製造工			日本標準職業分類の536を561と562に分割
563	印刷・製本作業員			
564	ゴム製品製造工	木・紙製品製造従事者		
565	プラスチック製品製造工	印刷・製本従事者		日本標準職業分類の538を564と565に分割
569	その他の製品製造・加工処理の職業 (金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く)	ゴム・プラスチック製品製造従事者 その他の製品製造・加工処理従事者 (金属製品を除く)		
<b>57</b>	<b>機械組立の職業</b>	<b>機械組立従事者</b>		
571	一般機械器具組立工	はん用・生産用・業務用機械器具組立従事者		日本標準職業分類の542を572～583に分割
572	電気機械組立工			
573	電気通信機械器具組立工			
574	電子応用機械器具組立工			

厚生労働省編職業分類 (2011年改訂)		日本標準職業分類 (2009年改訂)		備考
575	民生用電子・電気機械器具組立工			
576	半導体製品製造工			
577	電球・電子管組立工			
578	乾電池・蓄電池製造工			
581	被覆電線製造工			
582	束線工			
583	電子機器部品組立工			
584	自動車組立工			
585	輸送用機械器具組立工 (自動車を除く)			
586	計量計測機器組立工	542	電気機械器具組立従事者	
587	光学機械器具組立工	543	自動車組立従事者	
588	レンズ研磨工・加工工	544	輸送機械組立従事者 (自動車を除く)	日本標準職業分類の 545 を 586～591 に分割
591	時計組立工			
599	その他の機械組立の職業	545	計量計測機器・光学機械器具組立従事者	
<b>60</b>	<b>機械整備・修理の職業</b>	<b>55</b>	<b>機械整備・修理従事者</b>	
601	一般機械器具修理工	551	はん用・生産用・業務用機械器具整備・修理従事者	中分類 57 の雑分類項目として新設
602	電気機械器具修理工	552	電気機械器具整備・修理従事者	項目名は異なるが、職務範囲は同一
603	自動車整備工	553	自動車整備・修理従事者	
604	輸送用機械器具整備・修理工 (自動車を除く)	554	輸送機械整備・修理従事者 (自動車を除く)	
605	計量計測機器・光学機械器具修理工	555	計量計測機器・光学機械器具整備・修理従事者	
<b>61</b>	<b>製品検査の職業 (金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断)</b>	<b>56</b>	<b>製品検査従事者 (金属製品)</b>	該当する製品を括弧内に明記
611	金属材料検査工	561	金属材料検査従事者	
612	金属加工・溶接検査工	562	金属加工・溶接・溶断検査従事者	項目名は異なるが、職務範囲は同一
<b>62</b>	<b>製品検査の職業 (金属材料製造・金属加工、金属溶接・溶断を除く)</b>	<b>57</b>	<b>製品検査従事者 (金属製品を除く)</b>	該当する製品を括弧内に明記
621	化学製品検査工	571	化学製品検査従事者	
622	窯業製品検査工	572	窯業・土石製品検査従事者	日本標準職業分類の「土石製品」は 629 に分類
623	食料品検査工	573	食料品検査従事者	
624	飲料・たばこ検査工	574	飲料・たばこ検査従事者	
625	紡織・衣服・繊維製品検査工	575	紡織・衣服・繊維製品検査従事者	
626	木製製品・パルプ・紙・紙製品検査工	576	木・紙製品検査従事者	
627	印刷・製本検査工	577	印刷・製本検査従事者	項目名は異なるが、職務範囲は同一
628	ゴム・プラスチック製品検査工	578	ゴム・プラスチック製品検査従事者	
629	その他の製品検査の職業 (金属材料製造・金属加工、金属溶接・溶断を除く)	579	その他の製品検査従事者 (金属製品を除く)	
<b>63</b>	<b>機械検査の職業</b>	<b>58</b>	<b>機械検査従事者</b>	
631	一般機械器具検査工	581	はん用・生産用・業務用機械器具検査従事者	項目名は異なるが、職務範囲は同一
632	電気機械器具検査工	582	電気機械器具検査従事者	
633	自動車検査工	583	自動車検査従事者	
634	輸送用機械器具検査工 (自動車を除く)	584	輸送機械検査従事者 (自動車を除く)	
635	計量計測機器・光学機械器具検査工	585	計量計測機器・光学機械器具検査従事者	
<b>64</b>	<b>生産関連・生産類似の職業</b>	<b>59</b>	<b>生産関連・生産類似作業従事者</b>	
641	塗装工			日本標準職業分類の 591 を 641～644 に分割
642	画工・看板制作工			

厚生労働省編職業分類 (2011年改訂)		日本標準職業分類 (2009年改訂)		備考
643	製図工			
644	パタンナー			
649	その他の生産関連・生産類似の職業	591 生産関連作業従事者 592 生産類似作業従事者		項目名は異なるが、職務範囲は同一
<b>I</b>	<b>輸送・機械運転の職業</b>	<b>I</b>	<b>輸送・機械運転従事者</b>	
<b>65</b>	<b>鉄道運転の職業</b>	<b>60</b>	<b>鉄道運転従事者</b>	
651	電車運転士	601	電車運転士	
659	その他の鉄道運転の職業	609	その他の鉄道運転従事者	
<b>66</b>	<b>自動車運転の職業</b>	<b>61</b>	<b>自動車運転従事者</b>	
661	バス運転手	611	バス運転者	
662	乗用自動車運転手	612	乗用自動車運転者	
663	貨物自動車運転手	613	貨物自動車運転者	
669	その他の自動車運転の職業	619	その他の自動車運転者	
<b>67</b>	<b>船舶・航空機運転の職業</b>	<b>62</b>	<b>船舶・航空機運転従事者</b>	
671	船長（漁労船を除く）	621	船長（漁労船を除く）	
672	航海士・運航士（漁労船を除く）、水先人	622	航海士・運航士（漁労船を除く）、水先人	
673	船舶機関長・機関士（漁労船を除く）	623	船舶機関長・機関士（漁労船を除く）	
674	航空機操縦士	624	航空機操縦士	
<b>68</b>	<b>その他の輸送の職業</b>	<b>63</b>	<b>その他の輸送従事者</b>	
681	車掌	631	車掌	
682	駅構内係	632	鉄道輸送関連業務従事者	項目名は異なるが、職務範囲は同一 日本標準職業分類の633と634を統合
683	甲板員、船舶機関員	633 甲板員、船舶技士 634 船舶機関員		
684	フォークリフト運転作業員	639	他に分類されない運輸従事者	日本標準職業分類の639から小分類独立
689	他に分類されない輸送の職業			
<b>69</b>	<b>建設・建設機械運転の職業</b>	<b>64</b>	<b>建設・建設機械運転従事者</b>	
691	発電員、変電員	641	発電員、変電員	
692	ボイラー・オペレーター	642	ボイラー・オペレーター	
693	クレーン・巻上機運転工	643	クレーン・ウインチ運転従事者	
694	ポンプ・送風機・圧縮機運転工	644	ポンプ・ブロワー・コンプレッサー運転従事者	
695	建設機械運転工	645	建設・さく井機械運転従事者	項目名は異なるが、職務範囲は同一 項目名は異なるが、職務範囲は同一 項目名は異なるが、職務範囲は同一 日本標準職業分類の649から小分類独立 日本標準職業分類の646は699に分類
696	玉掛作業員			
697	ビル設備管理員			
699	その他の設置・建設機械運転の職業	646 採油・天然ガス採取機械運転従事者 649 その他の設置・建設機械運転従事者		
<b>J</b>	<b>建設・採掘の職業</b>	<b>J</b>	<b>建設・採掘従事者</b>	
<b>70</b>	<b>建設躯体工事の職業</b>	<b>65</b>	<b>建設躯体工事従事者</b>	
701	型枠大工	651	型枠大工	
702	とび工	652	とび職	
703	鉄筋工	653	鉄筋作業従事者	
<b>71</b>	<b>建設の職業（建設躯体工事の職業を除く）</b>	<b>66</b>	<b>建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）</b>	
711	大工	661	大工	
712	ブロック積工、タイル張工	662	ブロック積・タイル張従事者	
713	屋根ふき工	663	屋根ふき従事者	
714	左官	664	左官	
715	畳工	665	畳職	

厚生労働省編職業分類 (2011年改訂)		日本標準職業分類 (2009年改訂)		備考
716	配管工	666	配管従事者	日本標準職業分類の669から小分類独立 日本標準職業分類の669から小分類独立
717	内装工			
718	防水工			
719	その他の建設の職業	669	その他の建設従事者	
<b>72</b>	<b>電気工事の職業</b>	<b>67</b>	<b>電気工事従事者</b>	項目名は異なるが、職務範囲は同一
721	送電線架線・敷設作業員	671	送電線架線・敷設従事者	
722	配電線架線・敷設作業員	672	配電線架線・敷設従事者	
723	通信線架線・敷設作業員	673	通信線架線・敷設従事者	
724	電気通信設備作業員	674	電気通信設備工事従事者	
725	電気工事作業員	679	その他の電気工事従事者	項目名は異なるが、職務範囲は同一
<b>73</b>	<b>土木の職業</b>	<b>68</b>	<b>土木作業従事者</b>	
731	土木作業員	681	土木従事者	
732	鉄道線路工事作業員	682	鉄道線路工事従事者	
733	ダム・トンネル掘削作業員	683	ダム・トンネル掘削従事者	
<b>74</b>	<b>採掘の職業</b>	<b>69</b>	<b>採掘従事者</b>	
741	採鉱員	691	採鉱員	
742	石切出作業員	692	石切出従事者	
743	じやり・砂・粘土採取作業員	693	砂利・砂・粘土採取従事者	
749	その他の採掘の職業	699	その他の採掘従事者	
<b>K</b>	<b>運搬・清掃・包装等の職業</b>	<b>K</b>	<b>運搬・清掃・包装等従事者</b>	
<b>75</b>	<b>運搬の職業</b>	<b>70</b>	<b>運搬従事者</b>	項目名は異なるが、職務範囲は同一 項目名は異なるが、職務範囲は同一
751	郵便集配員、電報配達員	701	郵便・電報外務員	
752	港湾荷役作業員	702	船内・沿岸荷役従事者	
753	陸上荷役・運搬作業員	703	陸上荷役・運搬従事者	
754	倉庫作業員	704	倉庫作業従事者	
755	配達員	705	配達員	
756	荷造作業員	706	荷造従事者	
<b>76</b>	<b>清掃の職業</b>	<b>71</b>	<b>清掃従事者</b>	
761	ビル・建物清掃員	711	ビル・建物清掃員	
762	ハウスクリーニング作業員	712	ハウスクリーニング職	
763	道路・公園清掃員	713	道路・公園清掃員	
764	ごみ収集・し尿汲取作業員	714	ごみ・し尿処理従事者	
765	産業廃棄物収集作業員	715	産業廃棄物処理従事者	項目名は異なるが、職務範囲は同一 項目名は異なるが、職務範囲は同一
769	その他の清掃の職業	719	その他の清掃従事者	
<b>77</b>	<b>包装の職業</b>	<b>72</b>	<b>包装従事者</b>	
771	製品包装作業員			
779	その他の包装の職業			日本標準職業分類の721を771と779に分割
<b>78</b>	<b>その他の運搬・清掃・包装等の職業</b>	<b>73</b>	<b>その他の運搬・清掃・包装等従事者</b>	
781	選別作業員	721	包装従事者	
782	軽作業員			日本標準職業分類の739を781、782、789に分割
789	他に分類されない運搬・清掃・包装等の職業	739	その他の運搬・清掃・包装等従事者	

(注) 細分類は日本標準職業分類には設定されていないため省略している。



## 改訂作業関係者

### 職業分類研究会委員（2007年度）

座長	岡本英雄	上智大学総合人間科学部教授
	河邊彰男	社団法人 日本人材派遣協会事務局次長
	清原忠夫	厚生労働省職業安定局総務課首席職業指導官室中央職業指導官
	小泉南男	社団法人 全国求人情報協会常務理事
	佐藤健志	日本商工会議所産業政策部課長
	佐藤弘実	厚生労働省職業安定局需給調整事業課課長補佐
	白石絹子	社団法人 全国民営職業紹介事業協会監事
	鈴木 徹	厚生労働省職業安定局総務課首席職業指導官室次席職業指導官
	長山直樹	厚生労働省職業安定局雇用政策課中央雇用計画官（2007年6月まで）
	野部明敬	社団法人 日本人材紹介事業協会専務理事
	蒔苗浩司	厚生労働省職業安定局雇用政策課課長補佐（2007年8月から）
	横山南人	労働者供給事業関連労働組合協議会事務局長
	（事務局）	
	西澤 弘	労働政策研究・研修機構主任研究員

### 職業分類改訂委員会委員（2008年度）

	石田茂雄	厚生労働省職業安定局首席職業指導官室次席職業指導官
座長	岡本英雄	上智大学教授
	河邊彰男	社団法人 日本人材派遣協会事務局次長
	久保村達也	厚生労働省職業安定局首席職業指導官室中央職業指導官
	小泉南男	社団法人 全国求人情報協会常務理事（2008年8月まで）
	佐藤健志	日本商工会議所産業政策部副部長
	白石絹子	社団法人 全国民営職業紹介事業協会監事
	手計高志	厚生労働省職業安定局雇用政策課中央労働市場情報官
	中村建策	社団法人 全国求人情報協会常務理事（2008年9月から）
	野部明敬	社団法人 日本人材紹介事業協会専務理事
	待鳥浩二	厚生労働省職業安定局需給調整事業課課長補佐
	横山南人	労働者供給事業関連労働組合協議会事務局長
	（事務局）	
	西澤 弘	労働政策研究・研修機構主任研究員
	石井和広	労働政策研究・研修機構主任調査員補佐
	遠藤 彰	労働政策研究・研修機構主任調査員補佐

## 職業分類改訂委員会委員（2009年度）

石田茂雄	厚生労働省職業安定局首席職業指導官室次席職業指導官（2009年9月まで）
座長 岡本英雄	上智大学総合人間科学部教授
小野寺義直	厚生労働省職業安定局需給調整事業課長補佐（2009年7月から）
河邊彰男	社団法人 日本人材派遣協会事務局次長
久保村達也	厚生労働省職業安定局首席職業指導官室中央職業指導官（2009年6月まで）
近藤麻生子	厚生労働省職業安定局首席職業指導官室中央職業指導官（2009年7月から）
佐藤健志	日本商工会議所産業政策第二部副部長
白石絹子	社団法人 全国民営職業紹介事業協会監事
武井重起夫	厚生労働省職業安定局雇用政策課中央労働市場情報官（2009年7月から）
手計高志	厚生労働省職業安定局雇用政策課中央労働市場情報官（2009年6月まで）
中村建策	社団法人 全国求人情報協会常務理事
新田峰雄	厚生労働省職業安定局首席職業指導官室次席職業指導官（2009年10月から）
野部明敬	社団法人 日本人材紹介事業協会専務理事
待鳥浩二	厚生労働省職業安定局需給調整事業課長補佐（2009年6月まで）
横山南人	労働者供給事業関連労働組合協議会事務局長
（事務局）	
西澤 弘	労働政策研究・研修機構主任研究員
石井和広	労働政策研究・研修機構主任調査員補佐
遠藤 彰	労働政策研究・研修機構主任調査員補佐

---

JILPT 資料シリーズ No.101

職業分類の改訂記録 ― 厚生労働省編職業分類の2011年改訂 ―

発行年月日 2012年3月16日

編集・発行 独立行政法人 労働政策研究・研修機構

〒177-8502 東京都練馬区上石神井 4-8-23

(照会先) 研究調整部研究調整課 TEL:03-5991-5104

印刷・製本 有限会社 太平印刷

---

©2012 JILPT

Printed in Japan

\* 資料シリーズ全文はホームページで提供しております。(URL:<http://www.jil.go.jp/>)